

この報告及び文章は、別表のとおり、環境基本法（平成5年法律第91号）第12条第1項及び第2項、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第14条第1項及び第2項並びに生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第10条第1項及び第2項の規定に基づき、国会に提出するものである。

(別表)

	資料中の該当部分
環境基本法第12条第1項の規定に基づく令和7年度の環境の状況	令和7年度環境の状況／令和7年度循環型社会の形成の状況／令和7年度生物の多様性の状況中第1部並びに第2部第1章、第4章、第5章及び第6章
環境基本法第12条第2項の規定に基づく令和8年度の環境の保全に関する施策	令和8年度環境の保全に関する施策／令和8年度循環型社会の形成に関する施策／令和8年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策中第1章、第4章、第5章及び第6章
循環型社会形成推進基本法第14条第1項の規定に基づく令和7年度の循環型社会の形成の状況	令和7年度環境の状況／令和7年度循環型社会の形成の状況／令和7年度生物の多様性の状況中第2部第3章
循環型社会形成推進基本法第14条第2項の規定に基づく令和8年度の循環型社会の形成に関する施策	令和8年度環境の保全に関する施策／令和8年度循環型社会の形成に関する施策／令和8年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策中第3章
生物多様性基本法第10条第1項の規定に基づく令和7年度の生物の多様性の状況	令和7年度環境の状況／令和7年度循環型社会の形成の状況／令和7年度生物の多様性の状況中第2部第2章
生物多様性基本法第10条第2項の規定に基づく令和8年度の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策	令和8年度環境の保全に関する施策／令和8年度循環型社会の形成に関する施策／令和8年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策中第2章

凡例

- ◆ 年（年度）の表記は、原則として西暦を使用し、公的文書の引用等の場合は和暦を使用しています。
- ◆ 「年」とあるものは暦年（1月から12月）を、「年度」とあるものは会計年度（4月から翌年3月）を指しています。
- ◆ 単位の繰上げは、原則として、四捨五入によっています。単位の繰上げにより、内数の数値の合計と、合計欄の数値が一致しないことがあります。
- ◆ 構成比（％）についても、単位の繰上げのため合計が100とならない場合があります。
- ◆ 本白書に記載した地図は、我が国の領土を網羅的に記したものではありません。
- ◆ 原典が外国語で記されている資料については、環境省仮訳が含まれます。
- ◆ 企業名については、原則として「株式会社」の記述を省略しています。

○本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へリサイクルできます。

目次

令和7年度	環境の状況
令和7年度	循環型社会の形成の状況
令和7年度	生物の多様性の状況

第1部 循環経済(サーキュラーエコノミー)で日本列島を強く豊かに

第1章	循環経済への移行加速化に向けたこれまでの経緯と背景	2
第1節	循環経済について	2
第2節	国家戦略としての循環経済への移行	3
第2章	循環経済を巡る世界・我が国の状況	4
第1節	循環経済を巡る世界の状況	4
第2節	循環経済を巡る我が国の状況	4
第3章	循環経済への移行に向けた取組	5
第4章	循環経済行動計画に基づく今後の我が国の循環経済ビジョン	7
第1節	再生資源供給サプライチェーンの強靱化 ^{じん} (重要鉱物、金属資源等)	7
1	再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成	9
2	動静脈連携(製造業と資源循環産業)による産業競争力強化	9
3	循環資源の海外流出の抑制	10
4	一般消費者等の再生材の受容性向上と需要拡大に向けた環境整備	11
5	社会的課題への対応	11
第2節	日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構築	14
第3節	地域循環資源の徹底活用による地域活性化、資源循環分野の国際ルール形成、国民運動	14

第2部 各分野の施策等に関する報告

第1章	地球環境の保全	16
第1節	地球温暖化対策	16
1	問題の概要と国際的枠組みの下での取組	16
2	科学的知見の充実のための対策・施策	18
3	持続可能な社会を目指した脱炭素社会の提示	20
4	グリーントランスフォーメーション(GX)の実現に向けて	20
5	エネルギー起源CO ₂ の排出削減対策	21
6	エネルギー起源CO ₂ 以外の温室効果ガスの排出削減対策	26
7	森林等の吸収源対策、バイオマス等の活用	27
8	国際的な地球温暖化対策への貢献	28
9	横断的施策	30

10	公的機関における取組	33
第2節	気候変動の影響への適応の推進	34
1	気候変動の影響等に関する科学的知見の集積	34
2	国における適応の取組の推進	35
3	地域等における適応の取組の推進	36
第3節	オゾン層保護対策等	37

第2章 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組 39

第1節	昆明・モンリオール生物多様性枠組及び生物多様性国家戦略 2023-2030 の実施	39
第2節	生物多様性の主流化に向けた取組の強化	40
1	多様な主体の参画	40
2	ネイチャーポジティブ経済の実現	41
3	自然とのふれあいの推進	42
第3節	生物多様性保全と持続可能な利用の観点から見た国土の保全管理	45
1	生態系ネットワークの形成	45
2	重要地域の保全	46
3	自然再生	49
4	里地里山の保全活用	49
5	都市の生物多様性の確保	50
6	30by30 目標の達成に向けた取組	50
7	民間等による場所に紐付いた活動の促進	51
8	生物多様性の「見える化」	52
9	生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）等の自然を活用した解決策（NbS）の推進	53
第4節	海洋における生物多様性の保全	53
1	沿岸・海洋域の保全	53
2	水産資源の保存管理	53
3	海岸環境の整備	53
4	港湾及び漁港・漁場における環境の整備	53
5	海洋汚染への対策	54
第5節	野生生物の適切な保護管理と外来種対策の強化等	54
1	絶滅のおそれのある種の保存	54
2	野生鳥獣の保護管理	56
3	外来種対策	59
4	遺伝子組換え生物対策	61
5	動物の愛護及び適正な管理	61
第6節	持続可能な利用	62
1	環境と調和のとれた食料システムの確立	62
2	エコツーリズムの推進	63
3	遺伝資源へのアクセスと利益配分	64
第7節	国際的取組	64
1	生物多様性に関する世界目標の達成に向けた貢献	64
2	生物多様性及び生態系サービスに関する科学と政策のインターフェースの強化	64
3	二次的自然環境における生物多様性の保全と持続可能な利用・管理の促進	65
4	アジア保護地域パートナーシップの推進	65
5	森林の保全と持続可能な森林経営及び木材利用の推進	65

6	砂漠化対策の推進	66
7	南極地域の環境の保護	66
8	サンゴ礁の保全	66
9	東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ (EAAFP) の活動推進	67
10	生物多様性関連諸条約の実施	67
第8節	生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた基礎整備	68
1	自然環境データの整備・提供	68
2	放射線による野生動植物への影響の把握	69
3	生物多様性及び生態系サービスの総合評価	69

第3章 循環型社会の形成

71

第1節	廃棄物等の発生、循環的な利用及び処分の現状	71
1	我が国における循環型社会	71
2	一般廃棄物	77
3	産業廃棄物	77
4	廃棄物関連情報	78
第2節	循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり	80
第3節	資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環	81
1	プラスチック・廃油	82
2	バイオマス（食品、木など）	83
3	ベースメタルやレアメタル等の金属	84
4	土石・建設材料、建築物	84
5	家電・自動車・小型家電	85
6	地球温暖化対策等により新たに普及した製品や素材	85
7	繊維製品（ファッション）	85
第4節	多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現	86
1	地域の循環システムづくり	86
2	循環システムづくりを支える広域的取組	87
3	廃棄物により汚染された地域環境の再生	87
第5節	資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行	87
1	技術開発、情報基盤、各主体間連携、人材育成の強化	87
2	災害廃棄物処理体制の構築及び着実な処理	90
3	適正処理の更なる推進	90
4	東日本大震災からの環境再生	95
第6節	適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進	96
1	国際的な循環政策形成及び国内外一体的な循環政策の推進	96
2	適正な国際資源循環体制の構築	96
3	我が国の循環産業の国際展開の推進と途上国の循環インフラ整備の促進	98
第7節	原子力災害からの環境再生の推進	99
1	放射性物質に汚染された土壌等の除染等の措置等	99
2	福島県外最終処分に向けた取組	102
3	放射性物質に汚染された廃棄物の処理	103
4	帰還困難区域の復興・再生に向けた取組	104
5	復興の新たなステージに向けた未来志向の取組	105

第4章 水環境、土壌環境、海洋環境、大気環境の保全・再生に関する取組 107

第1節	健全な水循環の維持・回復	107
1	流域における取組	107
2	森林、農村等における取組	107
3	水環境に親しむ基盤づくり	107
第2節	水環境の保全	108
1	環境基準等の設定、排水管理の実施等	108
2	地下水・地盤環境	110
3	水道の水質・衛生	111
4	湖沼	112
5	閉鎖性海域	113
6	アジアにおける水環境保全の推進	115
第3節	土壌環境の保全	115
1	土壌環境の現状	115
2	環境基準等の見直し	115
3	市街地等の土壌汚染対策	116
4	農用地の土壌汚染対策	116
第4節	海洋環境の保全	116
1	海洋ごみ対策	116
2	海洋汚染の防止等	118
3	海洋環境に関するモニタリング・調査研究の推進	118
第5節	大気環境の保全	120
1	大気環境の現状	120
2	窒素酸化物・光化学オキシダント・PM _{2.5} 等に係る対策	121
3	多様な有害物質による健康影響の防止	124
4	地域の生活環境保全に関する取組	125
5	アジアにおける大気汚染対策	127
第6節	媒体横断的な対策	128
第7節	良好な環境の創出	128
第8節	水環境、土壌環境、海洋環境、大気環境の保全・再生に係る基盤的取組	130
1	デジタル技術の活用等による環境管理	130
2	分析技術の開発や精度管理	130
3	災害対応	130

第5章 包括的な化学物質対策に関する取組 131

第1節	ライフサイクル全体を通じた化学物質管理のための法的枠組み、 制度的メカニズム及び能力構築	131
1	化学物質の環境中の残留実態の現状	131
2	化学物質の環境リスクの管理	132
3	ダイオキシン類問題への取組	132
4	農薬のリスク対策	133
第2節	情報に基づく意思決定と行動を支援する知識・データ・情報が作成され 利用が可能となりアクセスできる状態の確保	133
1	包括的なデータ・情報の共有促進、生成・公開及び教育、研修、意識啓発	133

2	リスク評価、廃棄物管理の指針、最良の慣行、標準化ツールの整備等	134
3	ばく露モニタリング	134
4	子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）の推進	135
第3節	懸念問題への対応	135
第4節	製品のバリューチェーンにおいて、より安全な代替品と 革新的で持続可能な解決策の整備を通じた環境リスクの予防・最小化	136
第5節	効果的な資源動員、パートナーシップ、協力、キャパシティビルディング及び 関連する意思決定プロセスへの統合を通じた実施の強化	136
1	国際的な化学物質管理の枠組み	136
2	国連の活動	136
3	水銀に関する水俣条約	137
4	OECDの活動	137
5	諸外国の化学物質規制の動向を踏まえた取組	138
第6節	負の遺産への対応等	138
1	個別地域の事案	138
2	毒ガス情報センター	139

第6章 各種施策の基盤となる施策及び国際的取組に係る施策 140

第1節	政府の総合的な取組	140
1	環境基本計画	140
2	環境保全経費	140
3	予防的な取組方法の考え方に基づく環境施策の推進	140
4	SDGsに関する取組の推進	140
第2節	グリーンな経済システムの構築	143
1	企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化	143
2	金融を通じたグリーンな経済システムの構築	145
3	グリーンな経済システムの基盤となる税制	148
第3節	技術開発、調査研究、監視・観測等の充実等	149
1	科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装の施策	149
2	官民における監視・観測等の効果的な実施	154
3	技術開発などに際しての環境配慮等	156
第4節	国際的取組に係る施策	156
1	地球環境保全等に関する国際協力の推進	156
第5節	地域づくり・人づくりの推進	169
1	環境を軸とした地域づくりの推進	169
2	多様な主体の参加による国土管理の推進	174
3	持続可能な地域づくりのための地域資源の活用と地域間の交流等の促進	175
4	環境教育、ESD 及び協働取組の推進	176
第6節	環境情報の整備と提供・広報の充実	178
1	EBPM 推進のための環境情報の整備	178
2	利用者ニーズに応じた情報の提供	178
3	利用可能な最良の客観的な証拠に基づく政策立案の実施	178
第7節	環境影響評価	179
1	環境影響評価制度の在り方に関する検討	179
2	質の高い適切な環境影響評価制度の施行に資する取組の展開	179

第8節	環境保健対策-----	180
1	リスクコミュニケーションを通じた放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策 -----	180
2	健康被害の補償・救済及び予防 -----	182
第9節	公害紛争処理等及び環境犯罪対策-----	186
1	公害紛争処理等 -----	186
2	環境犯罪対策-----	187

第1章 地球環境の保全

191

第1節 地球温暖化対策	191
1 研究の推進、監視・観測体制の強化による科学的知見の充実	191
2 持続可能な社会を目指した脱炭素社会の姿の提示	191
3 グリーントランスフォーメーション（GX）の実現に向けて	191
4 エネルギー起源CO ₂ の排出削減対策	192
5 エネルギー起源CO ₂ 以外の温室効果ガスの排出削減対策	194
6 森林等の吸収源対策、バイオマス等の活用	194
7 国際的な地球温暖化対策への貢献	194
8 横断的施策	194
9 公的機関における取組	195
第2節 気候変動の影響への適応の推進	196
第3節 オゾン層保護対策等	196

第2章 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組

197

第1節 生物多様性の主流化に向けた取組の強化	197
1 多様な主体の参画	197
2 ネイチャーポジティブ経済の実現	197
3 自然とのふれあいの推進	197
第2節 生物多様性保全と持続可能な利用の観点から見た国土の保全管理	198
1 生態系ネットワークの形成	198
2 重要地域の保全	198
3 自然再生	200
4 里地里山の保全活用	200
5 都市の生物多様性の確保	200
6 30by30目標の達成に向けた取組	200
7 民間等による場所に紐付いた活動の促進	201
8 生物多様性の状況の「見える化」	201
9 生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）等の自然を活用した解決策（NbS）の推進	201
第3節 海洋における生物多様性の保全	202
第4節 野生生物の適切な保護管理と外来種対策の強化等	202
1 絶滅のおそれのある種の保全	202
2 野生鳥獣の保護管理	202
3 外来種対策	203
4 遺伝子組換え生物対策	203
5 動物の愛護及び適正な管理	203
第5節 持続可能な利用	203
1 環境と調和のとれた食料システムの確立	203
2 エコツーリズムの推進	204

3	遺伝資源へのアクセスと利益配分	204
第6節	国際的取組	205
1	生物多様性の保全に関する世界目標の達成に向けた貢献	205
2	生物多様性及び生態系サービスに関する科学と政策のインターフェースの強化	205
3	二次的自然環境における生物多様性の保全と持続可能な利用・管理の促進	205
4	アジア保護地域パートナーシップの推進	205
5	森林の保全と持続可能な森林経営及び木材利用の推進	205
6	砂漠化対策の推進	205
7	南極地域の環境の保護	206
8	サンゴ礁の保全	206
9	東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ(EAAFP)の活動推進	206
10	生物多様性関連諸条約の実施	206
第7節	生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた基盤整備	207
1	自然環境データの整備・提供	207
2	放射線による野生動植物への影響の把握	207
3	生物多様性及び生態系サービスの総合評価	207

第3章 循環型社会の形成

209

第1節	循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり	209
第2節	資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環	209
第3節	多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現	210
1	地域の循環システムづくり	210
2	循環システムづくりを支える広域的取組	211
3	廃棄物により汚染された地域環境の再生	211
第4節	資源循環・廃棄物管理基盤の強 ^{じん} 靱化と着実な適正処理・環境再生の実行	211
1	技術開発、情報基盤、各主体間連携、人材育成の強化	211
2	災害廃棄物処理体制の構築及び着実な処理	212
3	適正処理の更なる推進	212
4	東日本大震災からの環境再生	212
第5節	適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進	213
1	国際的な循環政策形成及び国内外一体的な循環政策の推進	213
2	適正な国際資源循環体制の構築	213
3	我が国の循環産業の国際展開の推進と途上国の循環インフラ整備の促進	213
第6節	原子力災害からの環境再生の推進	214
1	放射性物質に汚染された土壌等の除染等の措置等	214
2	福島県外最終処分に向けた取組	214
3	放射性物質に汚染された廃棄物の処理	214
4	帰還困難区域の復興・再生に向けた取組	214
5	放射性物質による環境汚染対策についての検討	215

第4章 水環境、土壌環境、海洋環境、大気環境の保全・再生に関する取組 217

第1節	健全な水循環の維持・回復	217
第2節	水環境の保全	217
1	環境基準等の設定、排水管理の実施等	217
2	地下水・地盤環境	218

3	水道の水質・衛生	218
4	湖沼	218
5	閉鎖性海域	218
6	アジアにおける水環境保全の推進	219
第3節	土壌環境の保全	219
第4節	海洋環境の保全	219
1	海洋ごみ対策	219
2	海洋汚染の防止等	220
3	海洋環境に関するモニタリング・調査研究の推進	220
第5節	大気環境の保全	220
1	窒素酸化物・光化学オキシダント・PM _{2.5} 等に係る対策	220
2	多様な有害物質による健康影響の防止	221
3	地域の生活環境保全に関する取組	222
4	アジアにおける大気汚染対策	223
第6節	媒体横断的な対策	223
第7節	良好な環境の創出	223
第8節	水環境、土壌環境、海洋環境、大気環境の保全・再生に係る基盤的取組	224
1	デジタル技術の活用等による環境管理	224
2	分析技術の開発や精度管理	224
3	災害対応	224

第5章 包括的な化学物質対策に関する取組

225

第1節	ライフサイクル全体を通じた化学物質管理のための法的枠組み、 制度的メカニズム及び能力構築	225
第2節	情報に基づく意思決定と行動を支援する知識・データ・情報が作成され 利用が可能となりアクセスできる状態の確保	226
1	包括的なデータ・情報の共有促進、生成・公開及び教育、研修、意識啓発	226
2	リスク評価、廃棄物管理の指針、最良の慣行、標準化ツールの整備等	226
3	ばく露モニタリング	227
4	子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）の推進	227
第3節	懸念課題への対応	227
第4節	製品のバリューチェーンにおいて、より安全な代替品と 革新的で持続可能な解決策の整備を通じた環境リスクの予防・最小化	228
第5節	効果的な資源動員、パートナーシップ、協力、キャパシティビルディング及び 関連する意思決定プロセスへの統合を通じた実施の強化	229
第6節	負の遺産への対応等	229

第6章 各種施策の基盤となる施策及び国際的取組に係る施策

230

第1節	政府の総合的な取組	230
1	環境基本計画	230
2	環境保全経費	230
第2節	グリーンな経済システムの構築	230
1	企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化	230
2	金融を通じたグリーンな経済システムの構築	230
3	グリーンな経済システムの基盤となる税制	231

第3節	技術開発、調査研究、監視・観測等の充実等-----	231
1	科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装の施策-----	231
2	官民における監視・観測等の効果的な実施-----	233
3	技術開発などに際しての環境配慮等-----	233
第4節	国際的取組に係る施策-----	234
1	地球環境保全等に関する国際協力の推進-----	234
第5節	地域づくり・人づくりの推進-----	235
1	環境を軸とした地域づくりの推進-----	235
2	多様な主体の参加による国土管理の推進-----	236
3	持続可能な地域づくりのための地域資源の活用と地域間の交流等の促進-----	237
4	環境教育・ESD及び協働取組の推進-----	239
第6節	環境情報の整備と提供・広報の充実-----	240
1	EBPM推進のための環境情報の整備-----	240
2	利用者ニーズに応じた情報の提供-----	240
3	利用可能な最良の客観的な証拠に基づく政策立案の実施-----	240
第7節	環境影響評価-----	241
1	環境影響評価制度の在り方に関する検討-----	241
2	質の高い適切な環境影響評価制度の施行に資する取組の展開-----	241
第8節	環境保健対策-----	241
1	リスクコミュニケーションを通じた放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策-----	241
2	健康被害の補償・救済及び予防-----	241
第9節	公害紛争処理等及び環境犯罪対策-----	242
1	公害紛争処理等-----	242
2	環境犯罪対策-----	242

コラム・事例

コラム	次世代型太陽電池って何？ペロブスカイトって何？	23
コラム	生物多様性見える化システムの活用について	52
コラム	2025年度のクマ被害状況と被害防止のためのお願い	58
事例	クビアカツヤカミキリによる被害の状況と対策事例	60
コラム	生物多様性及び生態系サービスに関する総合評価2028（JBO4：Japan Biodiversity Outlook 4） に向けた中間提言の公表について	70
事例	資源循環自治体フォーラム	81
事例	環境省・経済産業省・経団連による、循環経済促進に向けた対話や情報共有等の取組/ J4CE創設5周年の節目の報告	82
事例	アジアで広がる循環経済・社会のネットワーク	99
コラム	PFASハンドブック	112
コラム	世界湖沼の日の制定と世界湖沼会議などによる国内外への発信	113
コラム	良好な環境の保全活用による地域のウェルビーイングの向上	129
コラム	2025年日本国際博覧会	142
事例	環境スタートアップ大賞環境大臣賞（Eサーモジェンテック）	153
事例	第7回国連環境総会（UNEA7）で採択されたシナジー決議について	158
事例	アジア太平洋シナジーレポート シナジーの現場実装に向けて	158
事例	中間支援を通じた地域循環共生圏づくり	171
事例	能登半島地震を踏まえた災害レジリエンス強化・被災地の復興加速を軸とした 脱炭素先行地域づくり（石川県）	173
事例	「投資事業有限責任組合しんきん脱炭素応援ファンド」について	173

令和7年度 環境の状況
令和7年度 循環型社会の形成の状況
令和7年度 生物の多様性の状況

第1部 循環経済（サーキュラーエコノミー）で 日本列島を強く豊かに

第1章

循環経済への移行加速化に向けたこれまでの経緯と背景

第1節 循環経済について

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行は、資源消費を最小化し廃棄物の発生抑制や環境負荷の低減等を実現する有効な手段であり、廃棄物等を資源として、有効に活用し、付加価値を生み出し、新たな成長につながるものです（図1-1-1）。さらに、気候変動や生物多様性の保全といった環境面の課題に加え、地域活性化や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化、経済安全保障の確保にも資するものであり、政府が掲げる「強い経済」を実現するための成長戦略にも、貢献するものです。

資源循環の取組を進めることで、我が国の温室効果ガス排出量のうちの約36%に相当する製造業、貨物の運輸、工業プロセス、製品の使用、廃棄物等の部門由来の排出量の削減に貢献することができると推計されています。

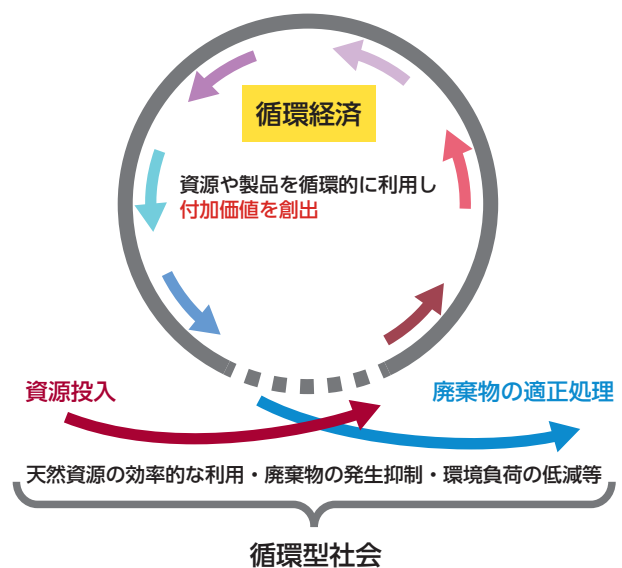
また、例えば、使用済製品等に含まれる金属のリサイクルの推進は、鉱物資源の採取・生産時等における生物多様性や自然環境への影響を低減することに貢献するものです。このように、資源循環を促進することで、ライフサイクル全体での温室効果ガスの低減につながり、ネット・ゼロに資するだけでなく、生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現に資するなど、経済・社会・政治・技術の全てにおける横断的な社会変革を実現する上ではネット・ゼロ、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブ相互の連携が重要となります。

我が国の製造業には高度なオペレーションや熟練技能者の存在があり現場が高い生産性を有するという強みがあり、また、地域ごとに様々な形で循環資源・再生可能資源が存在しています。全国各地の製造業と廃棄物処理・リサイクル業が有する高い技術力を活かし、地域ごとに特徴ある循環資源や再生可能資源を活用した新たな資源循環の取組を広げていくことは、まさに我が国の強みを活かし、地域活性化の起爆剤となり得るものです。

各国で環境保全のみならず、資源の確保及び安定供給にも資する取組として、再生材の利用を進める動きが顕在化しつつあります。このような再生材の利用に関する定量目標の設定等の動きにも対応していくためには、我が国においても国内における再生材の質と量を確保しつつ利用を拡大していく必要があります。資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環を通じた再生材の利用拡大等により循環経済への移行を加速することで、我が国の国際的な産業競争力を強化していくことが重要です。

加えて、近年の国際的な緊張の高まりを背景に国際的な資源獲得競争が生じており、原油・原材料・穀物等の国際価格が高騰し希少物資の確保が難しくなる状況に直面するのではという懸念が強まってい

図1-1-1 循環経済への移行



資料：環境省

ます。国内で資源を循環させて最大限活用することは国内の資源供給量の増加を通じて輸入物価の上昇の影響を縮小させる効果をもたらすものであり、重要鉱物等の供給を増やすことで経済安全保障の強化にも資することになります。

第2節 国家戦略としての循環経済への移行

政府においては、2024年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しました。また、循環経済の実現を、我が国の国家戦略として着実に推し進めるべく、循環型社会形成推進基本計画における取組等の関連する施策を、政府全体として戦略的かつ統合的に行うために、同年7月に「循環経済に関する関係閣僚会議」を設置し、同年12月には「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ」を公表しました。当該閣僚会議は、内閣官房長官を議長とし、環境大臣・経済産業大臣が副議長となり、農林水産大臣や国土交通大臣等の関係省庁を構成員とするものです。

2026年3月には、最新の国内外の情勢も踏まえて、構成員に総務大臣、外務大臣及び財務大臣が加わり、当該閣僚会議の下に局長級の幹事会が設置されました。同年4月には、当該閣僚会議決定により「循環経済行動計画」が公表され、循環経済への移行を加速し、我が国の「勝ち筋」とすべきという考えの下、再生資源供給サプライチェーンの強靱化や、日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構築等の施策について今後取り組んでいくこととされました。また、2030年に向け、鉄や永久磁石等について再生材供給目標を設定した「メタルリサイクル推進戦略」を循環経済行動計画に位置付けるとともに、金属やプラスチックの再資源化拠点の構築等に官民で約1兆円の投資を目指すこととされました。

第2章

循環経済を巡る世界・我が国の状況

第1節 循環経済を巡る世界の状況

世界で資源の獲得競争が激化しています。中国は重要鉱物に対する輸出管理を強化するとともに、官民が出資して中国資源循環集団を設立し、国内の資源リサイクルにも注力しています。EUは電子スクラップ等の域外への輸出厳格化、新型車両への再生プラスチック使用義務化を打ち出しています。今後、脱炭素化に向けて重要な蓄電池、モーター、半導体等の生産に必要な鉱物資源の需要は急拡大する見込みです。折しも、今般の中東情勢を受け、エネルギー安定供給を確保し、国民生活と経済活動を守ることが緊急的課題となり、資源確保の重要性が再認識されていますが、もはや一次資源（天然資源）のみならず、二次資源（再生資源）の獲得競争の時代に突入しています。

第2節 循環経済を巡る我が国の状況

一方、我が国では、年間で鉄スクラップ約770万トンが海外へ輸出されています。また、プラスチックについては約8割が焼却・埋立て等され、再生に回されるものについても、国内利用の約3倍が海外に流出しているとの統計があります。現状では、国内で資源を循環させる基盤が脆弱であり、新たな成長に繋げる機会を逸している状況もあるため、廃棄物等を資源として最大限活用し、付加価値を生み出す経済社会システムへの転換が必要であると言えます。

次に、資源循環を巡る日本の個々の実態について触れていきます。近年、全国において発火事故の問題が取り上げられる機会が増えたリチウムイオン電池については、我が国はその原料調達を特定の国に過度に依存している現状があります。再生可能エネルギーや電気自動車の導入拡大に伴い、使用済蓄電池の発生量は年々増加する見込みもあるため、リチウムイオン電池の中間処理から得られるブラックマスからのリチウム等の回収を進めることが重要です。また、自動車については、高品質な鉄・非鉄金属・プラスチック等の資源が多く使用されていますが、中古車の輸出台数は年々増加しており、資源流出に繋がっているとの指摘があります。

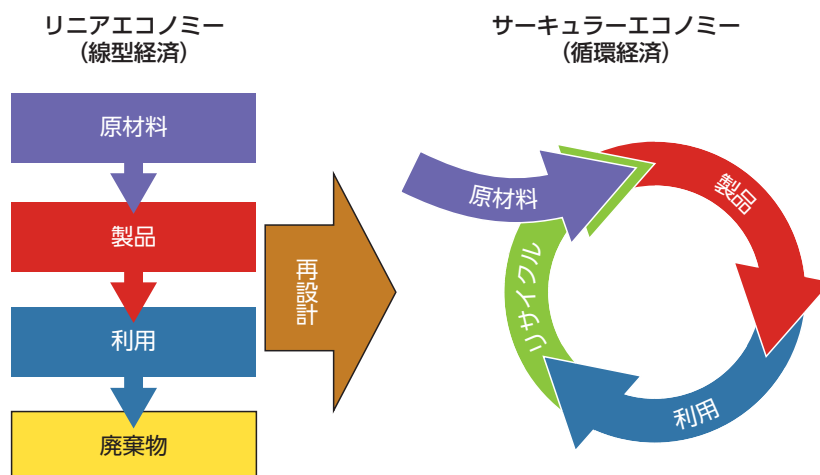
さらに、不適正スクラップヤードの問題も深刻化しています。2017年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の改正により、有害使用済機器保管等届出制度が創設され、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）及び使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）の対象機器を保管又は処分を業として行う場合に届出が義務付けられています。他方、一部地域では、本制度の対象外である金属スクラップ等の不適正な保管や処理に起因する騒音や悪臭、公共用水域や土壌の汚染、火災の発生等が報告されています。こうした不適正スクラップヤードを経由して一部の資源が海外に流出している可能性も指摘されています。

第3章

循環経済への移行に向けた取組

循環経済への移行は、日本の未来を拓くカギであると言えます。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」という持続困難な経済システムである一方通行の線形経済から脱却し、廃棄物を資源として再活用し、新たな付加価値を生む経済システムへの転換が求められています。今後、世界経済が持続的に発展していくためには、循環経済への移行は不可避の流れであり、日本も例外ではない状況です。この世界的潮流の中心にるのが静脈産業であり、我が国においても動静脈連携を強化し、全力で循環経済への移行の取組を進めていくことが重要です（図3-1-1）。

図3-1-1 線形経済から循環経済へ



資料：オランダ政府「A Circular Economy in the Netherlands by 2050」より環境省作成

2025年の主な取組として、例えば、自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアムの取組が挙げられます。本コンソーシアムは、環境省が経済産業省と連携し2024年11月に立ち上げたものです。2026年3月に、具体的な供給目標と工程表を含んだロードマップを公表しました。今後は、再生プラスチックの安定供給体制の構築に向けて、再生プラスチック集約拠点等の在り方に関する議論を進めていきます。

また、国内の再生材の質と量を確保するための施策としては、2025年11月に施行された資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号）が挙げられます。この制度は、製造業者等の需要に応じた再生材を供給する高度な再資源化事業の創出を目的に、廃棄物処分業者の判断の基準を定めるとともに、廃棄物の合理的な収集・運搬、再資源化、再生材の安定した供給までを行う事業等を国が一括して認定するものです。目標とする3年間で100件以上の事業認定等を通じて、国内における再生材の質と量の確保を進める事業者の取組を後押ししていきます。

さらに、国内外での循環資源の回収拡大と再資源化を通じた再生材供給サプライチェーンの強靱化に向けた取組を進めています。資源循環ネットワーク形成・拠点構築に関する提言が、環境省が設置した有識者検討会において取りまとめられました。本検討会の下で、環境省では、鉄・非鉄金属・プラスチック等の10種類の資源と国内2地域を対象として、資源循環の現状、課題やニーズを洗い出しました。今回の調査により、循環資源の海外流出や、再生材市場が未成熟なため必要な投資が国内で進んでいないという状況が明らかとなりました。この調査を基に、国内循環の促進支援、資源循環業の規模拡大や効率性の向上といった対策の方向性についての提言が整理されました。今後、資源循環産業から製造業に安定的な質・量の再生材を供給するため、サプライチェーン上の各種拠点にかかる整備の集約・高度化を行うための関連設備導入や実証事業の支援を行うべく取組を進めています。

地域の資源循環基盤の強化に向けた取組も進展しました。具体的には、「資源循環自治体フォーラム」を活用した先進事例の共有、自治体・企業・スタートアップ等のマッチングを全国で取り組みました。

2025年9月の大阪における全国版の開催を皮切りに、全国7地域で開催しました。現地とWeb合わせて2,000名を超える方に参加いただき、機運の醸成につながりました。さらに、自治体に対して先進事例に取り組むマイスターによる資源循環に関する現状評価やポテンシャル診断を行うとともに、ビジョン作成やモデル実証事業を支援し、新規ビジネスの創出を進めています。創出されたビジネスの実装に向け、自治体、地元企業、地域住民が連携した体制構築と継続的なフォローアップを実施しています。あわせて、こうした資源循環の取組を先導する中核人材の育成を推進し、全国的な循環経済への移行を促進しています。

第4章

循環経済行動計画に基づく 今後の我が国の循環経済ビジョン

世界で資源の獲得競争が激化する中、我が国では、国内で発生するリサイクル可能な資源の多くが海外流出、焼却・埋立てされている現状があります。そこには、公正な競争環境が未整備である、リサイクル技術が未成熟である、資源循環ビジネスの事業性が未確立であるといった課題、ボトルネックが存在します。出口戦略を見据えつつ、今こそ政策リソースを集中投下して循環経済への移行を加速し、我が国の「勝ち筋」とすべきです。

我が国基幹産業が必要とする質と量の再生材を安定供給するための「再生資源供給サプライチェーンの強靱化」は、政府が進める危機管理投資、成長投資そのものであり、その実現が急務です。現状、欧米に比べて、日本の静脈産業の企業規模は相対的に小さく、その成長のためには、原材料たる再生資源の回収・分別の取組の強化や再生材使用製品の市場拡大も必要です。民間に予見性を示しつつ官民で投資を大胆に進めること、併せて関連制度の見直し、社会構造の改革を進めることが、強く豊かな国づくりに不可欠です。その際、俯瞰的なマクロアプローチ、緊要度・時間軸を意識したミクロアプローチの両輪が重要です。世界情勢を踏まえつつ、スピード感や現場感を持ち、事業者にも寄り添いながら循環経済を実現することが、日本経済復活への道です。

こうした観点に立って、2026年4月の循環経済に関する関係閣僚会議（第4回）の場において、「循環経済行動計画」が取りまとめられました。重要鉱物、金属資源等のリサイクル、再生材の活用等を通じた循環経済への移行は、もはや環境保全にとどまらない、経済安全保障のための喫緊の課題です。産業競争力の確保を前提とした上で、迅速かつ有効な対策を講じていく必要があります。かかる認識の下、本行動計画に沿って、事業者のみならず、地方公共団体や国民も巻き込み、点から線へ、更に面的、立体的に、循環経済を国家戦略として取組を断行していくこととしています。

本章においては、循環経済行動計画の概略について紹介します。

第1節

再生資源供給サプライチェーンの強靱化^{じん} (重要鉱物、金属資源等)

資源循環を通じた我が国の自律性・不可欠性の向上に向けた取組として、重要鉱物や金属資源等について、いわゆる都市鉱山の有効活用や、高度な再資源化等の技術開発は、重要な要素です。このため、「マクロアプローチ」と「ミクロアプローチ」を柱とする「メタルリサイクル推進戦略」を推進していきます。

マクロアプローチとしては、世界的な資源獲得競争の中でサプライチェーンを強靱化^{じん}すべく、我が国産業の国際競争力の確保を大前提として、今後、我が国として再生材確保に注力すべき重要鉱物、金属資源等を抽出し、2030年までの再生材供給の目標（目指す姿、需要に占める再生材の割合等）を設定し、戦略的に取り組めます。

また、鉄（グリーン鉄）、アルミ、銅、永久磁石等のベースメタル・重要物資については、我が国の自律性・不可欠性向上の観点から重要であり、それぞれの具体的目標を以下のとおり設定します。それ以外の重要鉱物等についても、再生材供給の拡大可能性に関する調査、推計を行います。

さらに、再生資源を使用し生産される製品の付加価値について、世界市場の獲得を見据えつつ、我が

国が主体的に国際標準づくりに向けて取り組みます。

マクロアプローチとあわせて、都市鉱山等からの資源回収、再資源化等の強化についてなどミクロアプローチの視点でも、可能なものから取組に着手します。その際、時間軸を意識し、不適正スクラップヤード対策等の導入等といったような短期的対応に該当するもの、e-waste（電気・電子機器廃棄物）等について同志国連携を強化し、解体・選別後のe-scrap（電子スクラップ）等を日本へ循環させる流れを構築するといったような中長期的対応に該当するものを整理します。

(1) 鉄（グリーン鉄）

我が国の鉄鋼業は、高強度・高加工性などユーザーの求める機能を実現する高級鋼材を中心に競争力を有しており、製造業の国際競争力強化に貢献しています。グリーントランスフォーメーション（GX）実現に向け、生産時のCO₂を抑えたグリーン鉄の市場は2050年に約5億トンまで拡大するポテンシャルがあり、欧州を中心に素材製造プロセスの脱炭素化要請が高まる中で、状況の変化に柔軟に対応しつつ、グリーン鉄の原料である高品位鉄スクラップに関する技術開発を促進するとともに必要な設備投資を進め、世界に先駆けたグリーン鉄の国内生産・技術基盤を構築することが急務です。とりわけ、現在国内で建設中の革新的大型電炉に高品位鉄スクラップを投入することで高品質鋼材を生産可能となります。大量の高品位鉄スクラップが新たに必要となるため、低品位鉄スクラップを選別処理して高品位鉄スクラップに転換する能力の確保が戦略的に重要です。あわせて、環境対策にコストをかけずに高値で資源を買い集め、公正な競争環境を阻害している不適正スクラップヤード対策、不適正輸出への対策も重要です。

〔目標〕 2030年時点で、鉄スクラップを高品位化する処理能力約200万トン/年を目安とし、追加的に国内で確保します。

(2) アルミ

軽量・易加工性を活かし、自動車や建材等に幅広く利用されています。我が国は、原料となる新地金を100%海外からの輸入に依存しており、輸入依存度の低減やCO₂排出量の削減を期待できるリサイクルの推進が重要です。 casting用合金には再生アルミ原料が多く用いられていますが、今後は、再生アルミ原料の使用が困難とされるアルミ展伸材（板・棒製品）についても再生アルミの利用率を高めることが重要であり、そのためには、合金種ごとの選別や不純物の除去に関する技術開発が求められます。

〔目標〕 2030年時点で、再生アルミ原料の使用が一般に難しいとされるアルミ展伸材について、国内生産量の約4割を目安とし再生アルミ原料由来とします。

(3) 銅

電気分解により製造される純度の高い銅地金（電解銅）は、電気自動車やAI関連分野、データセンターの拡大により将来的な需要の増加が見込まれており、デジタルトランスフォーメーション（DX）やGXを支える基盤素材として重要性が高まっています。原料となる銅精鉱を100%海外から輸入している我が国においては、輸入依存度の低減や製錬事業の基盤強化に向けて、鉱山権益の確保に加え、e-scrapや銅スクラップ等の銅を含む再生資源の処理量を増やすための技術基盤の確立や国内外からのe-scrapや銅スクラップの調達拡大が急務です。また、e-scrapや銅スクラップを処理するに当たっては、そもそも銅製錬事業の維持・強化が不可欠であるところ、近年、不公正な政策や慣行を受け、銅製錬委託費が極めて低水準となり、世界各地で銅製錬事業の撤退や生産縮小の動きが見られます。このため、国際連携による適正な銅製錬委託費の実現により、持続可能な銅製錬事業の実現にも取り組む必要があります。

〔目標〕 2030年時点で、国内で生産される銅（電解銅）の約3割を、e-scrapや銅スクラップ等の再生資源由来とします。

(4) 永久磁石

レアアースを用いた永久磁石は、自動車や産業機械等の基幹産業の生産活動に不可欠です。我が国は高性能磁石の製造技術で優位性を持つ一方、原材料である重要鉱物を特定国に大きく依存しています。電動車の普及等に伴い、永久磁石の世界需要の増加が見込まれ、生産能力確保が課題となっています。特定国の輸出管理強化で供給が不安定となる中、リサイクルによって原材料の国内自給率を高めることによって、自律性・不可欠性を高めることが急務です。

[目標] 2030年時点で、国内で供給される永久磁石の原材料の約3割をリサイクルによって賄います。

1 再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成

再生資源供給サプライチェーンの強靱化に当たっては、使用済製品等の収集、分別、保管、素材ごとの選別、前処理、高品質化といった製造業の原料製造プロセスを担う、静脈側（資源循環産業）への投資が重要です。一方で、我が国の資源循環産業は、地域ごとに小規模分散化しており、高度リサイクルへの投資も進んでいません。そのため、再生材の供給において、製造業と長期・大口契約を結べるような、競争力のある事業者が少なく、製造業が使いこなせる、質・量・コストを満たした再生材を製造できる事業者が育っていません。また、高度リサイクルを可能とする設備投資について、計画段階では製造業からの調達が確約されるケースは少なく、投資回収までのリードタイムも長いため、民間金融機関の融資が受けにくい状況にあります。再生材の原料となる循環資源について、経済合理性により、リサイクルよりも海外へ流出、焼却・埋立されるケースも存在します。こうした課題に対応するため、再生資源供給サプライチェーンの強靱化、重要鉱物、金属資源等の再生材確保に向け、投資促進のための多角的な経済的支援スキーム（予算・金銭面等）の構築について制度的措置を含め講じ、初期投資への支援と、脱炭素化支援機構（JICN）等の官民ファンドの活用、中小企業支援も含めた、効果的な融資やリスクマネー供給等を実施・検討します。こうした経済的支援スキームによる支援等により、民間の投資を国として大胆に後押しすることを含め、2030年までに官民で約1兆円の投資を目指します。

2 動静脈連携（製造業と資源循環産業）による産業競争力強化

2025年11月に全面施行された資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号）に基づく3種類の大企業認定制度は、周辺生活環境保全を前提に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく許可手続き等を不要とする特例制度を有しています。これにより、製造業と資源循環産業とが連携して実施する高度な再資源化事業等の創出を進めます。廃棄物処理事業者等への全国説明会の実施、意見交換等を重ねることで、本認定制度の周知・機運醸成を図るとともに、高度な再資源化事業を検討する事業者への技術的・財政的な後押し施策を通じ、3年で100件以上の事業認定を目指します。

再生プラスチック等の需要拡大に向けた支援事業・ルール整備としては、例えば、容器包装を由来とした高品質な再生プラスチック供給に向けた動静脈連携取組等を促進します。再生プラスチック分野については、各国の施策強化の影響を受け、国際的な競争が激化する一方、国内では、技術課題や経済合理性等の課題に直面しています。マテリアルリサイクルにおける高品質製品製造やケミカルリサイクルにおける食品用途も見据えた石油由来プラスチックと同等品質の製品製造に向けた技術開発や投資支援等が必要です。また、ユーザーである製造業では石油由来プラスチックに比べ現状高価な再生プラスチックの積極的使用に向け支援も必要となります。そのため、早急に需要と供給の両面で、プラスチック製容器包装等を由来として供給される再生プラスチックの資源循環の仕組みを確立すべく、集中的な支援・実証を行うとともに、関連法令との整合性を取りながら、必要な制度的措置を検討することとしています。

自動車等向け再生プラスチック市場の構築に向けては、自動車等ものづくり産業向けに安定した量と

質の再生プラスチック（再プラ）を供給する再プラ集約拠点の構築のため、ビジネスモデルの検討、集約拠点に必要な技術の体系化・実証、及び設備導入支援を行います。また、自動車等ものづくり産業における再プラ利用促進のため、需要喚起策と認証スキームの在り方を検討し、運用を見据えた実証等を行います。

3 循環資源の海外流出の抑制

スクラップヤードにおける雑品スクラップ等の不適正な処理に起因する生活環境保全上の支障に対し、条例の創設により対応している自治体もありますが、事業場を移転し規制から逃れる事業者の存在も聞かれており、全国的な問題に波及するおそれがあります。このことから、100以上の都道府県等が国レベルの法制度による規制を望んでおり、法制度による不適正スクラップヤード対策が急務となっています。あわせて、使用済鉛蓄電池については、鉛くずの輸出増加や不適正輸出事例の発生を踏まえ、国内及び輸出先における生活環境保全上の支障の発生を防止するため、適正処理の確保と不適正輸出防止のための実効性のある法的措置を早期に一体的に講ずる必要があります（表4-1-1、写真4-1-1）。

表4-1-1 事業場の分類ごとの生活環境保全上の支障の発生件数（2025年9月末時点）

事業場の分類	支障の種類									計	事業場数
	火災	土壌・地下水汚染	飛散・流出	騒音・振動	悪臭	水質汚濁	崩落	その他			
									LiB		
スクラップヤード	35	6	12	44	103	24	30	8	19	275	4,625
金属スクラップ	7	1	3	15	45	6	4	3	7	90	1,978
雑品スクラップ	21	4	2	9	31	8	6	2	8	87	1,204
プラスチック	1	0	0	8	7	6	2	3	2	29	415
その他	6	1	7	12	20	4	18	0	2	69	1,028

資料：環境省

写真4-1-1 石原宏高環境大臣によるスクラップヤード事業者への視察の様子



資料：環境省

環境省においては、こうした観点から、中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度小委員会での審議も踏まえ、廃棄物処理法等の制度改正について検討を進めました（図4-1-1）。

図4-1-1 制度改正の方向性



資料：環境省

このほか、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。）において規制対象物である金属資源を含む雑品スクラップ等の一部が手続を経ないまま輸出されようとした不法事案が、税関の開披検査によって発覚しており、加えて、発覚した案件は氷山の一角であるとの指摘もされていることも踏まえ、金属資源の不法な国外流出を防止し、国内資源循環を促進するため、関係機関と連携した対策を講じます。具体的には、再生資源の不適正な輸出の傾向分析、金属資源を含むスクラップを中心にバーゼル法における対象物の範囲と該否判断基準の明確化、不適正な輸出に対する水際対策の強化等に取り組みます。さらに、諸外国が講じている循環資源の海外流出抑制策も参照しながら、更なる措置の検討を行います。

4 一般消費者等の再生材の受容性向上と需要拡大に向けた環境整備

環境負荷の低減に資する物品等の国等の公的部門による調達等の推進を通じて、環境物品等への需要の転換を促進するため、2000年に国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）が制定されました。

2030年度までにグリーン購入法基本方針に位置付けられる全ての特定調達品目に原則として再生プラスチック利用率等の循環性基準を導入します（2024年度から取組を開始）。また、2025年6月に改正した資源の有効な利用の促進に関する法律（平成33年法律第48号）における認定製品等の取扱いについて2026年度に検討を行います。また、調達者の選択容易性の観点から、エコマーク等の第三者機関による環境ラベルを活用します。グリーン購入法で循環性の高い製品やサービスを適切に評価し、エコマーク等の第三者機関による環境ラベルの更なる普及啓発を図ることにより、地方公共団体や民間部門を含めた需要拡大につなげます。

5 社会的課題への対応

(1) 太陽光パネルの廃棄の抑制・リサイクルの推進

使用済太陽光パネルは、現行の廃棄物処理法に基づき適正処理が義務付けられており、再生可能エネ

ルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT/FIP制度における事業用太陽光発電設備（10kW以上）には、廃棄等費用の積立制度が措置されています。

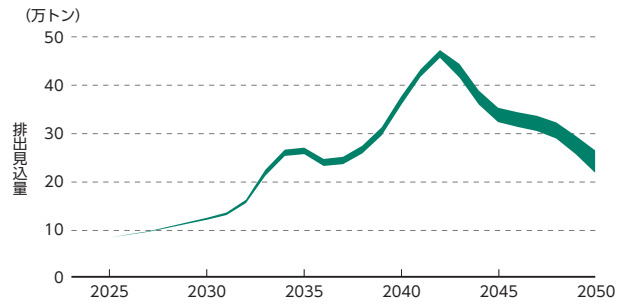
一方、2030年代後半以降、太陽光パネルの排出量が顕著に増加し、年間最大50万トン程度となり、最終処分場の残余容量を圧迫し、廃棄物処理全体に支障が生ずるおそれがあることから、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、廃棄の抑制及びリサイクルの推進を図ることが重要です（図4-1-2）。

太陽光パネルの廃棄の抑制を図るためには、環境に配慮した設計がされた太陽光パネルの使用や、リユース等を推進することが重要です。

また、太陽光パネルのリサイクルについては、①現時点では埋立処分費用とリサイクル費用との差額が大きいこと、②全国的な処理体制が構築途上であることが課題です。このため、予算措置等も活用し、これらの課題への対応を図りながら、まずは費用効率的にリサイクルが実施可能な多量に廃棄をしようとする太陽光発電事業者等からリサイクルの規制を段階的に強化し、将来の大量廃棄時までには、住宅用を含めた幅広い太陽光パネルが経済合理的にリサイクルできる環境整備が重要です（写真4-1-2）。

環境省及び経済産業省においては、こうした観点から、中央環境審議会循環型社会部会太陽光発電設備リサイクル制度小委員会と産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会太陽光発電設備リサイクルワーキンググループの合同会議での審議も踏まえ、新たな法制度案の検討を進めました（図4-1-3）。

図4-1-2 太陽光パネルの排出量予測



資料：環境省

写真4-1-2 石原宏高環境大臣、辻清人環境副大臣、友納理緒環境大臣政務官による使用済太陽光パネルリサイクル施設への視察の様子



資料：環境省

図4-1-3 太陽光パネルのリサイクルに関する新たな法制度案

太陽光パネルのリサイクルに関する新たな法制度案

①国による基本方針の策定

- 各主体の役割、リサイクル目標、施設整備の促進、費用低減・技術開発等の施策の方向性の明示

②多量の事業用太陽電池の廃棄をしようとする者（太陽光発電事業者等）への規制

- 国が定める判断基準（段階的に強化）に基づくリサイクルの実施に向けた取組を義務付け（指導・助言、勧告・命令）
 - ※指導・助言は全ての事業用太陽電池の廃棄をしようとする者が対象
 - ※廃棄の抑制のための措置についても判断基準を策定（指導・助言）

- 多量事業用太陽電池廃棄実施計画の事前届出義務

③費用効率的なリサイクルを促進するためのリサイクル事業者への措置

- 費用効率的なリサイクル事業の計画を国が認定し、都道府県ごとの廃棄物処理法の許可を不要とする特例措置、保管基準の特例措置等
- 技術開発・施設整備等の財政上の措置
 - ※リサイクル設備の開発・導入、再生材の価値向上に資する技術実証、保管施設の活用実証・導入等を想定

④製造・輸入業者及び販売業者に対する措置

- 環境配慮設計の実施等の措置
- 含有物質に関する情報提供等の措置

⑤制度の見直しに向けた検討規定（附則）

- 最終処分場の残余年数、リサイクル費用の状況等を勘案して、太陽光パネルの幅広い廃棄に関係する者を対象とした義務付けを検討し、制度を見直し



太陽光パネル
リサイクル設備

（出典）エヌ・ピー・シー Web サイト

資料：環境省

(2) リチウムイオン電池総合対策パッケージに基づく、分別回収の徹底や再資源化の促進

リチウムイオン電池に起因する火災事故も増加の一途を辿っています。こうした問題も含め議論を行うため、2025年10月に「リチウムイオン電池総合対策関係省庁連絡会議」（消費者庁、総務省消防庁、経済産業省、国土交通省、環境省）が設置されました。政府では、当該連絡会議が同年12月に決定した「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」に基づき、取組が進められています。本パッケージは、リチウムイオン電池に起因する火災の防止やリサイクルの促進のため、国民や事業者の皆様へ協力をお願いするものです。製造から廃棄・処理にいたる各段階で、関係省庁が必要な取組を総動員していきます。

環境省の新たな取組としては、他のごみへの混入を防止するための廃棄物処理法に基づく制度的対応、民間の廃棄物処理施設において、処理工程に混入したリチウムイオン電池を検知する設備等の導入支援等が盛り込まれています。また、リチウムイオン電池を扱う際に国民や事業者の皆様へ心がけていただきたい行動を「3つのC」として、継続的に発信しています。1つ目は「賢く選ぶ（Cool choice）」、2つ目は「丁寧に使う（Careful use）」、3つ目は「正しく捨てる、そして資源循環（Correct disposal with better recycling）」です。2030年までに、リチウムイオン電池に起因する重大火災事故ゼロを目指して、取組を進めます（図4-1-4）。

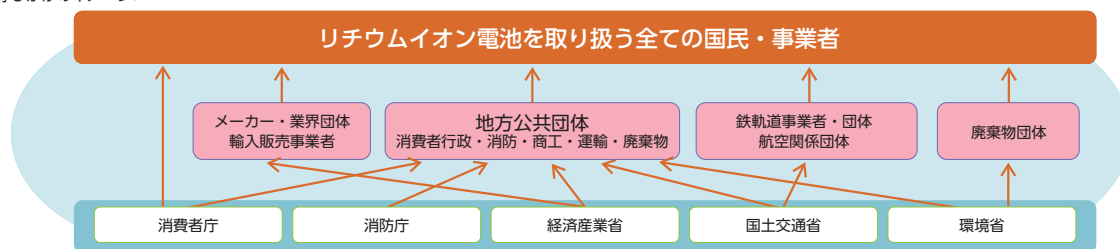
図4-1-4 リチウムイオン電池の取り扱いに関するワンボイスでの呼びかけ



リチウムイオン電池の取り扱いに関するワンボイスでの呼びかけ

□国民・事業者に対する啓発として、関係省庁で連携し、ワンボイスでの呼びかけを実施する。

<呼びかけのイメージ>



<ワンボイスでの呼びかけ>

リチウムイオン電池の「3つのC」

賢く選ぶ Cool choice	丁寧に使う Careful use	正しく捨てる そして資源循環 Correct disposal with better recycling
①購入前に、販売事業者の連絡先や製品情報、リコール情報を確認する ②PSEマークやリサイクルマークが表示されているか確認する ③非純正品については取り付けようとしている製品のホームページに注意喚起が掲載されていないか確認する ④購入時に廃棄の方法を確認する	①強い衝撃や圧力を加えない ②高温になる場所では使用・保管しない ③安全な場所で、目の届くところで充電する ④異常を感じたら使用を中止する ⑤発火した時はまず安全を確保し、消火器や大量の水で消火する ⑥リコール情報を確認する ⑦公共交通機関では、持ち込みルールを守るとともに、留意事項を確認する	①リチウムイオン電池使用の有無を確認する ②廃棄する前には電池を使い切る ③廃棄方法（メーカー回収や地方公共団体の回収区分）を確認する ④リサイクルされる廃棄方法を選択する

資料：環境省

重要鉱物等の安定的確保に向けて、二国間、多国間の枠組みで同志国による国際連携（日米、G7、クアッド、日ASEAN等）が進められており、その中で、一次資源の開発や代替供給源の確保のみならず、レアメタル等の回収・リサイクルによる二次資源の確保が位置付けられ、また議論されています。こうした枠組みを活用し、我が国の製錬技術等の優位性を活かした国際的な資源循環ネットワークの構築を目指します。また、同志国と連携し、リスクファイナンスの供給による民間投資の促進等も進めつつ、具体的なプロジェクト形成を推進します。

重要鉱物等の金属資源を含む廃電子基板や廃蓄電池等（e-waste等）について同志国内で可能な限り循環させる流れを構築し、国内の環境上・技術上優位性のある製錬施設等でリサイクルすることによりe-wasteから得られる付加価値を高め、バリューチェーンで再利用する、日本をハブとした国際金属資源循環の構築に向け取り組みます。ASEANでは、e-wasteについて5か年の実施計画を策定している5か国（インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシア、ベトナム）については、リサイクル体制の整備に向けた協力を着実に実施すべく、各種法制度整備や執行体制の強化等を支援、パイロットプロジェクトの実施等を通じた民間企業の連携促進等を行います。その際、米国など他の同志国との連携によるフィージビリティ向上も図ります。また、e-waste等の大量発生が見込まれるインドについても連携を目指します。そして廃自動車・EVバッテリーについては、経済安全保障に重要な金属資源の回収による資源確保に向けて、実態調査等を実施します。

特定有害廃棄物等の輸出入に際し「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」に基づき義務となっている事前通告・同意回答手続き（PIC手続）について、まずは米国の電子化手続きと適合するシステムの開発を2027年度末までに完了し、2028年度から電子化を実現していきます。これにより、現在1件当たり数か月程度時間を要している手続きを1か月程度に短縮することを目指します。2028年度以降、他の同志国とのシステム連携も実現できるよう協議を進めます。さらに、同志国内で二次資源の安定供給を確保し資源循環を促進するため、既存の同志国での連携の枠組みを活用し、同志国間での輸出手続を更に合理化する取組を推進します。

第3節

地域循環資源の徹底活用による地域活性化、資源循環分野の国際ルール形成、国民運動

循環経済の実現に向けては、国、地方公共団体、産業界、学界等のプレイヤーがそれぞれの役割を果たしながら連携を深めることが重要です。「循環経済パートナーシップ（J4CE）」、「サーキュラーパートナーズ（CPs）」、「資源循環自治体フォーラム」等を活用し、循環経済の実現に向けた国、地方公共団体、産業界、学界の連携、異業種・動静脈連携、スタートアップの活躍を更に強化するとともに、人材育成や、地域ビジネスの創出等地域での取組、意欲的な地方公共団体の取組を推進します。

循環性に関する企業パフォーマンスの測定・開示フレームワークやセクター共通の循環性指標を含む枠組みとして2025年11月に国連気候変動枠組条約第30回締約国会議（COP30）で公表された「グローバル循環プロトコル（GCP）ver1.0」について、企業による実践を支援しながら日本企業の意向を反映しつつ継続的改善に貢献するとともに、2026年度に投融資ガイダンスを策定し、情報開示を促進します。

再生材、リユース・リサイクル品の需要創出を含め、循環経済の実現には国民・消費者の理解と行動が不可欠であることから、各省で連携しつつ、2027年3月から開催されるGREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）において我が国のリサイクル技術や取組を実装するほか、循環経済に関する情報発信の場として活用し、社会的機運の醸成に取り組みます。

第2部 各分野の施策等に関する報告

第1章 地球環境の保全

第1節 地球温暖化対策

1 問題の概要と国際的枠組みの下での取組

近年、人間活動の拡大に伴ってCO₂、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、代替フロン類等の温室効果ガス（GHG）が大量に大気中に排出されることで、地球温暖化が進行しています。特にCO₂は、化石燃料の燃焼等によって膨大な量が人為的に排出されています。我が国が排出する温室効果ガスのうち、2024年度においては、CO₂の排出が全体の排出量の92.8%を占めています。

(1) 気候変動に関する科学的知見

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、2023年3月に公表した第6次評価報告書統合報告書において、「世界全体の温室効果ガス排出量は増加し続けている」ことや「人為的な影響によって大気、海洋及び陸域が昇温したことは疑う余地がない」こと、「人為的な気候変動は、既に世界中の全ての地域において多くの気象と気候の極端現象に影響を及ぼしている」こと等を公表しました。

世界気象機関（WMO）は、2025年の年平均気温が工業化前と比べて約1.43℃高く、観測史上2番目か3番目に暑い年となったことを発表しました。

(2) 我が国の温室効果ガスの排出状況

UNEPが公表する「Emissions Gap Report 2025」によれば、2024年の世界の温室効果ガス総排出量は、前年から2.3%増加し、全体でおよそ577億トンCO₂換算となり、過去最高に達しました。

我が国の2024年度のGHG排出・吸収量（GHG排出量から吸収量を引いた値）は、9億9,400万トンCO₂換算であり、2023年度から1.9%（1,880万トンCO₂換算）減少しています。その要因としては、製造業の生産量の減少によるエネルギー消費量の減少や電源の脱炭素化（電源構成に占める再生可能エネルギーと原子力の合計割合が3割超え）の進展等が挙げられます。また、2013年度からは28.7%（3億9,950万トンCO₂換算）減少し、全体としての減少傾向を継続しています。

このうち、CO₂排出量については9億7,100万トンCO₂（2013年度比26.0%減少）であり、そのうち、発電、熱発生等のための化石燃料の使用に由来するエネルギー起源のCO₂排出量は9億700万トンCO₂でした。さらに、エネルギー起源のCO₂排出量を部門別に分けると、産業部門が3億3,400万トンCO₂、運輸部門が1億8,700万トンCO₂、業務その他部門が1億6,200万トンCO₂、家庭部門が1億4,600万トンCO₂でした（いずれも、発電や熱の生産に伴う排出量を、その電力や熱の消費者からの排出として計算した電気・熱配分後の排出量）。

CO₂以外のGHG排出量については、CH₄が2,790万トンCO₂換算（2013年度比14.8%減少）、N₂Oが1,480万トンCO₂換算（同24.6%減少）、代替フロン等4ガス（ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）及び三フッ化窒素（NF₃））が3,220万トンCO₂換算（同11.9%増加）でした。

森林、農地土壌、ブルーカーボン等による吸収量については、5,230万トンCO₂換算となり、これは2013年度排出量からの削減量（3億9,950万トンCO₂換算）の13.1%に相当します。

(3) 気候変動枠組条約及び京都議定書について

国連気候変動枠組条約は、地球温暖化防止のための国際的な枠組みであり、究極的な目的として、GHGの大気中濃度を自然の生態系や人類に危険な悪影響を及ぼさない水準で安定化させることを掲げています。

1997年に京都府京都市で開催された国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3。以下、国連気候変動枠組条約締約国会議を「COP」という。）で採択された京都議定書により、2008年から2012年までの第一約束期間において、我が国は基準年（原則1990年）に比べて6%、欧州連合（EU）加盟国全体では同8%等の削減目標が課されました。これに対し、同期間の我が国のGHGの排出量は5年平均で12億7,800万トンCO₂であり、森林等吸収源や海外から調達した京都メカニズムクレジットを償却することでこの削減目標（基準年比6%減）を達成しました。

2012年に行われた京都議定書第8回締約国会合（CMP8。以下、京都議定書締約国会合を「CMP」という。）においては、2013年から2020年までの第二約束期間における各国の削減目標が新たに定められました。しかし、米国の不参加や新興国の排出増加等により、京都議定書締約国のうち、第一約束期間で排出削減義務を負う国の排出量は世界全体の4分の1にすぎないことなどから、我が国は同議定書の締約国であるものの、第二約束期間には参加せず、全ての主要排出国が参加する新たな枠組みの構築を目指して国際交渉を進めてきました。

(4) パリ協定について

ア パリ協定採択までの経緯

2011年のCOP17及びCMP7では、全ての国が参加する2020年以降の新たな枠組みを2015年までに採択することとし、そのための交渉を行う場として「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会（ADP）」を新たに設置することに合意しました。

2015年、フランス・パリにおいて、COP21及びCMP11が開催され、全ての国が参加するGHG排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。パリ協定においては、産業革命前からの地球の平均気温上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること（1.5℃目標）などが設定されました。また、主要排出国を含む全ての国が、国が決定する貢献（NDC）を5年ごとに提出・更新することが義務付けられるとともに、その目標は従前の目標からの前進を示すことが規定され、加えて、パリ協定の下で世界全体の気候変動対策の進捗状況を5年ごとに評価すること（グローバル・ストックテイク）、各国が共通かつ柔軟な方法でその実施状況を報告し、レビューを受けることなどが規定されました。そのほか、二国間クレジット制度（JCM）を含む市場メカニズムの活用、森林等の吸収源の保全・強化の重要性、途上国の森林減少・劣化からの排出を抑制する取組の奨励、適応に関する世界全体の目標設定及び各国の適応計画作成過程と行動の実施、先進国が引き続き資金を提供することと並んで途上国も自主的に資金を提供することなどが盛り込まれました。

パリ協定の採択を受けて、ADPは作業を終了しました。

イ パリ協定の発効

2016年4月にはパリ協定の署名式が米国・ニューヨークの国連本部で行われ、175の国と地域が署名しました。同年5月には我が国でG7伊勢志摩サミットが開催され、同協定の年内発効という目標が首脳宣言に盛り込まれました。そして同年10月5日には、締約国数55か国及びその排出量が世界全体の55%との発効要件を満たし、11月4日、パリ協定が発効しました。なお、我が国は同年11月8日に締結しました。

ウ パリ協定の実施

2021年10月より、英国・グラスゴーにおいて、COP26・CMP16・パリ協定第3回締約国会合（CMA3。以下、パリ協定締約国会合を「CMA」という。）が開催されました。COP26では、全体決

定である「グラスゴー気候合意」として、最新の科学的知見に依拠しつつ、パリ協定に定められた世界の平均気温上昇を1.5℃に抑える目標の重要性を再確認するとともに、今世紀半ばのネット・ゼロ及びその経過点である2030年までの排出削減の必要性が強調され、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の通減及び非効率な化石燃料補助金からのフェーズアウトを含む努力を加速することなどを求める内容が盛り込まれました。また、パリ協定第6条の実施指針について合意され、国際枠組の下での市場メカニズム（二国間クレジット制度（JCM）を含む。）に関するルールが完成しました。二重計上の防止については、我が国が提案していた内容（政府承認に基づく二重計上防止策）が打開策となり、合意に大きく貢献しました。この結果、原則としてパリ協定のルール交渉が終わり、更なる実施強化のステージへと移りました。

2023年11月、アラブ首長国連邦・ドバイにおいて開催されたCOP28・CMP18・CMA5においては、グローバル・ストックテイクが初めて行われ、パリ協定の長期目標の達成に向けて、世界全体ではまだ軌道に乗っていないことと、1.5℃目標達成のための緊急的な行動の必要性が強調されるとともに、2025年までの世界全体の排出量のピークアウトの必要性が認識されました。そのための具体的な行動として、全ての部門・全てのGHGを対象としたNDCの策定、2030年までに世界全体での再生可能エネルギー発電容量を3倍及びエネルギー効率の改善率を2倍とすること、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の通減に向けた取組の加速、エネルギーシステムにおける化石燃料からの移行等が合意されました。これらの成果を踏まえつつ、各国は2025年までに次期NDCを提出することが要請され、我が国も2025年2月に1.5℃目標に整合的で野心的な新たなNDCを国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局に提出しました。

2024年11月、アゼルバイジャン・バクーにおいて開催されたCOP29・CMP19・CMA6においては、気候資金に関する新規合同数値目標（NCQG）について、2035年までに少なくとも年間3,000億ドルの途上国支援目標が決定され、また、全てのアクターに対し、全ての公的及び民間の資金源からの途上国向けの気候行動に対する資金を2035年までに年間1.3兆ドル以上に拡大するため、共に行動することを求める旨が決定されました。

2025年11月、ブラジル・ベレンにおいて開催されたCOP30・CMP20・CMA7においては、石原宏高環境大臣から、多国間主義に基づき世界全体での脱炭素に連携して取り組むことの重要性を訴えました。交渉では、NDCの早期提出を促すこと、緩和の実施を加速すること、適応資金を2035年までに少なくとも3倍に増やす努力を呼びかけること及び適応分野の進捗を測るための指標等が決定されました（写真1-1-1）。

写真1-1-1 石原宏高環境大臣による閣僚級セッションでのスピーチ



資料：環境省

2 科学的知見の充実のための対策・施策

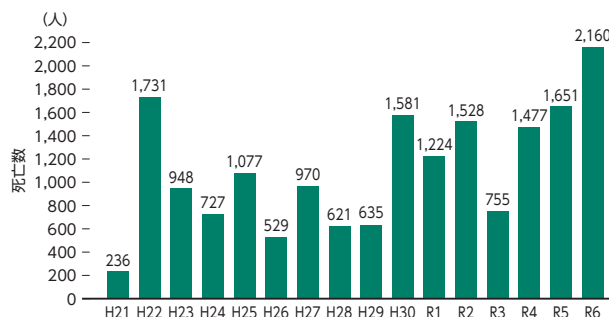
(1) 我が国における科学的知見

気象庁の統計によると、1898年から2025年までの期間において、日本の年平均気温は100年当たり1.44℃の割合で上昇しています。また、文部科学省と気象庁が2025年3月に公表した「日本の気候変動2025－大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書－」によると、20世紀末（1980～1999年）と比較した21世紀末（2076～2095年）の年平均気温は、パリ協定の目標が達成された場合には日本全国の平均で約1.4℃上昇し、目標が達成されず地球温暖化が著しく進行した場合には、日本全国の平均で約4.5℃上昇するとの将来予測が示されています。

また環境省は、2026年2月に「気候変動影響評価報告書」を公表しました。

同報告書では、気候変動の影響について、気温や水温の上昇、降水量・降水パターンの変化等に伴い、農作物の収量や品質の低下、農業用水等の不足、サンゴの白化、土砂災害発生件数の増加、熱中症による死亡者数の増加、電気・ガス・水道等の寸断等が、現時点において既に現れていることとして示されています。また、農作物の栽培適地の変化、渇水の増加、動植物の分布域の変化、洪水の発生地点数の増加、熱中症による救急搬送者数の増加、交通インフラの維持コスト増加等のおそれがあると示されています（図1-1-1）。

図1-1-1 熱中症による死亡者の年次推移



資料：厚生労働省人口動態統計（<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1.html>）令和7年9月16日公表

(2) 観測・調査研究の推進

気候変動に関する科学的知見を充実させ、最新の知見に基づいた政策を展開するため、引き続き、環境研究総合推進費等の研究資金を活用し、現象解明、影響評価、将来予測及び対策に関する調査研究等の推進を図りました。

加えて、2009年に打ち上げた温室効果ガス観測技術衛星（GOSAT）（第6章第3節2（1）を参照）と2018年に打ち上げた後継機となる2号機（GOSAT-2）により、主たる温室効果ガスであるCO₂とCH₄の地球全大気平均濃度の変化を継続観測してきました。インドや、日本の支援を受けたモンゴルは、GOSAT観測データを利用した排出推計結果をパリ協定に基づく国連への報告書に掲載しました。さらに、2025年6月には、温室効果ガス観測精度を飛躍的に向上させた3号機に当たる温室効果ガス・水循環観測技術衛星（GOSAT-GW）の打ち上げに成功し、同年10月には初期機能確認を終了しました。GOSAT-GWでは、GOSATから続く地球全大気のCO₂とCH₄の継続モニタリングを実施しています。また、新たな取組として、大規模排出源の監視や、排出量推計技術によるパリ協定に基づく各国の温室効果ガスインベントリ報告の透明性の確保、同技術の国際標準化を進めています。

また、宇宙空間では軌道上にある使用済みとなった人工衛星やロケット上段等のスペースデブリ（宇宙ごみ）の増加が問題となっています。環境省はGOSATがスペースデブリとして宇宙空間に滞留することがないようにするため、2020年10月には「今後の環境省におけるスペースデブリ問題に関する取組について（中間取りまとめ）」を公表しました。現在GOSATは順調に運用を継続しており機能面での問題はありますが、突然の機能停止等に備えて、軌道離脱・停波運用に向けた作業計画書作成の準備や関係機関との定期的な協議などを通じて、引き続き、スペースデブリ化防止のための検討・調整を進めていきます。

世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的情報を提供し、国連気候変動枠組条約の活動を支援してきたIPCCは、第6次評価サイクルにおいて1.5℃特別報告書（2018年10月公表）、土地関係特別報告書（2019年8月公表）、海洋・雪氷圏特別報告書（2019年9月公表）及び「2006年IPCC国別温室効果ガスインベントリガイドラインの2019年改良」（2019年5月公表。以下「2019年方法論報告書」という。）を公表し、2021年8月から2022年4月までにかけて第6次評価報告書第1作業部会報告書、第2作業部会報告書及び第3作業部会報告書をそれぞれ公表しました。その後、2023年3月に第6次評価報告書の統合報告書が公表され、第6次評価サイクルは終了しました。これら報告書は、パリ協定において、その実施に不可欠な科学的基礎を提供するものと位置付けられています。

我が国では、IPCC評価サイクルの各種報告書作成プロセスに向けた議論への参画、資金の拠出、関連研究の実施など、気候変動に関する科学的知見の積極的な取りまとめや蓄積に対する国際貢献を行ってきました。我が国の提案により公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）に設置された、温室効果ガス排出・吸収量世界標準算定方式を定めるためのインベントリ・タスクフォース（TFI）の技術支

援ユニットの活動を支援し、各国の適切なインベントリ作成に貢献しています。また、第6次評価サイクルにおいて、2019年5月には、前述の2019年方法論報告書の採択を議論するIPCC第49回総会を京都市で開催しました。IPCCのインベントリガイドラインは、パリ協定の実施に不可欠な、各国による温室効果ガス排出量の把握と報告を支えるものですが、2019年方法論報告書は、2006年に作成したガイドラインのうち、衛星データの利用や、改良が必要な排出・吸収カテゴリに対する更新、補足及び精緻化を行ったものです。さらに、第7次評価サイクルにおいて、2027年開催予定のIPCC総会を誘致する意向をCOP30にて発表しました。

国連気候変動枠組条約の目標を達成するための我が国の取組の一つとして、環境研究総合推進費による「衛星観測データによる大規模排出源からの二酸化炭素排出量推定モデルの開発と定量的精度評価(2-2403)」等の研究を2025年度にも引き続き実施し、科学的知見の収集・解析等を行いました。これらの研究により明らかとなった知見は、IPCC等にインプットされることになります。

3 持続可能な社会を目指した脱炭素社会の提示

2020年10月26日、第203回国会において、「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、第204回国会で成立した地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、この目標を基本理念として法定化しました。また、2025年2月18日には、「地球温暖化対策計画」の改定を閣議決定し、2030年度における温室効果ガス削減目標を堅持しつつ、世界全体での1.5℃目標と整合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035年度、2040年度に、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すこととともに、当該目標及びその実現に向けた対策・施策を位置付けました。また、同日、2035年度及び2040年度の削減目標を記載した「日本のNDC」をUNFCCC事務局に提出しました。

地球温暖化対策計画において、地球温暖化対策は、科学的知見に基づき、国際的な協調の下で、排出削減と経済成長の同時実現を図りつつ、我が国として率先的に取り組むこととしています。排出削減と経済成長の同時実現を図りつつ、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路を^{たゆ}弛まず着実に歩んでいくことは、決して容易なものではなく、全ての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、持続可能で強靱な社会経済システムへの転換を進めることが不可欠です。目標実現のために、フォローアップを通じて従来の対策の柔軟な見直し・強化を図りつつ、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指すGX政策と協調して、脱炭素を軸として成長に資する政策を推進していきます。加えて、これまで築いてきた信頼関係やアジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）の枠組み等を基礎として、アジア地域を始めとする世界の排出削減・吸収に最大限貢献していきます。

4 グリーントランスフォーメーション（GX）の実現に向けて

パリ協定の発効以降、世界各国は脱炭素への取組を加速しており、脱炭素への取組を通じて経済成長や産業競争力の強化を目指す動きが急激に強まっています。GX実現の成否が企業・国家の競争力を左右する時代に突入しており、我が国としても、2022年7月から開催しているGX実行会議において、産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換し、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指すGXの議論を進めてきました。

そうした中、2025年2月18日には、地球温暖化対策計画の改定と同時に、エネルギー政策についての今後の方向性を示すエネルギー基本計画が改定され、さらには、脱炭素投資を促すため、2040年頃の目指すべきGX産業構造、GX産業立地政策等の方向性を提示するとともに、カーボンプライシングの具体策などGX市場創造等を位置付けるべく、GX推進戦略を改訂する形でGX2040ビジョンが新たに策定されました。GXの実現に向け、これらの計画に基づき、徹底した省エネルギーの推進、再生可

能エネルギーや原子力等の脱炭素電源の最大限活用、脱炭素成長型経済構造移行債等を活用した20兆円規模の先行投資支援や、排出量取引制度の2026年度からの本格稼働等を始めとする成長志向型カーボンプライシング構想の速やかな実現・実行等、引き続きあらゆる施策を総動員していくこととしています。

5 エネルギー起源CO₂の排出削減対策

(1) 脱炭素でレジリエントかつ快適な地域・くらしの創造

住宅・建築物における省エネルギー対策を推進するため、2022年6月の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）の改正により、2025年度から原則全ての新築住宅・建築物に省エネ基準適合を義務付けました。2024年4月には、省エネ性能が市場において適切に評価されるよう、住宅・建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度を強化し、告示に規定する省エネ性能ラベルを用いて表示するよう見直し、施行しました。あわせて、住宅・建築物等に関する総合的な環境性能評価手法（CASBEE）の充実・普及を図るとともに、第三者評価BELS（Building-Housing Energy-efficiency Labeling System）の普及も促進しています。

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ・非化石転換法」という。）における建材トップランナー制度に基づき、断熱材・窓（サッシ、複層ガラス）等の建築材料の性能向上を図っており、2021年6月から、更なる性能向上を図るため、目標基準値の強化に向けた検討を行った結果、窓については2022年3月、2022年度を目標年度とする目標基準値について、2030年度を新たな目標年度として目標基準値を約40%引き上げることを決定し、断熱材については2022年10月、2022年度を目標年度とする目標基準値について、2030年度を新たな目標年度として目標基準値を約5%引き上げることを決定しました。2024年度には、窓について、これまで対象となっていなかった非木造の中高層住宅や大中規模建築物にも対象を拡大するべく検討を行い、中高層共同住宅用サッシの新しい目標基準値を取りまとめました。

住宅については、2050年ネット・ゼロの実現に向けて家庭部門の省エネルギーを強力に推進するため、大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量を正味でおおむねゼロ以下とし、省エネルギー性能と住み心地を兼ね備えた住宅（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス。以下「ZEH」という。）の普及に加え、ZEH基準の水準を大きく上回る省エネルギー性能を有する「GX志向型住宅」の導入に対する補助を実施しました。また、ZEHを超える性能への改修を補助し、一般公開を通じた効果訴求も行い、改修の促進を図りました。さらに、ZEHについて今後は更なるゼロ・エネルギー化を進める観点から、省エネ性能の大幅な引上げや自家消費型太陽光発電の促進を行うよう、その定義の見直しを行い、新たに「GX ZEH」を定義付けました。また、リフォームに関しては、住宅の断熱性の向上に資する改修や高効率給湯器の導入などの住宅省エネ化への支援を強化する必要があることから、経済産業省、国土交通省及び環境省が実施する住宅の省エネリフォームのための補助制度をワンストップで利用可能（併用可）とし、補助事業の利便性の向上に努めることで、より一層の改修の促進を図っています。このほか、各家庭のCO₂排出実態やライフスタイルに合わせたアドバイスを行う家庭エコ診断制度において、専門の資格を持った診断士による対面診断やWEBサービスによる「うちエコ診断」を実施、2011年度から2025年度までに約290万件の診断を行いました。

建築物について、高い省エネルギー性能を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指したビル（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル。以下「ZEB」という。）の普及を進めるため、ZEBの新築及びZEBへの改修に係る費用の一部を補助するとともに、先進的な技術等の組み合わせによるZEBの実証事業を行っています。さらに、ZEBを新築する際に建設から解体に至るまでの建築物のライフサイクルを通じて排出されるCO₂等（ライフサイクルカーボン）を算定しその削減を目指す取組に対し、補助率を優遇し支援を行っ

ています。また、外皮の高断熱化を行った上で、高効率空調機器の導入等によって、一定の省エネルギー基準を満たす改修を行う際に、その設備の導入に係る費用に対する補助も行っています。加えて、建材と一体となった太陽光発電設備の導入に係る費用を補助する事業（窓・壁等と一体となった太陽光発電の導入加速化支援事業）を進めています。また、省エネルギー・省CO₂の実現性に優れたリーディングプロジェクト等に対する支援のほか、ビルオーナーとテナントが不動産の環境負荷を低減する取組についてグリーンリース契約等を締結して協働で省エネ化を図る事業に対する支援や、環境不動産の形成を促進するための官民ファンドの運営支援等を継続的に行っています。こうした規制措置強化と支援措置の組み合わせを通じ、2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準^{ゼッチ ゼブ}の水準の省エネルギー性能が確保されていることや、2050年に住宅・建築物のストック平均でZEH・ZEB基準^{ゼッチ ゼブ}の水準の省エネルギー性能が確保されていることなどを目指します。

更なる個別機器の効率向上を図るため、省エネ・非化石転換法のトップランナー制度においてエネルギー消費効率の基準の見直し等について検討を行っています。さらに、事業場等に対して、CO₂排出量削減余地診断に基づいた脱炭素化促進計画の策定及び省CO₂型設備への更新に対する補助やScope3削減に取り組む企業が主導し企業間で連携した取組への補助を行いました。また、LD-Tech（先導的な脱炭素技術）情報の収集とリスト化等の取組を行いました。

また、一般消費者に一層の省エネに取り組んでいただくことなどを目的として、エネルギー供給事業者が行う省エネに関する一般消費者向けの情報提供を評価・公表する制度（省エネコミュニケーション・ランキング制度）の運用を2022年度より本格的に開始しました。

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等の再生可能エネルギーは、地球温暖化対策に大きく貢献するとともに、エネルギー源の多様化に資するため、地域と共生する案件について、国の支援策により、その導入を促進しました。加えて、近年、FIT/FIP制度の支援によらない太陽光発電事業も含め地域共生上の懸念が生じている事例が見られることを踏まえ、関係省庁の連携の下、太陽光発電事業に関する関係法令の総点検を行い、その結果を踏まえ、2025年12月に大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議において「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」を取りまとめました。今後は同パッケージに基づき、不適切事案に対する法的規制の強化、地域の取組との連携強化、地域共生型への支援の重点化等を進めます。また、再エネ設備導入促進のための措置として、建築物省エネ法に基づき、市町村が地域の実情に応じて再エネ設備の設置を促進する区域を設定（2024年4月施行）できることとしました。2023年9月には本制度のガイドラインを策定・公表し同制度の周知を図っています。

太陽光発電の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態（ストレージパリティ）の達成を目指し、初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を実施しました。また、日本発の技術として開発の進むペロブスカイト太陽電池は、軽量・柔軟という特徴を有し、耐荷重性の低い屋根や建物壁面等、従来の太陽電池では設置が困難だった場所への導入を可能とする次世代技術です。この技術の活用により、太陽光発電が直面する様々な課題を乗り越えながら、再生可能エネルギーの更なる導入拡大につながる事が期待されています。2024年11月に取りまとめられた「次世代型太陽電池戦略」に基づき、ペロブスカイト太陽電池の継続的な需要の創出に取り組み、量産化による価格低減、更なる導入拡大につながる好循環を目指しています。2025年2月には、政府実行計画を改定し、政府施設への率先導入を位置付けました。また、導入初期におけるコスト低減と継続的な需要拡大に資する社会実装モデルの創出に向けて、地方公共団体を含む需要家への導入支援を実施しました。



【次世代型太陽電池はなぜ必要？】

これまで、太陽電池といえば「シリコン系太陽電池」が普及してきました。この太陽電池は耐久性に優れ、変換効率（照射された太陽光のエネルギーを電力に変換できる割合）も高いという特徴があります。しかし、太陽電池そのものや、屋外での耐久性を持たせるためのガラスの重量があるために設置場所に制限があるため、設置できる適地が少なくなってきたという懸念がありました。この懸念を解決する技術として脚光を浴びているのが「ペロブスカイト太陽電池」です。この太陽電池は、軽量・柔軟などの特徴から、これまで設置が難しかった場所に太陽電池を導入することができるものとして、期待が高まっています。

【適材適所に活躍するペロブスカイト太陽電池】

○置かれる場所を選ばない、どこでも輝く万能選手～フィルム型

軽量で柔軟という特徴を有し、建物壁面など、これまで設置が困難であった場所にも導入が可能な種類です。また、国外と比較して日本は大型化・耐久性といった製品化のカギとなる技術で、大きくリードしています。

○窓から見えるいつもの景色、実は発電機能付き～ガラス型

光透過性を活かし、建物建材の一部として既存の高層ビルや住宅の窓ガラスの代替設置が期待される種類です。フィルム型と比べ、耐水性が高く、耐久性を確保しやすいことが特徴です。

○新旧電池の合わせ技、変換効率最大級～タンデム型

シリコン系太陽電池と組み合わせることで、高い変換効率を発揮する種類です。国内における開発の進捗状況は、フィルム型やガラス型に劣り、引き続き研究開発段階にあります。

【ペロブスカイト太陽電池の期待される用途】

○屋内・小型

ペロブスカイト太陽電池は耐久性に難がありますが、短寿命の機器への用途であれば、耐久性の課題は発電用途に比べてハードルが低く、大面積生産技術が確立されることで、小型・高付加価値といった展開が期待されています。

○軽量・フレキシブル型

高い耐久性と歩留まりが求められることから、量産化へのハードルは高いものの、既存の太陽電池ではアプローチできなかった場所に設置でき、太陽光発電の導入量の増加に寄与することが期待されています。

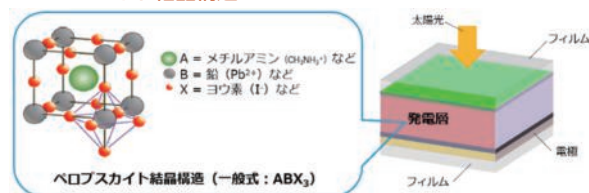
○超高効率化

設置面積の制限などから、高いエネルギーが求められる分野（交通・航空等）では、従来よりも超高効率なタンデム型の開発が必須です。超高効率のメリットに合う価格を実現可能な低コスト化が鍵と言われています。

【ペロブスカイト構造とは？】

「ペロブスカイト」は、右図のような形態の結晶構造を指します。ペロブスカイト太陽電池は、この構造を持つ化合物を発電層として用いる太陽電池のことです。また、主な原料である「ヨウ素」について、日本は生産量世界2位のシェアを持っており、エネルギーの安全保障面でも貢献が期待されています。

ペロブスカイト結晶構造



資料：資源エネルギー庁

地熱発電は、発電量が天候等に左右されないベースロード電源となり得る再生可能エネルギーであり、我が国は世界第3位の地熱資源量を有すると言われていることなどから、積極的な導入拡大が期待されています。しかし、地下資源の開発はリスクやコストが高いこと、地熱資源が火山地帯に偏在しており適地が限定的であること、自然環境や温泉資源等への影響懸念等の課題もあります。このような状

況を踏まえて、守るべき自然は守りつつ、地域での合意形成を図りながら、自然環境と調和した地域共生型の地熱利活用を促進するため、2021年4月に環境省が発表した「地熱開発加速化プラン」に基づき、自然公園法及び温泉法の運用見直しを行うとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づく促進区域の設定、IoTを活用した温泉モニタリングの実施、地方環境事務所への地熱発電等調整専門官の配置等によって、地域調整の円滑化を図っています。全国の地熱発電施設数の2030年までの倍増と最大2年程度のリードタイムの短縮を目指しています。

また、ガスコージェネレーションやヒートポンプ、燃料電池等、エネルギー効率を高める設備等の普及も推進してきました。加えて、二酸化炭素回収・貯留（CCS）の導入に向け、事業環境を整備するため、技術開発や貯留適地調査等を実施しました。

さらに、経済産業省では2030年に向け安定供給を大前提に非効率石炭火力のフェードアウトを着実に実施するために、石炭火力発電設備を保有する発電事業者について、最新鋭のUSC（超々臨界）並みの発電効率（事業者単位）をベンチマーク目標において求めることとしています。その際、水素・アンモニア等について、発電効率の算定時に混焼分の控除を認めることで、脱炭素化に向けた技術導入の促進につなげていきます。2030年以降を見据えて、CCSについては、「第7次エネルギー基本計画」等を踏まえて取り組んでいきます。

（2）バリューチェーン・サプライチェーン全体の脱炭素移行の促進

バリューチェーン全体における民間投資も活用した脱炭素経営の実践や、地域・暮らしを支える物流・交通、資源循環などサプライチェーン全体の脱炭素移行を促進するとともに、「経団連カーボンニュートラル行動計画」の着実な実施と評価・検証による産業界における自主的取組の推進により、産業部門における2024年度のCO₂排出量は、3億3,400万トンCO₂となり、2013年度比で27.9%減少するなど、成果を上げています。また、業界や部門の枠組みを超えた社会全体やサプライチェーンを通じた他部門での貢献、優れた技術や素材の普及等を通じた海外での貢献、革新的技術の開発や普及による削減貢献といった各業種の取組についても深掘りし、こうした削減貢献を可能な限り定量化することにより、貢献の可視化とベストプラクティスの横展開等を行いました。2026年1月末までに112業種が2030年を目標年限とする定量目標を設定しており、我が国のエネルギー起源CO₂排出量に占める自主的取組に参画する業種からの排出量の割合は5割を超えています。政府の2030年度削減目標との整合性や2050年のあるべき姿を見据えた2030年度目標設定、共通指標としての2013年度比のCO₂排出量削減率の統一的な見せ方等の検討を進めるなど、引き続き自主的な取組を進め、温室効果ガスの排出削減をより一層推進していきます。

需要サイドでの事業者による非化石エネルギーの導入拡大の取組を加速させるため、省エネ・非化石転換法では、特定事業者等に対し、使用するエネルギーのうちに占める非化石エネルギーの使用割合の向上及び非化石エネルギーを含むエネルギー全体の使用の合理化を求めることとし、以降、中長期計画書では非化石エネルギーへの転換の目標を、定期報告では非化石エネルギーを含めたエネルギーの使用状況について、特定事業者等より提出されています。

工場等に対して、CO₂排出量削減余地診断に基づいたCO₂削減計画の策定及び省CO₂型設備への更新に対する補助やScope3削減に取り組む企業が主導し企業間で連携した取組への補助を行いました。また、LD-Tech（先導的な脱炭素技術）情報の収集とリスト化等の取組を行いました。

中小企業等におけるCO₂排出削減対策の強化のため、省CO₂型設備導入における資金面の公的支援の一層の充実を図っています。また、中小企業等の省エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証し、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度での排出量調整等に活用するJ-クレジット制度の運営を行っています。さらに、建設施工現場における脱炭素化を目指し建設機械の抜本的な動力源の見直しを図るため、電動建機を対象とした建設機械をGX建設機械として認定しており、2026年3月末までに26型式を認定しました。

中小企業を含むバリューチェーン全体の脱炭素化を進めるため、企業間で連携した削減計画策定支援や、業界の共通ルール策定、CFP（カーボンフットプリント）の算定・表示ルールの策定支援等を行いました。

また、サプライサイドでの脱炭素に資する投資や調達先の選択を推進するとともに、そうした企業活動により生み出されるグリーン製品の消費者選択を促進し、需要を創出していくために必要な施策について議論するため、「グリーン製品の需要創出等によるバリューチェーン全体の脱炭素化に向けた検討会」を計4回開催し、「中間とりまとめ」を公表しました。「中間とりまとめ」を踏まえ、脱炭素価値を有する製品・サービスの価値の見える化に関する検討を開始しました。

農林水産分野においては、「みどりの食料システム戦略」や「農林水産省地球温暖化対策計画」に基づき、緩和策として施設園芸等における省エネルギー対策、バイオマスの活用の推進、我が国の技術を活用した国際協力等を実施しました。

(3) 地域・くらしの脱炭素化の基盤となる先導技術実証と情報基盤等整備

地球温暖化の防止に向け、革新技术の高度化、有効活用を図り、必要な技術イノベーションを推進するため、民間だけでは進まない多様な分野におけるCO₂排出削減効果の高い技術の開発・実証、窒化ガリウム（GaN）やセルロースナノファイバー（CNF）の活用によるエネルギー消費の大幅削減、地域資源循環の実現に向けた革新的触媒の開発等、燃料電池や水素エネルギー、蓄電池、二酸化炭素回収・有効利用・貯留（CCUS）等に関連する技術の開発・実証、普及を促進しました。

(4) モビリティの脱炭素化

省エネ・非化石転換法に基づき、輸送事業者に対して貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化、非化石転換に関する取組等を、荷主に対して貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する取組、非化石転換に関する取組等を推進しています。また、AI・IoTを活用した運輸部門における更なる省エネに向けた取組を進めるため、荷主・輸送事業者・着荷主等が連携してサプライチェーン全体の輸送効率化を図る取組や、車両動態管理システム等を活用したトラック事業者と荷主等の連携による輸送効率化に向けた取組に対する支援を行いました。引き続き、運輸部門における省エネ等を進めていきます。

自動車単体対策としてはGXに向けて、自動車の燃費・電費の向上促進、車両の電動化、充電・水素充てん設備に係る補助制度、税制支援等を通じた次世代自動車の普及促進等を行いました。このうち、省エネ・非化石転換法における乗用車の2030年度燃費基準（2020年3月策定）に関しては、通常の燃費試験では反映されない省エネ技術を評価する制度を、重量車の2025年度燃費基準（2019年3月策定）に関しては、製造事業者等に対し電気自動車等の普及促進のインセンティブを与えるため、電気自動車等を達成判定において評価する制度をそれぞれ策定しました。また、2050年ネット・ゼロの実現に貢献し、道路の脱炭素化の取組を推進するため、道路の脱炭素化の推進に関する基本的な方針である「道路脱炭素化基本方針」を策定、国の道路脱炭素化基本方針に基づき道路管理者が脱炭素化推進計画を策定する枠組みを導入しました。充電・水素充てん設備の整備促進、安全・安心な歩行空間や自転車等通行空間の整備等による自動車交通量の減少等を通じたCO₂排出の削減、ダブル連結トラックの利用環境の整備や自動物流道路の実現に向けた検討等による低炭素な物流への転換、渋滞対策等の推進、LEDの道路照明への導入や低炭素な材料の導入促進による道路のライフサイクル全体の低炭素化などにより、道路分野の脱炭素化を推進しました。さらに、改正された物資の流通の効率化に関する法律（物流効率化法）（平成17年法律第85号）に基づく総合効率化計画の認定等を活用し、環境負荷の小さい効率的な物流体系の構築を促進しました。そして、共同輸配送、モーダルシフト、大型NGVトラック導入、貨客混載等の取組について支援を行ったほか、物流施設への再エネ設備等の一体的導入の支援による流通業務の脱炭素化を促進する支援制度を創設しました。加えて、グリーン物流パートナーシップ会議を通して、荷主や物流事業者等の連携による優良事業の表彰や普及啓発を行いました。

鉄軌道分野については、2023年5月に出された「鉄道分野におけるカーボンニュートラル加速化検討会」の最終とりまとめにおいて、鉄道分野のカーボンニュートラルが目指すべき姿と、それに向けて取り組むべき施策の方向性を整理しました。また、2025年9月に出された「鉄道分野のGXに関する官民研究会」のとりまとめにおいて、主要鉄道事業者を対象とする、省エネの徹底、非電化区間のGX及び再エネの最大限導入について具体的な目標等を示した基本的考え方を整理しました。

国際海運分野については、国際海事機関（IMO）において、2023年に合意された「2050年頃までにGHG排出ゼロ」等の目標達成に向けて、GHG排出削減に関する新たな国際ルールの方針の議論が進められているところ、我が国は各国と連携・協力しながら、その議論の着実な進展に貢献しています。加えて、2021年度より、グリーンイノベーション基金を活用して水素・アンモニアを燃料とするゼロエミッション船の技術開発を行っており、2025年9月には純国産の大型商用アンモニア燃料エンジンが完成しました。また、大型アンモニア燃料船については2026年、水素燃料船については2028年の実証運航開始を目指しています。さらに、2025年6月には、アンモニア燃料船への安全かつ円滑なバンカリングの実施に向けて、設備の要件、離接舷時の気象・海象要件、事故防止対策等をまとめた「アンモニアバンカリングガイドライン」を公表しました。内航海運分野については、2025年3月に公表した内航海運の2040年度温室効果ガス削減目標の達成にむけて、省エネ・省CO₂性能の効果の見える化（内航船省エネルギー格付制度）等の普及促進、船舶のバイオ燃料等の活用に向けた環境整備を推進しています。また、LNG燃料船、メタノール燃料船等の導入・実証を行っています。造船・船用工業分野については、2024年度に引き続き、ゼロエミッション船等の建造に必要となるエンジン、燃料タンク、燃料供給システム等の生産設備及びそれらの機器等を船舶に搭載するための設備等の整備への支援を実施しています。

港湾分野においては、カーボンニュートラルポート（CNP）の形成を推進しており、港湾管理者における港湾脱炭素化推進計画作成に対する費用の補助、水素を燃料とする荷役機械の現地実証、低炭素型荷役機械導入支援、CNP認証、水素・アンモニア等の受入環境整備に係るガイドラインの作成、ASEAN諸国向けCNPガイドラインの作成による国際連携などを行いました。

航空分野において、脱炭素の取組を促進するために航空会社や空港会社による主体的・計画的な脱炭素化の取組を後押しすることが重要であり、航空法（昭和27年法律第231号）等に基づく「航空運送事業脱炭素化推進計画」及び「空港脱炭素化推進計画」の認定等を行っています。また具体的な取組として、航空機運航分野においては、国土交通省は2050年ネット・ゼロの実現に向け、官民協議会の場などを活用して関係省庁や民間事業者と連携しながら、SAF（Sustainable Aviation Fuel：持続可能な航空燃料）の導入促進、管制の高度化等による運航の改善、機材・装備品等への環境新技術の導入に取り組んでいます。特にCO₂削減効果の高いSAFについては、2030年時点の本邦航空会社による燃料使用量の10%をSAFに置き換えるという目標を設定しており、関係省庁が連携し、国際競争力のある価格で安定的に国産SAFを供給できる体制の構築や、国産SAFの国際認証取得に向けた支援等に取り組んでいます。空港分野においては、2026年3月末時点で51空港の空港脱炭素化推進計画が策定され、空港施設・車両等からのCO₂の排出削減、空港の再エネの導入等に取り組んでいます。また、「空港の脱炭素化に向けた官民連携プラットフォーム」を活用し空港関係者等と情報共有や協力体制を構築するとともに、空港関係者の意識醸成や空港利用者への理解促進を図りました。

6 エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガスの排出削減対策

(1) 非エネルギー起源CO₂、CH₄及びN₂Oに関する対策の推進

農地土壌や家畜排せつ物、家畜消化管内発酵に由来するCH₄及びN₂Oを削減するため、「みどりの食料システム戦略」や「農林水産省地球温暖化対策計画」に基づき、地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に対する支援を行うとともに、J-クレジット制度も活用し、水稻栽培における中干し期間の延長や家畜排せつ物の管理方法の変更等を推進しました。

廃棄物の処理プロセス由来の非エネルギー起源CO₂、CH₄及びN₂Oの排出量を削減するため、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進により化石燃料由来廃棄物の焼却量の削減を推進するとともに、有機性廃棄物の直接最終処分量の削減や、全連続炉の導入等による一般廃棄物処理施設における燃焼の高度化等を推進しました。

下水汚泥の焼却に伴うN₂Oの排出量を削減するため、下水汚泥の焼却の高度化や、N₂Oの排出の少ない焼却炉の普及、焼却を伴わない汚泥処理方法（コンポスト化等）の拡大を推進しました。

(2) 代替フロン等4ガスに関する対策の推進

代替フロン等4ガス（HFCs、PFCs、SF₆、NF₃）は、オゾン層は破壊しないものの強力な温室効果ガスであり、我が国の排出量についてUNFCCC事務局に毎年報告しなければならないとされています。

代替フロン等4ガスの中でも、HFCsについては、排出の約9割が冷凍空調機器の冷媒用途によるものであり、機器の使用時におけるHFCsの漏えい及び廃棄時未回収が排出量に大きく影響しています。

HFCsを含めた業務用冷凍空調機器に使用されるフロン類の排出削減に向けて、フロン類のライフサイクル全体にわたる対策を定めたフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン排出抑制法」という。）において、フロン類製造・輸入業者及びフロン類使用製品（冷凍空調機器等）の製造・輸入業者に対する低GWP（地球温暖化係数）化の推進、機器ユーザー等に対する機器使用時におけるフロン類の漏えいの防止、機器からのフロン類の回収・適正処理等が求められています。また、冷媒の低GWP化を推進するため、省エネ型自然冷媒機器の導入を促進するための補助事業等を実施しています。

また、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）に基づき、家庭用の電気冷蔵庫・冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機、ルームエアコン及びカーエアコンからのフロン類の適切な回収を進めました。

産業界のフロン類対策等の取組に関しては、自主行動計画の進捗状況の評価・検証を行うとともに、自主行動計画の透明性・信頼性及び目標達成の確実性の向上を図りました。

7 森林等の吸収源対策、バイオマス等の活用

土地利用、土地利用変化及び林業部門（LULUCF）については、パリ協定に則して、森林経営等の対象活動による吸収量について目標を定めています。具体的には、「地球温暖化対策計画」に基づき、2030年度において約4,770万トンCO₂、2040年度において約8,400万トンCO₂の吸収量を確保することとしています。

この目標の実現に向け、森林吸収源対策として、「森林・林業基本計画」等に基づき、多様な政策手法を活用しながら、適切な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全を推進するとともに、木材や木質バイオマスの利用を促進しました。

また、都市における吸収源対策として、都市公園整備等による新たな緑地空間を創出し、都市緑化等を推進しました。さらに、農地土壌の吸収源対策として、炭素貯留量の増加につながる土壌管理等の営農活動の普及に向け、炭素貯留効果等の基礎調査、地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に対する支援を行いました。

加えて、ブルーカーボン生態系によるCO₂吸収・固定量の拡大に向けた検討を行うとともに、海藻が着生しやすい基質の設置や、浚渫土砂や鉄鋼スラグを活用したCO₂吸収源となる藻場等の造成等を実施しました。

8 国際的な地球温暖化対策への貢献

(1) 開発途上国への支援の取組

途上国では深刻な環境汚染問題を抱えており、2018年に開催された世界保健機関（WHO）の大気汚染と健康に関する国際会議やIPCCの報告書等においても、地球温暖化対策と環境改善を同時に実現できるコベネフィット・アプローチの有効性が認識されています。我が国では2007年12月から本アプローチによる途上国との協力を進めているほか、アジア太平洋クリーン・エア・パートナーシップ（APCAP）やクリーン・エア・アジア（CAA）、アジア・コベネフィット・パートナーシップ（ACP）の活動支援を通して、アジア地域におけるコベネフィット・アプローチを促進しています。

途上国が脱炭素社会へ移行できるよう、我が国の地方公共団体が持つ経験を基に、制度・ノウハウ等を含め優れた脱炭素技術の導入支援を行う都市間連携事業や、アジア開発銀行（ADB）、欧州復興開発銀行（EBRD）、国際連合工業開発機関（UNIDO）等と連携したプロジェクトへの資金支援を実施しています。

加えて、気候変動による影響に脆弱である島嶼国^{しよこく}に対し、気候変動への適応・エネルギー・水・廃棄物分野への対応に関する支援や、研究者によるネットワーク設立に向けた支援を行っています。その他、国連食糧農業機関（FAO）及び国際熱帯木材機関（ITTO）への資金拠出を通じた、アフリカにおける食料生産等と調和した森林経営の確立やアジアにおける持続可能な木材利用の促進の支援など、様々な取組を行っています。

森林の減少を含む土地利用の変化に伴う温室効果ガス排出量は世界全体の人為的な排出量の約2割を占めるとされており、パリ協定においては、森林を含む吸収源の保全及び強化に取り組むこと（第5条1項）に加え、途上国の森林減少及び劣化に由来する温室効果ガスの排出の削減等（REDD+）の実施及び支援を推奨すること（同条第2項）などが定められました。また、JCMの森林案件（REDD+、植林）を推進するため、実施ルールの検討及び各国との協議を行いました。

2024年12月には新たに政府全体の「インフラシステム海外展開戦略2030」が策定されました。グローバルサウス諸国のニーズを踏まえ、実質的な排出削減につながる脱炭素移行政策誘導型インフラ海外展開を推進し、政策立案から個別案件等まで一体的に支援していきます。あわせて、環境省は2025年8月に「環境インフラ海外展開基本戦略（令和7年版）」を策定しました。これに基づき、グローバルサウスにおける高い生活の質（Well-being）をもたらし環境インフラ市場の形成と、我が国における環境産業の新たな成長を促します。

(2) アジア太平洋地域における取組

開発途上国の中には、気候変動影響に対処する適応能力が不足している国が多くあります。このため、我が国では、アジア太平洋地域において気候変動リスクを踏まえた意思決定と実効性の高い気候変動適応を支援するために構築した「アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム」（AP-PLAT）を活用し、[1] 気候変動リスクに関する科学的知見の情報共有、[2] 政策意思決定用ツールの提供、[3] 気候変動適応策実施のための能力強化等の取組を、地域内の各国や関係機関等との協働により推進しています。

また、様々な国際協力スキームや産官学に蓄積されてきた優れた適応ソリューション^{せいのしゆりゅーしょん}を活用し、気候変動影響評価ツールの開発と実装を進めています。また、気候変動に脆弱な開発途上国に共通する喫緊の課題と多種多様な技術協力ニーズに応えるため、気候変動による災害、健康、水資源、食料安全保障、都市のレジリエンス、自然を基盤とした解決策（NbS：Nature-based Solutions）など様々な観点から、適応課題に対する能力強化や、技術導入と連動した適応ビジネス支援を推進しています。

さらに、ASEANを中心に、NDC作成支援、企業の温室効果ガス排出量の透明性の向上などの脱炭素政策形成支援を行っています。

(3) JCMの推進に関する取組

環境性能に優れた先進的な脱炭素技術や製品の多くは、一般的に導入コストが高く、普及には困難が伴うという課題があります。JCMでは、我が国の企業や政府は技術や資金の面でパートナー国と協力して対策を実行し、得られたGHG削減・吸収の効果を両国の貢献度に応じて配分します。これにより、我が国はクレジットを獲得し、参加した企業の裨益を実現しつつ、パートナー国の負担を下げながら優れた脱炭素技術や製品等の普及を行っています。2025年2月に改定された「地球温暖化対策計画」では、JCMについて、「官民連携で2030年度までの累積で、1億t-CO₂程度、2040年度までの累積で、2億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量の確保を目標とする」ことが定められました。

具体的な施策として、これまでにクレジットの獲得を目指す「脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度（JCM）促進事業」や、大気汚染物質や水質汚濁物質と温室効果ガスの両方を抑制するモデル的な事業の実現可能性調査、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）による実証事業を実施しているほか、2023年度からはJCMを通じた事業化の実績のない先進的な技術導入を目的とした実証事業として、モンゴルにおけるグリーン水素の実証事業やタイにおけるペロブスカイト太陽電池の実証事業を実施しています。従来の政府支援に加え、民間資金を中心としたプロジェクト組成を促進するため、2023年3月には「民間資金を中心とするJCMプロジェクトの組成ガイダンス」を策定するなど、民間JCMの取組の普及を進めています。さらに、2024年6月に成立した改正地球温暖化対策推進法に基づき指定実施機関（JCMA）を立ち上げ、プロジェクト管理、パートナー国との各種ガイドライン等の改訂及び合同委員会等によるクレジット化手続に係る運営実施の効率と実効性を高めるべく取り組んでいます。また、パリ協定第6条に沿ったJCMを含む市場メカニズムの構築のため、COP27において我が国が主導して立ち上げた「パリ協定6条実施パートナーシップ（A6IP）」による各国の実施体制の構築支援等にも取り組んでいます。

2025年11月に、日本政府は、JCMにおいて初めて、パリ協定第6条に沿ったクレジットである「国際的に移転される緩和成果（ITMOs）」を、日本のJCM登録簿に発行しました。発行されたクレジットについては、2030年度を目標年度とする我が国のNDCのために適切にカウントします。

引き続き、民間資金を中心としたJCMの拡大、国際機関と連携した案件形成・実施の強化等を通じて、世界の脱炭素化に貢献していきます。

(4) 短寿命気候汚染物質に関する取組

ブラックカーボン、CH₄、HFC等の短寿命気候汚染物質については、その対策が短期的な気候変動緩和と大気汚染防止等他分野の双方に効果があるとして国際的に注目されており、2012年2月に米国、スウェーデン等により立ち上げられた「短寿命気候汚染物質（SLCPs）削減のための気候と大気浄化のコアリション（CCAC）」に、2012年4月に我が国も参加しました。

2023年12月にはCOP28の場で64か国が賛同したグローバル・クーリング・プレッジが立ち上げられ、我が国を含む賛同国は、2050年までに冷凍空調機器関連の温室効果ガスの排出量を2022年比で少なくとも68%削減することのほかに、環境省が主導しているフルオロカーボン・イニシアティブ（IFL）等を通じ冷凍空調機器に充填されたフロン類のライフサイクルマネジメントを追求することなどを誓約しました。

世界全体のメタン排出量を2030年までに2020年比30%削減することを目標とするグローバル・メタン・プレッジについて、我が国は、2021年9月の日米豪印首脳会合において参加を表明しました。我が国としては、「地球温暖化対策計画」に基づき、国内のメタン排出削減に取り組むとともに、国内のメタン排出削減の優良事例を各国と共有していくことなどのイニシアティブが期待されています。

9 横断的施策

(1) 地域脱炭素の推進

「地域脱炭素ロードマップ」、「地球温暖化対策計画」等に基づき、脱炭素先行地域づくり、重点対策加速化事業を推進するとともに、地域の基盤構築のための積極支援を行います。具体的な施策については、第6章第5節1(2)を参照。

(2) 脱炭素に資する都市・地域構造及び社会経済システムの形成

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく低炭素まちづくり計画がこれまで26都市（2025年12月末時点）で作成されました。また、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づく立地適正化計画がこれまでに650都市で作成され、計画に基づく都市のコンパクト化を図るための財政支援を行うことにより、脱炭素に資するまちづくりを総合的に推進しました。

低炭素なまちづくりの一層の普及のため、温室効果ガスの大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする23都市を環境モデル都市として選定しました。

都市の低炭素化をベースに、環境・超高齢化等を解決する成功事例を都市で創出し、国内外に展開して経済成長につなげることを目的として、2011年度に東日本大震災の被災地域6都市を含む11都市を環境未来都市として選定しており、引き続き各都市の取組に関する普及展開等を実施しました。

2025年度再生可能エネルギー導入拡大に向けた分散型エネルギーリソース導入支援等事業により、既存の系統線を用いることでコストを抑え、非常時には地域内の再生可能エネルギー等から自立的に電力供給をする、いわゆる「地域独立系統（マイクログリッド）」の構築に向けて、2025年度は2件の構築支援を実施しました。

交通システムに関しては、公共交通機関の利用促進のための鉄道新線整備等の推進、環状道路等幹線道路ネットワークをつなぐとともに、ビッグデータを活用した渋滞対策等の交通流対策を行いました。

再生可能エネルギーの導入に関して、2013年10月に国内初の本格的な2MWの浮体式洋上風力発電を設置、2016年3月より運転を開始し、本格的な運転データ、環境影響・漁業影響の検証、安全性・信頼性に関する情報を収集し、事業性の検証を行いました。また、2016年度からは、洋上風力発電の更なる事業化を促進するため、施工の低コスト化・低炭素化や効率化等の手法の確立及び効率的かつ正確な海域動物・海底地質等の調査手法の確立に取り組みました。2020年度からは、浮体式洋上風力発電の実証を行った経験を活かし、事業性検証・理解醸成事業に取り組み、さらに2024年度からは、エネルギーの地産地消を目指す地域における浮体式洋上風力発電の導入に向けた計画策定支援を実施しています。

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）に基づく海洋再生可能エネルギー発電設備の整備促進区域（促進区域）の指定について、2025年7月に経済産業省及び国土交通省は、「北海道松前沖」及び「北海道檜山沖」の2区域を新たに促進区域として指定しました。2025年8月に策定された「洋上風力産業ビジョン（第2次）」では、2040年までに15GW以上の浮体式洋上風力発電の案件を形成するという目標を新たに設定し、産業界においても国内調達比率目標を引き上げ、2040年までに65%とする目標を設定したところです。洋上風力発電設備の設置及び維持管理に利用される港湾（基地港湾）については、2025年5月に、指定済み基地港湾7港のうち、秋田港において2者目となる港湾法（昭和25年法律第218号）に基づく海洋再生可能エネルギー発電設備取扱埠頭に係る賃貸借契約を締結し、洋上風力発電設備の設置工事に活用されています。さらに、農業分野にも再生可能エネルギーの導入を促すため、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）に基づき、市町村、発電事業者、農業者等の地域の関係者から成る協議会を設立し、地域主導で農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電を行う取組を促進しました。

(3) 水素社会の実現

水素は、利用時にCO₂を排出せず、製造段階に再生可能エネルギーやCCSを活用することで、トータルでCO₂フリーなエネルギー源となり得ることから、脱炭素社会実現の重要なエネルギーとして期待されています。また、水素は再生可能エネルギーを含め多種多様なエネルギー源から製造し、貯蔵・運搬することができるため、一次エネルギー供給構造を多様化させることができ、一次エネルギーのほぼ全てを海外の化石燃料に依存する我が国において、エネルギー安全保障の確保と温室効果ガスの排出削減の課題を同時並行で解決していくことにも大いに貢献するものです。

水素利用については、家庭用燃料電池（エネファーム）や燃料電池自動車（FCV）の普及が先行しており、導入拡大に向けた支援を行いました。また、水素充てんインフラについては、整備中5か所を含めて全国161か所（2025年3月末時点）の商用水素ステーションが整備されており、整備拡大に向けた支援を行いました。さらに、燃料電池バス・トラック・フォークリフト等の産業車両への導入支援や水素内燃機関の技術開発実証など、水素需要の更なる拡大に向けた取組を進めました。

水素の本格的な利活用に向けては、コストの低減と利用の拡大を両輪で進めていくことが必要です。このため、大規模に水素を輸送する国際水素サプライチェーン構築実証に取り組んでいます。また、製造時にもCO₂を排出しない、トータルでCO₂フリーな水素の利活用拡大に向けては、再生可能エネルギーの導入拡大や電力系統の安定化に資する技術として、太陽光発電といった自然変動電源の出力変動を吸収し、水素に変換・貯蔵するPower-to-Gas技術の実証にも福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）等において取り組んでいます。さらに、地域資源（再生可能エネルギー、副生水素、使用済みプラスチック、家畜排せつ物等）を活用した水素の製造、貯蔵、運搬、利活用の各設備とそれらをつなぐインフラネットワークの整備を通じた地域水素サプライチェーン構築を地域特性に応じて、様々な需給を組み合わせた実証モデルの構築を進めています。

一方、水素社会の実現には、技術面、コスト面、インフラ面等でいまだ多くの課題が存在しており、官民一体となった取組を進めていくことが重要です。このような観点を踏まえて決定された「水素基本戦略」（2017年12月再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議決定）では、水素社会実現に向けて官民が共有すべき方向性・ビジョンを示しています。さらに、2023年2月に「GX実現に向けた基本方針」の中で、「国家戦略の下で、クリーンな水素・アンモニアへの移行を求める」ことが閣議決定されたことを受け、2023年6月に「水素基本戦略」を改定しました。本戦略を具体化する形で、2024年5月に脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（水素社会推進法）（令和6年法律第37号）が成立し、2024年10月に施行されました。2024年11月から2025年3月にかけて、既存原燃料の水素等への転換と自立的な発展に向けて、商用規模のサプライチェーンを組成するため、既存原燃料との価格差に着目した支援を受けようとする計画の申請受付を行い、2025年の9月から年末までに、4件の計画を認定しました。引き続き、条件が整った案件から順次、計画認定をしていきます。加えて、2025年3月から2025年6月にかけて、水素等の輸送又は貯蔵に必要な整備であって、複数の利用事業者が共同で使用する設備に対する拠点整備支援を受けようとする計画の申請受付を行いました。今後、条件が整った案件から順次、計画認定をしていきます。

(4) 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度

地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度により、温室効果ガスを一定量以上排出する事業者は、毎年度、排出量を国に報告することを義務付け、国が報告されたデータを集計・公表しています。

2021年の地球温暖化対策推進法の改正により、2022年度からは、省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）による報告を開始しました。全国の13,279の特定排出者から報告された2023年度の排出量を集計し、2025年11月に結果を公表しました。今回報告された排出量の合計は5億8,900万トンCO₂で、我が国の2023年度排出量の約5割に相当します。

(5) 排出削減等指針

地球温暖化対策推進法に基づき、事業者は事業活動において使用する設備について、温室効果ガスの排出削減等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出量を少なくする方法で使用するよう努めること、また、事業者は国民が日常生活において利用する製品やサービスについて、その利用等に伴う温室効果ガスの排出量がより少ないものの製造等を行うとともに、その利用等に伴う温室効果ガスの排出に関する情報の提供を行うよう努めることとされています。国は、こうした努力義務を果たすために必要な措置を示した温室効果ガス排出削減等指針を策定・公表することとされており、2024年6月の地球温暖化対策推進法の改正等を踏まえ、2025年4月に本指針の改正を行いました。加えて、本指針の利便性の更なる向上のため、先進的な対策リスト及び各対策の効率水準・コスト等のファクト情報を拡充しました。さらに、排出削減等指針に基づく上水道・工業用水道部門に係るマニュアル及び下水道部門に係るマニュアルの見直しを行いました。

(6) 脱炭素社会に向けたライフスタイルの転換

2050年ネット・ゼロの実現に向けて、国民・消費者の行動変容・ライフスタイル転換を強力に後押しするため、「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）において、組織（自治体・企業・団体）、個人単位でデコ活宣言の呼びかけを行い、18,163件（2026年3月末時点。国・自治体：413件、企業：3,096件、各種団体：418件、個人：14,236件）のデコ活宣言が行われました。

また、「デコ活」の開始と同時に発足したデコ活応援団（官民連携協議会）には、3,896者を超える自治体・企業・団体等の参画をいただき、このデコ活応援団とともに国民・消費者の豊かな暮らしを後押しするための官民連携プロジェクトを組成・実施・検討するとともに、引き続き連携協働型の社会実装に向けたプロジェクトに対する補助金の公募を行い、住宅の断熱改修や衣類の回収・アップサイクルといった9件の事業を採択しました。

さらに、国民・消費者の行動変容・ライフスタイルの転換を促進し、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしと、我が国の温室効果ガス削減目標を実現するために必要な方策・道筋を示す「くらしの10年ロードマップ」の進捗把握のため、取組状況に関する消費者アンケート調査（第3回）を実施しました。

(7) J-クレジット、カーボン・オフセット

国内の多様な主体による省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用等による排出削減対策及び適切な森林管理による吸収源対策を引き続き積極的に推進していくため、カーボン・オフセットや財・サービスの高付加価値化等に活用できるクレジットを認証するJ-クレジット制度の更なる活性化を図りました。具体的には、J-クレジットの対象となるプロジェクトの拡充として、2025年にはCO₂吸収型コンクリートの使用及びバイオ炭使用型コンクリートの使用に関する新規方法論等を追加しました。2025年12月末時点で、J-クレジット制度の対象となる方法論は74種類あり、省エネ・再エネ設備の導入、森林管理や農業分野等に関するプロジェクトを累計1,359件登録し、累計1,333万トンCO₂のクレジット認証をしました（前身制度からの移行プロジェクトを含む）。J-クレジット制度の活用により、中小企業や農林業等の地域におけるプロジェクトにカーボン・オフセットの資金が還流するため、地球温暖化対策と地域振興が一体的に図られました。また、カーボン・クレジットの取引の流動性を高めるとともに、適切な価格公示を行うことで、脱炭素投資を促進する観点から2023年10月に開設された、東京証券取引所によるカーボン・クレジット市場では、開設以降、2026年1月時点で約108万トン、総額43.5億円が取引されました。

「カーボン・オフセット」とは、市民、企業等が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、排出削減・吸収量（クレジット）の購入や、他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動の実施等により、排出量の全部又は一部を埋め合わせするという考え方です。2024年3月に改訂した『我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）』及び『カーボン・オフセットガイドライン』に基づき、国

内で信頼性の確保されたカーボン・オフセットの取組を促進しています。

(8) 金融のグリーン化

脱炭素社会を創出し、気候変動に対して強靱で持続可能な社会を創出していくには、必要な温室効果ガス削減対策や気候変動への適応策に的確に民間資金が供給されることが必要です。このため、ESG金融等を通じて環境への配慮に適切なインセンティブを与え、資金の流れをグリーン経済の形成に寄与するものにしていくための取組（金融のグリーン化）を進めることが重要です。

詳細については、第6章第2節を参照。

(9) 地域の中小企業の脱炭素化支援

2050年ネット・ゼロの実現に向けて、中小企業は、我が国の企業数の9割超、雇用の約7割、GHG排出量のうち約2割程度を占めており、中小企業によるGHG排出量の削減に向けた取組や脱炭素経営の促進は重要となります。その際、普段から地域の中小企業との接点を持っている地域金融機関や商工会議所を始めとする経済団体等のプッシュ型支援が効果的となります。他方で、企業の脱炭素経営の取組ステップ（「知る」「測る」「減らす」）のうち、各支援機関によって得意とする支援メニューの取組やステップが異なることから、地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制を構築することが有効となります。こうした状況を踏まえ、地域金融機関・商工会議所等の経済団体等と地方公共団体が連携し、各地域の特性を活かした地域ぐるみでの中小企業に対する脱炭素経営支援体制の構築を図るモデル地域事例の構築を36件（2023年度16件、2024年度10件、2025年度10件）行いました。また、モデル事業で得られた知見を踏まえ、支援体制の構築から実際の支援までのノウハウや具体例をまとめたガイドブック等を公表しています。

(10) 排出量及び吸収量算定方法の改善等

国連気候変動枠組条約に基づき、我が国の温室効果ガスインベントリ報告書を作成し、排出量及び吸収量の算定に関するデータとともに条約事務局に提出しました。また、これらの内容に関して、条約事務局による審査の結果等を踏まえ、その算定方法の改善等について検討しました。

(11) 地球温暖化対策技術開発・実証研究の推進

農林水産分野においては、「農林水産省地球温暖化対策計画」及び「農林水産省気候変動適応計画」に基づき、地球温暖化対策に係る研究及び技術開発を推進しました。

温室効果ガスの排出削減・吸収技術の開発として、農地土壌の炭素貯留能力を向上させるバイオ炭資材等の開発、東南アジアの小規模農家のための経済性を備えた温室効果ガス排出削減技術の開発、畜産分野における温室効果ガスの排出を低減する飼養管理技術等の開発を推進しました。

また、地球温暖化緩和に資するため、炭素貯留能力に優れた造林樹種を効率的に育種する技術の開発、針葉樹樹皮から化石由来プラスチックの代替品として利用できる樹脂原料等の開発を推進しました。

農林水産分野における気候変動適応技術については、高温に強い品種や温暖化に適応した生産技術の開発に取り組み、また、高温環境に適した品種・品目への転換、適応技術の普及や、発生リスクの上昇が予想される赤潮の被害軽減技術等の開発を推進しました。

10 公的機関における取組

(1) 政府実行計画

政府における取組として、地球温暖化対策推進法に基づき、自らの事務及び事業から排出される温室効果ガスの削減等を定めた「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）」を2025年2月に閣議決定しました。この計画では、

2013年度を基準として、政府全体の温室効果ガス排出量を2030年度までに50%、2035年度までに65%、2040年度までに79%削減することを目標とし、太陽光発電の最大限導入、庁舎等における省エネの徹底、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力の調達、フロン類の排出抑制、GX製品の率先調達等の措置を講ずることとしています。

各府省庁は温室効果ガスの削減に取り組み、調整後排出係数に基づき算出した場合、2023年度は基準年度である2013年度に比べ21%削減しています。

また、「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」を開催し、政府保有施設等への太陽光発電の導入に向けた議論や公共部門等の脱炭素化に資する取組の情報共有等を実施しました。

さらに、この計画に基づく取組に当たっては、2007年11月に施行された国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を実施しました。

(2) 地方公共団体実行計画

地球温暖化対策推進法に基づき、全ての地方公共団体は、自らの事務・事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等に関する計画である地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定が義務付けられています。また、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市は、地域における再生可能エネルギーの導入拡大、省エネルギーの推進等を盛り込んだ地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定が義務付けられているほか、その他の市町村においても区域施策編の策定が努力義務とされています。さらに、市町村が、住民や事業者などが参加する協議会等で合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する再生可能エネルギー事業を促進する区域を定める、「地域脱炭素化促進事業制度」が設けられています。同制度については、2025年4月に改正地球温暖化対策推進法が施行され、これまでは市町村のみが定めるよう努めるものとされていた再生可能エネルギーの促進区域等について、都道府県及び市町村が共同して定めることができることとし、その場合、複数市町村にわたる地域脱炭素化促進事業計画の認定を都道府県が行うこととするなど、地域脱炭素化促進事業制度が拡充されました。

加えて、環境省は、地方公共団体の取組を促進するため、地方公共団体実行計画の策定・実施に資するマニュアル類の公表や、「自治体排出量カルテ」を始めとした、温室効果ガス排出量の現況推計に活用可能なツールを提供しています。さらに、地域における再生可能エネルギーの最大限の導入を促進するため、「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」を通じて、地方公共団体における再生可能エネルギーの導入計画の策定や円滑な再生可能エネルギー導入のための促進区域設定等に向けたゾーニング等の取組支援を実施しました。

地球温暖化対策推進法に基づき、引き続き都道府県や指定都市等において、地域における「デコ活」等の普及啓発活動や調査分析の拠点としての地域地球温暖化防止活動推進センター（地域センター）の指定や、地域における「デコ活」等の普及啓発活動を促進するための地球温暖化防止活動推進員を委嘱し、さらに関係行政機関、関係地方公共団体、地域センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民等により地球温暖化対策地域協議会を組織することができることとし、これらを通じパートナーシップによる地域ごとの実効的な行動変容を促進する取組の推進等が図られるよう継続して措置しました。

第2節 気候変動の影響への適応の推進

1 気候変動の影響等に関する科学的知見の集積

気候変動の影響に対処するため、温室効果ガスの排出の抑制等を行う緩和だけではなく、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響を回避・軽減する適応を進めることが求められています。この

適応を適切に実施していくためには、科学的な知見に基づいて取組を進めていくことが重要となります。

我が国の気候変動影響に関する科学的知見については、気候変動が我が国に与える影響について、2026年2月に「気候変動影響評価報告書」を公表しました。同報告書では、最新かつ広範な科学的知見を反映し、知見の数が前回評価時と比べ約1.7倍に増加したほか、重大性の評価を3段階に細分化し、どの影響が特に重大かをより分かりやすく示しました。また、特に強い影響を受ける地域や対象、適応策及びその効果に関する知見についても整理しました。

また、2016年には、適応に関する情報基盤である「気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）」が構築されました。同プラットフォームは、国立研究開発法人国立環境研究所が運営しており、気温、降水量、米の収量、熱中症の救急搬送人員など様々な気候変動影響に関する予測情報や、地方公共団体の適応に関する計画や具体的な取組事例、事業者の適応ビジネス情報、国民一人ひとりが行える適応アクション等についても紹介することで、国、地方公共団体、事業者、国民等の適応の取組を促進しています（図1-2-1）。

図1-2-1 「#適応しよう」キャンペーン



資料：気候変動適応情報プラットフォーム

2 国における適応の取組の推進

気候変動適応に関する取組については、国、地方公共団体、事業者、国民が適応策の推進のため担うべき役割を明確化し、政府による気候変動適応計画の策定、環境大臣による気候変動影響評価の実施、環境研究所を中核とした情報基盤の整備、気候変動適応広域協議会を通じた地域の取組促進等の措置を講ずる事項等を盛り込んだ気候変動適応法が2018年6月に成立、同年12月に施行されました。

2018年11月には、気候変動適応法に基づく「気候変動適応計画」を閣議決定しました。2023年4月には、政府一体となった熱中症対策の推進のため、気候変動適応法が改正され、同年5月には熱中症対策実行計画の策定と適応計画の一部変更（熱中症対策実行計画の基本的事項の追加）について閣議決定しました。

2023年12月で気候変動適応法の施行後5年を迎えたため、法の規定に基づき、中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価・適応小委員会において法の施行状況の検討を行い、その結果を踏まえて、2024年8月に「気候変動適応法施行後5年の施行状況にかかる中間取りまとめ」を公表しました。2026年2月には、同月に公表した「気候変動影響評価報告書」を踏まえ、関係府省庁により構成される「気候変動適応推進会議」において、気候変動適応計画改定に向けた検討を開始しました。

一般的に気候変動の影響に脆弱である開発途上国において、アジア太平洋地域を中心に適応に関する二国間協力を行い、その国の適応計画の実施に向けた意見交換を通じて、日本の知見を共有しました。

さらに、アジア太平洋地域の開発途上国が科学的知見に基づき気候変動適応に関する計画を策定し、実施できるよう、環境研究所と連携し、AP-PLATのコンテンツの充実を図りました。

農林水産分野の気候変動への適応策については、持続可能な食料システムの確立を目指す「みどりの食料システム戦略」や「農林水産省気候変動適応計画」（2023年最終改定）に基づき、水稻における白未熟粒^{しろうみじゅくりゅう}や、りんご及びぶどうの着色不良、日焼けの発生、トマトの裂果のほか、水産業における養殖ノリの年間収穫量の減少など、各品目で現れている生育障害や品質低下等の影響を回避・軽減するための品種や生産安定技術の開発、普及を進めています。

また、気候変動への適応策として重要な熱中症対策については、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和5年法律第23号。以下「改正適応法」という。）が2023年5月に公布され、熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）、熱中症対策普及団体の制度等が措置されました。また、同月には改正適応法に基づく「熱中症対策実行計画」を閣議決定し、熱中症による死亡者数（5年移動平均死亡者数）を現状から半減することを中期的な目標（2030年）として位置付けるとともに、関係府省庁における対策の強化を盛り込みました。環境省では、2021年から開始した「熱中症予防強化キャンペーン」を通じて、国民に対して、時季に応じた適切な予防行動の呼び掛けを実施するとともに、2024年4月に改正適応法が全面施行されたことを踏まえ、熱中症特別警戒情報及び熱中症警戒情報の着実な運用、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定に係る支援など各種取組を推進しました（図1-2-2）。

図1-2-2 熱中症予防行動ポスター



資料：熱中症対策推進会議関係府省庁

3 地域等における適応の取組の推進

気候変動の影響は地域により異なることから、地域の実情に応じて適応の取組を進めることが重要です。地方公共団体における科学的知見に基づく適応策の立案・実施を支援するため、A-PLATを通じて、気候変動影響の将来予測や各主体による適応の優良事例を共有するとともに、気候変動適応法に基づき地方公共団体が策定する地域気候変動適応計画の策定支援を目的として2018年に作成・公表した「地域気候変動適応計画策定マニュアル」を2023年3月に改訂し、計画策定に必要な情報の充実を図るとともに、計画作成支援ツール等の提供を開始しました。気候変動適応法に基づく「気候変動適応広域協議会」（全国7ブロック（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州・沖縄））においては、2020年度に関係者の連携が必要な気候変動適応課題等について検討するための分科会を設置し、2023年3月には、地域の課題に応じた広域アクションプランを策定・公開しました。そのほか、今後の地球温暖化に伴い、強い台風や大雨の増加が予測され、災害の更なる激甚化が懸念されていますが、将来の台風等の評価に関する科学的知見が不十分であることから、将来の気候変動下での台風等の影響評価に関して、より詳細な科学的知見を創出する「気候変動による災害激甚化に係る適応の強化事業」を2020年より開始し、2023年7月には令和元年東日本台風及び平成31年台風第21号を、2025年10月

には平成30年7月豪雨を対象とした評価結果を公表しました。

気候変動による影響は事業者にも及ぶ可能性があります。事業者は、気候変動が事業に及ぼすリスクやその対応について理解を深め、事業活動の内容に即した気候変動適応を推進することが重要であるとともに、他者の適応を促進する製品やサービスを展開する取組である適応ビジネスの展開も期待されます。近年では、「気候関連財務情報開示タスクフォース」(TCFD)の提言に基づき、財務報告等で事業活動における気候リスクを開示する企業が増加するとともに、気候変動影響や適応策に関する情報へのニーズが高まっています。環境省では、2019年3月に公開した「民間企業の気候変動適応ガイドー気候リスクに備え、勝ち残るためにー」を2022年3月に改訂し、TCFDの物理的リスク対応や、気候変動によって頻発化や激甚化が懸念される気象災害を事業継続計画(BCP)に組み込む際の考え方等を紹介しているほか、2024年3月には、物理的リスク分析に活用できる情報やデータをまとめた「気候変動リスク分析情報サイト」をA-PLAT上に公開しました。加えて、事業者の適応ビジネスを促進するため、国内の情報基盤であるA-PLATや国際的な情報基盤であるAP-PLATも活用しつつ、事業者の有する気候変動適応に関連する技術・製品・サービス等の優良事例を発掘し、国内外に積極的に情報提供しています。また、環境省、文部科学省、国土交通省、金融庁及び国立環境研究所は、気候リスク情報(主に物理的リスクに関する情報)等を活用してコンサルタントサービス等を提供する企業との意見交換、協働の場として2021年9月に立ち上げを行った「気候変動リスク産官学連携ネットワーク」を通じて、ニーズに沿った情報提供や気候リスク情報の活用の促進を進めています。

第3節 オゾン層保護対策等

我が国では、特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和63年法律第53号。以下「オゾン層保護法」という。)等に基づき、モントリオール議定書に定められた規制対象物質の製造規制等の実施により、同議定書の規制スケジュールに基づき生産量及び消費量(=生産量+輸入量-輸出量)の段階的削減を行っています。HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)については2019年末に生産・消費が全廃されました。

オゾン層保護法では、特定物質を使用する事業者に対し、その排出の抑制及び使用の合理化に努力することを求めており、特定物質の排出抑制・使用合理化指針において具体的措置を示しています。ハロンについては、モントリオール議定書締約国会合における決定に基づき、「国家ハロンマネジメント戦略」を策定し、ハロンの回収・再利用、不要・余剰となったハロンの破壊処理等の適正な管理を進めています。

また、我が国では、主要なオゾン層破壊物質の生産及び消費は2019年末に全廃されましたが、オゾン層保護推進のためには、現在も市中で使用されている、特定フロンを充填した冷凍空調機器廃棄時の徹底した冷媒回収が必要です。加えて、特定フロンから転換が進み排出量が年々増加するHFCは強力な温室効果ガスであり、HFCを含めたフロン類の排出抑制対策は、地球温暖化対策の観点からも重要です。

このため、家庭用の電気冷蔵庫・冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機及びルームエアコンについては家電リサイクル法に、業務用冷凍空調機器についてはフロン排出抑制法に、カーエアコンについては自動車リサイクル法に基づき、これらの機器の廃棄時に機器中に冷媒等として残存しているフロン類の回収が義務付けられています。回収されたフロン類は破壊又は再生の方法で適正処理されることとなっています。

フロン排出抑制法には、冷媒フロン類に関して、業務用冷凍空調機器の使用時漏えい対策、機器の廃棄時にフロン類の回収行程を書面により管理する制度、都道府県知事に対する廃棄者等への指導等の権限の付与、機器整備時の回収義務等が規定されています。これらに基づき、都道府県の法施行強化、関係省庁・関係業界団体による周知など、フロン類の管理の適正化について、一層の徹底を図っています。

第2章

生物多様性の保全及び 持続可能な利用に関する取組

第1節

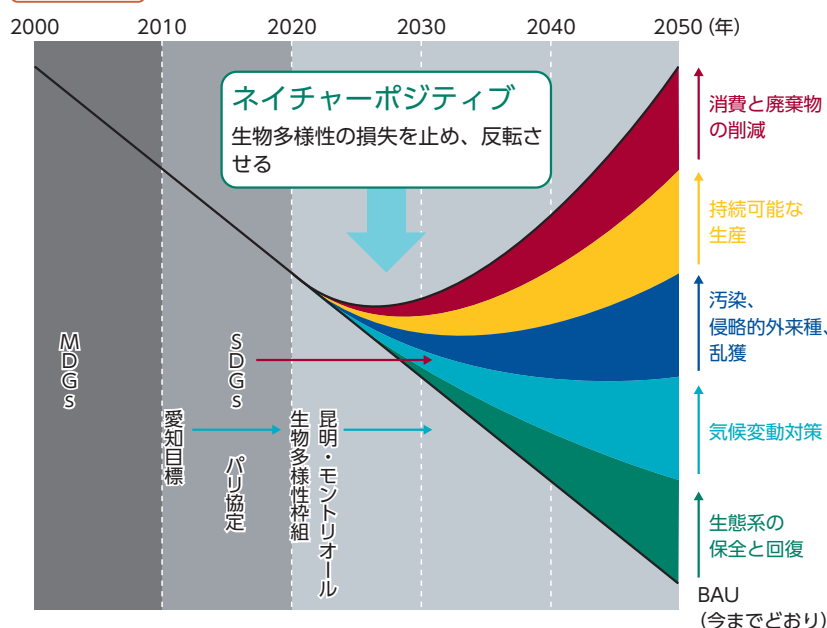
昆明・モンテリオール生物多様性枠組及び 生物多様性国家戦略 2023-2030 の実施

2022年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（CBD-COP15）第二部において、2030年に向けた生物多様性に関する世界目標である「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択されました。同枠組を踏まえて、我が国では、2023年3月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」を閣議決定しました。

同戦略では、2050年ビジョン（長期目標）である「自然と共生する社会」の実現に向けて、2030年ミッション（短期目標）として、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め反転させる「2030年ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現を掲げています。ネイチャーポジティブは、いわゆる従来の自然保護だけを行うものではなく、気候変動対策や資源循環等の様々な分野の施策と連携して社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革させていく考え方です。

同戦略の閣議決定以降2025年6月までの実施状況について、関係12府省庁で構成される「生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議」において中間評価を実施し、その結果を2026年2月に公表しました。また、この評価結果を踏まえて、生物多様性条約に基づく第7回国別報告書を取りまとめ、生物多様性条約事務局に提出しました。中間評価の結果からは、多くの施策で着実な進捗が見られ、ほとんどの行動目標（2030年までに実施すべき行動に関する目標）が進展していることが確認されました。一方で、状態目標（2030年までに達成すべき状態に関する目標）については進展のあったものは半数弱に留まり、生物多様性の損失の背景に位置付けられる社会経済状況については部分的に改善が見られましたが、我が国の生物多様性の状態は全体として損失し続けており、生態系サービスの状態も回復するまでには至っていないと考えられる結果となりました。これらの結果には、行動に係る進展が状態に作用し効果が発現するまでに一定程度の時間を要することや、行動の規模等が状態を進展させるに十分でなかったこと等も関係していると考えられます。2030年ネイチャーポジティブの実現に向けては、中間評価で示された課題も踏まえて、多様な主体との連携・協働の下、引き続き多角的な取組を実施・加速化していくこととしています（図2-1-1）。

図2-1-1 ネイチャーポジティブの概念図



資料：「地球規模生物多様性概況第5版（GBO5）」より環境省作成

第2節 生物多様性の主流化に向けた取組の強化

1 多様な主体の参画

(1) マルチステークホルダーによる生物多様性主流化のための連携・行動変容への取組

「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の達成や「生物多様性国家戦略2023-2030」の推進を目指し、産官学民の連携・協力による生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を推進するため設立された、「2030生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）」において、2023年に取りまとめた「J-GBFネイチャーポジティブ行動計画」に基づき、J-GBFの構成団体が取り組んだ内容を共有するとともに、企業、自治体、団体等に向けて、ネイチャーポジティブの実現に向けた行動の第一歩として「ネイチャーポジティブ宣言」の発出の呼び掛けを進めました。2026年4月時点で1,100を上回る企業・団体が宣言を発出又は賛同しており、これらの宣言は、ネイチャーポジティブ宣言のポータルサイトで公表しています。

(2) 地域主体の取組の支援

生物多様性基本法（平成20年法律第58号）において、都道府県及び市町村は生物多様性地域戦略の策定に努めることとされており、2026年1月1日時点で47都道府県、187市区町村で生物多様性地域戦略が策定されています。

生物多様性の保全や回復、持続可能な利用を進めるには、地域に根付いた現場での活動を自ら実施し、また住民や関係団体の活動を支援する地方公共団体の役割は極めて重要なため、「生物多様性自治体ネットワーク」が設立されており、2026年4月時点で202自治体が参画しています。

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和6年法律第18号。以下「地域生物多様性増進法」という。）は、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、主務大臣による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設、認定を受けた活動に係る手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等を講ずる法律で、2025年4月に施行されました。同法に基づき、367か所の増進活動実施計画等を認定するとともに、地域生物多様性増進活動支援センターの設置運営等の支援を行い、26地域が同センターを設置しました。

ナショナル・トラスト活動については、税制支援措置等を継続するとともに、非課税措置に係る申請時の留意事項等を追記した改訂版のナショナル・トラストの手引きの配布等を行いました。

また、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（平成26年法律第85号。以下「地域自然資産法」という。）の運用を進めました。2026年3月時点で、地域自然資産法に基づく地域計画が沖縄県竹富町と新潟県妙高市で作成されており、両地域において同計画に基づく入域料の収受等の取組が進められています。

(3) 生物多様性に関する広報・行動変容等の推進

毎年5月22日は国連が定めた「国際生物多様性の日」であり、2025年のテーマは「“Harmony with nature and sustainable development”（自然との共生、持続可能な未来へ!）」でした。国内では、J-GBF関係団体等が国際生物多様性の日を中心に生物多様性を感じ、学び行動するイベントを全国各地で開催しました。また、「こども霞が関見学デー」、「GTFグリーンチャレンジデー」等、様々な活動とのタイアップによる広報活動等生物多様性に配慮した事業活動や消費活動の促進に向けた活動を進めています。

(1) ネイチャーポジティブ経済への移行に向けた企業への支援

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることに資する経済（ネイチャーポジティブ経済）への移行に向けて、2025年7月に国の施策を主軸として「いつまでに、何をすべきか」の全体像を「ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップ」として取りまとめました。その上で同ロードマップの具現化に向けた各施策を実施しました。具体的には、「ネイチャーポジティブ経済移行に向けた企業価値向上ストーリー集」や、企業による自然関連課題の分析に活用できる「優先対象分野別自然関連リスク・機会ロングリスト及びバリューチェーンマップ」の制作を行いました。また、ネイチャーポジティブな地域づくりで企業と地域の価値向上を図るべく、企業による取組を、マルチステークホルダーとの連携により、地域課題の解決や地方創生等へと発展させること等を狙い、モデル事業も全国3か所にて実施しました。

経済界を中心に自発的な組織として設立された「経団連自然保護協議会」との連携・協力を継続しており、経団連自然保護協議会と協力してネイチャーポジティブに関するビジネス機会の創出を目指し、2025年12月にはビジネスマッチングイベントを開催しました。

2023年4月のG7環境・気候変動・エネルギー関係大臣会合において、ネイチャーポジティブに資する具体的な活動や提供しているソリューション等に関する情報共有やネットワーキングを目的として設立したG7ネイチャーポジティブ経済アライアンス（G7ANPE）は、加盟企業・団体が26団体まで増加し、G7各国と連携して引き続き国際ワークショップを開催予定です。加えて、ネイチャーポジティブの実現のための民間資源動員拡大に向けた手段の一つとして生物多様性クレジット等の経済的手法が国際的に進みつつあります。そのため、生物多様性の保全に対する価値取引等も見据え、我が国の自然の特徴を踏まえた生物多様性・自然資本の定量的な価値評価のあり方について検討を開始し、「生物多様性の価値評価手法の検討に当たっての基本的な考え方」を2026年3月に作成しました。

(2) 自然関連情報開示とESG投融資等

民間レベルでの国際的な動きとしては、生物多様性・自然資本に関する情報開示の枠組を2023年に公表した自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）のほか定量的なインパクト評価や目標設定の手法を定めるScience Based Targets for Nature（SBTs for Nature）等において、生物多様性を企業経営に組み込んでいく仕組みづくりが加速しています。こうした国際的イニシアティブによる開示や目標設定等の促進、ESG投融資の促進等の動きを踏まえ、環境省ではネイチャーポジティブ経済研究会を継続して開催し、専門家・関係機関とともに課題の分析、必要な施策の検討を行いました。TNFDについては、アダプター企業数は我が国が219社（2026年3月時点）と世界最多であり、2024年度からは、TNFDへ2年間で約50万ドル相当の拠出（直接・間接支援の合算）を行い、ネイチャーデータパブリックファシリティ（NDPF）の立ち上げに向けたパイロットテストの支援等を実施しました。テストは2025年10月に完了し、同年11月にTNFDより恒久的なNDPFの設置を含むデータバリューチェーンに係る勧告が発出されました。さらに、事業者向けにTNFDやネイチャーポジティブ経営等に係るワークショップの開催や、自然関連財務情報開示を含む統合的取組実装モデル支援事業等を通じ、企業の情報開示の実施・高度化を支援・促進しました。

(3) 生物多様性に配慮した消費行動への転換

事業者による取組を促進するためには、消費者の行動を生物多様性に配慮したものに転換していくことも重要です。そのための仕組みの一例として、生物多様性の保全にも配慮した持続可能な生物資源の管理と、それに基づく商品等の流通を促進するための民間主導の認証制度があります。こうした社会経済的な取組を奨励し、多くの人々が生物多様性の保全と持続可能な利用に関わることのできる仕組みを拡大していくことが重要です。

環境に配慮した商品やサービスに付与される環境認証制度のほか、生物多様性に配慮した持続可能な調達基準を策定する事業者の情報等について環境省のウェブサイト等で情報提供しています。また、農林水産省では、農産物の生産段階における温室効果ガス削減や生物多様性保全に貢献する取組を星の数で分かりやすくラベル表示する「見える化」を推進しています。あわせて、環境負荷低減の取組の「見える化」を行った農産物等、有機農業により生産された農産物等及び環境負荷低減に寄与する持続可能な農業生産工程管理（GAP）から生産されたことが第三者によって確認された農産物等について、国等の機関の食堂において使用することを、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）に基づく基本方針に位置付けました。また、木材・木材製品については、グリーン購入法により、政府調達の対象とするものは合法性、持続可能性が証明されたものとされており、各事業者において自主的に証明し、説明責任を果たすために、証明に取り組むに当たって留意すべき事項や証明方法等については、国が定める「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠することとしています。加えて、合法伐採木材等の利用を促進することを目的として、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）が2017年5月に施行されました。2025年4月には、取組の強化を目的として改正クリーンウッド法が施行されており、国内市場で最初に木材等の譲受け等をする木材関連事業者に対して合法性確認等が義務付けられるとともに、合法性の確認等の情報が消費者まで伝わるよう小売事業者が木材関連事業者に追加されています。木材関連事業者による取組を支援するため、説明会の開催や林野庁情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を通じた情報発信等を行いました。

3 自然とのふれあいの推進

(1) 国立公園満喫プロジェクト等の推進

2016年3月に政府が公表した「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げられた10の柱施策の一つとして、国立公園満喫プロジェクトがスタートしました。本プロジェクトでは、美しい日本の国立公園の自然を守りつつ、そのブランド力を高め、国内外の誘客を促進することにより、国立公園の所在する地域の活性化を図り、自然環境の「保護と利用の好循環」を実現することを目的としています（図2-2-1）。先行して取組を進めてきた阿寒摩周、十和田八幡平、日光、伊勢志摩、大山隠岐、阿蘇くじゅう、霧島錦江湾、慶良間諸島の8つの国立公園をはじめ、13公園において実行計画となる「ステップアッププログラム」を策定して集中的に取り組んでいるほか、全国の国立公園において利用推進の取組を進めています。2026年3月には「国立公園満喫プロジェクト2026年以降の取組方針」の策定を行うとともに、各公園でさらに充実した取組を進めていくために13公園において「ステップアッププログラム」の改訂を進めました。

特に、国立公園の美しい自然の中での感動体験を柱とした滞在型・高付加価値観光を推進するため、「宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の面的魅力向上に向けた取組方針」（2023年6月）に基づき、国立公園における滞在体験の魅力向上のための「先端モデル事業」を十和田八幡平（十和田湖地域）、中部山岳（南部地域）、大山隠岐（大山蒜山地域）、やんばるの4つの国立公園で進めています。2025年度は地域の関係者と連携し、民間提案を取り入れつつ、国立公園の利用の高付加価値化に向けた基本構想の策定や、特に集中的に取り組む利用拠点の選定、利用拠点におけるマスタープランの策定等を進めました。このほか、同取組方針に基づき、国立公園ならではの感動体験の拠点となる宿泊施設についての検討を実施しており、2026年3月に「国立公園ならではの宿泊施設ガイドライン（2.0版）」を公表したところです。

また、地域の関係者と丁寧な合意形成を図った上で入域料を収受施設の維持管理に充てたり、ツアー料金等の一部を自然環境の保全に充てたりする利用者負担の取組を進めています。2026年3月時点では、国立公園における入域料の事例は20件であり、それ以外の利用者負担の仕組みの件数は119件となっています。

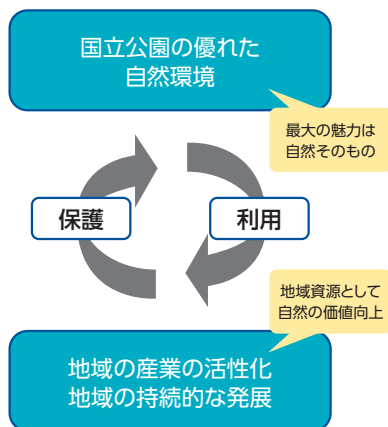
加えて、国立公園の優れた自然や文化を活用して、高付加価値な観光の推進を図る「国立公園における感動体験・アドベンチャートラベル創出事業」を実施し、11の国立公園（釧路湿原、三陸復興、磐梯朝日、上信越高原、秩父多摩甲斐、中部山岳、伊勢志摩、瀬戸内海、雲仙天草、阿蘇くじゅう、やんばる）の13の地域において、自然体験ツアー等の企画・試行・自走化・受入体制整備を実施しました。

さらに、国立公園オフィシャルパートナーシップを18社と新規締結し、2026年3月末時点で、合計153社・団体となったほか、ビジターセンターや歩道等の整備、多言語解説やツアー・プログラムの数の充実と質の確保・向上に向けた検討、ガイド人材等の育成支援、三陸復興、尾瀬、吉野熊野、阿蘇くじゅう、やんばる国立公園におけるストーリーを紡いだ聞き書き集「国立公園ものがたり」の制作、国内外へのプロモーション等を行いました。

長距離自然歩道の第一号である東海自然歩道について、「東海自然歩道の活性化の方向性」に基づき、沿線自治体関係者や民間事業者を対象としたワークショップを開催しました。また、2025年7月に豊かな自然と歴史に彩られた道をむすび、飛弾山脈をまたいで松本・高山間を繋ぐ「信飛トレイル」が開通し、2025年4月には十和田八幡平国立公園と三陸復興国立公園・みちのく潮風トレイルとを結ぶ新たなロングトレイル「八戸十和田トレイル」が試験開通しました（写真2-2-1）。みちのく潮風トレイルにおいては、トレイルの利活用推進を進めるためウォーキングイベント等を開催し、関係者との連携強化や、同トレイルの更なる盛り上げを図りました。

また、環境省では、2024年6月に公表された「石川県創造的復興プラン」に貢献するため、能登の豊かな自然や風土に触れ魅力を体験することができるロングトレイルの構想策定に向けた調査や地域関係者との勉強会の開催、能登半島国定公園の公園区域及び公園計画の見直しのため、土地利用状況及び利用施設の情報収集等を行い、能登半島の豊かな自然資源を活かしたツーリズムと地域づくりの推進を支援しました。

図2-2-1 保護と利用の好循環の実現



資料：環境省

写真2-2-1 信飛トレイル開通記念式典の様子



資料：信飛トレイルクラブ

(2) 自然とのふれあい活動

みどりの月間（4月15日～5月14日）等を通じて、自然観察会など自然とふれあうための各種活動や、サンゴ礁や干潟の生き物観察など、こどもたちが国立公園等の優れた自然地域を知り、自然環境の大切さを学ぶ機会を提供しました。国立公園等の利用の適正化のため、自然公園指導員の委嘱やパークボランティアの連絡調整会議等を実施し、利用者指導の充実を図りました。

また、2020年度より継続して、国立公園の周遊促進を目的としたアプリを用いた「日本の国立公園めぐりスタンプラリー」の運営を行いました。

国営公園においては、ボランティア等による自然ガイドツアー等の開催、プロジェクト・ワイルド等を活用した指導者の育成等、多様な環境教育プログラムを提供しました。

(3) 自然とのふれあいの場の提供

ア 国立・国定公園等における取組

国立公園の安全で快適な利用を図るため、保護上及び利用上重要な地域の公園施設について、国の直轄事業により整備・改修を進めるとともに、公園施設を安全にかつ長期間使用できるようインフラの長寿命化、多様な利用者が国立公園の魅力にふれられるよう多言語化や施設のユニバーサルデザイン化の推進等に取り組みました。2025年度には、中部山岳国立公園の乗鞍高原におけるトイレの新築や日高山脈襟裳十勝国立公園のエントランス標識の新設のほか、尾瀬国立公園における木道の再整備等を実施しました。また、地方公共団体が実施する国立・国定公園及び長距離自然歩道等に対して、自然環境整備交付金等を交付し、47都道府県の事業を支援しました。現在、長距離自然歩道の計画総延長は約2.8万kmに及んでいます。さらに、令和6年能登半島地震により、能登半島国定公園内及び越前加賀海岸国定公園内において石川県等が整備した園地、歩道等の利用施設が多数被災したことから、石川県等に対して、国定公園施設災害復旧事業費補助金により利用施設の復旧の支援を行いました。

旧皇室苑地として広く親しまれている国民公園（皇居外苑、京都御苑、新宿御苑）及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑では、施設の改修、芝生・樹木の手入れ等を行いました。

イ 森林における取組

保健保安林等を対象として防災機能、環境保全機能等の高度発揮を図るための整備を実施するとともに、国民が自然に親しめる森林環境の整備に対し助成しました。また、森林環境教育の場となる森林・施設の整備等への支援策を講じました。国有林野においては、森林教室等を通じて、森林・林業への理解を深めるための「森林ふれあい推進事業」等を実施するとともに、国民による自主的な森林づくりの活動の場である「ふれあいの森」等の設定・活用を図り、国民参加の森林づくりを推進しました。また、「レクリエーションの森」の中でも特に優れた景観を有するなど、地域の観光資源として潜在能力の高い箇所として選定をした「日本美しい森 お薦め国有林」において、重点的に観光資源の魅力の向上、外国人も含む旅行者に向けた情報発信等に取り組み、更なる活用を推進しました。

(4) 温泉の保護及び安全・適正利用

温泉の保護、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止及び温泉の適正な利用を図ることを目的とした温泉法（昭和23年法律第125号）に基づき、温泉の掘削・採取、浴用又は飲用利用等を行う場合には、都道府県知事や保健所設置市長等の許可等を受ける必要があります。2024年度には、温泉掘削許可135件、増掘許可6件、動力装置許可101件、採取許可42件、濃度確認90件、浴用又は飲用許可1,768件が行われました。

環境大臣が、温泉の公共的利用増進のため、温泉法に基づき地域を指定する国民保養温泉地については2026年3月末時点で79か所を指定しています。

2018年5月から現代のライフスタイルに合った温泉地の楽しみ方として「新・湯治」を推進するためのネットワークである「チーム新・湯治」を立ち上げ、2025年度は3回のセミナーを実施しました。2026年3月末時点で477団体等が参加しています。

また、温泉地全体での療養効果を科学的に把握し、その結果を全国的な視点に立って発信する「全国『新・湯治』効果測定調査プロジェクト」について、客観的なエビデンス収集・分析や、モデル調査を実施しました。

さらに、2026年3月に、我が国の「温泉文化」のユネスコ無形文化遺産への登録に向けた提案書をユネスコ事務局に提出しました。

(5) 都市と農山漁村の交流

農泊の推進による所得向上等を実現するため、農泊をビジネスとして実施するための体制整備や、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げるための専門家活用等の取組、古民家等を活用した滞

在施設等の整備の一体的な支援を行うとともに、農泊地域の情報発信など戦略的な国内外へのプロモーションを行いました。

また、農山漁村が有する教育的効果に着目し、農山漁村を教育の場として活用するため、関係府省が連携し、子供の農山漁村における体験等を推進するとともに、農山漁村を都市部の住民との交流の場等として活用する取組を支援しました。

第3節 生物多様性保全と持続可能な利用の観点から見た国土の保全管理

1 生態系ネットワークの形成

流域全体の生態系を象徴する「森里川海」が生み出す生態系サービスを将来世代にわたり享受している社会を目指し、2014年12月に立ち上げた「つなげよう、支えよう森里川海プロジェクト」の下、2022年には「森里川海ふるさと絵本づくり」やその工程についてウェブサイトに掲載するなど、同年度以降継続して横展開を図っています。

(1) 水田や水路、農業用ため池等

水田や水路、農業用ため池等の水と生態系のネットワークの保全のため、地域住民の理解・参画を得ながら、生物多様性保全の視点を取り入れた農業生産基盤の整備を推進しました。また、生態系の保全に配慮しながら生活環境の整備等を総合的に行う事業等に助成し、魅力ある田園空間の形成を促進しました。さらに、農村地域の生物や生息環境の情報を調査し、農業水利施設の利用においても支障になっている外来生物対策の検討など、生物多様性を確保するための取組を進めました。

生物多様性等の豊かな地域資源を活かし、農山漁村を教育、観光等の場として活用する集落ぐるみの取組を支援しました。

(2) 森林

生態系ネットワークの根幹として豊かな生物多様性を構成している森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、森林整備事業による適切な造林や間伐等の施業を実施するとともに、自然条件等に応じて、針広混交林化や複層林化を図るなど、多様で健全な森林づくりを推進しました。また、森林の保全により森林の有する公益的機能を発揮させるため、保安林制度・林地開発許可制度等の適正な運用を図るとともに、治山事業においては、周辺の生態系に配慮しつつ、荒廃山地の復旧整備、機能の低下した森林の整備等を計画的に推進しました。さらに、松くい虫など病虫害や野生鳥獣による森林被害の対策の総合的な実施、林野火災予防対策を推進しました。

森林内での様々な体験活動等を通じて、森林と人々の生活や環境との関係についての理解と関心を深める森林環境教育や、市民やボランティア団体等による里山林の保全・利用活動等、森林の多様な利用及びこれらに対応した整備を推進しました。また、企業、森林ボランティアなど、多様な主体による森林づくり活動への支援や緑化行事の推進により、国民参加の森林づくりを進めました。

モントリオール・プロセスでの報告等への活用を図るため、森林資源のモニタリングを引き続き実施するとともに、時系列的なデータを用いた解析手法の開発を行いました。

国家戦略及び「農林水産省生物多様性戦略」（2023年3月改定）に基づき、森林生態系の調査など、森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた施策を推進しました。国有林野においては、原生的な天然林を有する森林や希少な野生生物の生育・生息する場となる森林である「保護林」や、これらを中心としたネットワークを形成することによって野生生物の移動経路となる「緑の回廊」

において、モニタリング調査等を行い森林生態系の状況を把握し順応的な保護・管理（定期的なモニタリング等の調査によって現状を把握し、計画を検証・修正することによって、その時々科学的知見に基づいた最適な保護・管理を行っていく手法）を推進しました。

国有林野において、育成複層林や天然生林へ導くための施業の推進、広葉樹の積極的な導入等を図るなど、自然環境の維持・形成に配慮した多様な森林施業を推進しました。また、優れた自然環境を有する森林の保全・管理や国有林野を活用して民間団体等が行う自然再生活動を積極的に推進しました。さらに、森林における野生鳥獣被害防止のため、地域等と連携し、広域的かつ計画的な捕獲と効果的な防除等を実施しました。

(3) 河川

河川の保全等に当たっては、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等を保全・創出するための「多自然川づくり」を推進しました。

多様な主体と連携して、河川を基軸とした広域的な生態系ネットワークを形成するため、湿地等の保全・創出や魚道整備等の環境整備事業を推進するとともに、流域一体となった生態系ネットワークのより一層の推進を目的として「水辺からはじまる生態系ネットワーク全国フォーラム」を開催しました。

さらに、災害復旧事業においても、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に基づき、従前から有している河川環境の保全に取り組みました。

河川やダム湖等における生物の生息・生育状況の調査を行う「河川水辺の国勢調査」を実施し、結果を河川環境データベースとして公表しています。また、世界最大規模の実験河川を有する国立研究開発法人土木研究所自然共生研究センターにおいて、河川や湖沼の自然環境保全・創出のための研究を進めました。加えて、生態学的な観点から河川を理解し、川の在るべき姿を探るために、研究開発を進めました。

(4) 湿地

湿原や干潟等の湿地は、多様な動植物の生息・生育地等として重要な場です。しかし、これらの湿地は全国的に減少・劣化の傾向にあるため、その保全の強化と、既に失われてしまった湿地の再生・修復の手立てを講じることが必要です。2016年4月に公表した「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」について、湿地とその周辺における生物多様性への配慮の必要性を普及啓発しました。

多様な生物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出のため、湿地・干潟の整備等の環境整備事業を推進しました。

(5) 山麓斜面等

山麓斜面に市街地が接している都市において、土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境と景観を保全・創出するために、市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして一連の樹林帯の形成を図りました。また、生物の良好な生息・生育環境を有する溪流や里山等を保全・再生するため、地元関係者等と連携した山腹工等を実施しました。土砂災害防止施設の整備に当たり良好な自然環境の保全・創出に努めています。

2 重要地域の保全

(1) 自然環境保全地域等

自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく保護地域には、国が指定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び沖合海底自然環境保全地域並びに都道府県が条例により指定する都道府県自然環境保全地域があります。これらの地域は、自然環境を極力そのまま維持しようとする地域であり、

我が国の生物多様性の保全にとって重要な役割を担っています。

これらの自然環境保全地域等において、自然環境の現況把握や標識の整備等を実施し、適正な保全管理に努めています。沖合海底自然環境保全地域に関しては、第2章第4節1を参照。

(2) 自然公園

ア 公園区域及び公園計画の見直し

2025年度には、上信越高原国立公園（草津・万座・浅間地域）の公園計画の見直し、並びにニセコ積丹小樽海岸国定公園の公園区域及び公園計画の見直しを行いました。

イ 自然公園の管理の充実

国立公園の管理運営については、地域の関係者が望ましい保全・利用の目標、ビジョンを共有し、関係者が主体的に国立公園の管理運営に資する取組を実施する協働型管理運営を推進しています。協働型管理運営の内容について定めた「国立公園における協働型管理運営の推進について」に基づき、2025年3月時点で、総合型協議会等が29の国立公園に45協議会設置されています。また、自然公園法に基づく公園管理団体については、国立公園で7団体と国定公園で2団体が指定されています。

国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、自然や社会状況を熟知した地元住民等によって構成される民間事業者等を活用し、環境美化、オオハンゴンソウ等の外来種の駆除、景観対策としての展望地の再整備、登山道の補修等の作業を行いました。

生態系維持回復事業計画は、13国立公園において14計画が策定されており、各事業計画に基づき、シカや外来種による生態系被害に対する総合的かつ順応的な対策を実施しました。また、生物多様性保全上、特に対策を要する小笠原国立公園及び西表石垣国立公園において、グリーンアノールや外来カエル類の防除事業及び生態系被害状況の調査を重点的に実施し、外来種の密度を減少させ本来の生態系の維持・回復を図る取組を推進しました。加えて、2015年に策定した国立・国定公園の特別地域において採取等を規制する植物（以下「指定植物」という。）の選定方針に基づき、32の国立・国定公園（2026年3月末時点）において指定植物を見直しました。また、国立公園等の管理を担う自然保護官やアクティブ・レンジャー等を増員して現地管理体制の充実を図りました。

ウ 自然公園における適正な利用の推進

自動車乗入れの増大による、植生への悪影響、快適・安全な公園利用の阻害等に対処するため、「国立公園内における自動車利用適正化要綱」に基づき、2024年度は、20国立公園において、地域関係機関との協力の下、自家用車に代わるバス運行等の対策を実施しました。

国立公園等の山岳地域において、山岳環境の保全及び利用者の安全確保等を図るため、山小屋事業者等が公衆トイレとしてのサービスを補完する環境配慮型トイレ等の整備や、利用者から排出された廃棄物の処理施設整備を行う場合に、その経費の一部を補助しており、2025年度は中部山岳国立公園及び中央アルプス国定公園において環境配慮型トイレの整備等（計6か所）を支援しました。

2023年度以降、国内外の観光需要の急速な回復を受け、一部の地域・時間帯で混雑やマナー違反による地域住民の生活への影響や、旅行者の満足度低下など、いわゆるオーバーツーリズムへの懸念が生じています。このため、2023年に観光立国推進閣僚会議において取りまとめられた「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」も踏まえ、特に利用者が集中する富士山（富士箱根伊豆国立公園）及び上高地（中部山岳国立公園）において、関係機関と連携しながら、利用者の動向把握、混雑状況の情報発信による利用分散、登山者への指導等に取り組みしました。

(3) 鳥獣保護区

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づき、鳥獣の保護を図るため、国際的又は全国的な見地から重要な区域を国指定鳥

獣保護区に指定しています。

(4) 生息地等保護区

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき、国内希少野生動植物種の生息・生育地として重要な地域を生息地等保護区に指定しています。

(5) 名勝、天然記念物

文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき、我が国の峡谷、海浜等の名勝地で観賞上価値の高いものを名勝に、動植物及び地質鉱物で学術上価値が高く我が国の自然を記念するものを天然記念物に指定しています。また、天然記念物の衰退に対処するため関係地方公共団体等と連携して、天然記念物再生事業について46件（2026年3月末時点）実施しました。

(6) 国有林野における保護林及び緑の回廊

原生的な天然林を有する森林や希少な野生生物の生育・生息の場となる森林である「保護林」や、これらを中心としたネットワークを形成することによって野生生物の移動経路となる「緑の回廊」において、モニタリング調査等を行い森林生態系の状況を把握し順応的な保護・管理を推進しました。

(7) 保安林

我が国の森林のうち、水源の涵養や災害の防備のほか、良好な環境の保全による保健休養の場の提供等の公益的機能を特に発揮させる森林を、保安林として計画的に指定し、適正な管理を行いました。

(8) 特別緑地保全地区・近郊緑地特別保全地区等

都市緑地法（昭和48年法律第72号）等に基づき、都市における生物の生息・生育地の核等として、生物の多様性を確保する観点から特別緑地保全地区等の都市における良好な自然的環境の確保に資する地域の指定による緑地の保全等の取組の推進を図りました。2025年3月末時点で全国の特別緑地保全地区等は702地区、6,735.3haとなっています。

(9) ラムサール条約湿地

第2章第7節10（5）を参照。

(10) 世界自然遺産

現在、我が国では、「屋久島」、「白神山地」、「知床」、「小笠原諸島」及び「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の5地域が世界遺産条約に基づき自然遺産として世界遺産一覧表に記載されています。これらの世界自然遺産については、遺産地域ごとに関係省庁・地方公共団体・地元関係者からなる地域連絡会議と専門家による科学委員会を開催し、関係者の連携によって適正な保全管理を実施しました。

また、2025年7月にパリで開催された第47回世界遺産委員会では、委員国として、世界各国の自然遺産の登録審議等に参画しました。

(11) 生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）

「生物圏保存地域（Biosphere Reserves、国内呼称はユネスコエコパーク）」は、国連教育科学文化機関（UNESCO）の「人間と生物圏（Man and the Biosphere（MAB）計画）」の枠組みに基づいて国際的に認定された地域です。各地域では、「保全機能（生物多様性の保全）」、「学術的研究支援」及び「経済と社会の発展」の三つの機能により、生態系の保全のみならず持続可能な地域資源の利活用の

調和を図る活動を行うこととされています。

現在の認定総数は142か国、784地域（2026年3月時点）であり、国内においては、志賀高原、白山、大台ヶ原・大峯山・大杉谷、屋久島・口永良部島、綾、只見、南アルプス、みなかみ、祖母・傾・大崩及び甲武信の10地域が認定されており、豊かな自然環境の保全と、それぞれの自然や文化の特徴を活かした持続的な地域づくりが進められています。

(12) ジオパーク

UNESCOの「国際地質科学ジオパーク計画（International Geoscience and Geoparks Programme）」の枠組みに基づいて認定されたユネスコ世界ジオパークは、国際的に価値のある地質遺産の保全をととしてその遺産への理解を深め、持続可能な地域の発展につなげることなどを目的としており、国内では11地域（2026年4月時点）が認定されています。また、これらを含む48地域が日本ジオパーク委員会によって、日本ジオパークに認定されており、このうち国立公園と重複する地域では、ジオパークと連携して、イベント等の開催、プログラムづくり、ガイド養成等を行いました。

(13) 世界農業遺産及び日本農業遺産

農業遺産は、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある農林水産業と、それに関わって育まれた文化、ランドスケープ及びシースケープ、農業生物多様性等が相互に関連して一体となった農林水産業システムを認定する制度であり、国連食糧農業機関（FAO）が認定する世界農業遺産と、農林水産大臣が認定する日本農業遺産があります。認定された地域では、保全計画に基づき、農林水産業システムに関わる生物多様性の保全等に取り組んでいます。我が国では、2026年3月時点で、世界農業遺産が17地域、日本農業遺産が28地域認定されています。

3 自然再生

自然再生推進法（平成14年法律第148号）に基づく自然再生協議会は、2026年3月末時点で全国で28か所となっています。このうち27か所の協議会で自然再生全体構想が作成され、これら協議会で57件の自然再生事業実施計画が作成されています。

2025年度は、国立公園における直轄事業6地区、自然環境整備交付金で地方公共団体を支援する事業4地区の計10地区で自然再生事業を実施しました。

これらの地区では、生態系調査や事業計画の作成、事業の実施、自然再生を通じた自然環境学習等を行いました。

4 里地里山の保全活用

里地里山は、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原等を構成要素としており、人為による適度なかく乱によって特有の環境が形成・維持され、固有種を含む多くの野生生物を育む地域です。しかしながら、戦後のエネルギー革命や営農形態の変化等に伴う森林や農地の利用の低下に加え、農林水産業の担い手の減少や高齢化の進行により里地里山における人間活動が急速に縮小し、その自然の恵みは利用されず、生物の生息・生育環境の悪化や衰退が進んでいます。こうした背景を踏まえ、環境省ウェブサイト等において地域や活動団体の参考となる里地里山の特徴的な取組事例や「生物多様性保全上重要な里地里山」について情報を発信し、他の地域への取組の波及を図りました。

また、自然共生社会づくりを着実に進めていくため、重要里地里山、都道府県立自然公園、都道府県指定鳥獣保護区、自然共生サイト、増進活動実施計画の計画区域等の生物多様性保全上重要な地域における生態系保全と社会経済活動の統合的な取組に対してこれまでに20地区を支援しました。

特別緑地保全地区等に含まれる里地里山については、土地所有者と地方公共団体等との管理協定の締

結による持続的な管理や市民への公開等の取組を推進しました。

また、棚田地域振興法（令和元年法律第42号）に基づき、関係府省庁で連携して貴重な国民的財産である棚田等の保全と、棚田地域の有する多面的機能の維持増進を図りました。

文化財保護法では、棚田や里山といった「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」を文化的景観と定義し、文化的景観のうち、地方公共団体が保存の措置を講じ、特に重要であるものを重要文化的景観に選定しています。重要文化的景観の保存と活用を図るために地方公共団体が行う調査、保存活用計画策定、整備、普及・啓発事業に要する経費に対して補助を実施しました。

5 都市の生物多様性の確保

(1) 都市公園の整備

都市における緑とオープンスペースを確保し、水と緑が豊かで美しい都市生活空間等の形成を実現するため、都市公園の整備、緑地の保全、民有緑地の公開に必要な施設整備等を支援する「都市公園・緑地等事業」を実施しました。

(2) 地方公共団体における生物多様性に配慮した都市づくりの支援

緑豊かで良好な都市環境の形成を図るため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定を推進するとともに、地方公共団体等による土地の買入れ等を推進しました。また、首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）に基づき指定された近郊緑地保全区域において、地方公共団体等による土地の買入れ等を推進しました。

「都市の生物多様性指標」に基づき、都市における生物多様性保全の取組の進捗状況を地方公共団体が把握・評価し、将来の施策立案等に活用されるよう普及を図りました。

(3) 都市緑化等

都市緑化に関しては、緑が不足している市街地等において、緑化地域制度や地区計画等緑化率条例制度等の活用により建築物の敷地内の空地や屋上等の民有地における緑化を推進するとともに、市民緑地契約や緑地協定の締結や、市民緑地認定制度や優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）により、民間主体による緑化を推進しました。さらに、風致に富むまちづくり推進の観点から、風致地区の指定を推進しました。緑化推進連絡会議を中心に、国土の緑化に関し、全国的な幅広い緑化推進運動の展開を図りました。また、都市緑化の推進として、「春季における都市緑化推進運動（4月～6月）」、「都市緑化月間（10月）」を中心に、普及啓発活動を実施しました。

都市における多様な生物の生息・生育地となるせせらぎ水路の整備や下水処理水の再利用等による水辺の保全・再生・創出を図りました。

6 30by30 目標の達成に向けた取組

30by30目標は、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」の目標に位置付けられており、2030年までに保護地域とOECM（Other Effective area-based Conservation Measures、保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域）を合計して陸と海の30%以上とすることを目指すものです。同戦略の附属書として位置付けられている30by30ロードマップに基づき、本目標の達成に向けた取組を推進しました。

(1) 保護地域の拡張と管理の質の向上

我が国では、2025年8月時点で、陸地の約20.8%、海洋の約13.3%が生物多様性に資する保護地域

に指定されています。保護地域の更なる拡充のための取組として、2010年に実施した「国立・国定公園総点検事業」のフォローアップを2021年度から2022年度にかけて行いました。この中で、生態系や利用に関する最新のデータ等に基づき指定・拡張の候補地について再評価した上で、全国で14か所、国立・国定公園の新規指定・大規模拡張候補地としての資質を有する地域を選定しました。これらの候補地において、地域との調整が進められ、2025年度は、御嶽山周辺地域等、新規指定・大規模拡張がまだ行われていない地域において、関係機関等との調整を行いました。

(2) 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の設定・管理

2023年度から民間の取組等により生物多様性保全が図られている区域を国が「自然共生サイト」として認定する取組を開始しています（図2-3-1、写真2-3-1、写真2-3-2）。30by30目標の達成に向けた民間企業や地方公共団体等から成る有志連合である「30by30アライアンス」の参画や協力を得ながら、2024年度までに全国328か所を自然共生サイトとして認定しました。2025年4月から、地域生物多様性増進法が施行され、法に基づく計画の認定という形に変わりました。2026年3月時点で、法施行以前からの累計で自然共生サイトは569か所となりました。また、2024年度に認定した8.3千haのうち、保護地域との重複を除いた6.4千haについて、2025年8月にOECM国際データベースに登録しました。これに併せて保護地域についても、国際データベース上で区域の更新を行い、これにより、30by30目標に対応する保護面積とOECMの合計割合は、陸域約21.0%（うちOECMは0.1%）、海域約13.3%となりました。

図2-3-1 自然共生サイト認定
ロゴマーク



資料：環境省

写真2-3-1 自然共生サイト：下田の杜
(千葉県柏市)



資料：特定非営利活動法人下田の杜里山フォーラム

写真2-3-2 自然共生サイト：北海道大学札幌
キャンパス (北海道札幌市)



資料：国立大学法人北海道大学

7 民間等による場所に紐付いた活動の促進

自然共生サイトの増加を図るためには、自然共生サイトにおける取組に参画いただく企業等に対するインセンティブ等が重要であることから、「30by30に係る経済的インセンティブ等検討会」において、認定された自然共生サイト等への支援に係る施策について検討を進め、自然共生サイトを支援した者に支援証明書を発行する制度の本格運用を2025年9月より開始しました。

30by30目標の達成や生態系ネットワークの形成等を支える取組として、生物多様性の現状や保全上重要な地域のマッピング等、生物多様性の重要性や保全活動の効果を国土全体で「見える化」する「生物多様性見える化システム」の設計・開発等を進め、2025年4月より試行運用、同年9月より本格運用を開始しました。

コラム 生物多様性見える化システムの活用について

生物多様性見える化システムの4つの主要な機能について紹介します。

①生物多様性見える化マップ

法律に基づき指定されている保護地域をはじめ、生物多様性の保全上重要な地域を地図上で一元的に可視化しました。特に自然共生サイトの位置を全て確認できるのは本システムのみです。

②自治体ナビ

都道府県や市町村ごとに、30by30の達成に向けた保護地域等の設定状況（面積割合）等をシステム上で計算して表示しました。「生物多様性地域戦略」など自治体ごとに定めている生物多様性保全の目標を確認することもできます。

③生物種目録

10km×10km（または20km×20km）のメッシュ単位で、当該地で確認された生物リストを表示・出力することができます。生物名から、その種が確認されたことのある場所を調べることもできます。

④自然共生サイト検索ナビ

全国の自然共生サイトの中から任意の条件に合致する場所を検索できる機能です。各自然共生サイトの個別ページとして「みんなの取組」を新設し、それぞれの自然共生サイトの管理者が独自に更新する情報を閲覧することも可能となっています。

これらの機能により、誰にでもわかりやすく生物多様性の保全上重要な場所を伝えられるようになったことは大きな意義があると考えています。一人一人が身近な場所の自然に関心を持つきっかけとなること、自治体等が地域づくりの計画を作る際や教育現場において地域学習を行う際などにも活用されることを期待しています。

特に、生物多様性保全のための計画を立てる際には、本システムを活用することで、周辺地域の状況を含め関連する情報を俯瞰した上で最適な取組を選択することができると考えています。例えば、保護地域が孤立している場合に自然の連結性を高める上で効果的な場所を抽出する、市町村ごとの保護地域等の面積割合を参考に新たに保全に注力する場所の優先順位をつける、といった活用が考えられます。

その他にも、既存の自然共生サイトの目標設定状況や活動状況を確認できることは、新たな自然共生サイトの認定申請の際の参考になります。また、民間企業が生物多様性保全のための投資を検討する際にも、自治体の目標や自然共生サイトの活動状況は有効な判断材料となります。本システムの普及により自然共生サイトの認定申請や企業の投資の呼び込みを促進し、生物多様性保全の取組を後押ししていきます。

生物多様性見える化マップ



資料：環境省

9 生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）等の自然を活用した解決策（NbS）の推進

自然生態系を基盤とした気候変動への適応や防災・減災を進めるため、2023年3月に公表した生態系保全・再生ポテンシャルマップの作成・活用方法を示した「持続可能な地域づくりのための生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）の手引き」や全国規模のベースマップを基に、自治体等による計画策定等への技術的な支援を進めました。

第4節 海洋における生物多様性の保全

1 沿岸・海洋域の保全

沖合の海底の自然環境の保全を図るため、小笠原方面の沖合域の4地域（伊豆・小笠原海溝、中マリアナ海嶺・西マリアナ海嶺北部、西七島海嶺、マリアナ海溝北部）が自然環境保全法に基づき沖合海底自然環境保全地域に指定されています。同地域では継続して自然環境の状況把握調査を実施しており、2025年10月には中マリアナ海嶺・西マリアナ海嶺北部沖合海底自然環境保全地域において調査を行いました。

有明海・八代海等における海域環境調査、東京湾等における水質等のモニタリング、水産資源に関する調査等を行いました。

2022年3月に策定した「サンゴ礁生態系保全行動計画2022-2030」について、具体的な評価指標の設定を行いました。また、関係省庁、関係地方自治体等の各主体が取り組む具体的な活動の進捗状況を確認するため、関係者が参加するフォローアップ会議を開催しました。

2 水産資源の保存管理

漁業法（昭和24年法律第267号）において、水産資源の管理は、持続的に生産可能な最大の漁獲量の達成を目標とした数量管理を基本とすることとされており、2024年3月に公表した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」に従って、TAC（漁獲可能量）管理の導入やTAC管理を円滑に進める上での課題解決、取組の効果の検証及び検証結果を踏まえた取組内容の改良等を通じた資源管理協定の高度化等に取り組みました。また、[1] ミンククジラ等の生態、資源量、回遊経路等の解明に資する調査、[2] ヒメウミガメ、シロナガスクジラ、ジュゴン等の原則採捕禁止等、[3] サメ、ウナギ等に関する国内管理措置等の検討やウミガメ等の混獲の実態把握及び回避技術・措置の検討、普及を図りました。

3 海岸環境の整備

海岸保全施設の整備においては、海岸法（昭和31年法律第101号）の目的である防護・環境・利用の調和に配慮した整備を実施しました。

4 港湾及び漁港・漁場における環境の整備

港湾工事等で発生する浚渫土砂等^{しゅんせつ}を有効活用した覆砂、深堀跡の埋め戻し、ブルーインフラ（藻場・干潟等及び生物共生型港湾構造物）の保全・再生・創出を推進するとともに、海洋環境整備船等による

漂流ごみ・油の回収を行いました。また、海辺の自然環境を活かした自然体験・環境教育を行う「海辺の自然学校」等の取組を推進しました。

2024年3月に策定した「三水域（港湾・河川・漁港）におけるプレジャーボートの適正な管理を推進するための今後の放置艇対策の方向性」に基づき、各水域が所在する地域の実情を踏まえ、関係省庁、関係団体及びプレジャーボート利用者等と緊密に連携し、放置艇の解消に取り組むことにより、プレジャーボートの適正な管理を推進しました。

漁港・漁場では、水産資源の持続的な利用と豊かな自然環境の創造を図るため、漁場の環境改善を図るための堆積物の除去等の整備を行う水域環境保全対策を実施したほか、水産動植物の生息・繁殖に配慮した構造を有する護岸等の整備を実施しました。また、藻場・干潟の保全・創造等を推進したほか、漁場環境を保全するための森林整備に取り組みました。大規模に衰退したサンゴの効率的・効果的な保全・回復を図るため、サンゴ礁の面的な保全・回復技術の開発に取り組みました。

5 海洋汚染への対策

第4章第4節を参照。

第5節 野生生物の適切な保護管理と外来種対策の強化等

1 絶滅のおそれのある種の保存

(1) レッドリスト

環境省第5次レッドリストについて、2025年3月に公表した植物・菌類に続き、動物の一部の分類群（鳥類、爬虫類・両生類）の評価結果を2026年3月に公表しました。第5次レッドリストでは、鳥類では108種が、爬虫類・両生類では96種が絶滅危惧種として評価されました。その結果、2026年3月末時点での環境省レッドリストにおける絶滅危惧種の種数は、3,587種となりました。

(2) 種の保存法

ア 法律の施行状況評価及び今後の在り方の検討

2017年5月に成立した絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第51号）においては、特定第二種国内希少野生動植物種制度の創設、国際希少野生動植物種の流通管理の強化等が行われました。

改正法の施行から5年を経過したことなどを踏まえ、2024年から法律の施行状況評価を実施し、2025年6月に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行状況評価報告書」を公表しました。これを踏まえ、2025年10月に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の在り方検討会」を設置し、希少種保全をめぐる様々な課題に関して、今後の種の保存法の在り方の検討を開始しました。

イ 国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種の指定

同法に基づき、2026年3月時点で458種の国内希少野生動植物種を指定し、捕獲や譲渡し等の規制を行っています。

また、ワシントン条約及び二国間渡り鳥等保護条約等に基づき、国際的に協力して種の保存を図るべき種について、同法に基づき国際希少野生動植物種に指定しています。2025年11月から同12月にかけて開催されたワシントン条約第20回締約国会議（COP20）において採択された附属書の改正を踏

まえ、国際希少野生動植物種として新たに19種を指定するとともに、これまで指定されていた種から3種を削除しました。その結果、国際希少野生動植物種は、2026年3月時点で829種類となりました。

ウ 生息地等保護区

同法に基づき、国内希少野生動植物種の生息・生育地として重要な地域（10か所）を生息地等保護区に指定しています。

エ 保護増殖事業

同法に基づき、計79種を対象に58の保護増殖事業計画を策定し、それぞれの地域において、生息環境の整備や個体の繁殖等の事業を行っています。

トキは、佐渡島におけるこれまでの保全活動や積極的な飼育・繁殖、放鳥等の取組により、野生下で推定500羽程度まで増加しています。本州においてもトキの野生復帰に向けた環境整備等の取組が進んでいることを受け、環境省は2026年5月末に本州初となる放鳥を石川県能登地域で行うことに加え、2027年の初夏を目途に島根県出雲市においても放鳥を行うことを決定しました。

ライチョウは、動物園と連携し、乗鞍岳で採取した卵を用いた飼育・繁殖技術の確立を2015年から進めてきました。また、過去にライチョウが生息していた中央アルプスでは、個体群復活に向け、繁殖させた個体の野生復帰や捕食者対策等の取組を多様な主体と協力・連携して実施してきた結果、2025年7月時点で約300羽が生息すると推定されており、分布範囲も拡大しています。

これらの保護増殖事業や調査研究、普及啓発を推進するための拠点となる野生生物保護センターを全国で8か所設置しています。

また、同法に基づき指定している全国10か所の生息地等保護区において、保護区内の国内希少野生動植物種の生息・生育状況調査、巡視等を行いました。

各種開発事業に際しての保全措置の検討のための考え方と積極的な保全活動を進める際の参考情報をまとめた「猛禽類^{きん}保護の進め方」について、改訂に向けた情報収集及び検討を実施しました。

そのほか、猛禽類^{きん}の採餌環境の改善にも資する主伐・間伐の実施等、効果的な森林の整備・保全を行いました。

琉球列島周辺海域に生息するジュゴンに関して、沖縄島、宮古諸島及び八重山諸島において、漁業関係者等と共同での喰み跡^はのモニタリング調査や情報交換、目撃情報等の収集等を実施しました。

(3) 生息域外保全

絶滅の危険性が極めて高く、本来の生息域内における保全施策のみでは近い将来、種を存続させることが困難となるおそれがある種について、将来的な野生復帰を想定した飼育下繁殖を実施するなど生息域外保全の取組を進めています。

2014年に公益社団法人日本動物園水族館協会と環境省との間で締結した「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」に基づき、ツシマヤマネコ、ライチョウ、アマミトゲネズミ、ミヤコカナヘビ、スジシマドジョウ類等の生息域外保全に、動物園水族館と連携して取り組んでいます。個別の動物園・水族館ではなく協会全体として取り組んでもらうことで、園館間のネットワークを活用した一つの大きな飼育個体群として捉えて計画的な飼育繁殖を推進することが可能となっています。

絶滅危惧植物についても、2015年に公益社団法人日本植物園協会との間で締結した「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」に基づき、生息域外保全や野生復帰等の取組について、一層の連携を図っています。さらに、新宿御苑においては、絶滅危惧植物の種子保存を実施しています。

絶滅のおそれのある昆虫についても、全国の昆虫施設と連携し、ツシマウラボシシジミ、フサヒゲルリカミキリ、ウスイロヒョウモンモドキ、フチトリゲンゴロウ等の生息域外保全に取り組んでいます。このうちツシマウラボシシジミについては、飼育施設に加えて本種の生息地である長崎県対馬市とも連携し、飼育下で繁殖させた個体の野生復帰も進めています。

そのほか、飼育下個体の遺伝的多様性の評価等を大学や研究機関等とも連携して取り組みました。

なお、2026年3月末時点で27施設を認定希少種保全動植物園等として認定しており、認定園館において希少種の生息域外保全や普及啓発の取組が進められています。

2 野生鳥獣の保護管理

我が国には多様な野生鳥獣が生息しており、鳥獣保護管理法に基づき、その保護及び管理が図られています。鳥獣保護管理法では、都道府県における鳥獣保護管理行政の基本的な事項を「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）として定めるとされており、各都道府県では、2021年10月に策定した第13次基本指針に基づき、科学的な知見に基づく鳥獣保護管理事業が進められています。

野生生物保護については、渡り鳥の生息状況等に関する調査として、鳥類観測ステーション等における鳥類標識調査、ガンカモ類の生息調査等を実施しました。また、出水平野（鹿児島県）に集中的に飛来するナベヅル、マナヅルについては、出水平野におけるツル類の保護管理に加え、出水平野以外の地域における越冬環境の整備を実施しました。

希少鳥獣でありながらも漁業被害をもたらす北海道えりも地域のゼニガタアザラシについて、漁網の改良等による被害防除対策や、科学的分析による個体群管理を実施しました。また、「えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画（第3期）」を策定しました。

加えて、野生生物保護についての普及啓発を推進するため、愛鳥週間（毎年5月10日～5月16日）行事の一環として、第79回愛鳥週間「全国野鳥保護のつどい」を東京都内において開催したほか、第59回目となる小・中学校及び高等学校の児童・生徒による野生生物保護の実践活動を発表する「全国野生生物保護活動発表大会」を開催しました。

（1）感染症等への対応

2004年以降、野鳥、飼養鳥及び家^かきん等において、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されていることから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、渡り鳥等を対象として、ウイルス保有状況調査を全国で実施し、その結果を公表しました。また、国内での発生状況を踏まえ、2025年10月に野鳥のサーベイランス（調査）における全国の対応レベルを最高レベルとなる「対応レベル3」に引き上げ、全国で野鳥の監視を強化しました。その後も国内の野鳥、飼養鳥及び家^かきん等において、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されているため、早期発見・早期対応を目的とした野鳥のサーベイランスを都道府県と協力しながら実施するとともに、高病原性鳥インフルエンザの発生地周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を一層強化しました。

高病原性鳥インフルエンザの発生や感染拡大等に備えた予防対策に資するため、国指定鳥獣保護区等への渡り鳥の飛来状況の調査等を実施し、環境省ウェブサイトを通じて情報提供等を行いました。

2018年9月に岐阜県の農場において、国内で26年ぶりとなる豚熱が発生し、その後、野生イノシシでも感染が拡大しています。こうした状況を受け、環境省では、農林水産省と連携し、各都道府県が実施する野生イノシシのサーベイランスに協力しました。また、豚熱の感染拡大防止を図るため、野生イノシシの捕獲強化に向けた取組を指定管理鳥獣対策事業交付金で支援するとともに、野生イノシシ対策の強化に向けて関係機関と情報共有等を実施しました。

我が国における野生鳥獣に関する感染症について広く情報収集し、生物多様性保全の観点でのリスク評価を行いました。このリスク評価の結果、対策の優先度が高かった感染症等を対象に、鳥獣における感染症の発生状況の実態把握を目的とした鳥獣病原体保有状況調査を都道府県と協力しながら実施しました。

(2) 鳥獣被害対策

クマは、秋の堅果類の結実量の影響等もあり、数年おきに人里への大量出没を繰り返し、市街地への出没や人身被害の発生など人との軋轢が深刻化しています。2024年4月には、絶滅のおそれのある四国の個体群を除いたクマを鳥獣保護管理法に基づく指定管理鳥獣に指定し、同年度から地方自治体への財政支援を開始しました。また、人の日常生活圏にクマ等が出没した場合に、地域住民等の安全の確保の下での銃猟（緊急銃猟）を可能とする改正鳥獣保護管理法が2025年4月に成立し、同年9月に施行されました。こうした対策強化を進める一方で、2025年度はクマの出没件数、クマによる人身事故件数、事故者数及び死者数が過去最多を記録するなど国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となりました。このような状況を踏まえ、政府として対策を強化するため、2025年11月にクマ被害対策等に関する関係閣僚会議において「クマ被害対策パッケージ」を決定しました。同パッケージでは、人の生活圏からクマを排除するとともに、増えすぎたクマの個体数の削減・管理の徹底を図り、人とクマのすみ分けを実現することを掲げています。同パッケージに基づき、例えば、都道府県等による個体数管理を支援するため、指定管理鳥獣対策事業交付金において緊急銃猟対応等実務者の雇用等を支援対象としたり、特別交付税措置を充実させ、自治体の負担分を軽減したりするなどの大幅な財政措置の拡充を実施しています。さらに、こうした取組の実効性を高めるため、2026年3月にクマ被害対策等に関する関係閣僚会議において「クマ被害対策ロードマップ」を決定し、関係省庁や自治体間の連携強化を図りながら、クマによる被害対策を実施します（写真2-5-1、写真2-5-2）。

写真2-5-1 青山繁晴環境副大臣による緊急銃猟実施場所の視察の様子



資料：環境省

写真2-5-2 森下千里環境大臣政務官によるクマ対策に関する関係者との意見交換の様子



資料：環境省

近年、ニホンジカやイノシシ等の生息数が増加するとともに生息域が拡大し、生態系や農林水産業等への被害が拡大・深刻化しています。環境省と農林水産省は、ニホンジカとイノシシについて、2023年度までに2011年度の個体数から半減させることを目標として捕獲対策を強化してきました。その結果、イノシシの推定個体数は減少傾向に転じた一方で、ニホンジカの推定個体数は2021年度末時点で未だ高い水準にあったことから、目標の期限を2028年度まで延長し、目標の達成に向け捕獲強化の取組を進めました。

鳥獣保護管理法においては、都道府県が捕獲等を行う指定管理鳥獣対策事業や捕獲の担い手の確保・育成に向けた認定鳥獣捕獲等事業者制度など、「鳥獣の管理」のための制度が導入されています。

指定管理鳥獣対策事業は、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が指定した指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、クマ）について、都道府県又は国の機関が捕獲等を行い、適正な管理を推進するものです。国は指定管理鳥獣の被害防止対策や捕獲等の強化を図るため、都道府県が実施

する指定管理鳥獣対策事業に対し、交付金により支援を行っています。2025年度においては、51都道府県・協議会で当該事業が実施されました。

認定鳥獣捕獲等事業者制度は、鳥獣保護管理法に基づき、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事者の技能・知識が一定の基準に適合し、安全を確保して適切かつ効果的に鳥獣の捕獲等を実施できる事業者を都道府県が認定するもので、45都道府県において182事業者が認定されています（2026年3月末時点）。

また、狩猟者については、1970年度の約53万人から2012年度には約18万人まで減少しましたが、2016年度以降には20万人を超え、微増傾向にあります。一方、2008年度以降は60歳以上の狩猟者が全体の6割を超えており、依然として高齢化が進んでいることから、引き続き捕獲等を行う鳥獣保護管理の担い手の育成が求められています。高度な知識や技術を有する捕獲の担い手の確保・育成に向けた検討や狩猟の魅力を伝えるための映像作成、鳥獣保護管理に係る専門的な人材を登録し、紹介する事業等を行いました。

コラム 2025年度のクマ被害状況と被害防止のためのお願い

2025年度は全国でクマの出没が多発し、238名の方がクマによる人身被害を受けました。また、人の日常生活圏にクマ等が出没した場合に地域住民の安全の確保の下で銃猟を可能とする緊急銃猟制度は、2025年9月から運用が開始され、2025年度末までに60件実施されました。

改めてクマによる被害を防ぐために、以下の3つの注意をお願いします。

- [1] クマの生息地にはむやみに入らないこと。仕事等でやむを得ず入る場合は、単独行動を避け、鈴やラジオなど音の出るものやクマ撃退スプレー（適切に効果が検証された製品）を携帯するなどの対策をすること
- [2] 人の生活圏では、クマの誘因物となるものを適切に管理すること。具体的には、放置された果樹、ペットフード、コンポスト、家庭菜園の作物、夜間に出されたごみ等がクマの餌となるため、これらをしっかり管理すること
- [3] クマと出会った際には、落ち着いてクマに背を向けずに距離をとること。襲われそうになった場合は、両腕で顔面や頭部を覆い、すぐにうつ伏せになるなど致命的なダメージを最小限にとどめる行動をとること

クマの出没は今後も継続する可能性があり、地方自治体が発信するクマの出没情報等に十分注意を払うようお願いします。

農林水産業への被害防止等の観点から、市町村を中心とした侵入防止柵の設置、捕獲活動や追払い等の地域ぐるみの被害防止活動、都道府県が行政界をまたいで行う広域捕獲活動、捕獲鳥獣の食肉等（ジビエ）利用の取組等の対策を進めるとともに、鳥獣との共存にも配慮した多様で健全な森林の整備・保全等を実施しました。また、ニホンジカによる森林被害の防止に向けて、先進技術によるシカ生息場所の特定調査に対する支援等を行いました。さらに、トドによる漁業被害防止対策として、出現状況等の調査等を行いました。

鉛製銃弾の使用による鳥類への影響を科学的に評価するため、鳥類の鉛汚染の効果的なモニタリング体制の構築に取り組むとともに、影響評価の方法に関する検討を行いました。また、科学的かつ計画的な鳥獣管理を進めるために情報システムの整備と運用を進めるとともに、次期システムへの更改に向け、システムの機能強化等に向けた検討を行いました。

外来種とは、人によって本来の生息・生育地からそれ以外の地域に持ち込まれた生物のことです。そのような外来種の中には、侵略的外来種と呼ばれる、在来の生物を食べたり、すみかや食べ物を奪ったりして、生物多様性を脅かす特に侵略性の高いものがあり、地域ごとに独自の生物相や生態系が形成されている生物多様性を保全する上で、大きな問題となっています。世界的な動植物の絶滅の6割は主に侵略的外来種が要因として引き起こされたものであり、少なくとも218種の侵略的外来種を要因として、1,200種以上もの外来種が絶滅していると報告されています。我が国においても、生態系被害、食害等による農林水産業への被害、刺咬症等による人の生命・身体への被害や、文化財の汚損、悪臭の発生、景観・構造物の汚損など、様々な被害が及ぶ事例が見られます。

また、近年の貿易量の増加に伴い、輸入品に付着することなどにより非意図的に国内に侵入する生物が増加しています。2017年6月に国内で初確認された南米原産のヒアリの確認件数は、2025年度は36件に上り、年度ごとの確認数の過去最多を大幅に更新しました。初確認以降の累計は20都道府県で171事例に上ります。環境省では、全国65港湾において地元自治体や関係行政機関等と協力して定期的なモニタリング調査を行い、発見された個体は速やかに駆除するなど、ヒアリの定着を阻止するための水際対策を実施しています。

このような外来種の脅威に対応するため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づき、我が国の生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来生物を特定外来生物として指定し、輸入、飼養等を規制しています。2026年3月時点で特定外来生物は合計162種類（7科、14属、4種群、127種、10交雑種）となっています。

また、アメリカザリガニ及びアカミミガメについては、一般家庭等での飼養等や無償での譲渡し等を法律の適用除外とする条件付特定外来生物に指定したことを踏まえ、これらの規制内容や終生飼養等について、環境省ウェブサイトでの周知とコールセンターでの問合せ対応を行いました。

また、2025年3月に改定した「外来種被害防止行動計画」の付属資料を作成したほか、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」（通称「生態系被害防止外来種リスト」（2015年3月環境省・農林水産省作成））の改定を行っています。

外来種被害予防三原則（「入れない」、「捨てない」、「拡げない」）について、多くの人に理解を深めてもらえるよう、外来種問題に関するウェブサイトやYouTube等を活用し、普及啓発を行いました。

我が国で既に定着が確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害の防止措置は地方公共団体の責務であることを踏まえ、特定外来生物防除等対策事業（交付金）により、地方公共団体が行う対策事業の支援を行いました。また、我が国に定着が確認されていない又は分布が局所的である特定外来生物のまん延の防止、生物の多様性の確保上重要な地域等における特定外来生物の被害防止措置として、フィリマンゲースやシロアゴガエル、ツマアカスズメバチ等の防除を行いました。外来生物の防除により、奄美大島のアマミノクロウサギやアマミトゲネズミ、沖縄島やんばるのヤンバルクイナなど、多くの在来種の生息状況の回復が見られています。



特定外来生物クビアカツヤカミキリは東アジア原産の外来のカミキリムシで、サクラ、ウメ、モモをはじめとしたバラ科樹木に被害を与えることが知られています。日本では2012年に初めて被害が確認されて以降、関東、近畿地方を中心とした17都府県に分布が拡大しています（2026年3月末時点）。この種の被害を受けた木は数年で枯死することがあるため、お花見ができなくなるなど、地域社会に大きな影響を及ぼしており、2025年10月には、桜の名所である吉野山（吉野熊野国立公園）でも被害が初確認され、対策には猶予が許されない状況です。

このため、環境省では交付金などを用いて、地方公共団体が実施するクビアカツヤカミキリへの対策を支援しています。

例えば、栃木県足利市では、「クビアカみつけ隊」による市民参加型の防除、市民からの被害相談を受けた被害木調査、防除指導等の民有地への被害相談対応、成虫飛散密度の低減を目的とした繁殖源に対する薬剤散布等化学防除、市有地や民有地における被害木の伐採処分支援といった基本的な対策を行った上で、「樹勢回復と成虫の繁殖・拡散防止を図る不定根誘導防除法」等、独自の防除手法の開発・実装も推進しています。

足利市の例のように、地域によっては市民参加型の防除を実施している例もあります。クビアカツヤカミキリを発見した場合は、防除への御協力をお願いします。

栃木県足利市クビアカツヤカミキリ被害（桜、2015年）



資料：栃木県足利市

栃木県足利市クビアカツヤカミキリ被害（桜、2025年）



資料：栃木県足利市

栃木県足利市クビアカツヤカミキリ防除作業



資料：栃木県足利市

クビアカツヤカミキリ成虫



資料：環境省

4 遺伝子組換え生物対策

生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書（以下「カルタヘナ議定書」という。）を締結するための国内制度として定められた遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。）に基づき、2026年3月末時点で560件の遺伝子組換え生物の環境中での使用が承認されています。その他、日本版バイオセーフティクリアリングハウス（ウェブサイト）を通じて、法律の枠組みや承認された遺伝子組換え生物に関する情報提供を行ったほか、港湾周辺の河川敷において遺伝子組換えナタネの生物多様性への影響監視調査等を行いました。

5 動物の愛護及び適正な管理

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づき、自治体等と連携しながら、動物虐待の防止、ブリーダーやペットショップ等の動物取扱業の適正化、動物の飼養に関する幅広い普及啓発等の施策を実施することで、動物の愛護と適正な管理の推進に取り組みました。

動物取扱業に係る制度の円滑かつ適正な運用に向け、犬猫以外の哺乳類や爬虫類に関する飼養管理基準の具体化に向けた検討を進めました。2025年8月には、過去に幼齢犬猫の販売規制等の法令違反が確認されたブリーダーへのフォローアップ調査を実施し、約8割で是正が確認されました。引き続き動物取扱業の適正化に向けて今後の対応を検討したほか、市民向けには幼齢犬猫の販売制限の必要性や購入する際の留意事項等についてSNS等を通じた情報発信、相談窓口を通じた都道府県等への助言等も行いました。2022年6月からは、販売される犬猫のマイクロチップ装着等義務化が施行され、2025年度末時点で248万頭を超える犬猫の飼い主などの情報が登録されています。

2024年度に都道府県等に引き取られた犬猫の数は、約3.9万頭（前年度から約0.5万頭減）となりました。引き取られた犬猫の返還・譲渡率は約82%となり、殺処分数は約0.7万頭（2004年度比約98%減）となりました（2025年度に集計）。

都道府県等が引き取った犬猫の返還・譲渡を促進するため、都道府県等が行う収容施設や譲渡施設の整備等に対して費用の補助を行うとともに、自治体職員等を対象にした動物適正譲渡講習会を開催しました。

動物愛護週間（毎年9月20日～26日）には、広く国民に動物の愛護と適正な飼養について啓発するため、関係行政機関や団体との協力の下、「人もどうぶつも守る防災術」をテーマに、動物愛護週間中央行事「どうぶつ愛護フェスティバル」としてシンポジウムや屋外ブース出展等を開催したほか、全国各地においても様々な行事が実施されました。

災害対策については、令和6年能登半島地震等における対応状況を検証し今後の災害に備えるため、検討会を設置して「人とペットの災害対策ガイドライン（平成30年3月策定）」の改訂案の取りまとめを行いました。また、全国8箇所でのペット同行避難訓練の実施を通じて、自治体の受入れ体制の整備等の取組を支援しました。「ぼうさいこくたい2025」にブース出展し、ペットの災害対策の重要性等に関する普及啓発を進めました。

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）（平成20年法律第83号）の内容について、ペットの飼い主等に向けた普及啓発を行い、ペットフードの正しい扱い方や安全性に関する知識の向上等を図りました。

愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号）に基づき、2026年2月に第4回愛玩動物看護師国家試験を実施しました。愛玩動物看護師名簿には、2026年4月1日時点で30,072人が登録されています。また、愛玩動物看護師の動物愛護・適正飼養分野における活躍推進や職域拡大に向けて、自治体や企業等を対象にした説明会、普及啓発等を実施しました。2023年から、政府統計として実施している愛玩動物看護師就職状況等調査（愛玩動物看護師の養成校における卒業生の就職状況及び学生の在籍状況把

握)を実施し公表しました。

第6節 持続可能な利用

1 環境と調和のとれた食料システムの確立

農林水産省では、2021年5月に食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるための新たな政策方針として「みどりの食料システム戦略」を策定し、2050年までに目指す姿として、農林水産業のCO₂ゼロエミッション化、有機農業の取組面積の拡大、化学肥料・化学農薬の使用量の低減等の14のKPIを定めました。2022年7月には、この戦略を推進するための環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）が施行され、2023年4月からは環境負荷低減の取組等を後押しする認定制度が本格的に始まりました。生産者の計画認定については、2026年3月末時点で3万6,000経営体以上が認定されています。また、農林水産省の全ての補助事業等において、環境負荷低減の取組の要件化を、2027年度から本格実施することとしています（愛称「みどりチェック」）。このため、本格実施を見据え、2025年度においては、補助事業等の申請時及び報告時における取組の実施状況に関するチェックシートの提出を、試行的に実施しているところです。

また、国家戦略及び「農林水産省生物多様性戦略」に基づき、農林水産分野における生物多様性の保全や持続可能な利用を推進しました。

加えて、2024年6月には、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）が改正され、環境と調和のとれた食料システムの確立が政策の柱として位置付けられました。さらに、これを受けて2025年4月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画に基づき、2030年までをめどに集中的に推進すべき取組として、食料・農林水産業のGXへの投資の呼び込みや食料生産を脅かす気候変動への適応等を盛り込む「みどり加速化GXプラン」の策定に向けて検討を進めました。

食料・農林水産業における持続可能な生産・消費を後押しするため、消費者庁、農林水産省、環境省の3省庁連携の下、2020年6月に立ち上げた官民協働のプラットフォームである「あふの環2030プロジェクト～食と農林水産業のサステナビリティを考える～」において、参加メンバーが一斉に情報発信を実施するサステナウィーク2025や全国各地の食と農林水産業のサステナブルな取組動画を募集・表彰するサステナアワード2025等を実施しました。

「みどりの食料システム戦略」に基づき、農産物の生産段階における温室効果ガス削減や生物多様性保全に貢献する取組を星の数で分かりやすくラベル表示する「見える化」（愛称：みえるらべる）について、小売、外食、学校給食、食堂等の多様な形での取組の拡大を推進しました。2025年7月からは営農管理アプリと連携したシステムで「みえるらべる」を取得することが可能になり、算定や報告がしやすくなりました。さらに、「見える化」の対象品目の拡大に向け、畜産物（牛肉、生乳）の温室効果ガス簡易算定シートの算定・販売実証を開始しました。

我が国における「みどりの食料システム戦略」に基づく取組は、気象条件や農業生産構造の類似するアジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとなり得るものであり、2023年10月の日ASEAN農林大臣会合において採択された「日ASEANみどり協力プラン」を2025年10月の第2回日ASEAN農林大臣会合で改定し、ASEAN各国のニーズに応じながら、我が国の技術やイノベーションを活かした協力プロジェクトを推進しました。また、2025年5月には、我が国が有する食料安全保障に資する温室効果ガス（GHG）排出削減技術の海外展開を後押しするため、「農林水産分野GHG排出削減技術海外展開パッケージ（通称：ミドリ・インフィニティ）」を策定しました。2025年6月には、ミドリ・インフィニティの実行ツールとして「みどり脱炭素海外展開コンソーシアム」を設立し、日

ASEANみどり協力プランやアジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）等の国際的な枠組みを活用した取組を推進するとともに、2025年11月の国連気候変動枠組条約第30回締約国会議（COP30）において、同コンソーシアム構成員民間企業有志連合から、アグリフードシステムへの脱炭素投資の呼び込み等を目的とした声明が発表されました。

(1) 農業

持続可能な農業生産の推進を図るため、化学肥料、化学農薬の使用を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者の組織する団体等を支援する環境保全型農業直接支払を実施しました。

環境保全等の持続可能性を確保するための取組である農業生産工程管理（GAP）の普及・推進や、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）に基づく有機農業の推進に関する基本的な方針及びみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針の下で、有機農産物の学校給食での利用等地域ぐるみの取組や有機栽培への転換、有機農業の栽培ノウハウを提供する民間団体の指導活動や技術習得による実践人材の育成、有機加工食品の原料国産化、事業者と連携した需要喚起など有機農業の拡大に向けた取組を支援しました。

(2) 林業

森林・林業においては、持続可能な森林経営及び森林の有する公益的機能の発揮を図るため、造林や間伐等の森林整備を実施するとともに、関係省庁の連携の下、木材利用の促進を図りました。

また、森林所有者や境界が不明で整備が進まない森林も見られることから、意欲ある者による施業の集約化の促進を図るため、所有者の確定や境界の明確化等に対する支援を行いました。

(3) 水産業

水産業においては、持続的な漁業生産等を図るため、適地での種苗放流等による効率的な増殖の取組を支援するとともに、漁業法に基づく資源管理や漁業許可制度を的確に運用しました。さらに、沿岸域の藻場・干潟の造成等生育環境の改善を実施しました。また、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に基づく漁協等による養殖漁場の漁場改善計画の作成を推進しました。

水産資源の保存管理については第2章第4節2を参照。

2 エコツーリズムの推進

エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号）に基づくエコツーリズム推進基本方針について、関係省庁によるエコツーリズム推進連絡会議及び有識者によるエコツーリズム推進基本方針に関する検討会等での検討を踏まえ、制定以後初となる変更を行い、2026年3月にその変更に関し閣議決定しました。また、同法に基づき、自然資源の保全活用により持続的な地域振興に取り組む地域への支援、全体構想の認定・周知、技術的助言、情報の収集、普及啓発、広報活動等を総合的に実施しました。同法に基づくエコツーリズム推進全体構想については、2026年4月時点において全国で合計29件が認定されています。

エコツーリズムに取り組む地域への支援として、10の地域協議会に対して交付金を交付し、魅力あるプログラムの開発、ルールづくり、全体構想の策定、推進体制の構築等を支援したほか、地域におけるガイドやコーディネーター等の人材育成事業等を実施しました。

また、エコツーリズムの推進・普及を図るため、全体構想認定地域間等の意見交換会を実施し、課題や取組状況等を共有したほか、全国のエコツーリズムに関連する活動の向上や関係者の連帯感の醸成を図ることを目的として、エコツーリズム大賞により優れた取組を行う団体への表彰を実施しました。

3 遺伝資源へのアクセスと利益配分

(1) 遺伝資源の利用と保存

医薬品の開発や農作物の品種改良など、遺伝資源の価値は拡大する一方、世界的に見れば森林の減少や砂漠化の進行等により、多様な遺伝資源が減少・消失の危機に瀕^{ひん}しており、貴重な遺伝資源を収集・保存し、次世代に引き継ぐとともに、これを積極的に活用していくことが重要となっています。農林水産分野では、農業生物資源ジーンバンク事業等により、関係機関が連携して、植物遺伝資源24万点を始め、動物、微生物、林木、水産生物等の国内外の生物遺伝資源の収集、保存、評価等を行っており、世界有数のジーンバンクとして利用者への配布・情報提供を行いました。また、海外研究者に向けて、生物遺伝資源の取引・運用制度に関する理解促進や保護と利用のための研修等支援を行いました。

新品種の開発に必要な海外遺伝資源の取得や利用の円滑化に向けて、遺伝資源利用に係る国際的な議論に参画するとともに、その議論動向等について、我が国の遺伝資源利用者に対し、説明会等を通じた周知活動等を実施しました。

ライフサイエンス研究の基盤となる研究用動植物等の生物遺伝資源について、「ナショナルバイオリソースプロジェクト」により、大学・研究機関等において戦略的・体系的な収集・保存・提供等を行いました。また、途絶えると二度と復元できない実験途上の貴重な生物遺伝資源を広域災害等から保護するための体制強化に資する、「大学連携バイオバックアッププロジェクト」も実施しています。

(2) 微生物資源の利用と保存

生物多様性条約を踏まえた国際的取組として、独立行政法人製品評価技術基盤機構を通じて、資源提供国との協力体制を構築し、我が国の企業への海外の微生物資源の利用機会の提供を行っています。

具体的には、我が国の微生物等に関する中核的な生物遺伝資源機関である独立行政法人製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンター（NBRC）において、生物遺伝資源の収集・保存等を行うとともに、これらの資源に関する情報（分類、塩基配列、遺伝子機能等に関する情報）を整備し、生物遺伝資源と併せて提供しています。

第7節 国際的取組

1 生物多様性に関する世界目標の達成に向けた貢献

2026年10月にアルメニア共和国・エレバンにおいて開催が予定されている「生物多様性条約第17回締約国会議（COP17）」で実施が予定されている、「昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）」の世界的な実施状況に関する評価（グローバル・レビュー）に貢献するため、我が国は、生物多様性条約に基づく第7回国別報告書を2026年2月に提出しました。また、生物多様性条約事務局に設置されている「生物多様性日本基金」を通じて、東・南アジア地域における30by30目標に係るワークショップの開催支援等、GBFの実施に向けた支援を行いました。さらに、生物多様性の保全と持続可能な利用を進める「SATOYAMAイニシアティブ」について、途上国の現場における活動を支援するため、「SATOYAMAイニシアティブ推進プログラム」第4フェーズを実施しています。

2 生物多様性及び生態系サービスに関する科学と政策のインターフェースの強化

「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学－政策プラットフォーム（IPBES）」については、公表されたIPBES評価報告書などの成果を、一般公開シンポジウムの開催などを通じて発信しま

した。また、「生物多様性と生態系サービスに関する第二次地球規模生物多様性評価」等、IPBESが実施するアセスメント報告書執筆作業やIPBES運営への日本人専門家の参画を支援しました。

さらに、2024年3月に公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）に設置されたIPBESの「シナリオ・モデルタスクフォース技術支援機関」に対して、拠出金等を通じた活動支援を行いました。また、2026年2月に英国・マンチェスターにおいて開催されたIPBES総会第12回会合に参加し、国際的な議論にも貢献しました。

3 二次的自然環境における生物多様性の保全と持続可能な利用・管理の促進

二次的な自然環境における自然資源の持続可能な利用と生物多様性の保全を推進する「SATOYAMAイニシアティブ」について、「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ（IPSI）」の活動を支援しました。また、IPSI事務局とともに、「生物多様性条約第27回科学技術助言補助機関会合（SBSTTA27）」において、SATOYAMAイニシアティブの考え方や取組を紹介するサイドイベントを開催しました。さらに、IPSI事務局等とともに、2026年3月に「SATOYAMAイニシアティブ第10回定例会合」をエクアドルにおいて開催し、「実行可能な実施計画（AIP）」を採択するなど、IPSIの今後の活動に関する議論や合意形成を図りました。なお、IPSI会員団体数は、2026年3月時点で、23の政府機関を含む、80か国・地域の348団体となりました。

SATOYAMAイニシアティブの理念を国内において推進するため、2013年に発足した「SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク」に環境省及び農林水産省が参加しています。本ネットワークは、SATOYAMAイニシアティブの国内への普及啓発、多様な主体の参加と協働による取組の促進に向け、ネットワークへの参加を呼び掛けたロゴマークや活動事例集の作成や、各種イベントへの参加を行いました。なお、本ネットワークの会員は2026年3月時点で54地方公共団体を含む119団体となりました。

4 アジア保護地域パートナーシップの推進

2013年11月に宮城県仙台市で開催した第1回アジア国立公園会議を契機に我が国が主導して設立した「アジア保護地域パートナーシップ（APAP）」の参加国は2026年3月時点で、17か国となっており、その取組の一環として、毎年運営委員会等においてアジア各国の保護区に関する情報及び知見の共有等を進めています。2025年10月にアラブ首長国連邦・アブダビで開催された世界自然保護会議では、アジアの保護地域における過去10年間の取組の進展を紹介するサイドイベントが実施され、APAPの取組がアジアの保護地域の管理能力の向上に貢献してきていることが周知されるとともに、30by30目標の達成に向けた意見交換等が行われました。

5 森林の保全と持続可能な森林経営及び木材利用の推進

世界の森林は、陸地の約32%を占め、面積は約41億4,000万haに及びます。一方で、2015年から2025年の間に、植林等による増加分を差し引いて年平均約412万ha減少しています。1990年から2000年の間に年平均約1,070万ha減少しており、森林が純減する速度は低下傾向にありますが、引き続き森林減少を止めるための積極的な取組が求められています。地球温暖化や生物多様性の損失に深刻な影響を与える森林減少を抑止するためには、持続可能な森林経営を推進する必要があります。我が国は、持続可能な森林経営及び木材利用の推進に向けた国際的な議論に参画・貢献するとともに、関係各国、各国際機関等と連携を図るなどして森林・林業分野の国際的な協力を推進しています。

「国連森林戦略計画2017-2030」は、国連森林フォーラム（UNFF）での議論を経て2017年4月に国連総会において採択され、我が国もその実施に係る議論に参画しています。

国際熱帯木材機関（ITTO）の第61回理事会が2025年10月にパナマ共和国のパナマシティにおいて開催され、ITTOの設置根拠である「2006年の国際熱帯木材協定」の再交渉に向けた議論が行われました。また、加盟国等から総額約339万米ドルのプロジェクト等に対する拠出が表明され、我が国からは、ベトナムのアカシア林業における森林バイオエコノミーの推進、トーゴ共和国サバナ地域に位置するフォス・オ・リオン保安林の持続可能な管理に対する支援等に、計約2.2億円の拠出を表明しました。

2025年11月にブラジル連邦共和国・ベレンで開催されたCOP30及びそれに先立つ首脳級会合において、森林に関する複数の国際イニシアティブに賛同・参加するとともに、議長国ブラジルが主導する「トロピカル・フォレスト・フォーエバー・ファシリティ（TFFF：Tropical Forest Forever Facility）」の立上げに賛同しました。

6 砂漠化対策の推進

1996年に発効した国連の砂漠化対処条約（UNCCD）において、先進締約国は、砂漠化の影響を受ける締約国に対し、砂漠化対処のための努力を積極的に支援することとされています。我が国は先進締約国として、科学的・技術的側面から国際的な取組を推進しています。その一環として、モンゴルにおける砂漠化対処のための調査等を進め、二国間協力等の国際協力を推進しました。

7 南極地域の環境の保護

南極地域は、近年、観光利用の増加による環境への影響が懸念されており、南極の平和的利用と科学的調査における国際協力の推進等を目的とする南極条約（1961年発効）及び、南極の環境や生態系の保護を目的とする環境保護に関する南極条約議定書（1998年発効）に基づき国際的な取組が進められています。

我が国は、環境保護に関する南極条約議定書を担保するため、南極地域の環境の保護に関する法律（平成9年法律第61号）を制定し、南極地域における観測、観光、取材等の活動に対する確認制度等を運用するとともに、環境省のウェブサイト等を通じて南極地域の環境保護に関する普及啓発、指導等を行っています。さらに、2005年に採択された環境保護に関する南極条約議定書附属書VI（環境上の緊急事態から生ずる責任）の締結に向けた国内担保措置について、中央環境審議会自然環境部会において審議を重ね、2026年3月に答申がなされました。

また、南極条約の実施のため、拠出金等により南極条約事務局の活動を支援しているほか、2025年にイタリアのミラノで開催された第47回南極条約協議国会議（ATCM47）に参画し、南極地域における環境保護の方策に関する議論に貢献しました。さらに、2026年5月に、第48回南極条約協議国会議（ATCM48）を広島市で開催するにあたり、関係省庁及び自治体を始めとする関係者間で連携し、準備を行いました。

8 サンゴ礁の保全

国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）の枠組みの中で、我が国が主導して2017年から開始した地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク（GCRMN）の東アジア地域におけるサンゴ礁生態系モニタリングデータの地域解析について、モニタリングデータの管理利用方針やデータベースの構築方法を検討するためのワークショップを2025年7月に開催しました。

9 東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ (EAAFP) の活動推進

2025年11月には、東アジア・オーストラリア地域における渡り性水鳥保全のための国際的枠組みである「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ (EAAFP)」の総会である第12回パートナー会議 (MOP12) がフィリピンのセブで開催されました。各国における渡り性水鳥及びその生息地の保全に関する進捗状況や課題等について議論されたほか、今後の活動等に関する決定書が採択されました。活動を推進するため、国内に34か所ある渡り性水鳥重要生息地ネットワーク参加地の関係者を対象とし、2026年2月に、日本有数のツル類の越冬地である鹿児島県出水市において、「渡り性水鳥フライウェイ全国大会」を開催しました。

10 生物多様性関連諸条約の実施

(1) 生物多様性条約

2025年10月にパナマ共和国・パナマシティで開催された、生物多様性条約第27回科学技術助言補助機関会合 (SBSTTA27) 及び生物多様性保全等に関する先住民等の知識の維持等を規定する条約第8条 (j) 等に関する補助機関の第1回会合 (SB8 (j) 1) に出席し、議論に貢献しました。また、SBSTTA27においては、GBF実施の進捗をモニタリングするための仕組みに関する議論に貢献するとともに、我が国における条約に基づく第7回国別報告書のとりまとめの取組や経験等を共有するサイドイベントの開催等を通じて、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組 (GBF)」の着実な実施に貢献しました。さらに、2026年2月にイタリア共和国・ローマで開催された、生物多様性条約第6回実施補助機関会合 (SBI6) に出席し、GBFの実施に向けた能力開発などの議論に貢献しました。

(2) 名古屋議定書

生物多様性条約COP10において採択された「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」(以下「名古屋議定書」という。)の国内措置である「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」を施行し、名古屋議定書の適切な実施に努めています。

我が国はCOP10の際に、名古屋議定書の早期発効や効果的な実施に貢献するため、地球環境ファシリティ (GEF) によって管理・運営される名古屋議定書実施基金の構想への支援を表明し、10億円を拠出しました。この基金を活用し、国内制度の発展、遺伝資源の保全及び持続可能な利用に係る技術移転、民間セクターの参加促進等の活動を行う13件のプロジェクトが承認され、ブータン、コロンビア、コスタリカ等の8件は既に完了しています。

(3) カルタヘナ議定書及び名古屋・クアラルンプール補足議定書

バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書 (以下「補足議定書」という。)の国内担保を目的とした遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部を改正する法律 (平成29年法律第18号。以下「改正カルタヘナ法」という。)が、2017年4月に成立し、同月に公布されました。補足議定書については、2018年3月に発効し、これに合わせて改正カルタヘナ法が施行されました。また、2024年10月にコロンビア・カリで開催されたカルタヘナ議定書第11回締約国会議 (COP-MOP11) において、議定書及び補足議定書の適切な実施のための議論がなされ、我が国としても積極的に議論に貢献しました。

(4) ワシントン条約

ワシントン条約に基づく絶滅のおそれのある野生動植物の輸出入の規制に加え、同条約附属書Ⅰに掲

げる種を中心に、種の保存法に基づき国内での譲渡し等の規制を行っています。関係省庁、関連機関が連携・協力し、象牙の適正な取引の徹底や規制対象種の適切な取扱いに向けて、国内法執行や周知強化等の取組を進めました。また、2025年11月から同12月までウズベキスタン共和国のサマルカンドで開催されたワシントン条約第20回締約国会議（COP20）において、条約の適切な執行のための議論とともに、国際取引が規制される種を定めている附属書の改正等の審議に貢献しました。

(5) ラムサール条約

2025年7月にラムサール条約第15回締約国会議（COP15）がジンバブエ共和国のヴィクトリアフォールズにおいて開催されました。ラムサール条約湿地都市認証制度に基づく新規認証都市への認証式が開催され、我が国からは新たに認証を受けた愛知県名古屋市が参加しました。また、国内54番目のラムサール条約湿地として登録された猪苗代湖の関係自治体である福島県、会津若松市、郡山市、猪苗代町に対して、ラムサール条約事務局長から登録証が授与されました。

(6) 二国間渡り鳥等保護条約・協定

2025年10月に中華人民共和国の東営において日豪中韓渡り鳥等保護協定等会議が開催されました。各国における渡り鳥等の保全施策及び調査研究に関する情報共有のほか、日豪、日中、日韓での今後の協力の在り方に関する意見交換を行いました。加えて、2027年に開催予定の次回会議までに取り組む事項を確認しました。

(7) 国連公海等生物多様性協定

2023年に採択された「海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定」（略称「国連公海等生物多様性協定」又は「BBNJ協定」）について、我が国は2025年12月に締結し、同協定は2026年1月に発効しました。

第8節 生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた基礎整備

1 自然環境データの整備・提供

(1) 自然環境データの調査とモニタリング

自然環境の現状及び変化を把握することを目的として、全国の状態を面的に調査する「自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）」のほか、量的・質的な変化を明らかにするために様々な生態系で長期的な定点調査を行う「モニタリングサイト1000」等を実施しています。

自然環境保全基礎調査では、社会のニーズに対応した生物多様性に関する基盤情報を着実に整備していくため、10年間の実施方針・調査計画等をまとめた自然環境保全基礎調査マスタープラン（2023年3月策定）に基づき、種の分布や生態系等について調査しています。

植生調査では、1/25,000現存植生図（現存植生図2024）の全国データ公開が2024年度に完了しました。淡水魚類分布調査では、115種を対象として分布調査を実施し、2025年度に取りまとめを行いました。昆虫類分布調査（2023～2026年度予定）では、有識者へのアンケート調査や生物情報収集・提供システム「いきものログ」を用いた市民参加型調査等を実施しました。また、約50年間の調査成果をベースに他の自然・社会的なデータも援用し、日本全体の自然環境の現状と変化状況・傾向を分かりやすく体系的に示すため、総合解析を行いました。

モニタリングサイト1000では、高山帯、森林・草原、里地里山、陸水域（湖沼及び湿原）、沿岸域

(磯、干潟、アマモ場、藻場、サンゴ礁等)、小島嶼^{しよ}について、生態系ごとに定めた調査項目及び調査方法により、合計約1,000か所の調査サイトにおいて、モニタリング調査を実施し、その成果を公表しています。また、得られたデータは5年ごとに分析等を加え、取りまとめています。2025年度には20年間の調査で明らかになった、身近に見られる生き物の減少傾向、気候変動の影響、外来種対策による在来種の回復状況などの日本の自然の変化について、分かりやすく、また身近に感じてもらえるようにまとめた「モニタリングサイト1000第4期とりまとめ報告書概要版パンフレット」を公表しました。農地・草原など開けた環境を好むスズメ・ヒバリ等の鳥や、開けた場所で見られるチョウ類の記録個体数が大きく減っていること（里地調査、森林・草原調査）、シギ・チドリ類やカモメ類といったごく普通に見られる鳥の個体数が大きく減っていること（シギ・チドリ類調査、小島嶼^{しよ}調査）などについて、豊富なイラストや写真、また調査に参加してくださった企業や一般市民の方などの声とともに紹介しています。

インターネットを使って、全国の生物多様性データを収集し、提供するシステム「いきものログ」により、2026年3月時点で約546万件の全国の生物多様性データが収集され、地方公共団体を始めとする様々な主体で活用されています。

2013年以降の噴火に伴い新たな陸地が誕生した小笠原諸島の西之島に、2019年9月に上陸し、生態系、地質、火山活動等に関する総合学術調査を実施しました。しかし、2019年12月以降の大規模噴火により、旧島の全てが溶岩若しくは火山灰に覆われ、西之島の生物相がリセットされた状態となりました。原生状態の生態系がどのように遷移していくのかを確認することができる世界に類のない科学的価値を有する西之島の適切な保全に向けて、2021年度から再度総合学術調査を実施しています。2025年7月の調査では3年ぶりに上陸を果たし、大規模噴火以降初めて植物の生育を確認するなどの成果を上げました。

(2) 地球規模のデータ整備や研究等

地球規模での生物多様性保全に必要な科学的基盤の強化及び人材育成の推進のため、アジア太平洋地域の生物多様性観測・モニタリングデータの収集・統合化等を推進する「アジア太平洋生物多様性観測ネットワーク（APBON）」の取組の一環として、APBONワークショップ（タイ・バンコク）及びAPBONウェブセミナーを開催しました。

調査研究の取組としては、独立行政法人国立科学博物館において、「過去150年の都市環境における生物相変遷に関する研究－皇居を中心とした都心での収集標本の解析」、「極限環境の科学」等の調査研究を推進するとともに、約516万点の登録標本を保管し、標本情報についてインターネットで広く公開しました。また、我が国からのデータ提供拠点である国立研究開発法人国立環境研究所、独立行政法人国立科学博物館及び大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立遺伝学研究所と連携しながら、生物多様性情報を地球規模生物多様性情報機構（GBIF）に提供しました。国立研究開発法人海洋研究開発機構は、前述の機関を通じてGBIFに協力するとともに、生物多様性情報を海洋生物多様性情報システム（OBIS）にOBISの日本ノードとして提供しました。

2 放射線による野生動植物への影響の把握

東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射線による自然生態系への影響を把握するため、野生動植物の試料採取及び放射能濃度の測定等による調査を実施しました。また、調査研究報告会の開催等を通じて、関連した調査を行っている他の研究機関や専門家等との情報共有を図りました。

3 生物多様性及び生態系サービスの総合評価

2030年ネイチャーポジティブの実現に向けた見通し等に関する中間レビューとして、「生物多様性

及び生態系サービスに関する総合評価2028（JBO4：Japan Biodiversity Outlook 4）に向けた中間提言」を2025年10月に公表しました。生物多様性条約第7回国別報告書や生物多様性国家戦略の中間評価を取りまとめた際には、同提言を参照情報として活用しました。

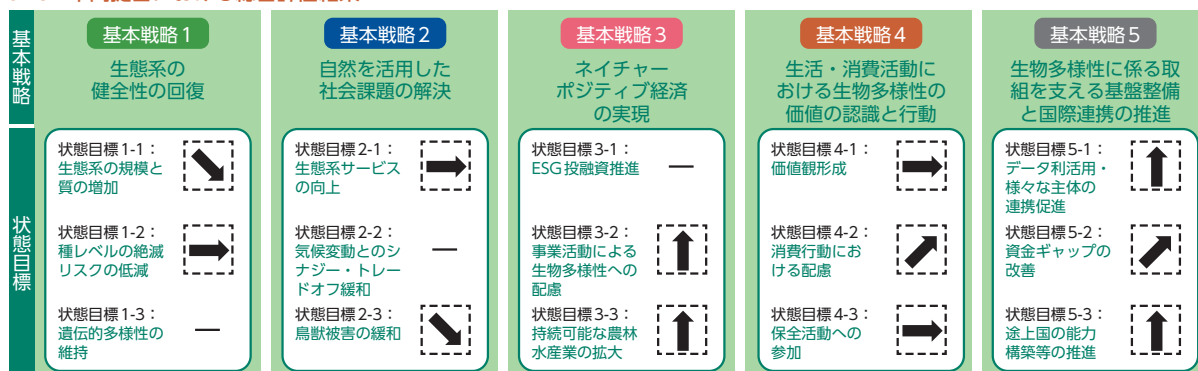
生物多様性及び生態系サービスに関する総合評価2028（JBO4：Japan Biodiversity Outlook 4）に向けた中間提言の公表について

JBO（Japan Biodiversity Outlook）は、日本の生物多様性及び生態系サービスの現状等について、有識者検討会で科学的情報等を基に総合的に評価した結果を示すものです。2025年10月に、2030年ネイチャーポジティブの実現に向けた見通し等に関する中間レビューとして、「生物多様性及び生態系サービスに関する総合評価2028（JBO4：Japan Biodiversity Outlook 4）に向けた中間提言」（以下「JBO4中間提言」という。）が取りまとめられました。

JBO4中間提言は、2028年に公表予定のJBO4の取りまとめを前に、「生物多様性国家戦略2023-2030」の5つの基本戦略の下に設定されている計15の状態目標の達成に向けた状況について、300個を超える指標を選定の上、2020年を基準年とした短期トレンドについて総合評価を行いました。

評価結果は以下の図のとおりとなりました。

JBO4中間提言における総合評価結果



注：本表では各状態目標の内容を要約して示している。

凡例		目標達成に向けて順調	進展したが、その程度は不十分	大きな進展なし	後退したが、その程度は限定的	目標から大きく後退した	不明
信頼性	高い	↑	↗	→	↘	↓	—
	低い	↑	↗	→	↘	↓	—

注：本中間提言における評価の凡例は、生物多様性条約国別報告書における各国の目標の進捗評価基準を参照して設定した。

資料：環境省

評価結果から明らかになったのは次のポイントです。

- ・自然の状態：我が国の生物多様性は全体として損失し続けており、生態系サービス（自然の恵み）も回復するまでには至っていないと考えられる。
- ・社会経済の状態：事業活動における生物多様性への配慮や消費行動における生物多様性への配慮など、生物多様性の損失の背景に位置付けられる社会経済状況については、部分的であるが改善していると考えられる。

このことから、JBO4中間提言では、2030年ネイチャーポジティブの実現に向けて、産官学民が連携・協働し、引き続き多角的な取組を実施・加速化することが必要であるとしています。また、総合評価に必要な指標やそのデータに不足があることが明らかになり、今後の評価の充実化に向けて、指標の開発や調査研究が進められることが望まれるとしています。

JBO4中間提言は、2026年2月に提出した、我が国の生物多様性条約第7回国別報告書や、生物多様性国家戦略2023-2030の実施状況の中間評価を取りまとめる際に参照情報として活用されており、生物多様性及び生態系サービスの現状等を国レベルで評価するアプローチとして海外からも関心を集めています。

第3章

循環型社会の形成

第1節 廃棄物等の発生、循環的な利用及び処分の現状

1 我が国における循環型社会

我が国における循環型社会とは、「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される」社会です。ここでは、廃棄物・リサイクル対策を中心として循環型社会の形成に向けた、廃棄物等の発生とその量、循環的な利用・処分の状況、国の取組、各主体の取組、国際的な循環型社会の構築について説明します。

(1) 我が国の物質フロー

私たちがどれだけの資源を採取、消費、廃棄しているかを知ることが、循環型社会を構築するための第一歩です。

「第五次循環型社会形成推進基本計画」(2024年8月閣議決定。以下「第五次循環基本計画」という。)では、どの資源を採取、消費、廃棄しているのかその全体像を的確に把握し、その向上を図るために、物質フロー(物の流れ)の異なる断面である「入口」、「循環」、「出口」に関する指標にそれぞれ目標を設定しています。

以下では、物質フロー会計(MFA)を基に、我が国の経済社会における物質フローの全体像とそこから浮き彫りにされる問題点、「第五次循環基本計画」で設定した物質フロー指標に関する目標の状況について概観します。

ア 我が国の物質フローの概観

我が国の物質フロー(2023年度)は、図3-1-1のとおりです。

イ 我が国の物質フロー指標に関する目標の設定

「第五次循環基本計画」では、物質フローの「入口」、「循環」、「出口」に関する指標について目標を設定しています。

それぞれの指標についての目標年次は、2030年度としています。各指標について、最新の達成状況を見ると、以下のとおりです。

[1] 資源生産性(=GDP/天然資源等投入量)

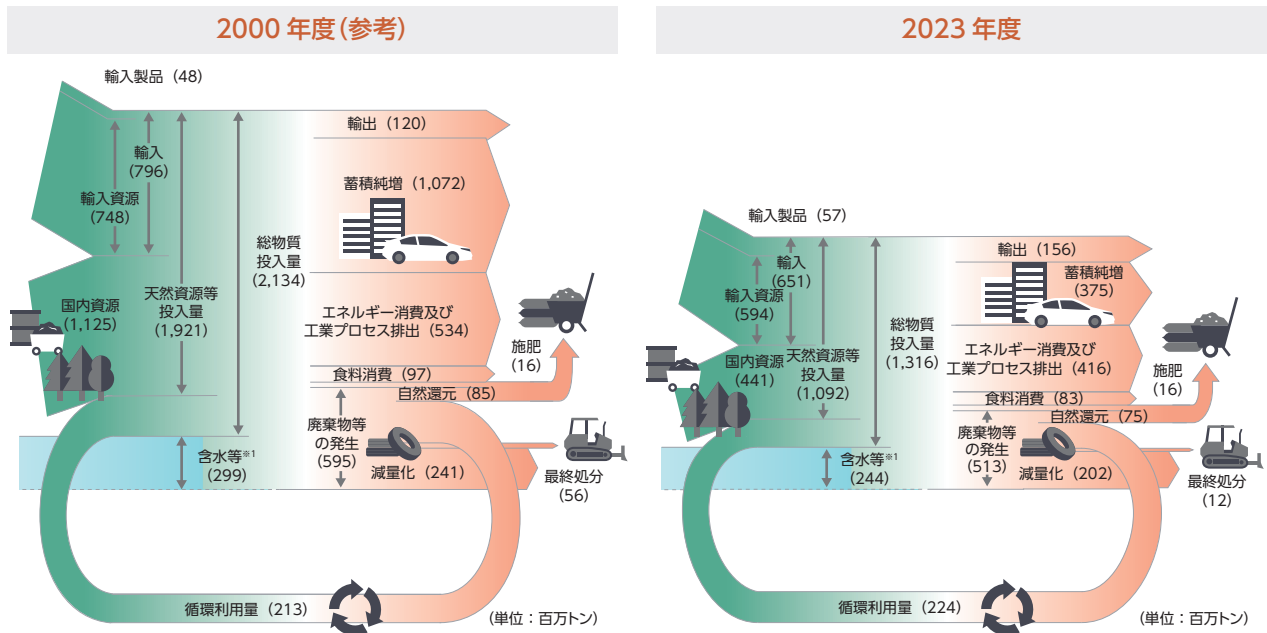
2030年度において、資源生産性を約60万円/トンとすることを目標としています。2023年度の資源生産性は約50.9万円/トンであり、2000年度と比べ約101%上昇しました。

[2] 一人当たり天然資源消費量(=一人当たりマテリアルフットプリント=(一次資源等価換算した天然資源等投入量-一次資源等価換算した輸出量)/人口)

2030年度において、一人当たり天然資源消費量を約11トン/人・年とすることを目標としています(2000年度の約17.8トン/人・年からおおむね4割減)。2000年度と比べ、2021年度の一人当たり天然資源消費量は約5.7トン/人・年減少し、約12.1トン/人・年でした。

[3] 再生可能資源及び循環資源の投入割合(=(バイオマス系天然資源等投入量+循環利用量)/(天然

図3-1-1 我が国における物質フロー（2023年度）



資源等投入量＋循環利用量))

2030年度において、再生可能資源及び循環資源の投入割合を約34%とすることを目標としています（2000年度の約19.7%からおおむね7割向上）。2000年度と比べ、2023年度の再生可能資源及び循環資源の投入割合は約10.4ポイント増加し、約30.1%でした。

[4] 入口側の循環利用率（＝循環利用量／（循環利用量＋天然資源等投入量））

2030年度において、入口側の循環利用率を約19%とすることを目標としています（2000年度の約10.0%からおおむね9割向上）。2000年度と比べ、2023年度の入口側の循環利用率は約7.0ポイント上昇し、約17.0%でした。

[5] 出口側の循環利用率（＝循環利用量／廃棄物等発生量）

2030年度において、出口側の循環利用率を約44%とすることを目標としています（2000年度の約35.8%からおおむね2割向上）。2000年度と比べ、2023年度の出口側の循環利用率は約7.8ポイント上昇し、約43.6%でした。

[6] 最終処分量（＝廃棄物の埋立量）

2030年度において、最終処分量を約1,100万トンとすることを目標としています（2000年度の約5,600万トンからおおむね8割減）。2000年度と比べ、2023年度最終処分量は約79%減少し、約1,200万トンでした。

(2) 廃棄物の排出量

ア 廃棄物の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）では、廃棄物とは自ら利用したり他人に有償で譲り渡したりすることができないために不要になったものであって、例えば、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿等の汚物又は不要物で、固形状又は液状のものを指します。

廃棄物は、大きく産業廃棄物と一般廃棄物の二つに区分されています。産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）等で定められた20種類のものと、廃棄物処理法に規定する「輸入

された廃棄物」を指します。一方で、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物を指し、し尿のほか主に家庭から発生する家庭系ごみのほか、オフィスや飲食店から発生する事業系ごみも含んでいます。

イ 一般廃棄物（ごみ）の処理の状況

2024年度におけるごみの総排出量は3,811万トン（東京ドーム約102杯分、一人一日当たりのごみ排出量は839グラム）です。このうち、焼却、破碎・選別等による中間処理や直接の資源化等を経て、最終的に資源化された量（総資源化量）は738万トン、最終処分量は306万トンです。

ウ 一般廃棄物（し尿）の処理の状況

2024年度の水洗化人口は1億2,020万人で、そのうち下水道処理人口が9,768万人、浄化槽人口が2,251万人（うち合併処理人口は1,526万人）です。また非水洗化人口は431万人で、そのうち計画収集人口が428万人、自家処理人口が3万人です。

総人口の約2割（非水洗化人口及び浄化槽人口）から排出された、し尿及び浄化槽汚泥の量（計画処理量）は1,906万kℓで、年々減少しています。そのほとんどは水分ですが、1kℓを1トンに換算して単純にごみの総排出量（3,811万トン）と比較すると、その数値が大きいことが分かります。それらのし尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設で1,712万kℓ、ごみ堆肥化施設及びメタン化施設で13万kℓ、下水道投入で171万kℓ、農地還元で2万kℓ、その他で7万kℓが処理されています。なお、下水道終末処理場から下水処理の過程で排出される下水汚泥は産業廃棄物として計上されます。

エ 産業廃棄物の処理の状況

近年、産業廃棄物の排出量は約4億トン前後で推移しており、大きな増減は見られません。2023年度の排出量は3億6,725万トンであり、前年度に比べて約680万トン減少しています。

(3) 循環的な利用の現状

ア プラスチック類

プラスチックは加工のしやすさ、用途の多様さから非常に多くの製品に利用されています。一般社団法人プラスチック循環利用協会によると、2024年におけるプラスチックの生産量は853万トン、国内消費量は867万トン、廃プラスチックの総排出量は911万トンと推定され、排出量に対する有効利用率は、約89%と推計されています。一方で、有効利用されていないものの処理・処分方法については、単純焼却が約8%、埋立処理が約4%と推計されています。

イ 容器包装（ガラス瓶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装等）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）（平成7年法律第112号）に基づく、2024年度の分別収集及び再商品化の実績について、全市町村に対する分別収集実施市町村の割合は、ガラス製容器、ペットボトル、スチール製容器（飲料又は酒類用）、アルミ製容器（飲料又は酒類用）、段ボール製容器が前年度に引き続き9割を超えました。紙製容器包装については約3割、プラスチック製容器包装については7割を超えています。

ウ 特定家庭用機器4品目

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）に基づき、2024年度に製造業者等により引き取られた特定家庭用機器廃棄物は1,458万台でした。なお、2024年度の不法投棄回収台数は、28,500台でした。

製造業者等は、一定の基準以上での再商品化を行うことが求められています。2024年度の再商品化実績（再商品化率）は、エアコンが93%、ブラウン管式テレビが72%、液晶・有機EL・プラズマ式テレビが85%、冷蔵庫・冷凍庫が80%、洗濯機・衣類乾燥機が93%となっています。

2024年度の回収率は66.9%でした。

エ 建設廃棄物等

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）では、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートの4品目）を用いた建築物の床面積の合計が80m²以上の解体工事等を対象工事とし、そこから発生する特定建設資材の再資源化等を義務付けています。また、解体工事業を営もうとする者の登録制度により、適正な分別解体等を推進しています。建設リサイクル法の施行によって、特定建設資材廃棄物のリサイクルが促進され、建設廃棄物全体の再資源化・縮減率は2000年度の85%から2018年度には97.2%と着実に向上しています。また、2024年度の対象建設工事における届出件数は27万2,401件、2025年3月末時点で解体工事業登録件数は2万685件となっています。また、毎年上半期と下半期に実施している「建設リサイクル法に関する全国一斉パトロール」を含めた2024年度の工事現場に対するパトロール時間数は延べ3万5,950時間となっています。現在は、循環経済への移行の推進に向けて、建設リサイクル分野においては、建設廃棄物由来の再生資材の需給等の実態調査を踏まえ、水平リサイクルの推進やCO₂排出抑制等のリサイクルの質の向上や需要拡大のための取組を推進しています。また、建設発生土の現場内・工事間利用等の有効利用や適正処理を推進しています。

オ 食品廃棄物等・食品ロス

食品廃棄物等とは、食品の製造、流通、消費の各段階で生ずる動植物性残さ等であり、具体的には加工食品の製造過程や流通過程で生ずる売れ残り食品、消費段階での食べ残し・調理くず等を指します。

この食品廃棄物等は、飼料・肥料等への再生利用や熱・電気に転換するためのエネルギーとして利用できる可能性があり、循環型社会及び脱炭素社会の実現を目指すため、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）等により、その利活用を推進しています。また、2023年度の再生利用等実施率は食品産業全体で90%となっており、業態別では、食品製造業が97%、食品卸売業が61%、食品小売業が63%、外食産業が34%と業態によって差が見られます。我が国では、食品廃棄物等の再生利用等の促進のため、食品リサイクル法に基づき、再生利用事業者の登録制度及び再生利用事業計画の認定制度を運用しており、2026年3月末時点での再生利用事業者の登録数は141、再生利用事業計画の認定数は60でした。

本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品、いわゆる「食品ロス」の量は2023年度で約464万トンでした。更なる食品ロス削減に向けて、2025年10月には、千代田区及び全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会の主催、環境省を始めとした関係省庁の共催により「第9回食品ロス削減全国大会」を東京都千代田区で開催し、関係者間の連携を図りました。

また、食品ロス削減と食品循環資源のリサイクルにより食品廃棄ゼロを目指すエリアの創出のための先進的事例を支援し、広く情報発信・横展開を図ることを目的に、食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業等を実施する地方公共団体や事業者等に対し、技術的・財政的な支援を行うとともに、2026年4月には「食品廃棄ゼロエリア創出の手引き」を策定・公表し、他の地域への普及展開を図りました。

2025年3月に見直された食品リサイクル法に基づく基本方針において食品関連事業者から発生する食品ロス量について、2030年度までに2000年度比で60%削減させるという新たな目標を設定しました。また、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）に基づく基本的な方針も2025年3月に見直され、家庭から発生する食品ロス量を2030年度までに2000年度比で半減させるという目標について、2030年度を待たずに早期に達成することとされました。

カ 自動車

(ア) 自動車

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）に基づき、使用済みとなる自動車は、まず自動車販売業者等の引取業者からフロン類回収業者に渡り、カーエアコンで使用されているフロン類が回収されます。その後、自動車解体業者に渡り、そこでエンジン、ドア等の有用な部品、部材が回収されます。さらに、残った廃車スクラップは、破碎業者に渡り、そこで鉄等の有用な金属が回収され、その際に発生する自動車破碎残さ（ASR：Automobile Shredder Residue）が、自動車製造業者等によってリサイクルされています。

一部の品目には再資源化目標値が定められており、自動車破碎残さについては70%、エアバッグ類については85%と定められていますが、2024年度の自動車破碎残さ及びエアバッグ類の再資源化率は、それぞれ96.4~97.8%及び96~97%と、目標を大幅に超過して達成しています。また、2024年度の使用済自動車の不法投棄・不適正保管の件数は4,666台（不法投棄752台、不適正保管3,914台）で、法施行時と比較すると97.9%減少しています。そのほか、2024年度末におけるリサイクル料金預託状況及び使用済自動車の引取りについては、預託台数が8,153万478台、預託金残高が8,630億951万円、また使用済自動車の引取台数は256万台となっています。さらに、2024年度における離島対策支援事業の支援市町村数は77、支援金額は1億950万円となっています。

(イ) タイヤ

一般社団法人日本自動車タイヤ協会によれば、2024年における廃タイヤの発生量は8,900万本（2023年9,000万本）、廃タイヤ有効利用量は69万2,000トン（2023年77万6,000トン）、有効利用率は99.6%（2023年99.2%）とされています。

キ パーソナルコンピュータ及びその周辺機器

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）では、2001年4月から事業系パソコン、2003年10月から家庭系パソコンの回収及び再資源化を製造等事業者に対して義務付け、再資源化率をデスクトップパソコン（本体）が50%以上、ノートブックパソコンが20%以上、ブラウン管式表示装置が55%以上、液晶式表示装置が55%以上と定めてリサイクルを推進しています。

2024年度における回収実績は、デスクトップパソコン（本体）が約4万2,000台、ノートブックパソコンが約13万台、ブラウン管式表示装置が約4,000台、液晶式表示装置が約10万4,000台となっています。また、製造等事業者の再資源化率は、デスクトップパソコン（本体）が81.4%、ノートブックパソコンが74.2%、ブラウン管式表示装置が75.5%、液晶式表示装置が77.7%であり、いずれも法定の基準を上回っています。なお、パソコンは、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）（第3章第1節1（3）ケを参照）に基づく回収も行われています。

ク 小形二次電池（ニカド蓄電池、ニッケル水素蓄電池、リチウム蓄電池、密閉形鉛蓄電池）

資源有効利用促進法では、2001年4月から小形二次電池（ニカド蓄電池、ニッケル水素蓄電池、リチウム蓄電池及び密閉形鉛蓄電池）の回収及び再資源化を製造等事業者に対して義務付け、再資源化率をニカド蓄電池60%以上、ニッケル水素蓄電池55%以上、リチウム蓄電池30%以上、密閉形鉛蓄電池50%以上とそれぞれ定めて、リサイクルを推進しています。

2024年度における小形二次電池（携帯電話・PHS用のものを含む。）の再資源化の状況は、ニカド蓄電池の処理量が611トン（再資源化率76.3%）、ニッケル水素蓄電池の処理量が270トン（同76.5%）、リチウム蓄電池の処理量が510トン（同52.8%）、密閉形鉛蓄電池の処理量が607トン（同50.0%）となりました。また、再資源化率の実績はいずれも法令上の目標を達成しています。

ケ 小型電子機器等

小型家電リサイクル法に基づき、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置が講じられており、同法の基本方針では、年間回収量の目標を、2023年度までに一年当たり14万トンとしています。年間回収量の実績は2020年度に約10万トンまで増加しましたが、直近では横ばい傾向にあります。2024年度は目標の14万トンには達しませんでした。約9万トンを回収しました。市町村の取組状況については1,502市町村（全市町村の約86%）が参加又は参加の意向を示しており、人口ベースでは約95%となっています（2025年6月時点）。また、2026年3月末時点で、61件の再資源化事業計画が認定されています。

コ 下水汚泥

下水道事業において発生する汚泥（下水汚泥）の量は、近年は横ばいです。2024年度時点で、全産業廃棄物の発生量の約2割を占める約7,682万トン（対前年度約61万トン減、濃縮汚泥量として算出）が発生していますが、最終処分場に搬入される量は約31万トンであり、肥料・エネルギーとしての再生利用や脱水、焼却等の中間処理による減量化により、最終処分量の低減を推進しています。なお、下水汚泥の有効利用率は、乾燥重量ベースで76%となっています。

下水汚泥の再生利用は、バイオマスとしての下水汚泥の性質に着目した肥料利用やエネルギー利用、セメント原料等の建設資材利用など、その利用形態は多岐にわたっています。

2024年度には、乾燥重量ベースで179万トンが再生利用され、セメント原料（70万トン）、建設資材（48万トン）、肥料利用（土壌改良材、人工土壌としての利用を含む。）（34万トン）、固形燃料（25万トン）等の用途にされています。

サ 廃棄物の再生利用及び広域的処理

廃棄物処理法の特例措置として、廃棄物の減量化を推進するため、生活環境の保全上支障がないなどの一定の要件に該当する再生利用に限って環境大臣が認定する制度を設け、認定を受けた者については処理業及び施設設置の許可を不要としています。2026年3月末時点までの累計で、一般廃棄物については69件、産業廃棄物については77件の者が認定を受けています。

また、廃棄物処理法の特例措置として、製造事業者等による自主回収及び再生利用を推進するため、廃棄物の広域的処理によって廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資すると認められる製品廃棄物の処理を認定（以下「広域認定」という。）する制度を設け、認定を受けた者（その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。）については処理業の許可を不要としています。2026年3月末時点までの累計で、一般廃棄物については124件、産業廃棄物については368件の者が認定を受けています。

（4）成長志向型の資源自律経済戦略の具体化

「成長志向型の資源自律経済戦略」（2023年3月経済産業省策定）に基づき、[1] 動静脈連携の加速に向けた規制・ルールの整備、[2] 資源循環に係る研究開発から実証・実装までの政策支援の拡充、[3] 産官学連携の取組の強化を進めています。

規制・ルールの整備については、再生材の利用拡大や環境配慮設計の可視化・価値化等を促進し、経済合理性のある資源循環を達成するため、2025年5月に資源有効利用促進法を改正する法案が成立しました。主な改正事項は、[1] 再生資源の利用計画策定・定期報告、[2] 環境配慮設計の促進、[3] GXに必要な原材料等の再資源化の促進、[4] CE（サーキュラーエコノミー）コマースの推進です。

また、政策支援の拡充については、GX経済移行債を活用し、2023年度以降10年間で官民合わせて2兆円超の投資実現を目指しています。具体的には、2025年度より3年間で400億円の支援を実施し、長寿命化や再資源化の容易性の確保や先進的な資源循環に資する技術開発及び設備投資の支援を実施しています。

さらに、産官学連携の取組の強化については、2023年9月に経済産業省と環境省が連携して、産官学のパートナーシップ「サーキュラーパートナーズ」（以下「CPs」という。）を立ち上げ、これまでの会員数は850者以上となっております。CPsでは参画者が情報共有を行うだけでなく、製品や素材ごとの課題の抽出、資源循環のロードマップの策定、国際連携・標準化などに向けて議論を深めています。

2 一般廃棄物

(1) 一般廃棄物（ごみ）

ア ごみの排出量の推移

第1節1（2）イを参照。

イ ごみ処理方法

ごみ処理方法を見ると、直接資源化及び資源化等の中間処理の割合は、2024年度は18.4%となっています。また、直接最終処分されるごみの割合は減少傾向であり、2024年度は0.8%となっています。

ウ ごみ処理事業経費

2024年度におけるごみ処理事業に係る経費の総額は、約2兆4,489億円であり、国民一人当たり換算すると約1万9,700円となり、前年度から増加しました。

(2) 一般廃棄物（し尿）

2024年度の実績では、し尿及び浄化槽汚泥1,906万klは、し尿処理施設又は下水道投入によって、その98.8%が処理されています。また、し尿等の海洋投入処分については、廃棄物処理法施行令の改正により、2007年2月から禁止されています。

3 産業廃棄物

(1) 産業廃棄物の発生及び処理の状況

2023年度における産業廃棄物の排出量は3億6,725万トン（第1節1（2）エ再掲）、再生利用量は2億79万トン、最終処分量は875万トンでした。再生利用量は、直接再生利用される量と、中間処理された後に発生する処理残さのうち再生利用される量を足し合わせた量を示しています。また、最終処分量は、直接最終処分される量と中間処理後の処理残さのうち処分される量を合わせた量を示しています。

産業廃棄物の排出量を業種別に見ると、排出量が多い3業種は、電気・ガス・熱供給・水道業、農業・林業、建設業（前年度と同じ）となっています。この上位3業種で総排出量の約7割を占めています。

ア 産業廃棄物の排出量の推移

第1節1（2）エを参照。

イ 産業廃棄物の中間処理施設数の推移

産業廃棄物の焼却、破碎、脱水等を行う中間処理施設の許可施設数は、2023年度末で19,565件となっており、前年度との比較ではほぼ横ばいとなっています。中間処理施設のうち、木くず又はがれき類の破碎施設は約56%、汚泥の脱水施設は約13%、廃プラスチック類の破碎施設は約12%を占めています。

ウ 産業廃棄物処理施設の新規許可件数の推移（焼却施設、最終処分場）

産業廃棄物処理施設に係る新規の許可件数（焼却施設、最終処分場）は2023年度末で39件となっており、前年度より件数が増加しています。

(2) 大都市圏における廃棄物の広域移動

首都圏等の大都市圏では、土地利用の高度化や環境問題等に起因して、焼却炉等の中間処理施設や最終処分場を確保することが難しい状況です。そのため、廃棄物をその地域の中で処理することが難しく、広域的に処理施設を整備し、市町村域、都府県域を越えて運搬・処分する場合があります。そのような場合であっても、確実かつ高度な環境保全対策を実施した上で、廃棄物の適正処理やリデュース、適正な循環の利用の徹底を図っていく必要があります。

4 廃棄物関連情報

(1) 最終処分場の状況

ア 一般廃棄物

(ア) 最終処分の状況

直接最終処分量と中間処理後に最終処分された量を合計した最終処分量は306万トン、一人一日当たりの最終処分量は67gです。

(イ) 最終処分場の残余容量と残余年数

2024年度末時点で、一般廃棄物最終処分場は1,550施設（うち2024年度中の新設は9施設（建設中含む。））であり、2023年度から減少し、残余容量は93,287千 m^3 であり、2023年度から減少しました。また、残余年数は全国平均で24.9年です。

(ウ) 最終処分場のない市町村

2024年度末時点で、当該市区町村として最終処分場を有しておらず、民間の最終処分場に埋立てを委託している市区町村数（ただし、最終処分場を有していない場合であっても大阪湾フェニックス計画対象地域の市町村は最終処分場を有しているものとして計上）は、全国1,741市区町村のうち317市町村となっています。

イ 産業廃棄物

2023年度の産業廃棄物の最終処分場の残余容量は1.77億 m^3 、残余年数は20.3年となっており、前年度との比較では、残余容量はやや減少、残余年数はやや増加しています。

(2) 廃棄物焼却施設における熱回収の状況

ア 一般廃棄物

(ア) ごみの焼却余熱利用

ごみ焼却施設からの余熱を有効に利用する方法としては、後述するごみ発電を始め、施設内・外への温水、蒸気の熱供給が考えられます。余熱利用を行っている施設は710施設であり、割合は施設数ベースで71.6%となっています。

(イ) ごみ発電

ごみ発電とは、ごみを焼却するときに発生する高温の排出ガスが持つ熱エネルギーをボイラーで回収し、蒸気を発生させてタービンを回して発電を行うもので、ごみ焼却施設の余熱利用の有効な方法の一つです。

また、ごみ発電を行っている割合は施設数ベースでは41.9%となっています。また、その総発電量は約105億kWhであり、一世帯当たりの年間電力消費量を3,911kWhとして計算すると、この発電は約267万世帯分の消費電力に相当します。なお、ごみ発電を行った電力を場外でも利用している施設数は275施設となっています。

最近では、発電効率の高い発電施設の導入が進んでいますが、これに加えて、発電後の低温の温水を地域冷暖房システム、陸上養殖、農業施設等に有効利用するなど、余熱を合わせて利用する事例も見られ、こうした試みを更に拡大していくためには、熱利用側施設の確保・整備とそれに併せたごみ焼却施設の整備が重要です。

イ 産業廃棄物

脱炭素社会の取組への貢献を図る観点から、3Rの取組を進めてなお残る廃棄物等については、廃棄物発電の導入等による熱回収を徹底することが求められます。産業廃棄物の焼却による発電を行っている施設数は、2024年度には365炉となりました。このうち、廃棄物発電で作った電力を場外でも利用している施設数は、59炉となっています。また、施設数ベースでの割合は16%となりました。また、廃棄物由来のエネルギーを活用する取組として、廃棄物の原燃料への利用も進められています。廃棄物燃料を製造する技術としては、ガス化、油化、固形燃料化等があります。これらの取組を推進し、廃棄物由来の温室効果ガス排出量のより一層の削減とエネルギー供給の拡充を図る必要があります。

(3) 不法投棄等の現状

ア 2024年度に新たに判明した産業廃棄物の不法投棄等の事案

2024年度に新たに判明したと報告があった不法投棄事案の件数は106件です。

イ 2024年度末時点で残存している産業廃棄物の不法投棄等事案

都道府県及び廃棄物処理法上の政令市が把握している、2025年3月末時点における産業廃棄物の不法投棄等事案の残存件数は2,920件、残存量の合計は999.1万トンでした。

このうち、現に支障が生じていると報告されている事案7件については、支障除去措置に着手しています。現に支障のおそれがあると報告されている事案76件については、21件が支障のおそれの防止措置、7件が周辺環境モニタリング、48件が撤去指導、定期的な立入検査等を実施中又は実施予定としています。そのほか、現在支障等調査中と報告された事案37件については、17件が支障等の状況を明確にするための確認調査、20件が継続的な立入検査を実施中又は実施予定としています。また、現時点では支障等がないと報告された事案2,800件についても、改善指導、定期的な立入検査や監視等が必要に応じて実施されています。

(ア) 不法投棄等の件数及び量

新たに判明したと報告があった産業廃棄物の不法投棄事案の件数は106件、投棄量は1.4万トンです。また、不適正処理事案の件数は113件、不適正処理量は6.0万トンです。また、2024年度に報告があった5,000トン以上の大規模な不適正処理事案は1件でした。

(イ) 不法投棄等の実行者

2024年度に新たに判明したと報告があった不法投棄等事案の実行者の内訳は、不法投棄件数で見ると、実行者不明のものが34.9%（37件）、排出事業者によるものが全体の33%（35件）で、複数によるものが13.2%（14件）、無許可業者によるものが9.4%（10件）、許可業者によるものが3.8%（4件）となっています。これを不法投棄量で見ると、排出事業者によるものが61.4%（0.9万トン）、実行者不明のものが13.8%（0.2万トン）、複数によるものが7.7%（0.1万トン）、許可業者によるものが7.3%（0.1万トン）、無許可業者によるものが6.8%（0.1万トン）、でした。また、不適正処理件数で

見ると、排出事業者によるものが全体の47.8%（54件）で、複数によるものが18.6%（21件）、実行者不明のものが15.9%（18件）、許可業者によるものが7.1%（8件）無許可業者によるものが4.4%（5件）、となっています。これを不適正処理量で見ると、排出事業者によるものが39.2%（2万トン）、実行者不明のものが29.8%（1.8万トン）、複数によるものが18.3%（1.1万トン）、許可業者によるものが11.3%（0.7万トン）、無許可業者によるものが0.5%（0.03万トン）でした。

（ウ）支障除去等の状況

2024年度に新たに判明したと報告があった不法投棄事案（106件、1.4万トン）のうち、現に支障が生じていると報告された事案は1件あり、支障除去措置に着手している。現に支障のおそれがあると報告された事案9件については、1件が支障のおそれの防止措置に着手しており、8件が定期的な立入検査を実施しています。

2024年度に新たに判明したと報告があった不適正処理事案（113件、6.0万トン）のうち、現に支障が生じていると報告された事案は3件です。現に支障のおそれがあると報告された事案8件については、3件が支障のおそれの防止措置に着手しており、5件が定期的な立入検査を実施しています。

（4）有害廃棄物の越境移動

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「バーゼル条約」という。締約国は2025年12月時点で189か国と1機関（EU）、1地域）及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。）に基づき、有害廃棄物等の輸出入の厳正な管理を行っています。

第2節

循環型社会形成に向けた循環経済への移行による 持続可能な地域と社会づくり

循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくりは、循環型社会を形成し、持続可能な社会を実現するための全体的な方向性を示すものです。

地域における循環経済の移行を促し、地方創生を実現するための取組として、地域の資源循環や再生可能資源を活用することで新たな付加価値や雇用の創出及び地域の経済社会の活性化に資する取組を促進するため、「資源循環自治体フォーラム」を2025年9月に大阪で開催しました。市民、自治体、地域の製造業・小売業や廃棄物処理・リサイクル業といった企業等の各主体が連携し、各地域に特徴的な循環資源や再生可能資源を循環させる取組を創り出し、これが自立して拡大していくことで、雇用の創出や地場産業の振興等により地域経済が活性化し、魅力ある地域づくりや地方創生につながります。「循環経済への移行加速化パッケージ」に基づき、地域の特性を活かした循環資源や再生可能資源の徹底活用により、地域や社会に様々な付加価値を生み出すことにより、新たな成長につなげていきます。

これまで進んできたリサイクルの量に着目した取組に加えて、社会的費用を減少させつつ、高度で高付加価値なリサイクルを社会に定着させる必要があります。このため、まず循環資源を原材料として用いた製品の需要拡大を目指し、循環資源を供給する産業と循環資源を活用する産業との連携を促進しています。3R推進月間（毎年10月）においては、国民・事業者向けの普及啓発を行いました。3R普及啓発、3R推進月間の取組については、第3章第5節1（3）を参照。

無許可の廃棄物回収の違法性に関する普及啓発については、第3章第5節3（1）を参照。

ウェブサイト「Re-Style」については、第3章第5節1（2）を参照。

2024年5月に成立した資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号。以下「再資源化事業等高度化法」という。）が2025年11月21日から全面施行されていま

す。この再資源化事業等高度化法では、脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、基本方針の策定、廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項の策定等の措置によって資源循環産業全体の底上げを図るとともに、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置を講じることで高度な再資源化事業に取り組む事業者を後押しする法令となっています。多くの高度な再資源化事業を創出することで国内における資源の回収と再生材の安定供給を可能とする体制を構築し、循環経済への移行の加速化を図ります。

事例



資源循環自治体フォーラム

廃棄物等から付加価値を生み出す地域の資源循環基盤の強化に向けて、先進事例の共有、国・自治体・事業者による情報発信、官民連携を目指したマッチングを目的とした「資源循環自治体フォーラム」を全国7地域で開催しました。

全国版として大阪で開催したフォーラムでは、「循環経済に関する関係閣僚会議」を構成する府省庁が一堂に会し、最新の資源循環の施策・予算情報を発表しました。加えて、金融機関や経団連他からの基調講演を実施しました。さらに、全国版・地方版それぞれにおいて、先進事例紹介や個別テーマセッション、パネルディスカッション、意見交換会・マッチング会等、各地域特性に合わせた様々なプログラムを実施しました。これらを通じて関係主体の連携・交流を促進することにより、地域の資源循環の基盤強化と事業創出に向けた機運を醸成しました。

全国版では1,000名（Web含む）を超える自治体・民間企業等の方々の参加があり、地方版を含めると参加者総数2,000名（Web含む）を超える盛況なフォーラムとなりました。

全国版フォーラム第1部の様子



資料：環境省

全国版フォーラム第2部の様子



資料：環境省

第3節

資源循環のための事業者間連携による
ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

製造業・小売業等の動脈産業と廃棄物処理・リサイクル業等の静脈産業との連携を通じてこれまで培われてきた高い技術力を一層効果的に活用することで市場に新たな価値を生み出す動静脈連携は、我が国の新たな成長の鍵です。2021年に環境省、経済産業省及び一般社団法人日本経済団体連合会が立ち上げたJ4CE（循環経済パートナーシップ）、2023年に設立したCPs（サーキュラーパートナーズ）を

活用し、先進的な取組事例の共有・発信、ビジネスマッチングの実施、コミュニケーションの促進等を通じて、産官学の幅広い主体の連携を促進しています。具体的には、J4CEでは立ち上げから5年を迎え、日本企業によるサーキュラーエコノミーに関する先進的な取組として、事業者間連携や自治体との連携について、これまでに233事例（2026年3月31日時点）を取りまとめて、ウェブサイトにおいて公開しました。また、既に実績のある技術やビジネスモデル、将来に向けた研究開発や連携の取組など、様々な観点から特に注目すべき事例をまとめ、3冊の注目事例集を発行いたしました。

また我が国では、石油・金属等の資源を輸入に依存する一方で、国内のリサイクル原料の多くが焼却、輸出されている現状があります。そこで現状の抱える課題を特定し、資源循環を通じた我が国の自律性・不可欠性の向上に向けた施策につなげるため、再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成に向けた調査・検討を実施しました。

あわせて、各種リサイクル法に基づく取組を着実に進めるべく、素材・製品ごとの取組を次のとおり進めました。

事例



環境省・経済産業省・経団連による、循環経済促進に向けた対話や情報共有等の取組/J4CE創設5周年の節目の報告

環境省、経済産業省及び一般社団法人日本経済団体連合会は、循環経済の取組の加速化に向けた官民連携による「循環経済パートナーシップ（J4CE、ジェイフォース）」を2021年3月に立ち上げました。J4CEは2025年度に創設5周年を迎え、我が国の先進的な取組事例の収集と国内外への発信・共有、循環経済促進に向けたテーマ別の講演やディスカッション等の対話の場の設定、ビジネスマッチングを実施しました。

2026年2月に開催したJ4CE官民対話・ビジネス交流会において、環境省・経済産業省・経団連は創設5周年を踏まえたJ4CEの今後の方向性を発表し、今後J4CEの取組を国内外へ積極的に発信していくことを共有しました。

J4CE官民対話・ビジネス交流会の様子



資料：経団連

辻清人環境副大臣による代表者挨拶



資料：環境省

1 プラスチック・廃油

容器包装の3R推進に関しては、3R推進団体連絡会による「容器包装3Rのための自主行動計画2025」（2021～2025年度）に基づいて実施された「事業者が自ら実施する容器包装3Rの取組」と「市民や地方自治体など主体間の連携に資するための取組」について、フォローアップが実施されました。

2022年4月に施行したプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）は、プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理に至るまでのライフサイクル全般にわたって、3R＋Renewableの原則にのっとり、あらゆる主体のプラ

スチックに係る資源循環の促進等を図ることを目的としています。同法第33条に基づく市町村による再商品化計画については、2025年度に26件の認定を行い、計52件となりました。また、同法第39条に基づく製造事業者等による自主回収・再資源化事業計画については、2025年度に2件の認定を行い、計7件となりました。同法第48条に基づく排出事業者による再資源化事業計画については、2025年度に3件の認定を行い、計9件となりました。このほか、環境配慮設計の製品の製造・販売、プラスチック製品の使用の合理化、分別収集・リサイクルの取組など、各主体による取組が進展しているところです。特に、環境配慮設計の製品の製造・販売に関して、特に優れた環境配慮設計を行っているプラスチック使用製品の設計についての認定制度を設けており、清涼飲料用ペットボトル容器、文具、家庭用化粧品容器、家庭用洗剤容器の4つの製品分野において、2026年2月に運用を開始しました。2025年度に計42製品を認定しました。

また、自治体の取組を後押しするため、市区町村が実施するプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に要する経費について、昨年度に引き続き、特別交付税措置を講じたほか、事業者・自治体のプラスチック資源循環に資する取組を支援する「プラスチック資源循環に関する先進的社会実装モデル形成支援事業」を実施しました。同法を円滑に施行するとともに、引き続き「プラスチック資源循環戦略」（2019年5月消費者庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省策定）で定めたマイルストーンの達成を目指すために必要な予算及び制度的対応を行いました。また、化石資源由来プラスチックを代替する再生可能資源への転換及びプラスチックのリサイクルに関する技術的な課題解決や廃プラスチックのリサイクル体制の整備を支援するため、「プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入促進事業」及び「脱炭素型循環経済システム構築促進事業」を実施しました。また、2025年10月に、「食品分野におけるプラスチック容器包装資源循環タスクフォース」を設置し、食品用プラスチックに係る循環経済の実現に向けた業界の状況、課題について認識共有を図りつつ、再生材利用を主軸とするプラスチック資源循環に関する取組方向の議論・検討を行いました。

2 バイオマス（食品、木など）

東日本大震災以降、分散型電源であり、かつ、安定供給が見込める循環資源や、バイオマスの熱回収や燃料化等によるエネルギー供給が果たす役割は、一層大きくなっています。

このような中で、主に民間の廃棄物処理事業者が行う地球温暖化対策を推し進めるため、2010年度の廃棄物処理法の改正により創設された、廃棄物熱回収施設設置者認定制度の普及を図るとともに、廃棄物エネルギーの有効活用による地域共生型廃棄物発電等導入促進事業を実施しました。2025年度は民間事業者に対して、6件の高効率な廃棄物熱回収施設、3件の廃棄物燃料製造施設の整備を支援しました。

未利用間伐材等の木質バイオマスの供給・利用を推進するため、木質チップ、ペレット等の製造施設やボイラー等の整備を支援しました。また、木質バイオマスのエネルギー利用を推進するために必要な調査を行うとともに、相談窓口・サポート体制の確立に向けた支援を実施しました。このほか、木質バイオマスの利用拡大に資する技術開発については、スギ材のリグニンを化学的に改質し取り出した素材（改質リグニン）の大規模製造技術実証やリサイクル及び副産物利用に係る技術の開発を支援しました。また、農山漁村におけるバイオマスを活用した産業創出を軸とした、地域づくりに向けた取組を支援しました。

2050年ネット・ゼロへの移行を実現するためには、エネルギー部門の取組が重要となり、化石燃料由来のCO₂排出削減に向けた取組が必要不可欠です。特に、航空分野については、CO₂排出削減に寄与する「持続可能な航空燃料（SAF）」の生産技術、ならびに原料の開発を進めました。[1] 多様な原料を利用可能なSAF製造技術の開発 [2] 革新的なSAF等製造技術の開発 [3] SAF原料の多様化また、未利用のグリーストラップ浮上油の有効利用可能な賦存量を調査するとともに、SAFの原料製造を目指した実証事業を開始しました。

下水汚泥資源については、農林水産省と国土交通省が連携して、「下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた官民検討会」を2022年に開催し、関係者の役割や取組の方向性を取りまとめました。「食料安全保障強化政策大綱」（2022年12月食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定）においては、2030年までに堆肥・下水汚泥資源の肥料としての使用量を倍増するという目標が掲げられています。このような背景を踏まえ、下水道管理者は今後、下水汚泥は肥料としての利用を最優先し、最大限の利用を行うこととして基本的な考え方を定めました。また、2025年度には、18団体を対象とした流通確保に向けた案件形成支援事業、49処理場を対象とした下水汚泥資源の重金属・肥料成分分析支援事業を実施し、下水汚泥資源の肥料利用の大幅な拡大に取り組みました。

また、下水汚泥資源についてはエネルギー利用も推進しており、2024年度末時点における下水処理場でのバイオガス発電施設は146施設となっています。さらに、下水処理場に生ごみや刈草等の地域のバイオマスを集約することによる、効率的な資源・エネルギー回収の推進も行っており、具体的な案件形成のための地方公共団体へのアドバイザー派遣事業等を2025年度に2件行いました。

食品廃棄物については、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の発生抑制の目標値を設定し、その発生の抑制に取り組んでいます。また、国全体の食品ロスの発生量について推計を実施し、2023年度における国全体の食品ロス発生量の推計値（約464万トン）を2025年6月に公表しました。

食品リサイクルに関しては、食品リサイクル法の再生利用事業計画（食品関連事業者から排出される食品循環資源を用いて製造された肥料・飼料等を利用して作られた農畜水産物を食品関連事業者が利用する仕組み。）を通じて、食品循環資源の再生利用の取組を促進しました。

3 ベースメタルやレアメタル等の金属

廃棄物の適正処理及び資源の有効利用の確保を図ることが求められている中、小型電子機器等が使用済みとなった場合には、鉄やアルミニウム等の一部の金属を除く金や銅等の金属は、大部分が廃棄物としてリサイクルされずに市町村により埋立処分されていました。こうした背景を踏まえ、小型家電リサイクル法が2013年4月から施行されました。

2024年度に小型家電リサイクル法の下で処理された使用済小型電子機器等は、約8万5,000トンでした。また、約800トンの使用済小型電子機器等が再使用され、再資源化された金属の重量は約4万4,000トンでした。再資源化された金属を種類別に見ると、鉄が約3万7,000トン、アルミが約4,000トン、銅が約2,400トン、金が約250kg、銀が約3,100kgでした。

さらに、使用済製品に含まれるベースメタルやレアメタル等の有用金属の回収技術を高度化するため、リチウムイオン電池からのリチウム等の回収に関する実証事業を行うなど、リサイクル技術開発支援を実施しました。

広域認定制度の適切な運用を図り、情報処理機器や各種電池等の製造事業者等が行う高度な再生処理によって、有用金属の分別回収を推進しました。

4 土石・建設材料、建築物

長期にわたって使用可能な質の高い住宅ストックを形成するため、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づき、長期優良住宅の建築・維持保全に関する計画を所管行政庁が認定する制度を運用しています。この認定を受けた住宅については、税制上の特例措置を実施しています。なお、制度の運用開始以来、累計で約174万戸（2025年3月末時点）が認定されており、新築住宅着工戸数に占める新築認定戸数の割合は約18%（2024年度実績）となっています。

5 家電・自動車・小型家電

家電については、特定家庭用機器廃棄物の適正回収の強化を目指し、「小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン」（平成27年3月）の見直し等を検討するため、関係者・有識者から助言を得るための検討会を設置しました。検討会では、自治体における回収体制の現状・課題等を整理するとともに、その結果等を踏まえたガイドラインの改定方針を取りまとめました。また、2026年2月に中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合を開催し、直近の家電リサイクル法の施行状況・活動内容を報告し、今後の見直し検討会に向けた課題と認識の共有を行いました。

自動車について、使用済自動車の解体・破砕段階におけるプラスチックやガラスの資源回収を強化するため、2026年4月から使用済自動車に係る資源回収インセンティブ制度を開始することとしており、参画する意思のある事業者等が制度に対する理解を深め、取組を円滑に進めることができるようにするため、環境省及び経済産業省は2025年3月にガイドラインを策定するなど、制度開始に向けて準備を行いました。

そして、2025年9月から中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合において、自動車リサイクル法施行20年目の評価・検討を開始し、[1] 自動車リサイクル制度の安定化・効率化、[2] 国内資源循環の推進、[3] 変化への対応と発展的要素の三つの基本的な方向性に沿って議論を進めています。

また、我が国の自動車向け再生プラスチックの市場構築を実現するため、2024年11月、環境省は、経済産業省と連携し、産官学からなる「自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアム」を立ち上げました。産官学コンソーシアムでは、これまで連携が十分でなかった自動車製造業から資源循環産業までのサプライチェーンを横断する業界団体が一堂に会し、有識者の参画を得て、自動車向けの再生プラスチック市場構築を通じた我が国の関連産業の目指す姿や、動静脈連携に基づく取組（設備投資や実証事業）の必要性、そして、その実現に向けた国の支援策等について議論し、2026年3月末には「産業競争力のある再生プラスチック市場構築に向けたロードマップ」を取りまとめました。

小型家電については、2025年2月から2026年3月にかけて、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合を開催し、小型家電リサイクル法の基本方針に定める回収量目標未達の原因分析や論点整理の検討を行いました。また、GIGAスクール構想に基づき全国の小中学校に一体的に配備された情報端末が、今後更新を迎え一斉に廃棄されることに備え、小型家電リサイクル制度等に基づく適正な処理・リサイクルを推進するため、全国の市区町村及び教育委員会向けに説明会や個別コンサルティングを実施しました。

6 地球温暖化対策等により新たに普及した製品や素材

第1部第4章第1節5（1）を参照。また、2026年1月に、中央環境審議会循環型社会部会太陽光発電設備リサイクル制度小委員会と産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会太陽光発電設備リサイクルワーキンググループの合同会議を開催し、新たな法制度案の検討状況について報告しました。

7 繊維製品（ファッション）

繊維製品のうち衣類については、「大量生産・大量消費・大量廃棄」によって製造時の資源やエネルギー使用の増加、ライフサイクルの短命化等から環境負荷が非常に大きいとも指摘されるようになり、EUを始め、我が国・企業においても、環境対策の動きが進んでいます。

我が国においては、経済産業省と環境省で2023年1月に「繊維製品における資源循環システム検討会」を立ち上げ、「回収」「分別・再生」「設計・製造」「販売」の4つのフェーズにおける、繊維製品の資源循環システムの構築に向けた課題の整理と取組の方向性を検討し、同年9月に報告書を取りまとめ

ました。これを受け、経済産業省では、産業構造審議会繊維産業小委員会において取り組むべき具体的な政策について議論を行い、2024年6月に、「繊維産業におけるサステナビリティ推進等に関する議論の中間とりまとめ」、「繊維製品における資源循環ロードマップ」を公表・策定しました。また、2024年3月には「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」、同年6月に「繊維・アパレル産業における環境配慮情報開示ガイドライン」をそれぞれ策定し、ガイドラインの普及に向けた取組を推進しています。2026年3月には、環境省は、本ロードマップで掲げた取組を更に推進するための方向性を取りまとめた「サステナブルファッションの推進に向けたアクションプラン」を策定・公表しました。また、2026年1月には、消費者庁、経済産業省及び環境省による「サステナブルファッションの推進に向けた関係省庁連携会議」を開催し、今後連携する取組について確認しました。さらに、経済産業省・環境省では、企業と家庭から排出される衣類の量も含めた各種ロードマップの進捗の把握、リサイクル技術等の開発、グリーン購入法の調達基準の改定等に取り組むとともに、環境省では、使用済衣類回収のシステム構築に関するモデル実証事業の実施等の取組を、経済産業省では、情報流通PF構築の検討や、標準化等の取組を進めています。

第4節 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現

1 地域の循環システムづくり

資源循環分野における地域循環共生圏の形成に向けては、循環資源の種類に応じて適正な規模で循環させることができる仕組みづくりを進めてきたところです。

一般廃棄物処理に関しては、循環型社会形成の推進に加え、災害時における廃棄物処理システムの強化、地球温暖化対策の強化という観点から、循環型社会形成推進交付金等により、市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備等に対する支援を実施しました。また、廃棄物処理施設から排出される余熱等の地域での利活用を促進させるため、「廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業」を実施し、2019年度からは、補助金の対象範囲をこれまでの供給施設側の付帯設備（熱導管・電力自営線等）から需要施設側の付帯設備まで拡大することにより、廃棄物エネルギーの利活用を更に進め、地域の脱炭素化を促進しました。さらに、脱炭素や地域振興等の社会課題の同時解決を追求すべく、地域循環共生圏構築が進まない自治体が抱える課題を解決するため、施設の技術面や廃棄物処理工程の効率化・省力化に資する実証事業を行いました。

また、污水处理に関して、少子高齢化・人口減少社会の中で、浄化槽は、効率的・経済的かつ柔軟に社会ニーズに対応することができる分散型污水处理システムであり、地方創生や国土強靱化の観点からも、その役割はますます重要になっていくものと考えられます。また、2050年ネット・ゼロの実現に向けて、浄化槽分野においても省エネ化の更なる推進や再生可能エネルギー導入等の脱炭素化の取組を一層進めていく必要があります。このため、2022年度より、エネルギー効率の低い中大型合併処理浄化槽について、最新型の高効率機器への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再エネ設備の導入を行うことにより大幅なCO₂削減を図る事業に対する補助事業を新たに開始し、2023年度、2024年度、2025年度においても引き続き必要な予算を措置し、浄化槽分野の脱炭素化に向けて当該事業を推進しました。

バイオマスの活用の推進にあたっては、バイオマス活用推進基本法（平成21年法律第52号）に基づく「バイオマス活用推進基本計画」（2022年9月閣議決定）の下でバイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきたところです。下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けては、農林水産省と国土交通省が連携して、取組の意義や先進的な取組事例等について、関係者に広く情報発信を実施しています。また、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いま

ち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市について、2025年度には3市町が選定され、2013年度の取組開始以来、選定された市町村は全国で累計107市町村となりました。

加えて、森林資源をマテリアルやエネルギーとして地域内で持続的に活用するため、担い手確保から発電・熱利用に至るまでの「地域内エコシステム」の構築に向け、地域協議会の運営や技術開発・改良等への支援を実施しました。また、木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給・利用システム構築支援事業においては、木質バイオマス発電の安定稼働に向け、国内木質バイオマス燃料の供給ポテンシャルの拡大や、発電コストの大半を占める燃料費の低減等を目指し、新たな燃料ポテンシャル（早生樹、広葉樹等）を開拓・利用可能とする“エネルギーの森”実証や、安定的・効率的な製造・輸送等システムの構築に向けた実証、品質安定化等に向けた調査を行いました。

農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域づくりについては、第3章第3節2を参照。

2 循環システムづくりを支える広域的取組

エコツーリズム推進法に関する施策については第2章第6節を参照。また、地域における生活系ごみ処理の有料化の検討・実施や廃棄物処理の広域化・集約的な処理、地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術を導入する取組等を促進する施策を検討しました。

3 廃棄物により汚染された地域環境の再生

マイクロプラスチックを含む海洋・河川等環境中に流出したごみに関する、実態把握や発生抑制対策、回収・処理等を進めるための施策については、第4章第4節1を参照。

第5節

資源循環・廃棄物管理基盤の強^{じん}靱化と着実な適正処理・環境再生の実行

1 技術開発、情報基盤、各主体間連携、人材育成の強化

(1) 循環分野における技術開発、最新技術の活用と対応

資源循環の取組が温室効果ガスの排出削減につながる例としては、金属資源等を積極的にリサイクルした場合を挙げることができます。例えば、アルミ缶を製造するに当たっては、バージン原料を用いた場合に比べ、リサイクル原料を使った方が原料製造も含めた一連の製造工程に要するエネルギーを大幅に節約できることが分かっています。同様に、鉄くずや銅くず、アルミニウムくず等をリサイクルすることによっても、バージン材料を使った場合に比べて温室効果ガスの排出削減が図られるという結果が、環境省の調査によって示されました。これらのことから、リサイクル原料の使用に加え、リデュースやリユースといった、3Rの取組を進めることによって、原材料等の使用が抑制され、結果として温室効果ガスの更なる排出削減に貢献することが期待できます。ただし、こうしたマテリアルリサイクルやリデュース・リユースによる温室効果ガス排出削減効果については、引き続き調査が必要であるともされており、これらの取組を一層進める一方で、継続的に調査を実施し、資源循環と社会の脱炭素化における取組について、より高度な統合を図っていくことが必要です。

廃家電から貴金属、レアメタル、ベースメタル、プラスチック等を資源循環する基盤技術、磁性材料の精錬に係る技術、アルミスクラップを自動車の車体等にも使用可能な素材（展伸材）へとアップグレードする基盤技術の開発を行う「資源自律経済システム開発促進事業」、自動車・バッテリー、電気電子製品、包装、プラスチック、繊維等について、動静脈連携による資源循環に係る技術開発及び実証

に係る設備投資等、また長寿命化や再資源化の容易性の確保等に資する「環境配慮型ものづくり」のための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等を支援する「産官学連携による自律型資源循環システム強靱化促進事業」、リチウムイオン蓄電池や太陽光パネル等といった非鉄金属・レアメタル含有製品のリユース・リサイクル技術の実証を行う「国内資源循環体制構築に向けた再エネ関連製品及びベース素材の全体最適化実証事業」、再生可能エネルギー関連製品等の高度なりサイクルを行いながらリサイクルプロセスの省CO₂化を図る設備の導入支援を行う「プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業」を2025年度に実施しました。そして、プラスチック資源循環促進法に基づき、バイオマスプラスチック・生分解性プラスチック等の代替素材への転換・社会実装及び複合素材プラスチック等のリサイクル困難素材のリサイクルプロセス構築を支援する「脱炭素型循環経済システム構築促進事業」、廃プラスチックの高度なりサイクルを促進する技術基盤構築及び海洋生分解性プラスチックの導入・普及を促進する技術基盤構築を行う「プラスチック有効利用高度化事業」を実施しました。

廃棄物エネルギーの有効活用による地域共生型廃棄物発電等導入促進事業、廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業については、第3章第4節を参照。

農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域づくりに向けた取組について推進すると同時に、「森林・林業基本計画」等に基づき、森林の適切な整備・保全や木材利用の推進に取り組みました。

海洋環境等については、その負荷を低減させるため、循環型社会を支えるための水産廃棄物等処理施設の整備を推進しました。

港湾整備により発生した浚渫土砂等^{しんせつ}を有効活用し、深掘跡の埋め戻し等を実施し、水質改善や生物多様性の確保など、良好な海域環境の保全・再生・創出を推進しています。

下水汚泥資源化施設の整備の支援等については、第3章第3節2を参照。

これまでに22の港湾を静脈物流の拠点となる「リサイクルポート」に指定し、広域的なりサイクル関連施設の臨海部への立地の推進等を行いました。また、サーキュラーエコノミーへの移行に向け、2024年度に有識者等からなる検討会を設置し、循環経済拠点港湾（サーキュラーエコノミーポート）の在り方について検討を開始しました。さらに、首都圏の建設発生土を全国の港湾の用地造成等に用いる港湾建設資源の広域利用促進システムを推進しており、近年は、広島港において建設発生土の受入れを実施しました。

(2) 循環分野における情報の整備

循環型社会の構築には、企業活動や国民のライフスタイルにおいて3Rの取組が浸透し、恒常的な活動や行動として定着していく必要があります。そのため、国や地方公共団体、民間企業等が密接に連携し、社会や国民に向けて3Rの意識醸成、行動喚起を促す継続的な情報発信等の活動が不可欠です。

「第五次循環基本計画」で循環型社会形成に向けた状況把握のための指標として設定された、物質フロー指標及び取組指標について、最新値のデータを取りまとめました。また、各指標の増減要因についても検討を行いました。

国民に向けた直接的なアプローチとしては、「限りある資源を未来につなぐ。今、僕らにできること。」をキーメッセージとしたウェブサイト「Re-Style」を年間通じて運用しています。また、「3R推進月間」（毎年10月）を中心に、多数の企業等と連携した3Rの認知向上・行動喚起を促進する消費者キャンペーン「選ぼう！3Rキャンペーン」を全国のスーパーやドラッグストア等で展開しました。また、「Re-Styleパートナー企業」との連携体制について、同サイトを通じて、相互に連携しながら恒常的に3R等の情報発信・行動喚起を促進しました。

3R政策に関するウェブサイトにおいて、取組事例の紹介等を実施しました。

国土交通省、地方公共団体、関係業界団体により構成される建設副産物リサイクル広報推進会議は、建設リサイクルの推進に有用な技術情報等の周知・伝達、技術開発の促進、一般社会に向けた建設リサ

イクル活動のPRや2020年9月に策定・公表された「建設リサイクル推進計画2020～質を重視するリサイクルへ～」等の周知等を目的として、2025年度は「2025建設リサイクル技術発表会・技術展示会」を開催しました。

(3) 循環分野における人材育成、普及啓発等

我が国は、関係府省（財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、消費者庁）の連携の下、国民に対し3R推進に対する理解と協力を求めるため、毎年10月を「3R推進月間」と定めており、広く国民に向けて普及啓発活動を実施しました。

3R推進月間には、様々な表彰を行っています。3Rの推進に貢献している個人、グループ、学校及び特に貢献の認められる事業所等を表彰する「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」（主催：リデュース・リユース・リサイクル推進協議会）の開催を引き続き後援し、内閣総理大臣賞の授与を支援しました。2025年度は内閣総理大臣賞を1件贈りました。経済産業省は、配電機材のリユース推進の取組として1件の経済産業大臣賞を贈りました。国土交通省は、建設工事で顕著な実績を挙げている3Rの取組に対して、国土交通大臣賞2件を贈りました。また、そのほか、3R推進協議会会長賞13件が選定されました。

循環型社会の形成の推進に資することを目的として、2006年度から循環型社会形成推進功労者表彰を実施しています。2025年度は、計4件を表彰しました。さらに、新たな資源循環ビジネスの創出を支援している「資源循環技術・システム表彰」（主催：一般社団法人産業環境管理協会、後援：経済産業省）においては、経済産業大臣賞1件、経済産業省脱炭素成長型経済構造移行推進審議官賞1件を表彰しました。これらに加えて、農林水産省は「食品産業もったいない大賞」において、農林水産大臣賞等7件を表彰し、農林水産業・食品関連産業における3R活動、地球温暖化・省エネルギー対策等の意識啓発に取り組みしました。

2025年10月に行われた3R促進ポスターコンクールには、全国の小・中学生から3,780点の応募があり、環境教育活動の促進にも貢献しました。

消費者のライフスタイルの変革やプラスチックのリデュースを促進する取組として、各国でレジ袋の有料化やバイオマスプラスチック等の代替素材への転換など、その実情に応じて様々な取組が行われています。我が国においても、2020年からレジ袋の有料化の取組を開始するとともに、使い捨てのプラスチック製品の使用の合理化や代替素材への転換などの取組を進めています。

優良事業者が社会的に評価され、不法投棄や不適正処理を行う事業者が淘汰される環境を作るために、優良処理業者に優遇措置を講じる優良産廃処理業者認定制度を2011年4月から運用開始しています。優良認定業者数については、制度開始以降増加しており、2026年3月末時点で1,765社となっています。また、優良産廃処理業者の情報発信サイト「優良さんぱいナビ」の利便性向上のためのシステム改良を引き続き実施していきます。

税制上の特例措置により、廃棄物処理施設の整備及び維持管理を推進しました。廃棄物処理業者による、特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金又は必要経費算入の特例、廃棄物処理施設に係る課税標準の特例及び廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除の特例といった税制措置の活用促進を行いました。

プラスチックごみの削減に向け、プラスチックとの賢い付き合い方を全国的に推進する「プラスチック・スマート」において、企業、地方公共団体、NGO等の幅広い主体から、不必要なワンウェイのプラスチックの排出抑制や代替品の開発・利用、分別回収の徹底など、プラスチックごみの発生抑制に向けた取組を募集、登録数は3,700件を超えました。これらの取組を特設サイトや様々な機会において積極的に発信しました。

2 災害廃棄物処理体制の構築及び着実な処理

2025年度は、地震や台風、豪雨など全国各地で多くの災害に見舞われました。また、引き続き、令和6年能登半島地震からの復旧・復興への支援を行いました。災害によって生じた災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のため、被害の程度に応じて、被災自治体に対して、環境省職員や災害廃棄物処理支援員制度に登録している支援員、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）の専門家の派遣、地方環境事務所によるきめ細かい技術的支援、災害廃棄物処理や施設復旧のための財政支援等の実施により、着実な処理を推進しています。さらに、損壊家屋の解体を行う際の流れや体制の整備の参考となるよう「公費解体・撤去マニュアル」の周知などを通じて、公費解体の推進を図りました。令和6年能登半島地震等の災害の教訓を踏まえ、災害廃棄物処理に係る計画策定の義務付け等を内容とする廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の制度改正について検討を進めました。

(1) 地方公共団体レベルでの災害廃棄物対策の加速化

近年の広範囲で甚大な被害を生じた災害対応における経験・教訓により、特に災害時初動対応に係る事前の備えや、大規模災害時においても適正かつ円滑・迅速に処理を行うための体制確保を一層推進する必要性が改めて認識されました。環境省では、地方公共団体における災害廃棄物処理計画の策定や災害廃棄物対策の実効性の向上等の支援を実施しました。

(2) 地域レベルでの災害廃棄物広域連携体制の構築

県域を越え地域ブロック全体で相互に連携して取り組むべき課題の解決を図るため、地方環境事務所が中心となって都道府県、市区町村、環境省以外の国の地方支分部局、民間事業者、専門家等で構成される地域ブロック協議会を全国8か所で開催し、災害廃棄物対策行動計画に基づく地域ブロックごとの広域連携を促進するため、図上演習や実地訓練等を実施しました。

(3) 全国レベルでの災害廃棄物広域連携体制の構築

全国規模で災害廃棄物対応力を向上させるため、令和6年能登半島地震等の検証結果を踏まえ、被災自治体の受援体制の確立・充実など、発災時の迅速な災害廃棄物処理対応に向けて検討を行いました。また、災害廃棄物処理を経験し、知見を有する地方公共団体の人材を「災害廃棄物処理支援員」として登録し、被災地方公共団体の災害廃棄物処理に関するマネジメントの支援等を行う「災害廃棄物処理支援員制度」について、2026年3月時点で368名が支援員に登録されています。

港湾においては、大規模災害時に発生する膨大な災害廃棄物の受入施設を把握し、広域処理にあたって必要となる港湾機能や実施体制の検討を行いました。

3 適正処理の更なる推進

(1) 不法投棄・不適正処理対策

不法投棄等の未然防止・拡大防止対策としては、不法投棄等に関する情報を国民から直接受け付ける不法投棄ホットラインを運用するとともに、産業廃棄物の実務や関係法令等に精通した専門家を不法投棄等の現場へ派遣し、不法投棄等に関与した者の究明や責任追及方法、支障除去の手法の検討等の助言等を行うことにより、都道府県等の取組を支援しました。さらに、不法投棄等の残存事案対策として、1997年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成9年法律第85号。以下「廃棄物処理法平成9年改正法」という。）の施行（1998年6月）前の産業廃棄物の不法投棄等については、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成15年法律第98号）失効後も、生活環境保全上の支障又はそのおそれがない状態を継続させるために対策を行う必要がある12事案に対し、財政支援を行いました。一方で、廃棄物処理法平成9年改正法の施行以降の産業廃棄物の不法投棄等の

支障除去等については、1事案に対し廃棄物処理法に基づく基金からの財政支援を行いました。

関係府省庁と都道府県等とが連携して取り組む、不法投棄等の撲滅に向けた普及啓発活動、新規及び継続の不法投棄等の監視等については、2024年度においては全国で7,655件実施されました。

一般廃棄物の適正処理については、当該処理業が専ら自由競争に委ねられるべき性格のものではなく、継続性と安定性の確保が考慮されるべきとの最高裁判所判決（2014年1月）や、市町村が処理委託した一般廃棄物に関する不適正処理事案の状況を踏まえ、2014年10月8日に通知を発出し、市町村の統括的責任の所在、市町村が策定する一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物処理法の適正な運用について、周知徹底を図っています。また、廃棄物処理事業を確実に実施し、構造的な賃上げを実現するためには、昨今の物価の状況なども踏まえた適切な委託料・処理料金が事業者を支払われることが重要であることを踏まえ、一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための重要事項について取りまとめ、必要な措置の実施に努めることについて、2024年9月30日に通知を発出しました。加えて、同通知を受けた市町村の対応状況等についてフォローアップ調査を行い、2025年10月31日に調査結果とともに、調査結果を踏まえた適切な予定価格設定や価格転嫁実現のための環境整備等に関する留意事項を記した事務連絡を発出しました。また、各自治体等を対象に、同調査結果等について、2026年2月26日に説明会を実施しました。

2018年12月には大量のエアゾール製品の内容物が屋内で噴射され、これに引火したことが原因とみられる爆発火災事故が発生したことから、2018年12月27日に通知を発出し、製品を最後まで使い切る、缶を振って音を確認するなどにより充填物が残っていないか確認する、火気のない風通しの良い屋外でガス抜きキャップを使用して充填物を出し切るといった適切な取扱いが必要であることなど、廃エアゾール製品等の充填物の使い切り及び適切な出し切り方法について、周知を徹底しています。また、2023年1月にも同様のエアゾール製品が原因とみられる爆発事故が発生したことから、2023年1月19日に事務連絡を発出し、廃エアゾール製品等の事故防止について、改めて周知を図りました。

電子マニフェストは、排出事業者、廃棄物処理業者における情報管理の合理化に加え、偽造がしにくいため、都道府県等における廃棄物処理の監視の効率化や不適正処理の原因究明の迅速化に役立つなどのメリットがあります。2025年3月末時点の電子マニフェストの普及率は86.9%に達しましたが、産業廃棄物の委託処理量に対する電子マニフェストの割合では60%程度にとどまっていると見込まれたため、「第五次循環基本計画」において、産業廃棄物委託処理量に対する電子マニフェストの捕捉率を2030年度までに75%にすることを目標として掲げ、操作体験セミナーの開催等各種施策に取り組むこととしました。

また、適切な環境対策を講じずに物品を取り扱う事業場、いわゆる「不適正スクラップヤード」において、廃棄物処理法の規制対象外として扱われている金属スクラップ等の不適正な保管や処理に起因する騒音・振動、飛散・流出、火災等が発生しています。

このような現状を踏まえ、2025年2月から中央環境審議会の下に設置された廃棄物処理制度小委員会において、「不適正スクラップヤード」に対する制度的措置について議論を行いました。

家庭等の廃棄物を無許可で回収し、不適切処理・輸出等を行う違法な回収業者、輸出業者等の対策として、地方公共団体職員の知見向上のため、「自治体職員のための違法な廃棄物回収業者対策セミナー」を2回開催しました。

海洋ごみ対策については、第4章第4節1を参照。

使用済FRP（繊維強化プラスチック）船は、その製品特性（材料が高強度、大型、製品寿命が長い、等）から処理が困難であり、それが不法投棄の要因となっているため、リサイクルが適切に進むよう、地方ブロックごとに行っている地方運輸局、地方整備局、都道府県等の情報・意見交換会の場を通じて、一般社団法人日本マリン事業協会が広域認定制度を活用して運用している「FRP船リサイクルシステム」の周知・啓発を図りました。

(2) リチウムイオン電池等の適正処理

昨今、廃棄物処理施設や収集運搬車両等においても、リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用した製品（以下「リチウムイオン電池等」という。）に起因する火災事故等が頻繁に発生しており、2024年度には、全国の市町村において消火活動が必要となった火災事故等が9,923件発生しており深刻な課題となっています。

環境省では、2025年3月に家庭ごみの標準的な回収方法等を示した「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を改訂し、リチウムイオン電池等を一つの分別区分として設定しました。また、2025年4月15日に市町村に対する安全な回収・処理体制構築に向けた通知を発出し、併せて2024年度に実施したモデル事業の成果や自治体の好事例を取りまとめた「市区町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策集」を公表しました。さらに、リチウムイオン電池等による使用時・廃棄時の火災事故を防ぐため、2025年の9月から12月を「リチウムイオン電池による火災防止強化キャンペーン」、特に11月を「リチウムイオン電池による火災防止月間」とし、リチウムイオン電池による火災防止に関する周知啓発を強化しました。

また、リチウムイオン電池の火災防止及び再資源化推進に向けた取組を実施するため、関係省庁にて2025年10月に「リチウムイオン電池総合対策関係省庁連絡会議」を立ち上げ、同年12月に「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」を取りまとめました。

(3) 最終処分場の確保等

一般廃棄物の最終処分に関しては、ごみのリサイクルや減量化を推進した上でなお残る廃棄物を適切に処分するため、最終処分場の設置又は改造、既埋立物の減容化等による一般廃棄物の最終処分場の整備を、引き続き循環型社会形成推進交付金の交付対象事業としました。また、産業廃棄物の最終処分に関しても、課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業の補助制度により、2025年度までに、廃棄物処理センター等が管理型最終処分場を整備する9事業に対して支援することで、公共関与型産業廃棄物処理施設の整備を促進し、産業廃棄物の適正な処理の確保を図りました。

同時に海面処分場に関しては、港湾整備により発生する浚渫土砂^{しゅんせつ}や内陸部での最終処分場の確保が困難な廃棄物を受け入れるために、事業の優先順位を踏まえ、東京港等で海面処分場を計画的に整備しました。

陸上で発生する廃棄物及び船舶等から発生する廃油については、海洋投入処分が原則禁止されていることを踏まえ、海洋投入処分量の削減を図るとともに、廃油処理事業を行おうとする者に対し、廃油処理事業の事業計画及び当該事業者の事業遂行能力等について、適正な審査を実施し、適切に廃油を受け入れる施設を確保しました。船舶等からの廃棄物等の海洋投入処分による海洋汚染の防止を目的としたロンドン条約1996年議定書を担保する海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）において、廃棄物の海洋投入処分を原則禁止とし、2007年4月に廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度を導入しています。当該許可制度の適切な運用により、海洋投入処分量が最小限となるよう、その抑制に取り組みしました。

(4) 特別管理廃棄物

廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものは特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物（以下「特別管理廃棄物」という。）として、通常の一般廃棄物や産業廃棄物とは異なる特別の基準で処理されることになります。事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する必要があり、特別管理廃棄物の処理に当たっては、特別管理廃棄物の種類に応じた処理基準を設けることなどにより、適正な処理を確保しています。また、その処理を委託する場合は、特別管理廃棄物の処理業の許可を有する業者に委託する必要があります。

(5) 石綿の処理対策

ア 産業廃棄物

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律（平成18年法律第5号）が2007年4月に完全施行され、石綿（アスベスト）含有廃棄物の安全かつ迅速な処理を国が進めていくため、溶融等の高度な技術により無害化処理を行う者について環境大臣が認定した場合、都道府県知事等による産業廃棄物処理業や施設設置の許可を不要とする制度（無害化処理認定制度）がスタートしています。2026年3月時点で2事業者が認定を受けています。また、2010年の廃棄物処理法施行令の改正により、特別管理産業廃棄物である廃石綿等の埋立処分基準が強化されています。2021年3月には前年の大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）等の改正に伴って、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」を改定しています。

イ 一般廃棄物

石綿を含む家庭用品が廃棄物となったものについては、他のごみと区別して排出し、破損しないよう回収するとともにできるだけ破碎せず、散水や速やかな覆土により最終処分するよう、また、保管する際は他の廃棄物と区別するよう、市町村に対して要請しています。

永続的な措置として、石綿含有家庭用品が廃棄物となった場合の処理についての技術的指針を定め、市町村に示し、適正な処理が行われるよう要請しています。

(6) 水銀廃棄物の処理対策

ア 産業廃棄物

2016年4月から特別管理産業廃棄物に指定されている廃水銀等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第376号）及び関係省令等において、廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したものの処分基準並びに廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への指定等が規定されています。また、排出事業者により水銀使用製品であるか判別可能なものを水銀使用製品産業廃棄物、水銀又はその化合物を一定程度含む汚染物を水銀含有ばいじん等とそれぞれ定義し、これまでの産業廃棄物の処理基準に加え、新たに水銀等の大気への飛散防止等の措置を規定するなど処理基準が強化されています。さらに、これらの基準について具体的に解説するための「水銀廃棄物ガイドライン」を策定しています。国際的にも、水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する議論が進められており、2019年5月には水俣条約締約国会議の決議に基づく専門家会合を我が国で開催するなどし、これに貢献しました。

また、退蔵されている水銀血圧計・温度計等の回収を促進するため、2016年度に改訂した「医療機関に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアル」や2017年度に作成した「教育機関等に退蔵されている水銀使用製品回収事業事例集」を参考に、医療関係団体や教育機関、地方公共団体等と連携し、回収促進事業を実施しています。

イ 一般廃棄物

市町村等により一般廃棄物として分別回収された水銀使用製品から回収した廃水銀については、特別管理一般廃棄物となります。

市町村等において、使用済の蛍光灯や水銀体温計、水銀血圧計等の水銀使用製品が廃棄物となった際の分別収集の徹底・拡大を行うため、「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」及び分別収集についての先進事例集を作成し、普及啓発を行ってきました。また、家庭で退蔵されている水銀体温計等の回収について、「市町村等における水銀使用廃製品の回収事例集（第2版）」を公表しました。

2023年には水銀に関する水俣条約第5回締約国会議が開催され、製造・輸入を禁止する水銀使用製品の見直しが行われました。今後一層、水銀使用廃製品の回収が求められていくことから、「水銀使用

廃製品の適切な分別・回収について」のリーフレットを作成し、2024年5月にホームページにて公表をしました。

(7) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理体制の構築

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成28年法律第34号。以下、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法を「PCB特別措置法」という。）が2016年8月に施行され、PCB廃棄物の濃度、保管の場所がある区域及び種類に応じた処分期間が設定されました。これにより、PCB廃棄物の保管事業者は、処分期間内に全てのPCB廃棄物を処分委託しなければなりません。PCB特別措置法で定める、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」に基づき、政府一丸となってPCB廃棄物の期限内処理に向けて取り組んでいます。

環境省は都道府県と協調し、費用負担能力の小さい中小企業者等によるPCB廃棄物の処理を円滑に進めるための助成等を行う基金「PCB廃棄物処理基金」を造成しています。JESCO事業の終了等を踏まえ、処分期限の見直し等を内容とする法律等の制度改正について検討を進めました。

ア 高濃度PCB廃棄物の処理

高濃度PCB廃棄物は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）の全国5か所（北九州、豊田、東京、大阪、北海道（室蘭））のPCB処理事業所において処理する体制を整備し、各地元関係者の理解と協力の下、処理を推進してきました。その結果、2026年3月末時点で、JESCOに登録されていた全ての高濃度PCB廃棄物の処理が完了し、全5か所の事業所での高濃度PCB処理事業を終了しました。

なお、処理施設については順次解体・撤去を進めています。

イ 低濃度PCB廃棄物の処理

低濃度PCB廃棄物は、民間事業者（環境大臣認定の無害化認定業者又は都道府県許可の特別管理産業廃棄物処理業者（2026年3月末時点でそれぞれ31事業者及び2事業者））によって処理が進められています。また、2025年4月1日からPCB廃棄物処理基金を活用して、費用負担能力の小さい中小企業者等による低濃度PCB廃棄物の処理を円滑に進めるための助成を行っています。

低濃度PCB廃棄物の処理が更に合理的に進むよう、処理体制の充実・多様化を図っていきます。

(8) ダイオキシン類の排出抑制

ダイオキシン類は、物の燃焼の過程等で自然に生成する物質（副生成物）であり、ダイオキシン類の約200種のうち、29種類に毒性があるとみなされています。ダイオキシン類の主な発生源は、ごみ焼却による燃焼です。廃棄物処理におけるダイオキシン問題については、1997年1月に厚生省（当時）が取りまとめた「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」や、1997年8月の廃棄物処理法施行令及び同法施行規則の改正等に基づき、対策が取られてきました。環境庁（当時）でも、ダイオキシン類を大気汚染防止法の指定物質として指定しました。さらに、1999年3月に策定された「ダイオキシン対策推進基本指針」及び1999年に成立したダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）の二つの枠組みにより、ダイオキシン類対策が進められました。2024年におけるダイオキシン類の排出総量は、削減目標量（2011年以降の当面の間において達成すべき目標量）を下回っています。

2024年の廃棄物焼却施設からのダイオキシン類排出量は、1997年から約99%減少しました。この結果については、規制強化や基準適合施設の整備に係る支援措置等によって、排出基準やその他の構造・維持管理基準に対応できない焼却施設の中には、休・廃止する施設が多数あったこと、また基準に適合した施設の新設整備が進められていること（廃棄物処理体制の広域化、廃棄物処理施設の集約化を含む。）が背景にあったものと考えられます。

(9) その他の有害廃棄物対策

感染性廃棄物については、2020年1月以降の国内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理のための対策とそれ以外の廃棄物も含めた処理体制の維持に係る対策を講じました。具体的には、法令に基づく基準や関係マニュアル等について、地方公共団体、廃棄物処理業界団体、医療関係団体等に改めて周知するとともに、感染防止策や留意事項についてのQ&Aやチラシ、動画の作成・周知や、感染拡大状況下における特例措置の制定、さらにはそれらの内容を取りまとめた「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」の策定・周知を行いました。また、廃棄物処理に必要な防護具が不足しないよう廃棄物処理業者等への防護具の斡旋等の処理体制維持に係る取組も行いました。2021年4月には、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に伴い排出される廃棄物の処理に関する留意事項を取りまとめて通知を発出しました。また、新型コロナウイルス感染症への対応で得られた知見を基に「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」を2022年6月に改訂し、2023年5月には、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されたことに伴い改訂しました。

残留性有機汚染物質（POPs）を含む廃棄物については、国際的動向に対応し、適切な処理方策について検討を進めてきました。2009年8月にPOPs農薬の処理に関する技術的留意事項を改訂、2011年3月にペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項を改訂し、2022年9月にPFOS及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項を策定し、その周知を行ってきました。その他のPOPsを含む廃棄物については、POPsを含む製品等の国内での使用状況に関する調査や分解実証試験等を実施し、その適正処理方策を検討するとともに、POPsの物性情報や分析方法開発等に係る研究を推進しています。

廃棄物に含まれる有害物質等の情報の伝達に係る制度化については、適正処理に必要な情報が産業廃棄物処理業者に確実に伝達されるよう、委託処理基準に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）を改正するとともに、情報伝達に係る自主的取組の促進を図るため、WDSガイドラインを改正しました。

さらに、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づき、原子炉等から排出されるもののうち、放射線防護の安全上問題がないクリアランスレベル以下の廃棄物については、トレーサビリティの確保に努めています。

(10) 有害物質を含む廃棄物等の適正処理システムの構築

安全・安心がしっかりと確保された循環型社会を形成するため、有害物質を含むものについては、適正な管理・処理が確保されるよう、その体制の充実を図る必要があります。

石綿に関しては、その適正な処理体制を確保するため、廃棄物処理法に基づき、引き続き石綿含有廃棄物の無害化処理認定に係る事業者からの相談等に対応しました。

埋設農薬に関しては、計画的かつ着実に処理するため、農薬が埋設されている県における、処理計画の策定等や環境調査に対する支援を引き続き実施しました。

(11) 廃棄物等からの環境再生

海洋ごみについては、第4章第4節1を参照。

生活環境保全上の支障等のある廃棄物の不法投棄等については、第3章第5節3（1）を参照。

4 東日本大震災からの環境再生

東日本大震災からの環境再生については、第3章第7節を参照。

1 国際的な循環政策形成及び国内外一体的な循環政策の推進

ここ数年、欧州を中心に様々なバリューチェーンに関する規制や企業の情報開示ルールが導入または提案されており、グローバル企業を中心にバリューチェーンレベルでの循環性向上に関する取組も進んでいます。環境省は、G7サミットで承認された「循環経済及び資源効率性原則（CEREP）」に基づき、国際機関や民間企業とも連携し、資源循環分野の国際ルール形成を進めています。2024年11月には「資源循環に関する企業レベルの情報開示スキームの開発に係る検討会」を立ち上げ、2026年度も同検討会を継続しています。検討会における議論の成果は、持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）等が開発する企業の循環性に関する国際的な情報開示の枠組みであるGCP（グローバル循環プロトコル）の検討にインプットし、議論を主導しました。GCP初版は、2025年11月にブラジル・ベレンで開催されたCOP30の日本パビリオンにおいて、公表され、2026年も継続的な改定に向けた検討が進んでいます。資源効率性の高い国際社会の実現に向け、ISO/TC323（サーキュラーエコノミーに関する専門委員会）、ISO/TC297（廃棄物の収集及び輸送管理に関する専門委員会）やISO/TC300（廃棄物固形燃料を含む廃棄物固形マテリアルに関する専門委員会）等でのサーキュラーエコノミーに関連する国際標準化の取組等を、日本発提案等によりイニシアティブを発揮しつつ、諸外国とも協力して進めています。

2 適正な国際資源循環体制の構築

地球規模での循環型社会形成と、我が国の循環産業の海外展開を通じた活性化を図るためには、国、地方公共団体、民間レベル、市民レベル等の多様な主体同士での連携に基づく重層的なネットワークを形成する必要があります。アジア太平洋諸国における循環型社会の形成に向けては、3R・循環経済に関するハイレベルの政策対話の促進、3R・循環経済推進に役立つ制度や技術の情報共有等を目的として、2025年3月に「アジア太平洋3R・循環経済推進フォーラム」第12回会合をインド・ジャイプールにて開催し、2025-2035年の3R・循環経済の共通ビジョンと13のゴールを定めたジャイプール宣言の採択が行われました。また、アフリカにおいては、都市廃棄物管理に関するアフリカ各国の知見・経験の共有と、人材・組織の能力向上等により、官民の投資を促進し、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献するため、アフリカ24か国と環境省、国際協力機構（JICA）等が中心となって、2017年4月に「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）」を設立しました（2026年4月時点で、ACCPメンバーは48か国・239都市に拡大。）。2025年8月には、横浜で行われた第9回アフリカ開発会議（TICAD9）のパートナー事業として、ACCP第4回会合を開催いたしました。本会合では、アフリカ諸国が直面する廃棄物管理の課題に関する発表・意見交換するとともに、今後3年間の活動を示す「新・横浜行動指針」を発表いたしました。また、アフリカにおける公衆衛生の改善に向け、世界銀行等国際開発機関等への廃棄物インフラプロジェクト要請を促進すべく、新たに設立した「アフリカ向け廃棄物管理のための事業形成ファンド」について、同会合中の設立記念レセプションにおいて発表いたしました。ACCPの枠組みの下、廃棄物に関する知見やデータの収集・整備や、我が国の廃棄物管理制度や技術に関する研修等の活動を実施しており、SDGsの目標年である2030年に「きれいな街と健康な暮らし」がアフリカで実現することを目指しています。アジア各国に適合した廃棄物・リサイクル制度や有害廃棄物等の環境上適正な管理（ESM）の定着のため、JICAでは、アジア太平洋諸国のうち、ベトナム、インドネシア、マレーシア、スリランカ、カンボジア、タイ、大洋州等について、技術協力等により廃棄物管理や循環型社会の形成を支援しました。また、政府開発援助（ODA）対象国からの研修員受入れを実施しました。

国際的な活動に積極的に参画し、貢献することも重要です。2025年11月にブラジル連邦共和国で開催された国連気候変動枠組条約第30回締約国会議（COP30）では、「グローバル循環プロトコル（GCP）」をテーマとしたサイドイベントを持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）等と共同で開催し、循環性を評価する共通の枠組みの必要性和そのためのGCPの意義などについて議論を深め、GCP初版を公表しました。

外務省及び環境省は、我が国に誘致したUNEP国際環境技術センター（UNEP/IETC）の運営経費を拠出しています。UNEP/IETCは、2016年の国連環境総会決議（UNEA2/7）で廃棄物管理の世界的な拠点として位置付けられ、主に廃棄物管理を対象に、開発途上国等に対し、研修及びコンサルティング業務の提供、調査、関連情報の蓄積及び普及等を実施しています。

バーゼル条約については、2019年のバーゼル条約第14回締約国会議（COP14）にて規制対象物に廃プラスチックを加える附属書改正が決議され、2021年1月1日より改正附属書が発効しています。本改正について、我が国では2020年10月にプラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準を公表し、規制対象となるプラスチックの範囲を明確化することで、改正附属書の着実な実施を行っています。

2022年6月に開催されたバーゼル条約第15回締約国会議（COP15）においては、同条約の附属書を改正し、非有害な電気及び電子機器廃棄物についても条約の規制対象とすることなどが決定され、2025年1月1日より改正附属書が発効しています。本改正についても、我が国では2024年10月に電気及び電子機器廃棄物の輸出入に係るバーゼル法該非判断基準を公表し、規制対象となる電気及び電子機器廃棄物の範囲を明確化することで、改正附属書の着実な実施を行っています。加えてCOP15では我が国がリード国を務めた有害廃棄物の陸上焼却に関するガイドライン、水銀に関する水俣条約において考慮することとされている水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインが採択に至りました。

2023年5月に開催されたバーゼル条約第16回締約国会議（COP16）においては、我が国が英国、中国と共にリード国を務めたプラスチック廃棄物の適正処理に関するガイドラインや、POPs廃棄物の環境上適正な管理に関する総合技術ガイドライン等が採択に至りました。

また、バーゼル条約の円滑な運用のための国際的な連携強化を図るため、我が国主催の「有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク」ワークショップを2025年12月にインドネシアにおいて開催し、アジア太平洋地域の12の国と地域及び関係国際機関が参加しました。

国、国際機関、NGO、民間企業等が連携して自主的に水銀対策を進める「世界水銀パートナーシップ」において廃棄物管理分野の運営を担当し、技術情報やプロジェクト成果の共有を進めました。また、同分野内のパートナーを集い、水銀廃棄物の処理技術や各国の課題等に関する情報交換等を行い、水銀廃棄物対策技術の普及促進に取り組みました。

我が国は、2019年3月に2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約（以下「シップ・リサイクル条約」という。）への加入書を国際海事機関に寄託し、締約国となりました。我が国は、このシップ・リサイクル条約の策定をリードしてきた国として、同条約の早期発効に向けて、各国に対する働きかけを行ってきました。2023年6月にバングラデシュ及びリベリアが条約を締結したことにより、実施要件を充足し、2025年6月にシップ・リサイクル条約が発効されました。国土交通省は円滑な条約の実施に向けた国際協力を推進するため、JICAを通じてバングラデシュへの技術協力（専門家派遣）等を実施しています。日本国内においては、シップ・リサイクル条約を適切に実行するため、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成30年法律第61号）が施行されました。

そのほか、港湾における循環資源の取扱いにおいては、リサイクルポートが活用されました。

近年、世界各国において自然災害が頻発化・激甚化しています。災害大国である我が国が蓄積してきた災害対応のノウハウや経験の供与は、アジア太平洋地域のような災害が頻発する地域においても有効です。そこで、環境省では、我が国の過去の災害による経験、知見を活かした国際支援の一環として、

2018年に策定したアジア太平洋地域向けの災害廃棄物管理ガイドラインの周知活動を実施しています。また、2026年3月に、タイで開催された3RINCs（The 3R International Scientific Conference on Material Cycles and Waste Management）と連携し、アジア・太平洋地域における災害廃棄物の発生量推計の精緻化と現地における同推計方法活用の促進についてのワークショップを開催しました。

3 我が国の循環産業の国際展開の推進と途上国の循環インフラ整備の促進

我が国の廃棄物分野の経験や技術を活かした、廃棄物発電ガイドラインの策定等アジア各国の廃棄物関連制度整備と、我が国循環産業の海外展開を戦略的にパッケージとして推進しています。我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業等では、海外展開を行う事業者の支援を2025年度に8件実施しました。2011年度から2023年度までの支援の結果、2025年3月時点で、事業化を開始し、既に収入を得ている件数が6件、事業化のめどが立っており、最終的な準備を進めている件数が2件、事業化に向けて、具体的な検討をしている件数が9件、事業化に向けて、引き続き調査をしている件数が17件となっています。

また、我が国企業によるアジア等でのリサイクルビジネス展開支援については、2018年度から継続して実施している国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）による技術実証と併せて、相手国政府との政策対話を実施し、我が国企業の海外展開促進と相手国における適切な資源循環システム構築のためのリサイクルシステム・制度構築を支援しています。

各国別でも様々な取組を行っています。インドネシア、ガーナ、エチオピア、ウガンダ、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、バングラデシュ等に対し、政策対話や合同ワークショップの開催、研修等を通じて、制度設計支援や、人材育成を行いました。

アジア地域等の途上国における公衆衛生の向上、水環境の保全に向けては、浄化槽等の我が国発の優れた分散型生活排水処理システムの国際展開を実施しています。2025年11月には、第13回アジアにおける分散型污水处理に関するワークショップを開催しました。高性能な分散型污水处理施設の維持管理と人材育成をテーマとして知見の共有や、各国に共通する課題及び固有の課題の整理を行い、その解決に向けた方策を議論することで、今後のアジアにおける高性能な分散型排水処理施設の強力かつ健全な普及を促進しました。

また、2025年9月にはフィリピン、12月にはラオスにおいて、分散型生活排水管理の推進に向けたセミナーを開催し、我が国における浄化槽の法体制等について知見を提供し、分散型污水管理に関する今後の課題や取組について議論を重ねることで、我が国の浄化槽の海外展開の促進を図りました。

2025年8月には、インド共和国ジャル・シャクティ省との間で2022年に締結した「分散型生活排水管理分野における協力覚書」の更新を行いました。今後も分散型生活排水管理分野における技術や経験等を活用し、インド共和国の水環境保全と公衆衛生の向上に貢献します。



我が国における消費と生産は、バリューチェーンを通じASEANを含むアジア諸国と不可分に結びついています。そのため、環境負荷削減に向けた対策も地域全体の政策対応が進むことが重要です。

アジア地域では、国や自治体の政策決定者や大学、シンクタンク等の研究者が、都市間の政策フォーラムやネットワークを作っています。こうした場での相互学習と協力を通じて政策の理念や課題・目標・対策に関する共通認識を持つことが、各国や自治体の政策推進を支えています。このため、アジア地域の持続可能な資源利用に、こうしたネットワークの重要性が高まっています。例えば、日本政府が2009年に創設したアジア太平洋3R・循環経済推進フォーラムは、3R及び循環経済の政府間の対話・情報共有の場として機能してきました。また、同フォーラムに基づくC-3 (Cities Coalition for Circularity) や、イクレイ日本が創設し、横浜市が第一号都市として宣言に署名した「アジア循環型都市宣言制度」など、自治体・都市レベルの連携の枠組みも構築されつつあります。また、持続可能性に関する政策理念・手法が主流化する一方で、重要資源をアジア地域各国と共有しつつ、持続的に利用することが大切になります。そのため今後は産官学連携による重要資源の有効利用を見据えた循環型のビジネスモデルやサービスモデルの社会実装が重要となります。

「アジア循環型都市宣言制度」設立の様子



資料：イクレイ (ICLEI)

第7節 原子力災害からの環境再生の推進

1 放射性物質に汚染された土壌等の除染等の措置等

2011年3月11日、マグニチュード9.0という日本周辺での観測史上最大の地震が発生しました。

この地震により引き起こされた津波によって、東北地方の太平洋沿岸を中心に広範かつ甚大な被害が生じるとともに、東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）の事故によって大量の放射性物質が環境中に放出されました。また、福島第一原発周辺に暮らす多くの方々が避難生活を余儀なくされました。

環境省ではこれまで、除染や中間貯蔵施設の整備、特定廃棄物の処理など、被災地の復興・再生に向けた事業を続けてきました（写真3-7-1）。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太

写真3-7-1

石原宏高環境大臣、辻清人環境副大臣、友納理緒環境大臣政務官の伊澤史朗双葉町長との面会の様子



資料：環境省

平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）では、除染の対象として、国が除染の計画を策定し、除染事業を進める地域として指定された除染特別地域と、1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の地域を含む市町村を対象に関係市町村等の意見も踏まえて指定された汚染状況重点調査地域を定めています。

（1）除染特別地域と汚染状況重点調査地域

国が除染を実施する除染特別地域では、2012年4月までに環境省が福島県田村市、楡葉町、川内村、南相馬市において除染実施計画を策定し、同年7月から田村市、楡葉町、川内村で本格的な除染（以下「面的除染」という。）を開始しました。他の除染特別地域の市町村においても除染実施計画策定後、順次、面的除染を開始し、2017年3月末までに11市町村で避難指示解除準備区域及び居住制限区域の面的除染が完了しました。また、2022年3月31日には田村市において除染特別地域の指定を解除しました。

市町村が除染を実施する汚染状況重点調査地域では、2018年3月末までに8県100市町村の全てで面的除染が完了しました。

また、汚染状況重点調査地域では、2026年2月末までに、地域の放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト未満となったことが確認された40市町村において、汚染状況重点調査地域の指定が解除されました。

面的除染完了後には、除染の効果が維持されているかを確認するため、詳細な事後モニタリングを実施し、除染の効果が維持されていない箇所が確認された場合には、個々の現場の状況に応じて原因を可能な限り把握し、合理性や実施可能性を判断した上で、フォローアップ除染を実施しています。

（2）森林の放射性物質対策

森林については、2016年3月に復興庁・農林水産省・環境省の3省庁が取りまとめた「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、住居等の近隣の森林、森林内の人々の憩いの場や日常的に人が立ち入る場所等の除染等の取組と共に、林業再生に向けた取組や住民の方々の安全・安心の確保のための取組等を関係省庁が連携して進めてきました。

具体的には、里山再生のための取組を総合的に推進するため、除染等を含めた里山再生モデル事業を14地区で実施し、その結果を踏まえて2020年度以降は「里山再生事業」として、2026年3月までに13地区を選定し、事業を実施しています。

（3）仮置場等における除去土壌等の管理・原状回復

除染により生じた土壌等（除去土壌等）のうち福島県内のものは、一時的な保管場所（仮置場等）で管理し、順次、中間貯蔵施設及び仮設焼却施設等への搬出を行っており、2026年2月時点で、仮置き場等の総数1,372か所に対し、約99%に当たる1,362か所で搬出が完了しています。除去土壌等の搬出が完了した仮置場等については原状回復を進めており、2026年2月時点で、総数の約95%に当たる1,303か所で完了しています。

福島県外の除去土壌については、埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認することを目的として、宮城県丸森町、茨城県東海村及び栃木県那須町の3か所で埋立処分の実証事業を実施しました。敷地境界の空間線量率等を測定したところ、除去土壌の埋立前後で大きな変化がなく、周辺環境が安全であることを確認したとともに、浸透水中の放射能濃度についても、全ての検体で検出下限値未満であり、地下水の汚染を生じさせるおそれがないことを確認しました。また、除去土壌の処分方法を定めるため、有識者による「除去土壌の処分に関する検討チーム会合」を開催し、専門的見地から議論を進めてきました。こうした実証事業の結果や有識者からの助言等を踏まえ、2025年3月に放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部を改正して除去土壌の埋立処分基準を策定するとともに、福島県外において

発生した除去土壌の埋立処分に係るガイドラインを公表しました。また、本基準における安全対策等のこれまでの取組は、国際原子力機関（IAEA）から十分に安全であるという見解が示されています。

（4）中間貯蔵施設の整備等

ア 中間貯蔵施設の概要

福島県内の除染に伴い発生した放射性物質を含む土壌等及び福島県内に保管されている10万ベクレル/kgを超える特定廃棄物等を最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する施設として中間貯蔵施設を整備しました。

中間貯蔵施設事業は、「令和7年度の中間貯蔵施設事業の方針」（2025年3月公表）に基づき、取組を実施してきました。本方針は、安全を第一に、地域の理解を得ながら事業を実施することを総論として、

- [1] 特定帰還居住区域等で発生した除去土壌等の搬入を進める
- [2] 受入・分別施設は新たな施設の設計・工事に着手し、土壌貯蔵施設は安全性を確保しつつ、適切な維持管理を徹底すること
- [3] 復興再生利用・最終処分の基準や今後の進め方等に基づき、着実に取り組んでいくことなどを定めており、あわせて、施設整備概要を公表しています。

イ 中間貯蔵施設の現状

中間貯蔵施設整備に必要な用地は約1,600haを予定しており、2026年3月末までの契約済み面積は約1,321ha（全体の約82.6%）。民有地については、全体約1,270haに対し、約96.1%に当たる約1,220ha）、1,990人（全体2,360人に対し約84.3%）の方と契約に至っています。用地取得については、地権者との信頼関係はもとより、中間貯蔵施設事業への理解が何よりも重要であると考えており、地権者への丁寧な説明を尽くしながら取り組んでいます。

2016年11月から受入・分別施設（写真3-7-2）や土壌貯蔵施設（写真3-7-3）等の整備を進めています。受入・分別施設では、福島県内各地にある仮置場等から中間貯蔵施設に搬入される除去土壌を受け入れ、容器の破袋、可燃物・不燃物等の分別作業を行います。土壌貯蔵施設では、受入・分別施設で分別された土壌を放射能濃度やその他の特性に応じて安全に貯蔵します。

中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送については、各地元関係者の理解と協力の下、2022年3月末をもって福島県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域を除く）をおおむね搬入完了するという目標を達成し、引き続き、特定帰還居住区域等で発生した除去土壌等の搬入を進めています。

2026年3月末までの累計搬入量は約1,400万 m^3 であり、より安全で円滑な輸送のため、運転者研修等の交通安全対策や必要な道路補修等に加えて、輸送出発時間の調整など特定の時期・時間帯への車両の集中防止・平準化を実施しました。

除染や中間貯蔵施設の整備、特定廃棄物の処理、帰還困難区域における特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の整備等の復興・再生に向けた事業を進めると同時に、既存の環境再生プラザやリプルンふくしまに加え、2025年3月には中間貯蔵事業情報センター及びながどろひろばを開設しました。これらを主な拠点として放射線や地域の環境再生への取組等について分かりやすく情報を提供しています。さらに、高い専門性や豊富な経験を持つ専門家の、市町村や町内会、学校等への派遣、Web等を活用した除染・放射線学習をサポートする教材の配布を実施しています。

写真3-7-2 受入・分別施設



資料：環境省

写真3-7-3 土壌貯蔵施設



資料：環境省

2 福島県外最終処分に向けた取組

(1) 県外最終処分に向けたこれまでの取組

福島県内で発生した除去土壌等については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成15年法律第44号）において、中間貯蔵に関する国の責務として、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることとされています。環境省では、2025年3月に、「県外最終処分に向けたこれまでの取組の成果と2025年度以降の進め方（中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略の取りまとめ）」を公表しました。

(2) 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議

県外最終処分の実現に向けては、最終処分量を減らすことが鍵であり、復興再生利用（福島第一原発の事故による災害からの復興に資することを目的として、再生資材化した除去土壌を適切な管理の下で利用すること）等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するため、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議を2024年12月に設置しました。

同会議において、2025年5月に「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する基本方針」が決定され、2025年8月には当面5年程度で主として取り組むことを取りまとめた「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ」が決定されました。

(3) 復興再生利用の推進に係る取組

復興再生利用の推進については、2025年3月に、実証事業で得られた知見や国内外の有識者の助言等を踏まえ、復興再生利用の基準及びガイドラインを策定しました。国民の幅広い理解醸成を図るという観点から、政府が率先して取り組むため、2025年7月に、総理大臣官邸で復興再生利用を施工し、これに続いて、2025年9月から10月にかけて、霞が関の中央官庁の花壇等9か所で施工しました。これらの場所では定期的に空間線量率のモニタリングを実施しており、人体への影響は無視できるレベルであることを確認しています。

(4) 県外最終処分に向けた検討に係る取組

県外最終処分に向けた検討に当たり、専門的知見を活用するため、2025年9月に環境再生に関する技術等検討会を設置しました。当該検討会では、復興再生利用及び最終処分に係る事項を始めとして、環境再生に係る技術的な事項等について検討を行うこととしています。

(5) 全国的な理解醸成活動

福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向け、復興再生利用の必要性・安全性等に関する全国での理解醸成活動の取組として、福島県内外の音楽イベント、大阪・関西万博等一般の方向けのイベント会場へのパネル出展や、環境省の取組についてのパネルディスカッション、テレビ局と連携した番組の放送等により、広く発信を行いました。また、飯舘村長泥地区及び中間貯蔵施設の現地見学会を開催したほか、大学生等への環境再生事業に関する講義、現地見学会等を実施するなど、若い世代に対する理解醸成活動も実施しました。

また、県外最終処分・復興再生利用について分かりやすく説明したリーフレット・ポスターの配布・公開に加え、霞が関の中央官庁等での復興再生利用の現場を活用した理解醸成を実施しました。さらに、復興再生利用に用いる除去土壌は資源であり、復興再生利用の必要性・安全性について理解を深めていただくため、2025年9月に復興再生利用に用いる除去土壌の呼称を「復興再生土」と決定しました。

3 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

(1) 対策地域内廃棄物と指定廃棄物の概要

放射性物質汚染対処特措法では、対策地域内廃棄物及び指定廃棄物を特定廃棄物として国の責任の下、適切な方法で処理することとなっています。

対策地域内廃棄物は、汚染廃棄物対策地域（国が廃棄物の収集・運搬・保管及び処分を実施する必要があるとして環境大臣が指定した地域）内で発生した廃棄物を指し（避難指示解除後の事業活動等に伴う廃棄物を除く）、主に津波がれき、家屋等の解体によるもの、片付けごみが該当します。現在、福島県の10市町村にまたがる地域（楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域、並びに南相馬市、川俣町及び川内村で当時警戒区域又は計画的避難区域であったことのある地域。除染特別地域と同じ。）が汚染廃棄物対策地域として指定されています（田村市については、2022年3月31日に地域指定を解除）。

指定廃棄物は、放射能濃度が8,000ベクレル/kgを超え、環境大臣が指定した廃棄物です。2025年12月末時点で、9都県において、焼却灰や下水汚泥、農林業系廃棄物（稲わら、堆肥等）等の廃棄物計約50.2万トンが環境大臣による指定を受けています。指定廃棄物の処理は、放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針（2011年11月閣議決定）において、当該指定廃棄物が排出された都道府県内において行うこととされています。

なお、8,000ベクレル/kg以下に減衰した指定廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法施行規則第14条の2の規定に基づき、当該廃棄物の指定の取消しが可能です。指定取消し後の廃棄物の処理については、国は技術的支援のほか、指定取消し後の廃棄物の処理に必要な経費を補助する財政的支援を行うこととしています。

(2) 福島県内の特定廃棄物の処理

福島県内の特定廃棄物のうち可燃物については、可能な限り減容化することとしており、これまで9市町村に12の仮設焼却施設を設置しました。このうち9施設は運営終了し、2025年10月末時点では、残りの3施設において減容化処理を実施しています。

また、放射能濃度が10万ベクレル/kg以下の特定廃棄物は、既存の管理型処分場（特定廃棄物埋立処分施設又はクリーンセンターふたば（写真3-7-4））を活用して埋立処分を行っています。

それぞれ、特定廃棄物埋立処分施設（旧フクシマ

エコテッククリーンセンター）では2023年10月末に埋立処分が完了し、クリーンセンターふたばでは2023年6月に特定廃棄物の搬入を開始、2026年3月末時点で3万6,089袋の埋立処分を実施しています。他方で、放射能濃度が10万ベクレル/kgを超える特定廃棄物については、中間貯蔵施設において保管されています。

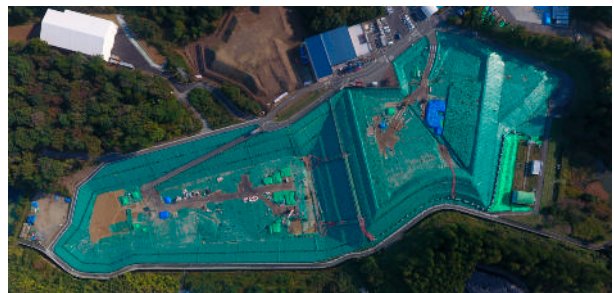
これらの取組により、2023年2月末時点で、帰還困難区域を除く対策地域内廃棄物の仮置場への搬入、中間処理、最終処分はおおむね完了しました。

特定廃棄物の処理に当たっては、2018年8月に開館した特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」において、情報発信を行うなど、引き続き、安心・安全の確保に万全を期して事業を進めていきます。

(3) 福島県外の指定廃棄物等の処理

環境省では、宮城県、栃木県、千葉県、茨城県及び群馬県において、指定廃棄物の長期管理施設を設

写真3-7-4 既存の管理型処分場（クリーンセンターふたば）の様子



資料：環境省

置することとし、有識者会議において、長期管理施設の安全性を適切に確保するための対策や候補地の選定手順等について、科学的・技術的な観点からの検討の上、2013年10月に長期管理施設の候補地を各県で選定するためのベースとなる案を取りまとめました。その後、それぞれの県における市町村長会議の開催を通じて長期管理施設の安全性や候補地の選定手法等に関する共通理解の醸成に努めた結果、宮城県、栃木県及び千葉県においては、各県の実情を反映した選定手法が確定しました。

これらの選定手法に基づき、環境省は、宮城県においては2014年1月に3か所、栃木県においては同年7月に1か所、千葉県においては2015年4月に1か所、詳細調査の候補地を公表しました。詳細調査候補地の公表後には、それぞれの県において、地元の理解を得られるよう取り組んでいるところですが、いずれの県においても詳細調査の実施には至っておりません。

その一方で、各県の課題に応じた段階的な対応も進めています。

宮城県においては、県の主導の下、各市町村が8,000ベクレル/kg以下の汚染廃棄物の処理に取り組むこととしたことを受け、環境省はこれを財政的・技術的に支援しています。2025年3月末時点で、黒川圏域では汚染廃棄物の処理が終了し、石巻圏域及び仙南圏域では本焼却が終了しているほか、大崎圏域において焼却を実施中です。

栃木県においては、指定廃棄物を保管する農家の負担軽減を図るため、2018年11月、指定廃棄物を一時保管している農家が所在する市町の首長が集まる会議を開催し、国から栃木県及び保管市町に対し、市町単位での暫定的な減容化・集約化の方針を提案し合意が得られました。2020年6月には、暫定保管場所の選定の考え方を取りまとめ、可能な限り速やかに暫定保管場所の選定が行われるよう、県や各市町と連携して取り組むことを確認しました。また、2021年6月には環境省から那須塩原市に対して、農業系指定廃棄物の暫定集約に加え、8,000ベクレル/kg以下となったものについて指定取消しを経て処分することなどの協力を要請しました。この方針等に沿って、環境省では2021年10月から2023年3月にかけて、那須塩原市内53の保管農家の敷地から暫定集約場所へ指定廃棄物を搬出するとともに、8,000ベクレル/kg以下となったものについては指定取消しを行い、他の一般廃棄物と混焼し処分するなどの取組を実施しました。また、日光市、大田原市及び矢板市では、方針に基づき農業系指定廃棄物を暫定保管場所へ集約する作業が完了し、那須町においてもおおむね完了するなど、関係市町において取組が進められています。

千葉県においては、2016年7月に全国で初めて8,000ベクレル/kg以下に減衰した指定廃棄物の指定取消を行いました。引き続き、課題解決に向け関係自治体と調整しながら指定廃棄物の処理を進めていきます。

茨城県においては2016年2月、群馬県においては同年12月に、「現地保管継続・段階的処理」の方針を決定しました。この方針を踏まえ、必要に応じた保管場所の補修や強化等を実施しつつ、8,000ベクレル/kg以下となったものについては、段階的に既存の処分場等で処理することを目指しています。

4 帰還困難区域の復興・再生に向けた取組

帰還困難区域については、2017年5月に改正された福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号。以下「福島特措法」という。）に基づき、各町村の特定復興再生拠点区域復興再生計画に沿って、特定復興再生拠点区域における除染や家屋等の解体を進めてきました。

また、2021年8月31日に、原子力災害対策本部・復興推進会議において「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」を決定し、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還に関する意向を個別に丁寧に把握した上で、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除の取組を進めていくこととされました。この方針を実現するため、2023年6月に福島特措法を改正し、避難指示解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す「特定帰還居住区域」を設定できる制度が創設されました。

また、帰還される住民の方々の安心・安全を確保するため、2013年度から帰還困難区域等において、

イノシシ等の生息状況調査及び捕獲を実施しています。2025年度は、5町村（福島県富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村）でイノシシ（626頭）、アライグマ（203頭）、ハクビシン（33頭）の総数862頭が捕獲されました（3月末時点）。

（1）特定復興再生拠点区域での取組

特定復興再生拠点区域における除染はおおむね完了しており（2026年2月末時点）、また、家屋等の解体の進捗率（申請受付件数比）は約96%です（2026年2月末時点）。こうした取組を踏まえ、2023年11月までには、全ての特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されました。

（2）特定帰還居住区域での取組

特定帰還居住区域については、特定帰還居住区域の設定範囲、公共施設の整備等の事項を含む「特定帰還居住区域復興再生計画」を市町村が作成し、内閣総理大臣の認定を受け、認定された計画に基づき、国による除染等の実施や道路・上下水道等のインフラ復旧等の避難指示解除に向けた取組を進めることとしています。

2022年度以降、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、葛尾村及び南相馬市で帰還意向調査を実施しており、そのうち、大熊町及び双葉町では、2023年度から先行的な除染や家屋等の解体を実施するため、両町の一部区域について、それぞれ特定帰還居住区域復興再生計画が作成され、2023年9月に内閣総理大臣が認定を行いました。これを受け、同年12月に除染や家屋等の解体が開始されました。

浪江町及び富岡町でも特定帰還居住区域復興再生計画が作成され、それぞれ2024年1月と同年2月に内閣総理大臣が認定を行いました。これを受け、浪江町では2024年6月、富岡町では同年9月に除染や家屋等の解体が開始されました。

さらに、南相馬市及び葛尾村でも特定帰還居住区域復興再生計画が作成され、それぞれ2025年3月と同年7月に内閣総理大臣が認定を行いました。また、大熊町、双葉町、富岡町、浪江町及び葛尾村で計画を変更し、区域が広がりました。

引き続き、除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を進めていきます。

5 復興の新たなステージに向けた未来志向の取組

環境省では、環境再生の取組のみならず、自然再興、炭素中立、循環経済といった環境の視点から地域の強みを創造・再発見する「福島再生・未来志向プロジェクト」を推進しており、2020年8月に福島県と締結し、さらに2026年3月に改定した「福島の復興に向けた未来志向の環境施策推進に関する連携協力協定」も踏まえ、福島県や関係自治体と連携しつつ施策を進めていくこととしています。

福島での自立・分散型エネルギーシステム導入に関する重点的な財政的支援を「脱炭素×復興まちづくり」推進事業として2021年度から継続して実施しており、2025年度は、設備導入補助を5件採択しました。

また、2023年3月に設立した「脱炭素×復興まちづくりプラットフォーム」では、230を超える民間企業等が参画し、各テーマに応じた個別ワーキンググループを設置し、復興まちづくりと脱炭素社会の同時実現に向けた検討を進めています。

さらに、2019年4月に福島県と共同策定した「ふくしまグリーン復興構想」を踏まえ、優れた自然環境を有する国立・国定公園の魅力向上や、自然資源、歴史や文化、景観、食、温泉等の地域資源を取り入れた国立・国定公園間を広域的に周遊する仕組みづくりなどの取組を進めてきました。また、これにより、自然環境の保全と調和を図る適正な利用を推進し、交流人口の拡大を図ってきました。

2025年度は、同構想の見直しを進め、これまでの取組成果や課題を踏まえ第2期計画を策定し、自然公園やロングトレイルの滞在体験向上、保護地域やOECMの拡大等を通じ、自然環境の保全と自然保護意識の醸成等に継続して取り組むこととしました。

第4章

水環境、土壌環境、海洋環境、 大気環境の保全・再生に関する取組

第1節 健全な水循環の維持・回復

1 流域における取組

(1) 流域マネジメントの推進等

2021年6月に改正された水循環基本法（平成26年法律第16号）や、2024年8月に閣議決定した「水循環基本計画」に基づき、2025年度は、流域マネジメントに取り組む、又は取り組む予定の地方公共団体等を対象に、知識や経験を有するアドバイザーの現地派遣等を通じて、勉強会の開催や流域水循環計画の策定・実施に必要な技術的な助言・提言を行う「水循環アドバイザー制度」により、取組の支援を行いました。また、災害時における代替水源としての地下水等利用の推進に向け「災害時地下水利用ガイドライン」を改訂しました。

(2) 環境保全上健全な水循環の確保

水循環基本法に基づき、広く国民に向けた情報発信等を目的とした官民連携プロジェクトの取組として、2025年11月に水に関する優良事例を共有する「グッドプラクティス塾」、2026年2月に「CDPウォーター・環境省共催セミナー」を開催し、民間企業等のウォーターポジティブや流域一体的な取組を推進し、水に関する情報開示等を促進するための情報発信を行いました。

2 森林、農村等における取組

第2章第3節を参照。

3 水環境に親しむ基盤づくり

下水処理水の再利用の際の水質基準等マニュアルに基づき、適切な下水処理水等の有効利用を進めるとともに、雨水の貯留浸透や再利用を推進しました。

水源地から河口まで様々な姿を見せる河川とそれにつながるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化、観光基盤等の資源や地域の創意に富んだ知恵を活かし、市町村、民間事業者と河川管理者が連携して、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す「かわまちづくり」を推進しました。

約580の市民団体等により全国の約4,600地点で実施された「第22回身近な水環境の全国一斉調査」の支援等、住民との協働による河川水質調査を実施しました。環境省と国土交通省では、環境問題への関心を高めるため、地域の方々の協力を得ながら「全国水生生物調査」を実施しました。

また、環境省では、水辺の環境調査に市民の参加を促すための研修会等を実施しました。

1 環境基準等の設定、排水管理の実施等

(1) 環境基準等の設定等

水質汚濁に係る環境基準のうち、健康項目については、カドミウム、鉛等の重金属類、トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物、シマジン等の農薬など、公共用水域において27項目、地下水において28項目が設定されています。

生活環境項目については、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、全窒素、全りん、全亜鉛等の基準が定められており、利水目的等から水域ごとに環境基準の類型指定を行っています。国が類型指定を行うこととされている水域のうち、相模ダム貯水池（相模湖）、城山ダム貯水池（津久井湖）及び土師ダム貯水池（八千代湖）における環境基準の類型指定及び暫定目標について見直しました（2025年10月施行）。

水環境に係る課題は、水質汚濁に加えて、CODの高止まり、栄養塩不足など、地域によって多様化しています。このため、水環境の状況、地域のニーズや実情に応じて、水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の柔軟な運用が可能となるよう、関係の通知を改正しました。この改正を踏まえ、伊勢湾における全窒素及び全りんの環境基準の水域類型の指定の見直しについて、2025年5月の中央環境審議会水環境・土壌農薬部会生活環境の保全に関する水環境小委員会より検討を開始しました。

また、知見の集積を図るべき物質として設定している要調査項目について見直しを行い、アクリロニトリル等15項目を新たに選定し、222項目としました。

さらに、良好な環境の創出に向け、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会水環境制度小委員会を開催し、今後の水環境に関する制度の在り方に関する検討を開始しました。

(2) 水環境の効率的・効果的な監視等の推進

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づき、都道府県等は環境基準に設定されている項目について、公共用水域及び地下水の水質の常時監視を行っています。また、要監視項目についても、都道府県等の地域の実情に応じ、公共用水域等において水質測定が行われています（要監視項目であるPFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及びPFOA（ペルフルオロオクタン酸）への対応については、第4章第2節3を参照）。

水質汚濁防止法が2013年に改正されたことを受けて、国は2014年度から全国の公共用水域約110地点、地下水約350地点において、放射性物質の常時監視を実施しています。モニタリング結果は、専門家による評価を経て公表しました。

2024年度の全国47都道府県の公共用水域、地下水の放射性物質のモニタリングの結果では、水質及び底質における全β放射能及び検出されたγ線放出核種は、過去の測定値の傾向の範囲内でした。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、「総合モニタリング計画」（2011年8月モニタリング調整会議決定、2026年3月改定）に基づき、2011年から福島県及び周辺地域の水環境における放射性物質のモニタリングを継続的に実施しています。公共用水域のうち河川、沿岸域の水質からは近年放射性セシウムは検出されておらず、湖沼の水質について2024年度は164地点のうち2地点のみで検出されました。地下水中の放射性セシウムについては、2011年度に福島県において検出されたのみで、2012年度以降検出されていません。

(3) 公共用水域の水質汚濁

ア 健康項目

水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）については、2024

年度の公共用水域における環境基準達成率が99.1%（2023年度99%）でした。

イ 生活環境項目

生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）のうち、有機汚濁の代表的な水質指標であるBOD又はCODの環境基準の達成率は、2024年度は88.6%（2023年度89.1%）でした。水域別では、河川93.9%（同93.8%）、湖沼50.8%（同52.6%）、海域78.2%（同80.5%）であり、湖沼では依然として達成率が低い状況です。

閉鎖性海域の海域別のCODの環境基準達成率は、2024年度は、東京湾は63.2%、伊勢湾は56.3%、大阪湾は66.7%、大阪湾を除く瀬戸内海は81.1%でした。

全窒素及び全りん的环境基準の達成率は、2024年度は湖沼51.6%（同50.8%）、海域89.5%（同88.2%）であり、湖沼では依然として低い水準で推移しています。閉鎖性海域の海域別の全窒素及び全りん的环境基準を達成した水域数は、2024年度は東京湾が6水域中6水域、伊勢湾が7水域中6水域、大阪湾が3水域中3水域、大阪湾を除く瀬戸内海が57水域中55水域でした。

2024年の赤潮の発生状況は、東京湾21件、伊勢湾17件、瀬戸内海78件、有明海28件でした。また、これらの海域では貧酸素水塊や青潮の発生も見られました。

(4) 地下水質の汚濁

2024年度の地下水質の概況調査の結果では、調査対象井戸（2,721本）の5.6%（153本）において環境基準を超過する項目が見られました。調査項目別に見ると、過剰施肥、家畜排せつ物の不適正処理、生活排水の地下浸透等が原因とみられる硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準超過率が2.5%と最も高くなっています。さらに、汚染源が主に事業場であるトリクロロエチレン等の揮発性有機化合物（VOC）についても、依然として新たな汚染が発見されています。また、汚染井戸の監視等を行う継続監視調査の結果では、3,642本の調査井戸のうち1,535本において環境基準を超過していました。

(5) 排水規制の実施

公共用水域の水質保全を図るため、水質汚濁防止法により特定事業場から公共用水域に排出される水については、全国一律の排水基準が設定されていますが、環境基準の達成のため、都道府県条例においてより厳しい上乗せ基準の設定が可能であり、全ての都道府県において上乗せ排水基準が設定されています。

排水基準の設定されている項目のうち、2025年4月に「大腸菌群数」について、よりの確にふん便汚染を捉えるために「大腸菌数」に見直され、許容限度が規定されました。また、「ほう素及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」並びに「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」について、一律排水基準を直ちに達成させることが困難であるとの理由により、これまで暫定排水基準が適用されていた業種の排水基準値について見直しの検討を行い、2025年7月から、新たな暫定排水基準が適用されました。

(6) 污水处理施設の整備

污水处理施設整備については、現在、2014年1月に国土交通省、農林水産省、環境省の3省で取りまとめた「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を参考に、都道府県において、早期に污水处理の概成（污水处理人口普及率95%以上）を目指し、また中長期的には污水处理施設の改築・更新等の運営管理の観点で、污水处理に係る総合的な整備計画である「都道府県構想」の見直しが進められています。2024年度末で污水处理人口普及率は93.7%となりましたが、残り約780万人の未普及人口の解消に向け、「都道府県構想」に基づき、浄化槽、下水道、農業等集落排水施設、コミュニティ・プラント等の各種污水处理施設の整備を推進しています。

社会情勢の変化に合わせた処理方式の在り方を検討するため、2025年7月、整備済みの集合処理施

設から個別処理施設への転換を検討・実施している自治体の把握調査を4省（総務省、農林水産省、国土交通省、環境省）合同で実施したところ、約100の自治体が転換意向を有していることが明らかになりました。これらの結果や、汚水処理の概成を2026年度に迎えることも踏まえ、既整備区域における集合処理から個別処理への転換も含めた概成後の在り方などについて議論するため、2026年3月に「汚水処理施設の最適化と広域連携の推進に向けた検討会」を関係省庁で設置し、議論を開始しました。また、同月には、集合処理から個別処理への転換に当たり必要となる事務手続や活用可能な制度等についてのQ & Aを関係省庁が連携して作成し、地方自治体に周知しました。

浄化槽については、「循環型社会形成推進地域計画」等に基づく市町村の浄化槽整備事業に対する国庫助成により、整備推進及び維持管理の向上を図りました。2023年度より公共浄化槽を対象とした少人数高齢世帯の維持管理費用の補助を開始し、2024年度より補助の対象を個人設置型浄化槽にも拡充しました。また、2025年度より老朽化した合併処理浄化槽から新規の合併処理浄化槽への更新を助成対象に追加するなど、浄化槽整備事業に対する一層の支援を行っています。2024年度においては、全国約1,700の市町村のうち約1,300の市町村で浄化槽の整備が進められました。

下水道整備については、「都道府県構想」に基づき、人口が集中している地区等の整備効果の高い区域において重点的に下水道整備を行いました。

合流式下水道の改善については、合流式下水道緊急改善事業等により、2023年度末までに全ての都市で施行令に基づく対策を完了しました。2024年度より特定水域合流式下水道改善事業を創設し、水域の特性と水環境へのニーズ・利用用途に応じた水質保全対策を推進しています。

下水道の未普及対策や改築については、「下水道クイックプロジェクト」の新たな手法を用いて、従来の技術基準にとらわれず地域の実状に応じた低コスト、早期かつ機動的な整備及び改築を推進しております。施工が完了した地域では大幅なコスト縮減や工期短縮等の効果を実現しました。

農業集落排水事業については、農業集落におけるし尿、生活雑排水等を処理する農業集落排水施設の整備又は改築を行うとともに、既存施設について、広域化・共同化対策、維持管理の効率化や長寿命化・老朽化対策を適時・適切に進めるため、地方公共団体による機能診断や計画策定等を推進しました。

水質汚濁防止法では生活排水対策の計画的推進等が規定されており、同法に基づき都道府県知事が重点地域の指定を行っています。2025年3月末時点で、41都府県、209地域、333市町村が指定されており、生活排水対策推進計画による生活排水対策が推進されました。

2 地下水・地盤環境

水質汚濁防止法に基づいて、地下水の水質の常時監視、有害物質の地下浸透制限、事故時の措置、汚染された地下水の浄化等の措置が講じられています。また、2011年6月に水質汚濁防止法が改正され、地下水汚染の未然防止を図るため、届出義務の対象となる施設の拡大、施設の構造等に関する基準の遵守義務、定期点検の義務等に関する規定が新たに設けられました。これらの制度の施行のため、構造等に関する基準及び定期点検についてのマニュアルや、対象施設からの有害物質を含む水の地下浸透の有無を確認できる検知技術についての事例集等を作成・周知しています。

環境基準項目の中で特に継続して超過率が高い状況にある硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染対策については、過剰施肥、不適正な家畜排せつ物管理及び生活排水処理等が主な汚染原因であるとみられることから、地下水保全のための硝酸性窒素等地域総合対策の推進のため、「硝酸性窒素等地域総合対策ガイドライン」の周知を図るとともに、地域における窒素負荷低減の取組の技術的な支援等を行いました。

地盤沈下は、地下水の過剰な採取により地下水位が低下し、粘性土層が収縮するために生じます。2024年度は、20都道府県27地域で地盤沈下観測のための測量が実施されました。かつて著しい地盤沈下を示した東京都区部、大阪府大阪市、愛知県名古屋市等では、地下水採取規制等の結果、長期的に

は地盤沈下は沈静化の傾向をたどっています。しかし、消融雪地下水採取地、水溶性天然ガス溶存地下水採取地等、一部地域では依然として地盤沈下が発生しています。

長年継続した地盤沈下により、建造物、治水施設、港湾施設、農地等に被害が生じた地域も多く、海抜ゼロメートル地域等では洪水、高潮、津波等による甚大な災害の危険性のある地域も少なくありません。

地盤沈下の防止のため、工業用水法（昭和31年法律第146号）及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和37年法律第100号）に基づく地下水採取規制の適切な運用を図りました。

雨水浸透ますの設置など、地下水かん養の促進等による健全な水循環の確保に資する事業に対して補助を実施しました。

濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部の3地域については、地盤沈下防止の施策の円滑な実施を図るため、協議会において情報交換を実施しました。

全国の地盤沈下に関する測量情報を取りまとめた「全国の地盤沈下地域の概況」及び代表的な地下水位の状況や地下水採取規制に関する条例等の各種情報を整理した「全国地盤環境情報ディレクトリ」を公表しました。

地下水・地盤環境の保全に留意しつつ地中熱利用の普及を促進するため、ガイドラインや広報パンフレット等で周知を図るとともに、「再生可能エネルギー熱「地中熱」に関する懇談会」を開催しました。さらに、今後の地下水採取規制の在り方についての検討を実施しました。

3 水道の水質・衛生

水道法（昭和32年法律第177号）に基づく水道水質基準に適合する安全な水道水を国民に供給するため、最新の科学的知見に基づき、水道水質基準等の設定・見直しを、着実に実施しています。有機フッ素化合物であるPFAS（ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物）のうち、PFOS及びPFOAについては、2025年6月30日に水質基準に引き上げ、2026年4月1日より施行しています。また、全国の水道事業者における検出状況について、2024年に実施した水道におけるPFOS及びPFOAに関する調査後の状況把握のためにフォローアップ調査を実施し、2025年12月に取りまとめ結果を公表しました。さらに、2025年6月30日に情報・知見の収集に努めるべき要検討項目として、これまで設定されていたPFHxSに加え、その他7物質のPFASを追加しました。

また、公共用水域等におけるPFOS及びPFOAを含むPFASについては、2024年6月に内閣府食品安全委員会が取りまとめた「評価書」を踏まえると、毒性学的に明確な基準値又は指針値の設定が可能と判断されることから、PFOS及びPFOAの「指針値（暫定）」を「指針値」とすることとしました。さらに、2025年9月には要調査項目にPFHxSに加えてPFBS等7物質を追加しました。このほか、濃度低減のための効果的な対策技術に関する知見を充実させることを目的とした「PFOS等の濃度低減のための対策技術の実証事業」を実施するとともに、リスクコミュニケーションを促進するために2025年12月に「PFASハンドブック」の更新を行いました。

水道水質基準や公共用水域・地下水の指針値が定められるなど、対策が進められているPFOS・PFOAについては、国内の河川や地下水等の水環境中で指針値を超えて検出される事例が確認されており、継続的なモニタリングはもちろんのこと、関係者への丁寧なリスクコミュニケーションが必要です。

このため、環境省では、PFASとはどんな物質か、水や食品に含まれるPFOS・PFOAの調査結果、今後の対策について等の情報を最新の知見・調査結果に基づいてまとめた地方公共団体向け「PFASハンドブック」を2025年3月に作成、同年12月に更新を行い、リスクコミュニケーションを促進しています。PFASハンドブックは環境省ホームページ（<https://www.env.go.jp/water/pfas.html>）に掲載され、自由にダウンロードできます。

PFASハンドブック



<構成>
第1章 PFAS（PFOS・PFOA等）の基礎知識
第2章 環境及び身の回りのPFOS・PFOA等
第3章 人の健康への影響（リスク評価）
第4章 PFASへの対応
URL:<https://www.env.go.jp/content/000368188.pdf>

資料：環境省

4 湖沼

湖沼については、湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）に基づき、11の指定湖沼において、「湖沼水質保全計画」を策定し、河川浄化等の水質の保全に資する事業、各種汚濁源に対する規制等の措置等を推進しています。このうち、2025年度においては、八郎湖1湖について計画改定を行いました。琵琶湖については、琵琶湖の保全及び再生に関する法律（平成27年法律第75号）に基づき、主務大臣が定めた「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」及び滋賀県が策定した「琵琶湖保全再生施策に関する計画」等を踏まえ、関係機関と連携して琵琶湖保全再生施策の推進に関する各種取組が行われています。また、気候変動の影響や生態系の変化を踏まえ、従来の湖沼水質保全の考え方における流入負荷を減らして湖内の水質を改善するという考え方に加え、物質循環を円滑にすることで水産資源を保全し、水質の保全との両立を図るという考え方の下、気候変動の影響予測や物質循環に係る検討、琵琶湖の内湖を対象とした植物プランクトンの異常増殖に係る対策の検討を行いました。



2024年12月、インドネシアが提案国となり、日本が共同提案国となって、毎年8月27日を「世界湖沼の日」とする国連決議案が、ニューヨークの国連総会で採択されました。8月27日は、日本発祥の国際会議である「世界湖沼会議」の1回目が、1984年に滋賀県大津市で開催された日です。

「世界湖沼の日」の制定を受けて、我が国（環境省）は、湖沼管理に係る国際的な機運を更に醸成するため、研究者、行政担当官、NGOや市民等が世界の湖沼で生じている環境問題やそれらの解決に向けた取組を議論する場である「世界湖沼会議」に出席し、中田宏環境副大臣（当時）のビデオメッセージにより「世界湖沼の日」の重要性を海外に向けて発信するとともに、我が国の湖沼管理に係る経験・取組を共有し、国際的に共通する課題に対し積極的に議論を行いました。

また、国内では「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」の制定から10年の節目を迎えることから、滋賀県において開催された「世界湖沼の日記念フォーラム」に勝目康環境大臣政務官（当時）が出席し、「世界湖沼の日」を契機として恵み豊かな湖沼を次世代に引き継ぎ、地域社会の持続可能な発展を実現していくことを確認しました。

第20回世界湖沼会議でのビデオメッセージ 中田宏環境副大臣（当時）



資料：環境省

世界湖沼の日記念フォーラムに出席する勝目康環境大臣政務官（当時）



資料：環境省

5 閉鎖性海域

(1) 栄養塩類の適正管理

閉鎖性が高く富栄養化のおそれのある海域として、全国で88の閉鎖性海域を対象に、水質汚濁防止法に基づき、窒素及びりんに係る排水規制を実施しています。

また、瀬戸内海においては、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（令和3年法律第59号）に基づき、地域ごとのニーズに応じて特定の海域への栄養塩類供給を可能とする栄養塩類管理制度を創設しています。

下水道終末処理場においては、豊かな海の再生や生物の多様性の保全に向け、近傍海域の水質環境基準の達成・維持等を前提に、冬期に下水放流水に含まれる栄養塩類の濃度を上げることで不足する窒素やりんを供給する、栄養塩類の能動的運転管理を進めました。

(2) 水質総量削減

人口、産業等が集中した広域的な閉鎖性海域である東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海を対象に、COD、窒素含有量及びりん含有量を対象項目として、当該海域に流入する総量の削減を図る水質総量削減を実

施しています。

これまでの取組の結果、陸域からの汚濁負荷量は着実に減少し、これらの閉鎖性海域の水質は改善傾向にありますが、COD、全窒素・全リンの環境基準達成率は海域ごとに異なり、赤潮や貧酸素水塊といった問題が依然として発生しています。また、「きれいで豊かな海」を目指す観点から、藻場・干潟の保全・再生等を通じた生物の多様性及び生産性の確保等の総合的な水環境改善対策の必要性が指摘されています。

このような状況及び課題等を踏まえ、2022年1月に策定した第9次総量削減基本方針に基づき、関係都府県において総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定が実施され、これらに基づく取組が進められています。

具体的には、一定規模以上の工場・事業場から排出される汚濁負荷量について、都府県知事が定める総量規制基準の遵守指導による産業排水対策を行うとともに、地域の実情に応じ、下水道、浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の整備等による生活排水対策、合流式下水道の改善、その他の対策を引き続き推進しました。

(3) 瀬戸内海の水環境保全

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）の改正（2022年4月施行）や、同法に基づく「瀬戸内海環境保全基本計画」（2022年2月閣議決定）に基づき、瀬戸内海の有する多面的な価値及び機能が最大限に発揮された「豊かな海」を目指し、関係府県において、瀬戸内海の水環境保全に関する府県計画の変更が進められました。加えて、法改正で新たに盛り込まれた栄養塩類管理制度について、兵庫県における「栄養塩類管理計画」の策定（2022年10月）に続き、香川県、山口県及び愛媛県においても同計画が策定されました。

また、湾・灘ごとの水環境の変化状況等の分析、藻場・干潟分布状況調査、気候変動による影響把握及び適応策の検討、水環境と水産資源等の関係に係る調査・検討を進めています。

同法に基づき、瀬戸内海における埋立て等については、海域環境、自然環境及び水産資源保全上の見地等から特別な配慮を求めています。同法施行以降、2025年11月1日までの間に埋立ての免許又は承認がなされた公有水面は、5,027件、13,782.7ha（うち2024年11月2日以降の1年間に3件、0.2ha）です。

(4) 有明海及び八代海等の水環境の保全及び改善

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）に基づき設置された有明海・八代海等総合調査評価委員会が2017年3月に取りまとめた報告、及び2022年3月に取りまとめた中間取りまとめを踏まえ、有明海及び八代海等の再生に関する基本方針に基づく再生方策の実施を推進するとともに、赤潮・貧酸素水塊の発生や底質環境、魚類等の生態系回復に関する調査等を実施しました。また、2026年度をめどとした評価委員会報告の取りまとめに向け、評価委員会でも審議を進めました。

(5) 里海づくりの推進

藻場・干潟の保全・再生・創出と地域資源の利活用の好循環を創出し、藻場・干潟が持つ多面的機能を最大限発揮することを目指す「令和の里海づくり」モデル事業を2022年度から2024年度にかけて、沿岸地域における里海づくりに取り組む延べ41団体を支援しました。さらに、今後の里海づくりのあり方検討会において、過年度の取組から得られた成果や課題を踏まえ、環境省が取り組むべき今後の里海づくりの理念や指針、藻場・干潟の保全や利活用のあり方について検討し、「今後の里海づくりのあり方に関する提言」を取りまとめ、2025年3月に公表しました。この提言を踏まえて、2025年からは戦略的「令和の里海づくり」基盤構築支援事業として、藻場・干潟の保全や再生及び資源の利活用に加えて、多様な主体の連携を推進する8件の地域における取組を支援し、過年度に作成された「里海づくりの手引書」を改定に向けて作業を進めました。これらについては、ウェブサイト「里海ネット」で情報発信を行いました。

6 アジアにおける水環境保全の推進

(1) アジア水環境パートナーシップ (WEPA)

2025年9月にマレーシアのプトラジャヤで開催された第21回WEPA年次会合・国際ワークショップでは、産業排水管理に焦点を当て、関連する政策やその施行状況、遵守状況について、事例を交えて情報共有を行いました。また、WEPA参加国の要請に基づく水環境改善プログラムとして、フィリピンにおける閉鎖性水域の水環境管理手法の構築やタイのチャオプラヤ川における汚濁負荷管理ガイドライン策定に向けた支援を行いました。

(2) アジア水環境改善モデル事業

我が国企業による海外での事業展開を通じ、アジア等の水環境の改善を図ることを目的に、2011年度からアジア水環境改善モデル事業を実施しています。2025年度は、過年度に実施可能性調査を実施した2件（ベトナム・インドネシア）の現地実証試験やビジネスモデルの検討を実施したほか、新たに公募により選定された民間事業者が、ベトナムにおける「ベトナム国活性酸素技術を用いた繊維染色産業の水質改善事業」の実施可能性調査を実施しました。

第3節 土壌環境の保全

1 土壌環境の現状

土壌汚染については、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づき、有害物質使用特定施設の使用の廃止時や、一定規模以上の土地の形質変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事等が認めるときに土壌汚染状況調査が行われています。また、土地の取引の際や環境管理等の一環として自主的な土壌汚染の調査が行われることもあり、土壌汚染対策法ではその結果を申請できる制度も存在します。

都道府県等が把握している調査結果では、2024年度に土壌の汚染に係る環境基準（以下「土壌環境基準」という。）又は土壌汚染対策法の土壌溶出量基準若しくは土壌含有量基準を超える汚染が判明した事例は1,194件であり、同法や都道府県等の条例に基づき必要な対策が講じられています。なお、事例を有害物質の項目別で見ると、ふっ素、鉛、砒素等による汚染が多く見られます。

また、同法については、2017年5月に成立した土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成29年法律第33号）の施行状況を点検し、見直しに向けた検討を進めました。

さらに、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）に定める特定有害物質（カドミウム、銅及び砒素）による農用地の土壌汚染の実態を把握するため、汚染のおそれのある地域を対象に細密調査が実施されており、2024年度は6地域56.5haにおいて調査が実施されました。これまでに基準値以上の特定有害物質が検出された、又は検出されるおそれが著しい地域（以下「基準値以上検出等地域」という。）は、2024年度末時点で累計134地域7,572haであり、同法に基づく対策等が講じられています。

ダイオキシン類については第5章第1節3を参照。

2 環境基準等の見直し

土壌環境基準については、土壌環境機能のうち、地下水等の摂取に係る健康影響を防止する観点と、食料を生産する機能を保全する観点から設定されており、既往の知見や関連する諸基準等に即し、現在

29項目について設定されています。

このうち、2022年4月に水質に係る環境基準が見直された六価クロム等について、必要な知見の収集等を行いました。

3 市街地等の土壤汚染対策

土壤汚染対策法に基づき、2024年度には、有害物質使用特定施設が廃止された土地の調査668件、一定規模以上の土地の形質変更の届出の際に、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事等が認め実施された調査758件、土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査0件、自主調査251件、汚染土壤処理施設の廃止又は許可が取り消された際の調査3件の合計1,680件行われ、同法施行以降の調査件数は、2024年度までに17,149件となりました。調査の結果、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準を超過しており、かつ土壤に含まれる有害物質の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため汚染の除去等の措置が必要な地域（以下「要措置区域」という。）として、2024年度末までに1,093件指定されています（1,093件のうち759件は解除）。また、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準を超過したものの、土壤に含まれる有害物質の摂取経路がなく、汚染の除去等の措置が不要な地域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として、2024年度末までに6,506件指定されています（6,506件のうち2,318件は解除）。

要措置区域においては、都道府県知事が汚染除去等計画の作成及び提出を指示することとされており、形質変更時要届出区域においては、土地の形質の変更を行う場合には、都道府県知事への届出が行われることとされています。また、汚染土壤を搬出する場合には、都道府県等への届出とともに、汚染土壤処理施設への搬出を管理票を用いて管理することとされており、これらにより、汚染された土地や土壤の適切な管理がなされるよう推進しました。

土壤汚染対策法に基づく土壤汚染の調査を的確に実施するため、調査を実施する機関は環境大臣又は都道府県知事の指定を受ける必要がありますが、2025年12月末時点で668件がこの指定を受けています。また、指定調査機関には、技術管理者の設置が義務付けられており、その資格取得のための土壤汚染調査技術管理者試験を2025年11月に実施しました。そのほか、低コスト・低負荷型の調査・対策技術の普及を促進するための実証試験等を行いました。

4 農用地の土壤汚染対策

農用地の土壤汚染対策は、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律に基づいて実施されています。基準値以上検出等地域の累計面積（7,572ha）のうち、対策地域の指定がなされた地域の累計面積は2024年度末時点で6,609ha、対策事業等（県単独事業、転用を含む）が完了している地域の面積は7,137haであり、基準値以上検出等地域の面積の94.3%になります。

第4節 海洋環境の保全

1 海洋ごみ対策

海洋ごみ（漂流・漂着・海底ごみ）は、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響等、様々な問題を引き起こしています。海洋ごみは人為的なものから流木等自然由来のものまで様々ですが、回収・処理された海洋ごみにはプラスチックごみが多く含まれています。また、近年、マイクロプラスチック（一般的に5mm未満とされる微細なプラ

スチック)による海洋生態系への影響が懸念されており、世界的な課題となっています。これらの問題に対し、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(平成21年法律第82号)及び同法に基づく基本方針、海洋プラスチックごみ対策アクションプラン、その他関係法令等に基づき、以下の海洋ごみ対策を実施しています。

海洋ごみの回収・処理や発生抑制対策の推進のため、海岸漂着物等地域対策推進事業により地方公共団体への財政支援を行いました。また、通常回収が難しい漂流・海底ごみ対策として、漁業者等がボランティアで回収した海洋ごみを地方公共団体が処理する場合の費用を、都道府県当たり最大1,000万円まで定額補助する取組を進めています。さらに、洪水、台風等により異常に堆積した海岸漂着ごみや流木等が海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合には、その処理をするため、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業による支援も行っています。

漂流ごみについては、船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び有明海・八代海等の閉鎖性海域において、海域に漂流する流木等のごみの回収等を行いました。また、2022年9月の台風や豪雨の影響により、有明海の水深が浅い海域において流木等の漂流物が発生し、船舶航行等に支障が及ぶおそれがあったため、海洋環境整備船にて漁業者と連携して回収作業を実施しました。

海洋プラスチックごみの削減に向けては、プラスチックとの賢い付き合い方を全国的に推進する「プラスチック・スマート」において、企業、地方公共団体、NGO等の幅広い主体から、不必要なウェイのプラスチックの排出抑制や代替品の開発・利用、分別回収の徹底など、海洋プラスチックごみの発生抑制に向けた取組を募集し、特設サイトや様々な機会において発信しました。また、「ローカル・ブルー・オーシャン・ビジョン推進事業」では、地方公共団体と民間企業等との連携による海洋ごみ対策のモデル創出を進めました。さらに、2023年10月には、日本最大の閉鎖性海域である瀬戸内海において、関係14府県と環境省が連携・協力し、地域全体で効果的・効率的にプラスチックごみ対策に取り組むための「瀬戸内海プラごみ対策ネットワーク」を立ち上げ、地域内での知見・情報の共有や効果的な対策モデルの検討等を行っています。

海洋ごみの量や種類などの実態把握調査については、2020年度に策定した地方公共団体向けの漂着ごみ組成調査ガイドラインに基づき、地方公共団体の協力の下、漂着ごみの組成や回収量、これらの経年変化の把握を続けています。また、マイクロプラスチックについては、2023年度に河川・湖沼における調査ガイドラインを策定し(2025年度改訂)、日本沿岸、沖合地域及び河川における調査・実態把握を進めています。さらに、プラスチックごみの海洋への流出量や内訳に関する評価手法を検討し、推計結果を2024年度から公表しています。マイクロプラスチックを含む海洋中のプラスチックごみや、プラスチックごみに残留している化学物質(添加剤)と環境中からプラスチックごみに吸着してきた化学物質が生物・生態系に及ぼす影響等については、まだ十分な科学的な知見が蓄積されていないことから、2023年度に「環境中流出プラスチックごみに関する既往研究と今後の重点課題の見直し(生物・生態系影響と実態)報告書」を公表し、関連する調査研究を支援するとともに、調査研究データを活用し、水生生物を中心とする生物・生態系影響評価手法の検討を進めています。科学的知見の蓄積と並行して発生・流出抑制対策を推進することも重要であり、様々な分野の業界団体や事業者等とともに「マイクロプラスチック・スマート懇話会」を開催し、普及啓発資料の作成等のマイクロプラスチック対策について検討するとともに、「マイクロプラスチック削減に向けたグッド・プラクティス集」第3版を2025年4月に公表し、日本企業が有する発生抑制・流出抑制・回収・代替素材開発等に資する先進的な技術・取組を、国内外に発信しました。

マイクロプラスチックのモニタリング手法の国際的な調和に向けては、実証事業や国内外の専門家を招いた会合での議論を経て、2019年度に公表した「漂流マイクロプラスチックのモニタリング手法調和ガイドライン」(2020年度及び2023年度に改訂)にのっとった比較可能性のあるモニタリングデータを収集するため、2024年5月にプラスチック分布や調査地点等の2次元地図と併せて提供するデー

タベース「Atlas of Ocean Microplastics」（通称：AOMI）を公表しました。さらに、海岸等における大きなごみを対象とする「リモートセンシング技術を用いた海洋ごみモニタリング調和ガイドライン」の作成も進めており、実証事業や国内外の専門家による議論を経て、対象技術をドローンとする初版（2024年度）及び固定カメラを加えた第2版（2025年度）を公表しました。

船舶起源の海洋プラスチックごみの削減に向けて、海事関係者を対象とする講習会等を通じ、プラスチックごみを含む船上廃棄物に関する規制等について周知活動を実施しました。

2 海洋汚染の防止等

船舶等からの廃棄物等の海洋投入処分による海洋汚染の防止を目的としたロンドン条約1996年議定書等の国際海事機関（IMO）の海洋環境に係る条約等を国内担保するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「海洋汚染等防止法」という。）に基づき、廃棄物等の海洋投入処分及びCO₂の海底下廃棄に係る許可制度の適切な運用、有害水バラスト処理設備の審査並びに有害性の査定がなされていない液体物質（未査定液体物質）の海洋環境保全の見地からの査定等を行っています。

日本海等における海洋環境の保全に向けた取組の枠組みである北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）に基づき、当該海域の状況を把握するため、人工衛星を利用したリモートセンシング技術による海洋環境モニタリング手法に係る研究等の取組等を実施しています。

1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約及び2000年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書に基づき、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」を策定しており、環境保全の観点から油等汚染事件に的確に対応するため、緊急措置の手引書の備付けの義務付け並びに沿岸海域環境保全情報の提供、関係地方公共団体等に対する油等に汚染された野生生物の救護及び事故発生時対応の在り方に対する研修・訓練を実施しました。

加えて、海洋汚染等防止法等にのっとり、船舶の事故等により排出された油等について、原因者のみでは十分な対応がとられていない又は時間的猶予がない場合等に、被害の局限化を図るため、油回収装置、航走拡散等により油等の防除を行っています。また、油等の流出への対処能力強化を推進するため、資機材の整備、現場職員の訓練及び研修を実施したほか、関係機関との合同訓練を実施するなど、連携強化を図り、迅速かつ的確な対処に努めています。2021年8月青森県八戸港沖で発生した貨物船座礁に伴う油流出事故の際には、北陸地方整備局所属の大型^{しゅんせつ}浚渫兼油回収船「白山」が出動し、漂流油の回収や航走及び放水拡散を行いました。

海洋プラスチックに関する発生抑制対策等については、第4章第4節1を参照。

3 海洋環境に関するモニタリング・調査研究の推進

陸域起源の汚染や廃棄物等の海洋投入処分による汚染を対象とした、日本周辺の海洋環境の経年的変化を捉え、評価を行うため、底質及び生体濃度等の海洋環境モニタリング調査を実施しています。2025年度は、北日本の沖合海域で調査を実施しました。今後も定期的に調査を行い、汚染の状況に大きな変化がないか把握していきます。

東京電力福島第一原子力発電所事故により環境中に放出された放射性物質及び東京電力が実施する多核種除去設備等処理水（以下「ALPS^{アルプス}処理水」という。）の海洋放出への継続的な対応として、現状及び経年変化を把握するため、「総合モニタリング計画」に基づき、放射性物質の海洋環境モニタリング調査を実施しています。

日本周辺海域における海洋汚染（油、廃棄物等）の発生確認件数について、2025年は455件と2024年に比べ39件増加しました。これを汚染物質別に見ると、油による汚染が318件で前年に比べ

32件増加、廃棄物による汚染が120件で前年に比べ18件増加、有害液体物質による汚染が1件で前年に比べ1件減少、その他（工場排水等）による汚染が16件で前年に比べ10件減少しました。

東京湾・伊勢湾・大阪湾における海域環境の観測システムを強化するため、各湾でモニタリングポスト（自動連続観測装置）により、水質の連続観測を行いました。

環境中のプラスチックに関するモニタリング・調査研究については、第4章第4節1を参照。

（1）生物多様性の確保等

第2章第4節を参照。

（2）沿岸域の総合的管理

第2章第4節を参照。閉鎖性海域に係る取組は第4章第2節5を参照。

（3）気候変動・海洋酸性化への対応

海水温上昇や海洋酸性化等の海洋環境や海洋生態系に対する影響を的確に把握するため、海洋における観測・監視を継続的に実施しました。

（4）海洋の開発・利用と環境の保全との調和

海底下への二酸化炭素回収・貯留（海底下CCS）に関しては、中央環境審議会が取りまとめた「今後の海底下への二酸化炭素回収・貯留に係る海洋環境の保全の在り方について」（答申）（2024年1月）も踏まえ、新たな法制度として二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号。以下「CCS事業法」という。）が2024年5月に成立、公布されました。これにより、環境省と経済産業省で連携して、海底下CCSが海洋環境の保全と調和する形で適切に実施されるよう取り組むこととなります。2024年8月及び11月からCCS事業法の一部が施行され、2025年2月には北海道苫小牧沖、9月には千葉県九十九里沖が特定区域として指定されました。さらに9月には経済産業大臣が苫小牧沖の特定区域における試掘を許可しました。

また、ロンドン議定書の2009年の改正について、2025年12月に受諾及び暫定的適用の宣言を行いました。これにより、国際規範を守った上で海底下CCS目的での二酸化炭素の輸出が可能となります。

（5）監視取締りの現状

海上環境事犯の一掃のため、沿岸調査や情報収集の強化、巡視船艇・航空機の効果的な運用により、日本周辺海域及び沿岸の監視取締りを行っています。また、潜在化している廃棄物・廃船の不法投棄事犯や船舶からの油不法排出事犯など、悪質な海上環境事犯の徹底的な取締りを実施しました。海上環境関係法令違反送致件数について、2025年は649件を送致しています。

（6）^{アルプス}ALPS^{アルプス}処理水に係る海域モニタリング

2023年8月に、^{アルプス}ALPS^{アルプス}処理水の海洋放出が開始されました。^{アルプス}ALPS^{アルプス}処理水の海洋放出に当たっては、トリチウム以外の放射性物質について、安全基準を確実に下回るまで浄化されていることを確認し、取り除くことが困難なトリチウムについては、安全基準を十分に満たす濃度（1,500ベクレル/ℓ未満）まで海水で大幅に希釈した上で、処分を行うこととしています。

環境省では、環境中の放射性物質の状況を確認するため、海水や魚類、海藻類についてトリチウム等の放射性核種の濃度を測定しています。これらの分析の結果、人や環境への影響がないことを確認しており、関係機関が実施する海域モニタリングの結果を含め、日本語、英語、中国語、韓国語のウェブサイトで結果を公開しています。これらのモニタリング手法の検討や結果に関する評価に当たっては、^{アルプス}ALPS^{アルプス}処理水に係る海域モニタリング専門家会議」において専門家による確認・助言を受けることにより、科学的な妥当性を確認しています。

また、我が国の分析能力の信頼性を確認するため、2025年9月には分析機関間比較（ILC）の一環として国際原子力機関（IAEA）及び第三国分析機関の専門家が来日し、共同での海洋試料採取等を行いました。今後、IAEAにより、我が国、IAEA及び第三国における分析結果の比較・評価が行われます。さらに、2024年9月には、我が国とIAEAとの間で、国際社会に対して更に透明性の高い情報提供を行っていく観点から、関係国の関心を踏まえ、IAEAの枠組みの下で現行のモニタリングを拡充することで一致しており、2025年9月及び2026年2月には、これに基づくIAEAの枠組みの下での追加的モニタリングとして、IAEA及び第三国分析機関の専門家による海洋試料の採取が行われました（写真4-4-1）。

写真4-4-1 第三国専門家が海水を採取する様子



資料：原子力規制庁

第5節 大気環境の保全

1 大気環境の現状

(1) 光化学オキシダント

ア 環境基準の達成状況

2024年度の光化学オキシダントの環境基準達成率は、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）が0%（測定局数1,129局）、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）が0%（測定局数31局）であり、依然として極めて低い水準です。一方、昼間の測定時間を濃度レベル別の割合で見ると、1時間値が0.06ppm以下の割合は94.0%（一般局）でした。

光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するために、中央環境審議会大気・騒音振動部会微小粒子状物質等専門委員会が提言した新たな指標（8時間値の日最高値の年間99パーセンタイル値の3年平均値）によれば、2022～2024年度の結果は、2021～2023年度と比べて関東地域、東海地域、阪神地域が上昇、福岡・山口地域が横ばいでした。

イ 光化学オキシダント注意報等の発令状況等

2025年の光化学オキシダント注意報等の発令延日数（都道府県を一つの単位として注意報等の発令日数を集計したもの）は47日（16都府県）であり、月別に見ると、8月が最も多く19日、次いで7月が14日でした。また、光化学大気汚染によると思われる被害届出人数（自覚症状による自主的な届出による）は1人でした。

ウ 非メタン炭化水素の測定結果

2024年度の非メタン炭化水素の午前6時～午前9時の3時間平均値の年平均値は、一般局0.10ppmC、自排局0.11ppmCであり、近年、一般局、自排局共に緩やかな低下傾向にあります。

(2) 微小粒子状物質

ア 環境基準の達成状況

2024年度の微小粒子状物質（PM_{2.5}）の環境基準達成率は、一般局99.5%（有効測定局数874局）、自排局100%（有効測定局数232局）でした。また、年平均値は、一般局8.4 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、自排局8.9 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ でした。

イ PM_{2.5}注意喚起の実施状況

2013年2月に環境基準とは別に策定された「注意喚起のための暫定的な指針」に基づき、日平均値が70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される場合に都道府県等が注意喚起を実施しています。2025年度の注意喚起実施件数は0件でした。

(3) その他の大気汚染

2024年度の二酸化窒素 (NO₂)、浮遊粒子状物質 (SPM)、一酸化炭素 (CO) の環境基準達成率はいずれも、一般局、自排局共に100%、二酸化硫黄 (SO₂) の環境基準達成率は、一般局99.6%、自排局100%でした。

酸性雨について、2024年度のモニタリング結果によると、我が国の降水はpHの上昇（酸の低下）の兆候が見られました。また、生態系への影響については、大気汚染等が原因とみられる森林の衰退は確認されませんでした。

黄砂については、過放牧や耕地の拡大等の人為的な要因も影響していると指摘されています。年により変動が大きく、長期的な傾向は明瞭ではありません。

(4) 有害大気汚染物質

環境基準が設定されている4物質に係る測定結果（2024年度）は、ベンゼンは1地点で環境基準を超過しましたが、その他の3物質は全ての地点で環境基準を達成しています（ダイオキシン類に係る測定結果については、第5章第1節3（1）を参照）。

指針値（環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値）が設定されている物質のうち、ヒ素及びその化合物は4地点、1,2-ジクロロエタンは3地点、塩化ビニルモノマーは1地点、マンガン及びその化合物は3地点で指針値を超過しており、アクリロニトリル、アセトアルデヒド、塩化メチル、クロロホルム、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、1,3-ブタジエンは全ての地点で指針値を達成しています。

(5) 放射性物質

2024年度の大気における放射性物質の常時監視結果として、全国10地点における空間放射線量率の測定結果は、過去の調査結果と比べて特段の変化は見られませんでした。

(6) アスベスト（石綿）

石綿による大気汚染の現状を把握し、今後の対策の検討に当たっての基礎資料とするとともに、国民に対し情報提供していくため、建築物の解体工事等の作業現場周辺等で、大気中の石綿濃度の測定を実施しました（2024年度の対象地点は全国44地点）。2024年度の調査結果では、発生源周辺地域（解体現場は施工区域周辺）及びバックグラウンド地域の地点において、石綿以外の繊維を含む総繊維について特に高い濃度は見られませんでした。また、2025年度も引き続き大気中のアスベスト濃度調査を行いました。

2 窒素酸化物・光化学オキシダント・PM_{2.5}等に係る対策

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づく固定発生源対策及び移動発生源対策を適切に実施するとともに、光化学オキシダント及びPM_{2.5}の生成の原因となり得る窒素酸化物 (NO_x)、揮発性有機化合物 (VOC) 等の排出対策を進めています。また、大気保全施策の推進等に必要な基礎資料となる常時監視体制を整備しています。

光化学オキシダントは呼吸器等への影響が懸念され、その主成分であるオゾン、それ自体が温室効果ガスであると同時に、植物の光合成を阻害し二酸化炭素吸収を減少するとして、気候変動への影響も

懸念されています。このため、2022年1月に「気候変動対策・大気環境改善のための光化学オキシダント総合対策について〈光化学オキシダント対策ワーキングプラン〉」を策定しました。これに基づき、2022年3月より科学的知見の取りまとめを開始し、2025年5月から中央環境審議会大気・騒音振動部会大気汚染物質小委員会において、検討を行い、2025年12月に答申を得て、大気環境基準の告示を2026年1月に改正しました。また、新たに「微小粒子状物質・光化学オキシダント対策ワーキングプラン」を策定し、引き続き排出削減対策を進めることとしました。

(1) ばい煙に係る固定発生源対策

大気汚染防止法に基づき、ばい煙（NO_x、硫黄酸化物（SO_x）、ばいじん等）を排出する施設（ばい煙発生施設）について排出基準を定めて規制等を行うとともに、施設単位の排出基準では良好な大気環境の確保が困難な地域においては、工場又は事業場の単位でNO_x及びSO_xの総量規制を行っています。

(2) 移動発生源対策

運輸・交通分野における環境保全対策については、自動車一台ごとの排出ガス規制の強化を着実に実施しました。また、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号。以下「自動車NO_x・PM法」という。）に基づき、自動車からのNO_x及び粒子状物質（PM）の排出量の削減に向けた施策を実施しました。

ア 自動車単体対策と燃料対策

自動車の排出ガス及び燃料については、大気汚染防止法等に基づき規制を逐次強化してきています。「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第十五次答申）」（2024年9月中央環境審議会）を踏まえ、今後の自動車排出ガスの低減対策について審議を行っています。

イ 大都市地域における自動車排出ガス対策

自動車交通が集中する大都市地域の大气汚染状況に対応するため、自動車NO_x・PM法の総量削減基本方針に基づき、自動車からのNO_x及びPMの排出量の削減に向けた施策を計画的に進めています。同基本方針に規定される目標年度については、中央環境審議会の「今後の自動車排出ガス総合対策のあり方について（答申）」（2022年4月）を踏まえ、2026年度までに対策地域の全常時監視測定局において、安定的かつ継続的な環境基準の達成を目指していくこととなりました。

ウ 電動車の普及促進

乗用車は、2035年までに、新車販売に占める電動車の割合を100%にする、商用車は、8t以下の車については、2030年までに、新車販売に占める電動車の割合を20～30%、2040年までに電動車と合成燃料等の脱炭素燃料車で100%にする、8t超の車については、2030年までに電動車を5,000台先行導入するとの目標に基づき、電動車の普及のための各種施策に取り組みました。

電動車の普及を促す施策として、車両導入に対する各種補助、自動車税・軽自動車税の軽減措置及び自動車重量税の免除・軽減措置等の税制上の特例措置を講じました。

エ 船舶・航空機・建設機械の排出ガス対策

船舶からの排出ガスについては、IMOの基準を踏まえ、海洋汚染等防止法により、NO_x、燃料油中硫黄分濃度（SO_x、PM）について規制されています。

航空機からの排出ガスについては、国際民間航空機関（ICAO）の排出物基準を踏まえ、航空法（昭和27年法律第231号）により、炭化水素（HC）、CO、NO_x、不揮発性粒子状物質（nvPM）等について規制されています。

建設機械からの排出ガスについては、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号。以下、「オフロード法」という。）に基づき2006年10月から順次使用規制を開始し、2011年、2014年及び2024年に規制を順次強化するとともに、「建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針」に基づきNO_x、PMなど大気汚染物質の排出抑制に取り組みました。

オフロード法の対象外機種（可搬型発動発電機や小型の建設機械等）についても、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」等により、排出ガス対策型建設機械の普及を図りました。さらに、融資制度により、これらの建設機械を取得しようとする中小企業等を支援しました。

オ 普及啓発施策等

警察庁、経済産業省、国土交通省及び環境省で構成するエコドライブ普及連絡会の枠組みを活用し、CO₂削減につながる環境負荷の軽減に配慮した自動車利用の取組「エコドライブ」を推進し、環境に優しく、安全運転にもつながることを呼び掛けました。

(3) VOC対策

VOCは光化学オキシダント及びPM_{2.5}の生成原因の一つであるため、その排出削減により、大気汚染の改善が期待されます。

VOCの排出抑制対策は、法規制と自主的取組のベストミックスにより実施しており、2024年度の総排出量は基準の2000年度に比べ、約6割削減されました。

VOCの一種である燃料蒸発ガスを回収する機能を有する給油機（Stage2）の普及促進のため、当該給油機を導入している給油所を大気環境配慮型SS（e→AS【イーアス】）として認定する制度を2018年2月に創設し、2026年3月末までに737件の給油所を認定しました。

(4) 監視・観測、調査研究

ア 大気汚染物質等の監視体制

大気汚染の状況を全国的な視野で把握するとともに、大気保全施策の推進等に必要な基礎資料を得るため、国設大気環境測定所（9か所）、国設自動車交通環境測定所（9か所）、大気汚染防止法に基づき都道府県等が設置する一般局及び自排局において、大気汚染状況の常時監視を実施しています。測定データ（速報値）、都道府県等が発令した光化学オキシダント注意報等やPM_{2.5}注意喚起の情報について、環境省では「大気汚染物質広域監視システム（そらまめくん）」によりリアルタイムに収集し、インターネットで情報提供しています。

国及び都道府県等では季節ごとのPM_{2.5}成分の測定を行っています。また、国において、全国10か所でPM_{2.5}成分の連続測定、全国3か所でPM_{2.5}の原因物質であるVOCの連続測定を行っています。これらの測定データを基に、国内の発生源寄与割合や大陸からの越境汚染による影響等、PM_{2.5}による汚染の原因解明や効果的な対策の実施に向けた検討を進めています。

国内における越境大気汚染の状況を把握するため、国内の湿性・乾性沈着モニタリング、湖沼等を対象とした陸水モニタリング、土壌・植生モニタリング等を、離島など遠隔地域を中心に実施しています。また、国立研究開発法人国立環境研究所と協力して、高度な黄砂観測装置（ライダー装置）によるモニタリングネットワークを整備し、「環境省黄砂飛来情報（ライダー黄砂観測データ提供ページ）」において観測データをリアルタイムで提供しています。

イ 放射性物質の監視体制

関係機関が実施している放射性物質モニタリングを含めて、全国308地点で空間放射線量率の測定を行うなど、放射性物質による大気汚染の状況を監視しており、2024年度の大気における放射性物質の常時監視結果を専門家による評価を経て公表しています。

東京電力福島第一原子力発電所事故により環境中に放出された放射性物質のモニタリングについては、政府が定めた「総合モニタリング計画」に基づき、関係府省、地方公共団体、原子力事業者等が連携して実施しています。また、放射線モニタリング情報のポータルサイトにおいて、モニタリングの結果を一元的に情報提供しています。

航空機モニタリングによる2024年12月時点の東京電力福島第一原子力発電所から80km圏内の地表面から1mの高さの空間線量率は、引き続き減少傾向にあります。

より強靱で機動的な環境放射線モニタリングシステムを構築するため、先進的モニタリングシステム構想を推進しています。具体的には、モニタリングポストで行われている通信回線の多重化の選択肢として、低消費電力で広域のネットワークを構築できる通信回線であるLPWA（Low Power Wide Area）の実証試験の実施や、LPWAと組み合わせて使用する小型モニタリング機器の開発、無人航空機等を用いた航空機モニタリングの運用、ドローン型モニタリングポストの開発等を進めました。

3 多様な有害物質による健康影響の防止

(1) 石綿飛散防止対策

大気汚染防止法では、全ての建築物及びその他の工作物の解体等工事について、吹付け石綿や石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材、仕上塗材及び成形板等の使用の有無を事前調査で確認し、当該建材が使用されている場合には作業基準を遵守することなどを求めており、地方公共団体と連携して、石綿の大気環境への飛散防止対策に取り組んできました。

2020年6月に大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号）等が公布され、2021年4月から順次施行されており、全ての石綿含有建材が規制対象となるなど、解体等工事に伴うアスベストの飛散防止対策が強化されました。改正後の大気汚染防止法の円滑な運用がなされるように対応の徹底を図りました。

(2) 水銀大気排出対策

水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な施行を確保するため、改正大気汚染防止法が2018年4月に施行されました。同法に基づく水銀大気排出対策の着実な実施を図るため、水銀排出施設の届出情報及び水銀濃度の測定結果の把握や、要排出抑制施設における自主的取組のフォローアップ、水銀大気排出インベントリーの作成等を行いました。また、2023年4月に、水銀に係る改正大気汚染防止法施行後5年が経過したことから、制度の点検・見直しを行い、2024年9月の中央環境審議会答申「水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について（第三次答申）」に即して、所要の省令改正を行いました。

(3) 有害大気汚染物質対策等

有害大気汚染物質による大気汚染の状況を把握するため、大気汚染防止法に基づき、地方公共団体と連携して有害大気汚染物質モニタリング調査を実施しました。特に酸化エチレンについては、2022年10月に策定した「事業者による酸化エチレンの自主管理促進のための指針」により排出抑制対策を推進しており、同指針に基づき事業者団体等が策定した自主管理計画の2024年度の実施状況を、2026年1月に開催した中央環境審議会大気・騒音振動部会有害大気汚染物質排出抑制対策等専門委員会において報告しました。

有害大気汚染物質から選定された優先取組物質のうち、環境目標値が設定されていない物質については、迅速な値の設定を目指すこととされており、科学的知見の充実のため、有害性情報等の収集を行いました。

(1) 騒音・振動対策

騒音に係る環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに設定されており、類型指定は、2024年度末時点で765市、415町、38村、23特別区において行われています。また、環境基準達成状況の評価は、「個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本」とされ、一般地域（地点）と道路に面する地域（住居等）別に行うこととされています。

一般地域における騒音の環境基準の達成状況は、2024年度において、2,315地点の測定地点のうち2,091地点（90.3%）で環境基準を達成しました。

騒音苦情の件数は2024年度には前年度より4件減少し、1万9,886件でした。発生源別に見ると、建設作業に係る苦情の割合が41.1%を占め、次いで工場・事業場に係る苦情の割合が23.8%を占めています。

振動の苦情件数は、2024年度は前年度より241件増加し、4,508件でした。発生源別に見ると、建設作業に対する苦情件数が72.5%を占め、次いで工場・事業場に係るものが15.9%を占めています。

ア 自動車、新幹線鉄道、航空機等の騒音・振動対策

自動車単体の構造の改善による騒音の低減等の発生源対策、道路構造対策、交通流対策、沿道対策等の諸施策を総合的に推進しました。また、「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について（第四次答申）」（2022年6月中央環境審議会）を踏まえ、四輪車及び二輪車走行騒音規制の見直し等について検討を行っています。

道路に面する地域における騒音の環境基準の達成状況については、2024年度において、全国約962万7,900戸の住居等を対象に行った評価では、昼間・夜間のいずれか又は両方で環境基準を超過したのは約42万5,000戸（4.4%）でした。このうち、幹線交通を担う道路に近接する空間にある約415万9,200戸のうち昼間・夜間のいずれか又は両方で環境基準を超過した住居等は約27万5,200戸（6.6%）でした。

要請限度制度の運用状況については、自動車騒音に関して、2024年度に地方公共団体が苦情を受け測定を実施した22地点のうち要請限度値を超過したのは2地点でした。また同様に、道路交通振動に関して、測定を実施した42地点のうち要請限度値を超過したのは2地点でした。なお、要請限度制度とは、自動車からの騒音や振動が環境省令で定める限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認められる場合に、市町村長が都道府県公安委員会に対して道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による措置等を要請することができる制度です。

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況は、2024年度において、492地点の測定地点のうち215地点（43.7%）で環境基準を達成しました。なお、新幹線鉄道の軌道中心から25m以内に住居がない地域数の割合は、2024年度において17.7%であり、近年ほとんど変動がありません。また、整備新幹線開業時における障害防止対策及び新幹線鉄道振動に係る指針値は、おおむね達成されています。

新幹線鉄道騒音対策としては、従来の音源対策である75デシベル対策に加え、新幹線鉄道沿線の地方公共団体に対し、新幹線鉄道騒音による著しい騒音が及ぶ地域については、沿線の土地利用計画の決定又は変更の際し、新たな市街化を極力抑制するとともに、具体的な土地利用において騒音により機能をおそれるおそれの少ない公共施設等を配置するなど、騒音防止可能な措置を講じるよう指導しているところです。また、新幹線鉄道騒音の測定・評価に関する標準的な方法を示した「新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアル」に基づく測定・評価等を行い、現状の把握に努めています。

航空機騒音については、測定・評価に関する標準的な方法を示した「航空機騒音測定・評価マニュアル」に基づく測定・評価等を行い、現状の把握に努めています。

公共用飛行場周辺における航空機騒音対策としては、耐空証明（旧騒音基準適合証明）制度による騒音基準に適合しない航空機の運航を禁止するとともに、緊急時等を除き、成田国際空港では夜間の航空

機の発着を禁止し、大阪国際空港等では発着数の制限を行っています。

航空機騒音対策を実施してもなお航空機騒音の影響が及ぶ地域については、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号）等に基づき空港周辺対策を行っています。同法に基づく対策を実施する特定飛行場は、東京国際空港、大阪国際空港、福岡空港など14空港であり、これらの空港周辺において、学校、病院、住宅等の防音工事及び共同利用施設整備の助成、移転補償、緩衝緑地帯の整備等を行っています。また、大阪国際空港及び福岡空港については、周辺地域が市街化されているため、同法により計画的周辺整備が必要である周辺整備空港に指定されており、大阪国際空港周辺の事業は関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成23年法律第54号）等に基づき新関西国際空港株式会社より空港運営権者に選定された関西エアポート株式会社が、福岡空港周辺の事業は国及び関係地方公共団体の共同出資で設立された独立行政法人空港周辺整備機構が関係府県知事の策定した空港周辺整備計画に基づき、上記施策に加えて、再開発整備事業等を実施しています。

自衛隊等の使用する飛行場等に係る周辺対策としては、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）等に基づき、学校、病院、住宅等の防音工事の助成、移転措置、緑地帯等の整備、テレビ受信料の助成等の各種施策を行っています。

航空機騒音に係る環境基準の達成状況は、2024年度において、588地点の測定地点のうち、506地点（86.1%）で達成しました。

イ 工場・事業場及び建設作業の騒音・振動対策

騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51年法律第64号）では、騒音・振動を防止することにより生活環境を保全すべき地域内における法で定める工場・事業場及び建設作業の騒音・振動を規制しています。

振動規制法に基づく特定施設であるコンプレッサーについて、「一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する圧縮機を定める告示」及び「低振動型圧縮機の指定に関する規程」を2022年5月に公布し、同年12月に施行されました。2025年度末時点で、低振動型圧縮機として1万2,892型式を指定しました。

ウ 低周波その他の対策

2024年度には全国の地方公共団体で、低周波に関する苦情が291件受け付けられました。低周波音問題への対応に資するため、地方公共団体職員を対象として低周波音の測定評価方法等に係る講習を行っています。

また、新しい騒音問題として、風力発電施設については「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」及び「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」、省エネ型温水器等については「地方公共団体担当者のための省エネ型温水器等から発生する騒音対応に関するガイドブック」の周知徹底に努めています。

近年、営業騒音、拡声機騒音、生活騒音等のいわゆる近隣騒音は、騒音に係る苦情全体の約18.9%を占めており、普及啓発活動を行っています。各地方公共団体では2024年度末時点で、深夜営業騒音は41の都道府県及び106の市町村で、拡声機騒音は43の都道府県及び135の市町村で条例を制定しています。

(2) 悪臭対策

悪臭苦情の件数は2018年度からは増加していましたが、2021年度からは減少傾向になり、2024年度の悪臭苦情件数は1万1,076件と、前年度に比べ659件減少しました。

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）に基づき、工場・事業場から排出される悪臭の規制等を実施しています。2025年度には、嗅覚測定法における現告示法の見直しの検討、臭気指数算出方法の検討等

を行いました。また、臭気指数等の測定を行う臭気測定業務従事者についての国家資格を認定する臭気判定士試験を毎年1回実施しています。

(3) ^{ひかりがい}光害対策等

不適切な屋外照明等の使用から生じる光は、人間の諸活動や動植物の生息・生育に悪影響を及ぼすとともに、過度な明るさはエネルギーの浪費であり、地球温暖化の原因にもなります。

このため、良好な光環境の形成に向けて、近年のLED照明の普及など照明技術を取り巻く環境の変化も踏まえて2020年度に改定した^{ひかりがい}光害対策ガイドライン等を活用し、普及啓発を図りました。また、星空観察を通じて光害に気づき、環境保全の重要性を認識してもらうことを目的として、夏と冬の2回、肉眼観察とデジタルカメラによる夜空の明るさ調査を呼び掛けました。

5 アジアにおける大気汚染対策

アジア地域における大気環境の改善に向け、様々な二国間・多国間協力を通じて、政策・技術に関する情報共有、モデル的な技術の導入、共同研究等を進めています。

(1) 二国間協力

第6章第4節1 (2) イを参照。

(2) 日中韓三カ国環境大臣会合 (TEMM) の枠組みの下での協力

TEMMの枠組みの下で、大気汚染に関する政策対話、黄砂に関する共同研究等を実施しました。

(3) 多国間協力

ア アジアEST地域フォーラム

2024年12月にフィリピン共和国・マニラにおいて第16回アジアEST（環境的に持続可能な交通）地域フォーラムを開催し、アジア地域各国のESTに関する政策の共有を図るなどとともに、第14回フォーラムで採択された「愛知宣言2030」の目標に対する各国の取組状況についてフォローアップが実施されました。

イ 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク (EANET)

東アジア地域において、酸性雨問題に関する地域の協力体制を確立することを目的として、我が国のイニシアティブにより、2001年に東アジア酸性雨モニタリングネットワーク (EANET) を設立し、現在、東アジア地域の13か国が参加しています。EANETは、2020年の政府間会合で酸性雨から広範な大気環境問題へ活動範囲を拡大し、2021年の会合で対象物質や活動を明確化し、プロジェクト単位で予算を執行する新制度とガイドラインを採択しました。さらに、2025年11月の第27回政府間会合では、新たな5か年計画「EANET中期計画（2026-2030）」が採択されました。

ウ コベネフィット・アプローチの推進

アジア太平洋地域の大気環境改善に向けた活動を促進するため、2014年に国連環境計画 (UNEP) と連携して立ち上げたアジア太平洋クリーン・エア・パートナーシップ (APCAP) の活動の推進、クリーン・エア・アジア (CAA) と連携した国際会議等における情報発信や、我が国の技術の普及拡大等、多国間の連携や二国間の協力等を通じて、大気環境改善と温室効果ガス排出削減に同時に資するコベネフィット・アプローチを推進しました。

第6節 媒体横断的な対策

国連環境総会（UNEA）における2022年の持続可能な窒素管理に関する決議では、過剰なレベルの栄養素、特に窒素及びリンは、水、土壌、大気質、生物多様性、生態系の機能等に影響を及ぼすことに留意し、加盟国に対し、2030年までに廃棄窒素を世界的に顕著に削減することや、国家行動計画の情報を共有することを奨励しました。

これを踏まえ、我が国としても、2023年から、関係省庁連絡会議と専門家による検討会を開催し、UNEA決議で求められる持続可能な窒素管理の行動計画の策定に向けて議論・検討を進め、第六次環境基本計画（令和6年5月閣議決定）に基づき、2024年9月に「持続可能な窒素管理に関する行動計画」を策定しました。

第7節 良好な環境の創出

持続可能な社会を構築し次世代に引き継ぐためには、良好な環境を目指すとともに、人々がその良好な環境とふれあい、持続可能な形で利用することにより、地域のウェルビーイングや地域の魅力の向上、持続可能な観光等の地域活性化の実現など、地域に具体的なメリットを創出することが重要です。この実現を目的とし、豊かな水辺、星空、音の風景等、地域特有の自然や文化を保全・活用した取組を行う良好な環境の創出・活用推進事業（[1] 水環境等の保全・活用による地域づくりにより、地域における関係主体の取組を促すとともに、水環境の適切な管理・良好な環境を創出する「良好な水環境保全・活用モデル事業」、[2] 藻場干潟の保全・再生・創出と地域資源の利活用による好循環の実現により、持続可能な地域の取組を推進する「戦略的「令和の里海づくり」基盤構築支援事業」、[3]「良好な環境」を活用したインバウンド観光の推進を図る「良好な環境を活用した観光モデル事業」）を実施しました（図4-7-1）。さらに、多様な主体の連携による、地域ごとの水環境保全・再生・創出と利活用の取組を支援する「令和の名水づくり・里海づくり地域支援事業」を開始しました。

図4-7-1 令和7年度良好な環境の創出・活用推進事業の実施箇所



資料：環境省

また、「水辺の環境活動プラットフォーム」ウェブサイトを新たに開設し、良好な水環境等の保全・活用に関する行政・企業・団体の取組等についての情報共有や、参加団体等を対象にメルマガでの情報発信等を行いました。加えて、幅広く活動状況等を伝えるために公式SNSも立ち上げ、情報発信を行いました。

2025年6月に「水辺の環境活動フォーラム」、11月に「良好な環境を活用した観光推進ウェビナー」、12月に「良好な環境創出シンポジウム」、2026年1月には「里海づくりシンポジウム」を開催し、良好な環境の保全・創出・活用及び水環境等を活かした地域の魅力向上等についての普及促進、関係者の連携促進を図りました。

コラム



良好な環境の保全活用による地域のウェルビーイングの向上

環境省では、規制等による施策と並行して、「名水百選」や「平成の名水百選」、「残したい日本の音風景百選」等を通じ、健全な水循環の維持・回復や、地域特有の自然・文化を五感で感じる「良好な環境」の保全に取り組んできました。こうした環境は、そば・わさび・酒づくり等の地場産業や観光振興を支える地方創生の重要な要素です。しかし、近年資金不足や担い手不足により、保全活動の継続が困難となる地域も見られます。

この課題に対応するため、良好な環境の創出・活用推進事業として、地域で良好な環境を保全・再生し、持続可能な形で利活用する取組を支援する事業を実施しています。このうち「良好な環境を活用した観光モデル事業」の実施団体である一般社団法人北房観光協会では、音風景百選や令和6年度「令和の里海づくり」モデル事業の対象地を含む岡山県真庭市・備前市・笠岡市の広域なエリアで連携して、里山里海の連環をテーマとした学習・体験コミュニティを形成し、来訪者の地域への継続的な接点と再来訪を促す仕組みを提供することにより、里山里海の保全や地域活性化につなげることを目指しています。

令和7年度良好な環境を活用した観光モデル事業（岡山県真庭市・備前市・笠岡市）の実施地域（左）とモニターツアーの様子（右）



資料：一般社団法人 北房観光協会

1 デジタル技術の活用等による環境管理

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月18日閣議決定）に基づき、環境法令に係る行政手続のオンライン化等の調査検討を進めています。

2 分析技術の開発や精度管理

環境測定分析機関（自治体、民間機関）の測定分析精度の維持・向上を図るため、環境汚染物質を調査試料として、「環境測定分析統一精度管理調査」を実施するとともに、最新の技術動向等を踏まえて公定法を含む分析方法等の見直しを検討し、2025年4月に告示改正しました。

3 災害対応

自然災害等に起因する、水質汚濁や大気汚染等に係る事故の発生時には、自治体と連携した迅速な状況把握等を行ったほか、水道水質の安全対策の強化の検討や災害時における石綿飛散防止対策の強化に取り組みました。能登半島地震の被災地において石綿の大気濃度調査を実施したほか、解体工事における石綿飛散防止対策について被災自治体に技術的助言を行うなど、被災地の石綿飛散防止対策に取り組みました。また、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）に基づく化学物質管理指針には、災害時における事業者の化学物質漏えい防止に関する取組についても規定しており、2024年2月には指針に係る事業者向けの好事例集を公表しました。

第1節

ライフサイクル全体を通じた化学物質管理のための法的枠組み、制度的メカニズム及び能力構築

1 化学物質の環境中の残留実態の現状

現代の社会においては、様々な産業活動や日常生活に多種多様な化学物質が利用され、私たちの生活に利便を提供しています。また、物の焼却等に伴い非意図的に発生する化学物質もあります。化学物質の中には、適切な管理が行われない場合に環境汚染を引き起こし、人の健康や生活環境に有害な影響を及ぼすものがあります。

化学物質の一般環境中の残留実態については、毎年、化学物質環境実態調査を行い、「化学物質と環境」として公表しています。2025年度においては、[1] 初期環境調査、[2] 詳細環境調査、[3] モニタリング調査の三つの体系で実施しました。これらの調査結果は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化学物質審査規制法」という。）のリスク評価及び規制対象物質の追加の検討や特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号。以下「化学物質排出把握管理促進法」という。）の指定化学物質の指定の検討、環境リスク評価の実施のための基礎資料など、各種の化学物質関連施策に活用されています。

(1) 初期環境調査

初期環境調査は、化学物質排出把握管理促進法の指定化学物質の指定の検討やその他化学物質による環境リスクに係る施策の基礎資料とすることを目的としています。2024年度は、調査対象物質の特性に応じて、水質、底質又は大気について調査を実施し、対象とした10物質（群）のうち、5物質（群）が検出されました。また、2025年度は、6物質について調査を実施しました。

(2) 詳細環境調査

詳細環境調査は、化学物質審査規制法の優先評価化学物質のリスク評価を行うための基礎資料とすることを目的としています。2024年度は、調査対象物質の特性に応じて、水質、底質又は大気について調査を実施し、対象とした4物質（群）のうち全4物質（群）が検出されました。また、2025年度は、3物質（群）について調査を実施しました。

(3) モニタリング調査

モニタリング調査は、難分解性、高蓄積性等の性質を持つポリ塩化ビフェニル（PCB）等の化学物質の残留実態を経年的に把握するための調査であり、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下「POPs条約」という。）の対象物質及びその候補となる可能性のある物質並びに化学物質審査規制法の特定化学物質等を対象に、物質の特性に応じて、水質、底質、生物又は大気について調査を実施しています。

2024年度は、11物質（群）について調査を実施し、10物質（群）が検出されました。また、数年間の結果が蓄積された物質を対象に統計学的手法を用いて解析したところ、全ての媒体で濃度レベルが

総じて横ばい又は漸減傾向を示していました。また、2025年度は、11物質（群）について調査を実施しました。

2 化学物質の環境リスクの管理

(1) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく取組

新たに製造・輸入される新規化学物質について、化学物質審査規制法に基づき、2025年度は、255件（うち低生産量新規化学物質は124件）の届出を事前審査しました。

また、2025年12月に「PFHxS 関連物質」の第一種特定化学物質への指定等を行う「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」を閣議決定しました。さらに、2025年4月から5月にかけて開催されたPOPs条約第12回締約国会議の議論を踏まえ、新たに条約上の廃絶対象とすることが決定された「クロルピリホス」、「中鎖塩素化パラフィン」及び「長鎖ペルフルオロカルボン酸（LC-PFCA）とその塩及びLC-PFCA関連物質」については、化学物質審査規制法における第一種特定化学物質に指定すること、それらが使用されている製品で輸入してはならないもの（輸入禁止製品）を指定する措置を講ずること等について中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会にて審議し、適当であるとの結論を得ました。

加えて、2017年の化学物質審査規制法改正時の附則において施行後5年を経過した場合の見直しが規定されていることを受けて、2024年9月に中央環境審議会環境保健部会化学物質対策小委員会を設置し、「厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会化学物質審査等検討小委員会、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ、中央環境審議会環境保健部会化学物質対策小委員会」において化学物質審査規制法見直しに係る審議が重ねられ、2025年6月13日に開催された同合同会合で「化学物質審査規制法の平成29年改正の施行状況の評価及び今後の化学物質対策の在り方について（案）」がおおむね合意となり、同年7月22日に、中央環境審議会会長より環境大臣へ答申（「今後の化学物質対策の在り方について（答申）」）がなされました。

(2) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく取組

化学物質排出把握管理促進法の対象物質の見直しを行った化学物質排出把握管理促進法施行令（平成12年政令第138号）が2021年10月に公布、2023年4月に施行されました。化学物質排出移動量届出（PRTR）制度については、改正施行令に基づく対象物質について事業者が把握した2024年度の排出量等が都道府県経由で国へ届出されました。届出された個別事業所のデータ、その集計結果及び国が行った届出対象外の排出源（届出対象外の事業者、家庭、自動車等）からの排出量の推計結果を、2026年2月に公表しました。また、個別事業所ごとのPRTRデータは、地図上で視覚的に分かりやすく表示し、ウェブサイトで公開しています。

3 ダイオキシン類問題への取組

(1) ダイオキシン類による汚染実態と人の摂取量

2024年度のダイオキシン類に係る環境調査結果は環境媒体別で大気・地下水質・土壌では環境基準超過地点は確認されませんでした。公共用水域水質では29地点、公共用水域底質では1地点の環境基準超過地点が確認されました。2024年度に人が一日に食事及び環境中から平均的に摂取したダイオキシン類の量は、体重1kg当たり約0.41pg-TEQと推定されました。

食品からのダイオキシン類の一日摂取量は、平均0.41pg-TEQ/kg bw/日です。この数値は耐容一日摂取量の4pg-TEQ/kg bw/日を下回っています。

(2) ダイオキシン類対策

ダイオキシン類対策は、「ダイオキシン対策推進基本指針（以下「基本指針」という。）」及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号。以下「ダイオキシン法」という。）の二つの枠組みにより進められています。

1999年3月に策定された基本指針では、排出インベントリ（目録）の作成、測定分析体制の整備、廃棄物処理・リサイクル対策の推進等を定めています。

ダイオキシン法では、施策の基本とすべき基準（耐容一日摂取量及び環境基準）の設定、排出ガス及び排水に関する規制、廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理に関する規制、汚染状況の調査、土壌汚染に係る措置、国の削減計画の策定等が定められています。

基本指針及びダイオキシン法に基づき国の削減計画で定めたダイオキシン類の排出量の削減目標が達成されたことを受け、2012年に国の削減計画を変更し、新たな目標として、当面の間、改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限り排出量を削減する努力を継続することとしました。2024年における削減目標の設定対象に係る排出総量は、92g-TEQ/年で、削減目標量176g-TEQ/年を下回っています。ダイオキシン法に定める排出基準の超過件数は、2024年度は大気基準適用施設で27件、水質基準適用事業場で1件、合計28件でした。また、2024年度において、同法に基づく命令が発令された件数は、大気関係6件、水質関係0件で、法に基づく命令以外の指導が行われた件数は、大気関係520件、水質関係24件でした。

ダイオキシン類による土壌汚染対策については、環境基準を超過し、汚染の除去等を行う必要があるものとして、2024年度末までに6地域がダイオキシン類土壌汚染対策地域に指定され、対策計画に基づく事業が完了しています。また、ダイオキシン類に係る土壌汚染対策を推進するための各種調査・検討を実施しており、2021年度末に「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」等を改定し、公表しました。

4 農薬のリスク対策

農薬は、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づき、定められた方法で使用した際の人の健康や環境への安全性が確認され、農林水産大臣の登録を受けなければ製造、販売等ができません。登録の可否を判断する要件のうち、作物残留、土壌残留、生活環境動植物の被害防止及び水質汚濁に係る基準（農薬登録基準）を環境大臣が定めています。加えて、既登録農薬のうち国内使用量が多いものから優先的に、最新の科学的知見に基づく安全性等の再評価を進めています。

2025年度は、生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準は14農薬、水質汚濁に係る農薬登録基準は9農薬について設定又は改正しました。

また、農薬登録制度における生態影響評価の拡充を図るため、長期的な農薬ばく露の影響に関する評価手法について検討を進めました。

第2節

情報に基づく意思決定と行動を支援する知識・データ・情報が作成され利用が可能となりアクセスできる状態の確保

1 包括的なデータ・情報の共有促進、生成・公開及び教育、研修、意識啓発

化学物質やその環境リスクに対する国民の不安に適切に対応するため、これらの正確な情報を市民・産業・行政等の全ての者が共有しつつ相互に意思疎通を図るリスクコミュニケーションを推進しています。

化学物質のリスクに関する情報の整備のため、「PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック」を作成し、「かんたん化学物質ガイド」等と共に配布しました。さらに、環境省においては、化学物質の名前等を基に、信頼できるデータベースに直接リンクできるシステム「化学物質情報検索支援サイト（ケミココ）」を公開しています。独立行政法人製品評価技術基盤機構のウェブサイト上では、既存化学物質等の安全性の点検結果等の情報を掲載した化審法データベース（J-CHECK）や、化学物質の有害性や規制等に関する情報を総合的に検索できるシステム「化学物質総合情報提供システム（NITE-CHIRIP）」等の情報の提供を行っています。

地域ごとの対策の検討や実践を支援する化学物質アドバイザーの派遣を行っており、2025年度にはPRTR制度についての講演会講師等として延べ22件の派遣を行うとともに、より多くの方にアドバイザーの活動を知ってもらい、活用してもらうため、環境省ウェブサイト上で情報更新等を行うなど、広報活動に取り組みました。

市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体による意見交換を行い、合意形成を目指す場として、「化学物質と環境に関する政策対話」を開催しています。2025年度は、2025年7月と2025年12月に政策対話を実施し、バリューチェーンを通じた製品中の化学物質に関する情報の伝達および開示、リスクコミュニケーションについて参加メンバーで意見交換を行いました。

2 リスク評価、廃棄物管理の指針、最良の慣行、標準化ツールの整備等

環境施策上のニーズや前述の化学物質環境実態調査の結果等を踏まえ、化学物質の環境経由ばく露に関する人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれ（環境リスク）についての評価を行っています。その取組の一つとして、2025年度に環境リスク初期評価の第24次取りまとめを行い、6物質について健康リスク及び生態リスク初期評価を、1物質について健康リスク初期評価を、3物質について生態リスク初期評価を実施しました。その結果、健康リスク初期評価で1物質、生態リスク初期評価で2物質について相対的にリスクが高い可能性がある「詳細な評価を行う候補」と判定され、健康リスク初期評価で4物質、生態リスク初期評価で3物質について「更なる関連情報の収集が必要」と判定されました。

化学物質審査規制法では、包括的な化学物質の管理を行うため、法制定以前に製造・輸入が行われていた既存化学物質を含む一般化学物質等を対象に、スクリーニング評価を行い、リスクがないとは言えない化学物質を絞り込んで優先評価化学物質に指定した上で、それらについて段階的に情報収集し、国がリスク評価を行っています。2026年4月時点で、優先評価化学物質221物質が指定されています。優先評価化学物質については段階的に詳細なリスク評価を進めており、2025年度までに65物質についてリスク評価（一次）評価Ⅱ及び評価Ⅲに着手し、48物質について評価Ⅱ等の評価結果等を審議しました。

ナノマテリアルについては、環境中の生物に及ぼす生態影響の観点で取りまとめた「ナノマテリアルの水生生物に対する影響等について（中間とりまとめ）」を公開するとともに、引き続き国内外の知見の収集・整理を進めました。

適正処理に必要な情報が産業廃棄物処理業者に確実に伝達されるよう委託処理基準に係る廃棄物処理法施行規則を改正したとともに、情報伝達に係る自主的取組の促進を図るためWDSガイドラインを改正しました。

3 ばく露モニタリング

PCB等の環境中での残留性が高く長距離移動性が懸念される化学物質について、化学物質環境実態調査ではモニタリング調査を行っており、POPs条約で規制の対象とされている物質の残留状況の経年変化を監視しています。2024年度までの継続的な調査で、PFOSやPFOAは全体として漸減傾向であり、その他の調査対象物質も横ばい又は漸減傾向であることが明らかになりました。また、モニタリン

グ調査における調査技術や集積された調査結果について、技術支援や調査結果の提供を通じて東アジア諸国との協力を行い、国際的な環境モニタリング体制の構築を進めています。

化学物質の人へのばく露量モニタリング調査では、人への化学物質の平均的なばく露の状況を把握するために規模を拡大した血液等の生体試料中の化学物質濃度調査を実施しています。

4 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）の推進

2010年度から、約10万組の親子を対象とした大規模かつ長期の出生コホート調査「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」を全国で実施しています。本調査では、臍帯血^{さい}、血液、尿、母乳、乳歯等の生体試料を採取保存・分析するとともに、質問票等による追跡調査を行い、子どもの健康に影響を与える環境要因を明らかにすることを目的としています。さらに、約10万人から抽出した約5,000人の子どもを対象として、医師による診察や身体測定、居住空間の化学物質の採取等の詳細調査を実施しています。本調査の研究成果は、関係省庁等への情報提供を通じて、環境リスク評価や、事業者の自主的取組への反映、化学物質の規制強化など、リスク管理体制の構築につなげています。2024年度からは、13歳以降の調査を開始し、12歳の学童期検査も継続しています。

本調査の実施体制として、国立研究開発法人国立環境研究所がコアセンターとして研究計画の立案や生体試料の化学分析等を担い、国立研究開発法人国立成育医療研究センターがメディカルサポートセンターとして医学的な支援等を行い、全国15地域のユニットセンターが参加者の追跡調査を担当しています。環境省は、研究成果を政策に反映していきます。

第3節 懸念問題への対応

化学物質の内分泌かく乱作用については、その有害性など未解明な点が多く、関係府省が連携して、環境中濃度の実態把握、試験方法の開発、生態系影響やヒト健康影響等に関する科学的知見を集積するための調査研究を、経済協力開発機構（OECD）における活動を通じた多国間協力や二国間協力など国際的に協調して実施しています。

環境省では、化学物質の内分泌かく乱作用が環境中の生物に及ぼす影響を評価するため、2022年に取りまとめた「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応—EXTEND2022—」に基づき、試験法の開発、既存知見の信頼性評価、試験候補物質の絞り込み、試験・評価の実施などの取組を進めています。

複数化学物質の影響評価（いわゆる「複合影響評価」）については、環境リスク評価を進める上で参照するためのガイダンスの検討を進めました。ナノマテリアル等については、影響に関する知見の収集を進めました。環境中に存在する医薬品等（PPCPs）については、環境中の生物に及ぼす影響に関する知見の整理を進めました。

プラスチック添加剤等の化学物質による汚染については、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた政府間交渉委員会（INC）等の議論に積極的に参加しています。

また、新たな評価手法（NAMs）や定量的構造活性相関（QSAR）等の新たな評価手法については、我が国においても研究開発を推進するとともに、各法律・制度における適切な活用方策を検討しています。

そして、環境省では、PFASと健康影響の関連性を明らかにするため、環境研究総合推進費を活用して疫学調査や研究を支援するとともに、PFASに関する総合研究、子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）、化学物質の人へのばく露量モニタリング調査等、科学的に評価可能な疫学調査や研究を進めています。

製造から廃棄までのプロセスを通じた化学物質の管理を目指して、環境配慮設計の促進、より環境に配慮した化学物質への代替促進などの化学物質排出把握管理促進法に基づく自主管理支援を通して関係する各主体の取組との連携の更なる向上を図りました。

また、近年、ESG投資等、機関投資家が企業の環境面への配慮を重要な投資判断の一つとして捉える動きが主流化しつつあることから、化学物質管理においても、先進的な取組を行う企業が適正に評価されるよう、評価指標の設定等、企業がよりよい方向性を目指すインセンティブとなるような枠組みについて、検討を行いました。

1 国際的な化学物質管理の枠組み

2002年の持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）で定められた「2020年までに化学物質の製造と使用による人の健康と環境への著しい悪影響の最小化を目指す」との目標を達成するため、我が国では、2006年2月に採択された国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM^{サイカム}に基づき、「SAICM国内実施計画」を策定し、包括的な化学物質管理を推進してきました。

その後、2023年9月に、2020年以降の新たな国際的な化学物質管理の枠組みとして「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」が採択されました。これを受け、GFCの国内実施を推進するため、政府内にGFC関係省庁連絡会議を設置して、GFC国内実施計画の策定を進めました（GFC国内実施計画は2025年4月に策定・公表）。なお、我が国はGFCのアジア太平洋地域のフォーカルポイントに選出されています。

2 国連の活動

PCB、DDTなど残留性有機汚染物質（POPs）の製造・使用の禁止・制限、排出の削減、廃棄物の適正処理等を規定しているPOPs条約及び有害な化学物質の貿易に際して人の健康及び環境を保護するための当事国間の共同の責任と協同の努力を促進する「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約（PIC条約）」の締約国会合が2025年5月にスイス・ジュネーブで「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」及び「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）」の締約国会合と合同開催されました。POPs条約の締約国会合では、POPs条約の対象物質として新たに、クロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン、長鎖ペルフルオロカルボン酸（LC-PFCA）とその塩及びLC-PFCA関連物質を廃絶の対象として追加することなどが決議されました。なお、POPs条約においては、補助機関である残留性有機汚染物質検討委員会（POPRC）の2024年から2028年までの委員が我が国から選出されています。POPRC第21回会合は2025年9月にイタリア・ローマで開催され、POPs条約の対象物質として、ポリ臭素化ジベンゾ-p-ジオキシン及びジベンゾフラン、ポリ塩素化臭素化ジベンゾ-p-ジオキシン及びジベンゾフランのリスクプロファイル案を検討し、残留性、濃縮性、長距離移動性及び毒性等について更なる情報収集を行うこととなりました。また、東アジアPOPsモニ

タリングプロジェクトを通じて、東アジア地域の国々と連携して環境モニタリングを実施するとともに、2025年11月に日本・竹芝で第16回東アジアPOPsモニタリングワークショップを開催し、同地域におけるモニタリング能力の強化に向けた取組を進めています。

化学物質の分類と表示の国際的調和を図ることを目的とした「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）」については、関係省庁が作業を分担しながら、化学物質の有害性に関する分類事業を行うとともに、ウェブサイトを通じて分類結果の情報発信を進めました。

また、2022年2～3月に開催された第5回国連環境総会再開セッションにおける決議を踏まえ、2025年6月に「化学物質・廃棄物の適正管理と汚染防止に関する科学・政策パネル」の設置に向けた政府間会合において我が国は共同議長を務め、設置決議案の最終化に貢献しました。

3 水銀に関する水俣条約

水銀による地球規模での環境汚染から人の健康と環境を保護するため、2013年10月に我が国で開催された外交会議において、水銀に関する水俣条約（以下「水俣条約」という。）が採択されました。水俣条約は2017年8月に発効し、同日、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成27年法律第42号）が施行されました。水俣条約第4回及び第5回締約国会議（COP4及びCOP5）にて決定した水銀使用製品（一般照明用の蛍光灯等）の製造規制を実施するため、2024年12月には、水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令（平成27年政令第378号）を改正しました。

また、水俣条約の有効性評価への貢献のため、沖縄県^{ヘド}辺戸岬及び秋田県^{おが}男鹿半島において継続的に調査してきた水銀の大気中濃度等のモニタリングデータを水俣条約事務局に提出しました。さらに、有効性評価のための作業グループにおいては我が国がメンバーとして選出され、議論に貢献しています。

我が国は過去の経験と教訓を活かし、途上国による水俣条約の適切な履行を支援する国際協力と水俣発の情報発信・交流の二つの柱からなる「MOYAIイニシアティブ」を推進しています。途上国への水銀対策支援については、水銀のマテリアルフローの分析・作成を支援するための研修等、水俣条約未批准国に対して批准促進のため、また、既批准国に対しては条約の適正実施のための技術支援を実施したほか、アジア太平洋水銀モニタリングネットワーク（APMMN）や南アフリカ水銀ネットワーク（SAMNet）と連携して、アジア太平洋地域及び南アフリカ地域の技術者向けのモニタリング能力向上支援研修をそれぞれ行いました。さらに、我が国の優れた水銀対策技術の国際展開を推進すべく、ベトナムやインドネシア等の東南アジア地域で調査及び検討を実施しました。水俣発の情報発信・交流については、水俣市と連携した熊本県立水俣高校と連携して、2025年11月に開催された第6回水俣条約締約国会議（COP6）に同校生徒2名を派遣し、サイドイベント「水銀に関する国際ユースダイアログ」や発表セッション「ナレッジ・ラボ」に登壇いただき、同校の水銀学習の取組や水銀に関する認知度調査の結果等を発表・意見交換し、世界に向けて取組を発信しました。

4 OECDの活動

我が国は、OECDの化学品・バイオ技術委員会において、環境保健安全プログラムを通じて、化学物質の安全性試験の技術的基準であるテストガイドラインの作成及び改廃など、化学物質の適正な管理に関する種々の活動に貢献しています。これに関する作業として、新規化学物質の試験データの信頼性確保及び各国間のデータ相互受入れのため、優良試験所基準（GLP）に関する国内体制の維持・更新、生態影響評価試験法等に関する我が国の状況を踏まえた評価・検証、化学物質の安全性を総合的に評価するための手法等の検討・開発、国内外の化学物質の安全性に係る情報の収集、分析等を行っています。また、環境省と国立環境研究所で開発している定量的構造活性相関（QSAR）プログラムである生態毒性予測システム（KATE）の、OECD QSAR Toolboxへの接続を維持するなど連携を深めています。内分泌かく乱作用については、生態影響評価のための試験法の開発に主導的に参加するなど、

OECDの取組に貢献しています。また、PRTRの各国データの比較可能性向上に関するプロジェクトを主導するほか、2025年12月にはカンボジア等の東南アジア諸国に対するPRTR制度の本格導入を支援する会合に積極的に参加するなど、その取組に積極的に貢献しました。

5 諸外国の化学物質規制の動向を踏まえた取組

欧州連合（EU）では、化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則（REACH）や化学品の分類、表示及び包装に関する規則（CLP規則）等の化学物質管理制度に基づく化学物質管理が実施されており、我が国との関係が特に深いアジア地域においても、関係法令の施行による化学物質対策の強化が進められています。このため、我が国でも化学物質を製造・輸出又は利用する様々な事業者の対応が求められています。こうした我が国の経済活動にも影響を及ぼす海外の化学物質対策の動きへの対応を強化するため、化学産業や化学物質のユーザー企業、関係省庁等で構成する「化学物質国際対応ネットワーク」を通じて、ウェブサイト等による情報発信やセミナーの開催による海外の化学物質対策に関する情報の収集・共有を行いました。

日中韓三か国による化学物質管理に関する情報交換及び連携・協力を進めるため、2025年7月に「第19回日中韓化学物質管理政策対話」が日本・山形で開催されました。日中韓の政府関係者による政府事務レベル会合では、各国の化学物質管理政策の最新動向、重点課題や重点項目、国際的な枠組みへの対応等について情報・意見交換を行うとともに、次期5か年行動計画について我が国が主導して議論を行い、基本合意がなされました。また、日中韓の化学物質管理政策に関する公開セミナーを開催し、日中韓それぞれの化学物質管理政策の説明が行われました。[1] 日本からは、ISP-CWPやGFCに係る取組、化学物質審査規制法における審査及びリスク評価の状況や課題、PFASへの対応等について、[2] 中国からは、新化学物質環境管理登記弁法（中国REACH）の概要や最新動向等について、[3] 韓国からは、化学物質管理法（CCA）や化学物質の登録及び評価等に関する法律（K-REACH）等の概要や最新状況、改正等について、説明が行われました。それぞれの発表について参加者からの質疑を受け、活発な情報交換がなされました。また、「生物多様性国家戦略2023-2030」で掲げる化学物質や農薬等による汚染の削減に貢献するため、国内の化学物質管理及び生物多様性に関する有識者等で構成する検討会を組織し、現状分析と課題の体系的整理を行い、「ネイチャーポジティブ推進のための化学物質管理アクションプラン Ver.1.0」（環境省）を2026年3月に策定しました。

第6節 負の遺産への対応等

2002年9月以降、神奈川県寒川町及び平塚市内の道路建設現場等において、作業従事者が毒ガス入りの不審びんにより被災する事案が発生しました。また、2003年3月には、茨城県神栖市の住民から、ふらつき、手足の震え等の訴えがあり、飲用井戸を検査した結果、旧軍の化学剤の原料に使用された歴史的経緯があるジフェニルアルシン酸（有機ヒ素化合物）が検出されました。こうした問題が相次いで発生したことを受けて、同年6月に閣議了解、さらに12月には閣議決定を行い、政府が一体となって、以下の取組を進めています。

1 個別地域の事案

神栖市の事案については、ジフェニルアルシン酸による地下水汚染と健康影響が発生したことを受け、2003年6月の閣議了解に基づき、これにばく露したと認められる住民に対して、医療費等の給付や健康管理調査、小児精神発達調査（2011年6月開始）、調査研究等の緊急措置事業を実施し、その症

候や病態の解明を図ってきました。また、地下水モニタリングを実施するとともに、2004年度には地下水汚染源の掘削・除去を行い、2009年から2011年度にかけては高濃度汚染地下水対策を実施しました。地下水モニタリングについては、現在も継続的に実施しており、汚染状況を監視しています。さらに、平塚市の事案においても、地下水から有機ヒ素化合物が検出されたことから、地下水モニタリングを継続して汚染状況を監視するとともに、汚染土壌処理等を実施しました。

そのほか、平塚市・寒川町、千葉県習志野市におけるA事案（毒ガス弾等の存在に関する確実性が高く、かつ地域も特定されている事案）区域においては、毒ガス弾等による被害を未然に防止するため、土地改変時における所要の環境調査等を実施しています。

2 毒ガス情報センター

2003年12月から毒ガス弾等に関する情報を一元的に扱う情報センターで情報を受け付けるとともに、ウェブサイトやパンフレット等を通じて被害の未然防止について周知を図っています。

第6章

各種施策の基盤となる施策及び 国際的取組に係る施策

第1節 政府の総合的な取組

1 環境基本計画

私たちは、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という三つの危機に直面しています。現代文明は持続可能ではなく転換が不可避であり、社会変革が必要であるとともに、2030年頃までに行う選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つ可能性が高いとも指摘されています。こうした状況を踏まえ、「第六次環境基本計画」（2024年5月閣議決定）では、環境保全を通じた現在及び将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を最上位の目的とし、環境収容力を守りつつ、環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」（「環境・生命文明社会」）をビジョンとして掲げました。そして、自然資本（環境）があらゆる経済社会活動の基盤であるという認識の下、GDPといった市場的価値のみならず、健康や主観的幸福感といった非市場的価値も引き上げる「新たな成長」を実現していくこととしています。

2 環境保全経費

政府の予算のうち環境保全に係る予算について、環境保全に係る施策が政府全体として効率的、効果的に展開されるよう、環境省において見積り方針の調整を図り、環境保全経費として取りまとめています。2026年度予算における環境保全経費の総額は、3兆2,835億円となりました。

3 予防的な取組方法の考え方に基づく環境施策の推進

地球温暖化による環境への影響、化学物質による健康や生態系への影響等、環境問題の多くには科学的な不確実性があります。しかし、一度問題が発生すれば、それに伴う被害や対策コストが非常に大きくなる可能性や、長期間にわたる極めて深刻な、あるいは不可逆的な影響をもたらす可能性があります。このため、このような環境影響が懸念される問題については、科学的に不確実であることを理由に対策を遅らせず、知見の充実に努めながら、予防的な対策を講ずるという「予防的な取組方法」の考え方に基づいて対策を講じていくべきです。この予防的取組は、「第六次環境基本計画」においても「環境政策における原則等」として位置付けられており、様々な環境政策における基本的な考え方として取り入れられています。関係府省は、「第六次環境基本計画」に基づき、予防的な取組方法の考え方に関する各種施策を実施しました。

4 SDGsに関する取組の推進

「第五次環境基本計画」で提唱され、SDGsを地域で実践するためのビジョンである「地域循環共生圏」は、「第六次環境基本計画」においても計画の中心概念である「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現に向けた「新たな成長」の実践・実装の場として位置付けられました。「地域循環共生圏」の創

造を推進するため、環境省では、「環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業（2019年度～2023年度実施）」、「地域循環共生圏づくり支援体制構築事業（2024年度～）」等により各地域での地域循環共生圏のビジョンづくりやそれを実現するための取組実施の支援、またそうした支援ができる主体（地域循環共生圏づくりに向けた中間支援の担い手）の育成を進めています。さらに、全国各地でつくられた地域循環共生圏のビジョンを実現するため、2019年に運用を開始したポータルサイト「環境省ローカルSDGs－地域循環共生圏－」等を活用した情報発信・普及啓発を進めています。

環境省では2016年から「SDGsステークホルダーズ・ミーティング」を開催し、2026年3月には第17回会合を開催しました。これは、先行してSDGsに取り組む企業、自治体、市民団体、研究者や関係府省が一堂に会し、互いの事例の共有や意見交換、さらには広く国民への広報を行う公開の場です。先駆的な事例を認め合うことで、他の主体の行動を促していくことを目的としています。

SDGsの達成に向けた我が国の取組を広範な関係者が協力して推進していくため、行政、NGO、NPO、有識者、民間セクター、各種団体等の関係者が集まり、意見交換を行うSDGs推進円卓会議が、総理大臣を本部長とするSDGs推進本部の下に設置されています。2023年12月に改定されたSDGs実施指針を踏まえ、2030年以降も見据えて国際的な議論を主導していくべく、2024年5月には国連未来サミットに関する意見交換を実施しました。さらに、2025年6月には我が国のSDGs達成に向けた取組を振り返る自発的国家レビュー（Voluntary National Review：VNR）の報告書を公表し、同年7月にニューヨークの国連本部で開催されたハイレベル政治フォーラム（HLPF）で報告しました。

また、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（2023年12月閣議決定）において、地方創生に取り組むに当たって、SDGsの理念に沿った経済・社会・環境の三側面を統合した取組を進めることで、政策の全体最適化や地域の社会課題解決の加速化を図ることが重要であるとしています。国、地方公共団体等において、様々な取組に経済、社会及び環境の統合的向上等の要素を最大限反映することが重要です。したがって、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて取組を推進するに当たっても、SDGsの理念に沿って進めることにより、政策の全体最適化や地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができます。このため、SDGsを原動力とした地方創生の推進や地域循環共生圏の創造の後押しを行います。

さらに、内閣府では2018年度から2025年度にかけて、地方公共団体（都道府県及び市区町村）によるSDGsの達成に向けた取組を公募し、優れた取組を提案する都市をSDGs未来都市として計215都市選定し、その中でも特に先導的な取組を自治体SDGsモデル事業として計70事業選定しました。今後もこれらの取組を支援するとともに、情報発信を通じて成功事例の普及・展開を図ります。また、2022年度から2024年度にかけて、地方公共団体が広域で連携し、SDGsの理念に沿って地域のデジタル化や脱炭素化等を行う地域活性化に向けた取組を「広域連携SDGsモデル事業」として選定し、6団体を支援しました。加えて、SDGsの推進に当たっては、多様なステークホルダーとの連携が不可欠であることから、官民連携の促進を目的として「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」を設置し、マッチングイベントや分科会開催等による支援を実施しています。さらに、地域課題の解決やSDGsの達成に取り組む多様なステークホルダーの参画を通じた、自律的好循環の形成を目指しています。また、SDGsの取組を積極的に進める事業者等を「見える化」するために、2020年10月には「地方公共団体のための地方創生SDGs登録・認証等制度ガイドライン」を公表するとともに、2021年11月には、SDGsの達成に取り組む地域事業者等に対する優れた支援を連携して行う地方公共団体と地域金融機関等を表彰する「地方創生SDGs金融表彰」を創設しました。

このような取組を通じて、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」において設定されている、SDGsの達成に向けた取組を行っている都道府県及び市区町村の割合の目標を2024年度に60%と設定しており、実績値66.5%と目標達成となりましたが、引き続き地方創生SDGsの普及促進活動を進めていきます。

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）は、「いのち輝く未来社会のデザイン」をメインテーマとし、「未来社会の実験場」というコンセプトの下、2025年4月13日から10月13日までの184日間にわたって開催されました。会場内では、脱炭素や資源循環に関する様々な技術・社会像が提示されるとともに、会場運営においても、カーボンフリー電源の調達など省エネ・再エネ活用等の取組に加え、徹底した廃棄物対策や大屋根リングを始めとした木造建造物の採用、施設設備の再利用など、持続可能な取組が推進されました。

環境省としても、この機会を捉えて、我が国の優れた環境技術や政策を国内外に発信する多様な取組を展開しました。

再エネ由来水素と、生ごみを発酵させて製造したバイオガス、DAC（Direct Air Capture）技術で大気から回収されたCO₂等を用いてメタネーションを行い、製造された合成メタンを、配管を通じて会場内の都市ガス消費機器で利用する実証を実施しました。この成果を踏まえ、地域資源を活用した合成メタンの導入を促進し、脱炭素社会や循環型社会の実現につなげていきます。

日本館では、木材利用の促進に資するCLT（ひき板を繊維方向に直行するように積層接着した木材のパネル。直交集成板。）を約1,600m³活用しました。万博終了後にはレガシーとしてCLTパネルの一部について日本各地での再利用を図っています。これらの取組を通じて、CLTの更なる認知度向上や利用拡大を進めていきます。

9月のテーマウィーク「地球の未来と生物多様性」において、サーキュラーエコノミーやネイチャーポジティブに関する各種展示等のイベントを実施し、来場者の理解促進や行動変容、機運醸成につなげました。また、サステナドーム「ジュニアSDGsキャンプ」において、小学生から大学生までを対象に、国内外のSDGsの達成に向けた事例等を学び、考える機会を提供するなど、次世代への環境教育・ESDを推進しました。

メタネーション実証設備



資料：大阪ガス

CLTを使用した日本館



資料：内閣官房

ネイチャーポジティブに関する展示の様子



資料：環境省

ジュニアSDGsキャンプにおける次世代への継承プログラムの様子



資料：環境省

また、2027年3月19日からは、2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）が横浜市内で開催されます。気候変動や資源循環、生物多様性等の環境課題がテーマに掲げられ、新たなグリーン社会の姿を世界に発信することとされています。GREEN×EXPO 2027の成功に向け、大阪・関西万博の成果を活かしつつ、展示やイベントを始めとした様々な取組を進めていきます。

GREEN×EXPO 2027 会場イメージ



資料：GREEN×EXPO 協会

第2節 グリーンな経済システムの構築

1 企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化

(1) 環境配慮型製品の普及等

ア グリーン購入

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）（平成12年法律第100号）に基づく基本方針に即して、国及び独立行政法人等の各機関は、環境物品等の調達の推進を図るための方針の策定・公表を行い、これに基づいて環境物品等の調達を推進しました。

基本方針の見直しを行い、温室効果ガス削減に係る追加費用が一定以上の非化石電力鋼材が使用されていることを共通の配慮事項に追加したほか、制服・作業服を始めとした繊維製品においてカーボンフットプリントが算定・開示されていること等を判断の基準に追加し、また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）に基づく認定プラスチック使用製品を判断の基準及び配慮事項に追加しました。

さらに、クリアーホルダー・クリアーファイル・地中熱利用システムを新規品目として追加しました。

グリーン購入の取組を更に促進するため、最新の基本方針について、国の地方支分部局、地方公共団体、事業者等を対象とした全国説明会及びオンライン説明会を開催しました。

そのほか、地方公共団体等でのグリーン購入を推進するため、各都道府県が作成した調達方針や実績調査票の市町村等への提供や調達担当者向けのマニュアル改訂等による普及・啓発活動を行いました。

国際的なグリーン購入の取組を推進するため、グリーン購入に関する世界各国の制度・基準について情報を収集し、環境省ウェブサイトで公開しました。

イ 環境配慮契約

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）（平成19年法律第56号）に基づく基本方針に従い、国及び独立行政法人等の各機関は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を推進しました。

基本方針の見直しを行い、電気の供給を受ける契約について総合評価落札方式を導入したほか、地域と共生が図られていない発電施設で発電された電気の調達を避ける旨を基本的事項に記載しました。環境配慮契約の取組を更に促進するため、最新の基本方針について、国の地方支分部局、地方公共団体、事業者等を対象とした全国説明会及びオンライン説明会を開催しました。

地方公共団体等での環境配慮契約の推進のため、契約方針や実績調査票の市町村等への提供や調達担

当者向けのマニュアル改訂等による普及・啓発活動を行いました。

ウ 環境表示

環境表示とは、説明文やシンボルマーク、図表などを通じた製品又はサービスの環境主張のことであり、環境ラベル及び宣言が含まれます。近年の環境表示に関連する国際的動向等を踏まえ、「令和7年度環境表示のあり方に関する検討会」において、事業者等による適切な環境表示の在り方について検討し、自己宣言による環境表示を行う事業者に求める5つの基本項目の見直し等、「環境表示ガイドライン」を改定し、2026年3月に公表しました。

また、ISOでは、市場主導の継続的な環境改善の可能性を喚起することを目的に環境表示に関する国際規格を制定しています。

我が国で唯一のエコラベル（ISO14024）であるエコマーク制度では、ライフサイクルを考慮した指標に基づく商品類型を継続して整備しており、2026年3月31日時点でエコマーク対象商品類型数は78、認定商品数は5万7,704となっています。

事業者の自己宣言による環境主張である自己宣言環境主張（ISO14021）や民間団体が行う環境ラベル等については、各ラベリング制度の情報を整理・分類して提供する「環境ラベル等データベース」を引き続き運用しました。こうした中、農林水産省では、2024年3月から、農産物の生産段階における環境負荷低減の取組を評価し、分かりやすく表示する「見える化」（ラベル愛称：みえるらべる）の取組の本格運用を開始しています。

製品の環境負荷を定量的に表示する環境表示においては、我が国では唯一の複数影響領域を表す環境製品宣言（EPD：Environmental Product Declaration）（ISO14025）であるSuMPO EPDと地球温暖化の単一影響領域を表す環境表示はカーボンフットプリント（ISO14067）があります。

(2) 事業活動への環境配慮の組み込みの推進

ア 環境マネジメントシステム

ISO14001を参考に環境省が策定した、中堅・中小事業者向け環境マネジメントシステム「エコアクション21」を通じて、環境マネジメントシステムの認知向上と普及・促進を行いました。2026年1月時点でエコアクション21の認証登録件数は7,547件となりました。また、エコアクション21取得企業からの声や国際的な潮流を踏まえ、「エコアクション21ガイドライン 2017年版」の追補版として、GHGプロトコルに準じた「エコアクション21ガイドライン 追補版 ～エコアクション21アドバンスト～」を2025年10月に新たに策定しました。

イ 環境報告

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号。以下「環境配慮促進法」という。）では、環境報告書の普及促進と信頼性向上のための制度的枠組みの整備や一定の公的法人に対する環境報告書の作成・公表の義務付け等について規定しています。環境報告書の作成・公表及び利活用の促進を図るため、環境配慮促進法に基づく特定事業者の環境報告書を一覧できるウェブサイトとして「もっと知りたい環境報告書」を運用しました。また、バリューチェーンマネジメントの取組促進のために、2020年8月に公表した「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門～OECDガイダンスを参考に～」や2023年5月に公表した「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門～環境マネジメントシステム（EMS）を活用した環境デュー・ディリジェンスの実践～」を題材に、環境デュー・ディリジェンスや情報開示の普及促進を図りました。さらに、国際的な環境デュー・ディリジェンスを巡る規制の動向も踏まえ、「日本企業による環境デュー・ディリジェンス対応促進に向けた懇談会」における議論の結果を取りまとめ、日本企業が環境デュー・ディリジェンスに取り組む上でのポイントを示したほか、バリューチェーンにおける環境への負の影響・リスクを対象とする環境デュー・ディリジェンスに取り組むモデ

的な事例創出を目的とし、事業会社を対象に「環境デュー・ディリジェンス推進支援事業」を実施いたしました。

ウ 公害防止管理者制度

各種公害規制が遵守され、公害の防止に資するよう、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）に基づき、特定工場に対し、公害防止管理者等を選任し、公害防止組織を整備すること及びその旨を都道府県知事等に届け出ることを義務付けています。

国家資格である公害防止管理者は、国家試験の合格又は資格認定講習の修了のいずれかにより取得が可能であり、国家試験は1971年度から、資格認定講習は一定の技術資格を有する者又は公害防止に関する実務経験と一定の学歴を有する者を対象として、1972年度から実施されています。

エ その他環境に配慮した事業活動の促進

環境保全に資する製品やサービスを提供する環境ビジネスの振興は、環境と経済の好循環が実現する持続可能な社会を目指す上で、極めて重要な役割を果たすものであると同時に、経済の活性化、国際競争力の強化や雇用の確保を図る上でも大きな役割を果たすものです。

我が国の環境ビジネスの市場・雇用規模については、2024年の市場規模は約136兆円、雇用規模は約296万人となり、2000年との比較では市場規模は約2.2倍、雇用規模は約1.5倍に成長しました。環境ビジネスの市場規模は、2009年に世界的な金融危機で一時的に落ち込んだものの、それ以降は着実に増加しています。

2 金融を通じたグリーンな経済システムの構築

民間資金を環境分野へ誘引する観点からは、金融機能を活用して、環境負荷低減のための事業への融資を促進するほか、企業活動に環境配慮を組み込もうとする経済主体を金融面で評価・支援することが重要です。そのため、以下に掲げる取組を行いました。

(1) 金融市場を通じた環境配慮の織り込み

持続可能な社会の実現に向けて産業・社会構造の転換を促すには、巨額の資金が必要であり、民間資金の導入が不可欠です。また、持続可能な社会の構築は、金融資本市場や金融主体自身にとっても便益をもたらすものであり、ESG金融（環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）といった非財務情報を考慮する投融資）に係る取組が自らの保有する投融資ポートフォリオ全体のリスク・リターンの改善につながる効果があるとも期待されます。さらに、ESG要素を投融資の判断に組み込むことは、ESGに係る投融資先のリスクの低減や、新しい投融資機会の発見にもつながります。こうした背景から、脱炭素社会への移行や持続可能な経済社会づくりに向けたESG金融を始めとしたサステナブルファイナンスの推進は、SDGsを達成し持続可能な社会を構築する上で鍵となり、世界各国でも政策的に推進され、欧米から先行して普及・拡大してきました。このような持続可能な社会を実現するための資金の流れは、我が国においても近年拡大してきました。

こうした中で、環境省では、金融・投資分野の各業界トップと国が連携し、ESG金融に関する意識と取組を高めていくための議論を行い、行動する場として2026年3月に「ESG金融ハイレベル・パネル」を引き続き開催し、昨年度、第六次環境基本計画の内容を踏まえつつ採択した、「グリーンな経済システムの構築に向けた金融行動に関する宣言」で掲げた三つの柱に対する進捗報告等のフォローアップを行いました。また、ESG金融の深化に向けた取組について金融業界等からの報告がなされ、ESG金融の今後の展望について議論を行いました。さらに、ESG金融に関する幅広い関係者を表彰する我が国初の大賞である「ESGファイナンス・アワード・ジャパン」を引き続き開催し、積極的にESG金融に取り組む金融機関、諸団体やサステナブル経営に取り組む企業を多数の応募者の中から選定し、

2026年2月に開催された表彰式において発表しました。

また、気候変動関連情報を開示する枠組みであるTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言、生物多様性・自然資本関連情報を開示する枠組みであるTNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）提言、さらにはISSB（国際サステナビリティ基準審議会）、SSBJ（サステナビリティ基準委員会）によるサステナビリティ開示基準等にとり、気候関連リスクや自然関連リスクとその備えについて金融機関や投資家から情報開示が求められており、我が国ではこれらの提言に基づく情報開示を推進しているところです。環境省では2025年度に、地域金融機関による情報開示を促進するため、地域金融機関による移行計画の策定及びTNFD提言に沿った自然関連情報分析を支援しました。さらに、地域金融機関向け気候関連開示ラウンドテーブルを開催し、情報開示や投融資先へのエンゲージメント等に係る課題やその解決策の共有を図るとともに、ファイナンスド・エミッションに関する基本的な考え方等を解説する講座を実施しました。事業者向けには、有識者による研究会の議論を踏まえ、複数の環境課題の同時解決に資するアプローチである、環境課題の統合的取組の手法等についてまとめた「環境課題の統合的取組と情報開示に係る手引き」を2025年6月に公表しました。また、情報開示の実施・高度化を促進することを目的に、気候関連財務情報開示に加え、関連する自然資本、水資源や資源循環の情報開示に向けた勉強会を全5回開催しました。本勉強会内容や最新動向について調査した結果に加え、企業による統合的取組・開示の支援を実施した成果を、成果報告会を通じて、我が国の事業者へ周知しました。経済産業省においても、2019年に世界の産業界や金融界のトップが一堂に会する、世界初の「TCFDサミット」を開催し、2023年10月には国際GX会合（GGX）と統合し、2025年10月には「GGX Finance Summit2025」を開催しました。また、経済産業省が2018年12月に策定した「気候関連財務情報開示に関するガイダンス（TCFDガイダンス）」について、民間主導で設立されたTCFDコンソーシアムがその改訂作業を引き継ぎ、2022年10月には改訂版として「TCFDガイダンス3.0」を公表するなど、日本におけるTCFD開示の浸透に貢献してきました。その結果、TCFDの活動停止時点で、我が国のTCFD賛同機関数は世界最多の約1,488となりました。同コンソーシアムでは国際的な議論の変化を踏まえた日本における最適な開示について開示側と活用側が議論を続けており、2026年3月には、バリューチェーン上での削減努力の開示に関する「スコープ3ガイドブック」を公表しています。

（2）環境金融の普及に向けた基礎的な取組

金融機関が自主的に運営する「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」（約300機関が署名）について、署名金融機関による最優良取組事例を選定し表彰する等、引き続き支援を行いました。2021年5月に金融庁、経済産業省、環境省が共同で「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」を策定し、鉄鋼、化学、電力、ガス、石油、紙・パルプ、セメント、自動車分野における技術ロードマップを取りまとめ、公表しました。2025年3月には当該基本指針の改訂を、また2025年11月から2026年3月にかけては技術開発や政策動向の進展を踏まえた技術ロードマップの改訂を実施しています。また、国内におけるトランジション・ファイナンスの環境整備を更に進めるため、トランジション・ファイナンスの調達に要する費用に対する補助や情報発信も行っています。2023年6月には、資金供給後のトランジション戦略の着実な実行と企業価値向上への貢献を担保するために、金融機関向けのフォローアップガイダンスを策定しました。また、トランジション・ファイナンスを通じて金融機関の投融資先の排出量（ファイナンスド・エミッション）が一時的に増加することを懸念し、投融資を控える行動が生じ得るという課題について、2023年10月に課題解決に向けた考え方を整理し公表しました。

また、「アジアでのトランジション・ファイナンス推進のあり方に関するサブワーキング」を立ち上げ、各国の産業構造やエネルギー構造、GHG排出構造等の地域の実情を踏まえた現実的なトランジションについて、我が国が推進してきたトランジション・ファイナンスの経験も踏まえて、アジアにおけるトランジション・ファイナンスの在り方を検討しました。

さらに、2023年度から、10年間で150兆円超のGX投資を実現する呼び水として、2024年2月に世界初の国によるトランジション・ボンドとしてクライメート・トランジション利付国債（CT国債）の発行を開始し、2026年3月までに約4.2兆円を発行しました。なお、こうした日本におけるトランジション・ファイナンスの進展も受ける形で、2025年11月には国際資本市場協会（ICMA）が、クライメート・トランジション・ボンド・ガイドラインを策定しており、CT国債はこの新たなガイドラインにも整合している取組として、第三者評価機関からの認証を取得しています。

また、CT国債については、2024年12月に資金充当レポートを、2026年2月に資金充当及びインパクトレポートを発行しており、資金使途や効果に関する情報発信の取組も進めています。

(3) ESG地域金融

地域の金融機関には、地域資源の持続的な活用による地域経済の活性化を図るとともに、地域課題の解決に向けて中心的な役割を担うことが期待されています。このような環境・経済・社会面における課題を統合的に向上させる取組は、地域循環共生圏の創造につながるものであり、地域金融機関がこの取組の中で果たす役割を「ESG地域金融」として推進することにより、取組を深化させていくことが重要です。

環境省では、地域の持続可能性の向上や環境・社会へのインパクト創出等に資する地域金融機関の取組を支援し、事業の実施を通じて得られた知見や具体的な事例について取りまとめ、2020年4月に「ESG地域金融実践ガイド」として公表しました。以降、同ガイドを必要に応じて改定し、金融機関としてESG地域金融に取り組むための体制構築や事業性評価の事例をまとめるとともに、事例から抽出された実践上の留意点や課題等についての分析を反映させることで、地域金融機関が参照しながら自身の取組を検討・実践する助けとなる資料となっています。2026年3月には、地域資源を活用した金融機関の取組に対する支援の結果を踏まえて「ESG地域金融実践ガイド別添資料：事例集【令和7年度】」を公表しました。

また、地域金融機関は地域循環共生圏の創造に向けて中心的な役割が期待されることもあり、地域の様々なセクターとの積極的な連携が図られています。地方銀行、信用金庫、信用組合等の地域金融機関との頻繁な意見交換や勉強会の開催のほか、気候変動関連情報を開示する枠組みである気候関連財務情報開示タスクフォース（Taskforce on Climate-related Financial Disclosures：TCFD）提言、生物多様性・自然資本関連情報を開示する枠組みである自然関連財務情報開示タスクフォース（Taskforce on Nature-related Financial Disclosures：TNFD）提言、さらには国際サステナビリティ基準審議会（The International Sustainability Standards Board：ISSB）によるサステナビリティ開示基準等に基づく情報開示の支援等を含めて各種の事業を通じて実際の案件形成・地域の課題解決をサポートしています。

(4) 環境関連事業への投融資の促進

中小企業等がリースで脱炭素機器を導入する場合に総リース料の一定割合を補助する事業、バリューチェーンの脱炭素化や地域の脱炭素化に資する融資に対する利子補給事業など、再生可能エネルギー事業創出や省エネ設備導入に向けた支援を引き続き実施しました。

また、再生可能エネルギー、グリーンビルディング、資源循環、生物多様性・自然資本等、グリーンプロジェクトに対する投資を資金使途としたグリーンボンド等について、環境省では2017年より国際資本市場協会（ICMA）等が作成している国際原則に基づき国内向けのガイドラインの策定等により国内への普及に向けた取組を進めています。さらに、国内におけるグリーンボンド等による調達促進に資するため、グリーンボンド等の調達に要する費用に対する補助や、グリーンボンドやサステナビリティ・リンク・ローンの活用事例等の紹介をテーマとした「グリーンファイナンスセミナー」を実施しました。また、グリーンファイナンスポータルにて、国内におけるグリーンファイナンスの実施状況等、ESG金融に関する情報の一元的な発信を行いました。加えて、「グリーンファイナンスに関する検

討会」における議論を踏まえ、2025年7月には、グリーンファイナンスの機能や意義、メリットなどを改めて確認し、市場参加者への期待や環境省としての検討や取組の方向性について取りまとめた「グリーンファイナンス市場の中長期的な発展に向けて：市場参加者に期待する取組事項」を公表しました。また、同検討会では、インパクトレポーティングの質の向上に向け、「グリーンボンドインパクトレポーティング事例集」の作成に向けた議論を行いました。さらに、検討会の下に設置した「グリーンリストに関するワーキンググループ」において、グリーンな資金使途等を例示したガイドラインの付属書1別表の拡充に向けた議論・検討を行い、2026年4月に改訂版を公表しました。

日本政策金融公庫においては、大気汚染対策や水質汚濁対策、廃棄物の処理・排出抑制・有効利用、温室効果ガス排出削減、省エネ等の環境対策に係る融資施策を引き続き実施しました。

(5) 政府関係機関等の助成

政府関係機関等による環境保全事業の助成については、表6-2-1のとおりでした。

表6-2-1 政府関係機関等による環境保全事業の助成

日本政策金融公庫	産業公害防止施設等に対する特別貸付 家畜排せつ物処理施設の整備等に要する資金の融通
独立行政法人中小企業基盤整備機構の融資制度	騒音、ばい煙等の公害問題等により操業に支障を来している中小企業者が、集団で適地に移転する工場の集団化事業等に対する都道府県を通じた融資
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構による融資	金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく使用済特定施設に係る鉱害防止事業に必要な資金に対する融資
脱炭素化支援機構	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき設立した脱炭素化支援機構による、脱炭素化・地方創生に資する事業への投融資

資料：財務省、農林水産省、経済産業省、環境省

3 グリーンな経済システムの基盤となる税制

(1) 税制上の措置等

令和7年度税制改正において、[1] 地球温暖化対策のための税の着実な実施、[2] 生物多様性維持協定が締結された区域に係る相続税・贈与税の評価減の創設（相続税、贈与税）、[3] 再資源化事業等の高度化のための事業に係る特例措置の創設及び拡充（法人税、法人住民税、法人事業税、固定資産税）、[4] 燃料電池自動車に水素を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）、[5] 住宅ローン減税に係る所要の措置（所得税・個人住民税）等を講じました。

(2) 税制全体のグリーン化

環境関連税制等のグリーン化については、2050年ネット・ゼロの実現や、2025年2月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」に基づく新たな削減目標である2013年度比で2035年度60%減、2040年度73%減の達成に向けた重要な施策です。

我が国では、税制による地球温暖化対策を強化するとともに、エネルギー起源CO₂排出抑制のための諸施策を実施していく観点から、2012年10月に「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例」が導入されました。具体的には、我が国の温室効果ガス排出量の8割以上を占めるエネルギー起源CO₂の排出削減を図るため、全化石燃料に対してCO₂排出量に応じた税率（289円／トンCO₂）を石油石炭税に上乗せするものです。急激な負担増を避けるため、税率は3年半かけて段階的に引き上げることとされ、2016年4月に最終段階への引上げが完了しました。この課税による収収は、エネルギー起源CO₂の排出削減を図るため、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などに充当されています。

車体課税については、自動車重量税におけるエコカー減税や、自動車税及び軽自動車税におけるグリーン化特例（軽課）といった環境性能に優れた車に対する軽減措置が設けられています。

1 科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装の施策

(1) 統合的な研究開発の推進

ア 環境研究総合推進費及び地球環境保全等試験研究費

環境省では、環境研究総合推進費において、環境政策への貢献をより一層強化するため、環境省が必要とする研究テーマ（行政ニーズ）を明確化し、その中に地方公共団体がニーズを有する研究開発テーマも組み入れました。また、気候変動に関する研究のうち、各府省が関係研究機関において中長期的視点から計画的かつ着実に実施すべき研究を、地球環境保全等試験研究費により効果的に推進しました。

イ 環境省関連試験研究機関における研究の推進

(ア) 国立水俣病総合研究センター

国立水俣病総合研究センターでは、水俣病発生の地にある国の直轄研究機関としての使命を達成するため、水俣病や環境行政を取り巻く社会的状況の変化を踏まえ、2025年5月に今後5年間の実施計画「中期計画2025」を策定しました。「中期計画2025」における調査・研究分野とそれに付随する業務に関する重点項目は、[1] 水銀曝露の健康影響評価と治療への展開、[2] 水銀の環境動態、[3] 地域・福祉向上への貢献、[4] 国際貢献とし、中期計画1年目の研究及び業務を推進しました。

特に、地元医療機関との共同による脳磁計（MEG）・磁気共鳴画像診断装置（MRI）を活用した水俣病患者の慢性期における臨床病態の客観的評価法の確立に関する研究、メチル水銀中毒の予防及び治療に関する基礎研究を推進するとともに、国内外諸機関と連携し、環境中の水銀モニタリング及び水俣病発生地域の地域創生に関する調査・研究を進めました。

水銀に関する水俣条約（以下「水俣条約」という。）締約国会議の結果及び成果等を踏まえ、水銀分析技術の簡易・効率化を進め、分析精度向上に有効となる標準物質の作成と配布等を行い、また、熊本県水俣市において「水銀に関連する環境問題を抱える国々における公衆衛生の向上」をテーマに研究会議「NIMD FORUM」を主催するなどの国際貢献を進めるとともに国立水俣病総合研究センターの研究成果及び施設を積極的に活用した地域貢献を進めました。

これらの施策や研究内容について、国立水俣病総合研究センターウェブサイトや水俣病情報センターにおいて、具体的かつ分かりやすい情報発信を実施しました。

(イ) 国立研究開発法人国立環境研究所

国立研究開発法人国立環境研究所では、環境大臣が定めた中長期目標（2021年度～2025年度）に基づく第5期中長期計画が2021年度から開始されました。中長期計画に基づき、環境研究の中核的研究機関として、[1] 重点的に取り組むべき課題への統合的な研究、[2] 環境研究の各分野における科学的知見の創出等、[3] 国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する事業（衛星観測及び子どもの健康と環境に関する全国調査に関する事業）及び[4] 国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装を推進しました。

特に、[1] では、統合的・分野横断的アプローチで取り組む戦略的研究プログラムを設定し、「気候変動・大気質」、「物質フロー革新」、「包括環境リスク」、「自然共生」、「脱炭素・持続社会」、「持続可能地域共創」、「災害環境」及び「気候変動適応」の8つの課題解決型プログラムを推進しています。

また、環境の保全に関する国内外の情報を収集、整理し、環境情報メディア「環境展望台」によってインターネット等を通じて広く提供しました。さらに、気候変動適応法（平成30年法律第50号）に基づき地方公共団体等への技術的援助等の業務を推進しました。

ウ 各研究開発主体による研究の振興等

文部科学省では、科学研究費助成事業等の研究助成を行い、大学等における地球環境問題に関連する幅広い学術研究・基礎研究の推進や研究施設・設備の整備・充実への支援を図るとともに、関連分野の研究者の育成を行いました。あわせて、「Future Earth」等の国際協働研究を通じた人文学・社会科学を含む分野横断的な課題解決型の研究の振興により、SDGsの進展に貢献しました。

地方公共団体の環境関係試験研究機関は、監視測定、分析、調査、基礎データの収集等を広範に実施するほか、地域固有の環境問題等についての研究活動を推進しました。これらの地方環境関係試験研究機関との緊密な連携を確保するため、環境省では、地方公共団体環境試験研究機関等所長会議を開催するとともに、全国環境協議会と共催で環境保全・公害防止研究発表会を開催し、研究者間の情報交換の促進を図りました。

エ 環境研究・技術開発の推進

環境省では、2050年ネット・ゼロに向けて、分野やステークホルダーの垣根を越えた地域共創による開発・実証を支援するため、「地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業」を実施しています。本事業では、亜鉛をエネルギー貯蔵媒体として用いるフロー型亜鉛空気電池技術の開発等に取り組むとともに、スタートアップ企業の事業化検討に必要な概念実証（POC）や実現可能性調査（FS）を支援し、2025年度において全体で40件の技術開発・実証事業を実施しました。また、徹底したエネルギー消費量の削減を実現するため、高品質窒化ガリウム（GaN）について、種結晶からEV用インバータまでの一貫通貫の開発・実証や、蓄電池用高効率インバータの開発等を実施しました。そのほか、二酸化炭素の回収・有効利用・貯留（CCUS）技術の社会実装に向け、CO₂分離・回収技術の高度化に加え、清掃工場等の排ガス中のCO₂から燃料や化学原料を製造する技術の開発・実証を進めました。特にCCU技術の一つである人工光合成については、CO₂からCOを製造する装置の開発に取り組むとともに、社会実装に向けたロードマップを取りまとめました。また、貯留ポテンシャルが高いとされる浮体式洋上圧入CCS技術の検討や安全・適正なCCS事業に必要なモニタリング技術の開発・実証、制度検討等を実施しました。

文部科学省では、2050年ネット・ゼロを支える超省エネ・高性能なパワーエレクトロニクス技術の創出に向けて、窒化ガリウム（GaN）等の次世代パワー半導体やパワエレ回路システム、受動素子等の研究開発を推進しました。あわせて、省エネ・高性能な半導体集積回路の創生に向けた新たな切り口による研究開発と将来の半導体産業を牽引する人材の育成を推進するため、アカデミアにおける中核的な拠点形成を推進しました。また、2050年ネット・ゼロ実現等への貢献を目指し、従来の延長線上にない非連続なイノベーションをもたらす革新的技術を創出するため、革新的GX技術創出事業（GteX）及び先端的カーボンニュートラル技術開発（ALCA-Next）を実施しています。GteXでは「蓄電池」、「水素」、「バイオものづくり」の三つの重点領域を設定し、材料等の開発やエンジニアリング、評価・解析等を統合的に行うオールジャパンのチーム型研究開発を推進するとともに、ALCA-Nextでは幅広い領域でのチャレンジングな提案を募り、大学等における基礎研究の推進により様々な技術シーズを育成する探索型の研究開発を推進しました。さらに、未来社会創造事業「地球規模課題である低炭素社会の実現」領域において、2050年の社会実装を目指し、温室効果ガスの大幅削減に資する革新的技術の研究開発を推進しました。加えて、未来社会創造事業大規模プロジェクト型においては、省エネ・低炭素化社会が進む未来水素社会の実現に向けて、高効率・低コスト・小型長寿命な革新的水素液化技術の開発を、また、Society 5.0の実現に向けて、センサ用独立電源として活用可能な革新的熱電変換技術の開発を推進しました。さらに、理化学研究所においては、植物科学、ケミカルバイオロジー、触媒化学、バイオマス工学の異分野融合により、持続的な成長及び地球規模の課題に貢献する「課題解決型」の研究開発を推進するとともに、強相関物理、超分子機能化学、量子情報エレクトロニクスの3分野の有機的な連携により、超高効率なエネルギーの収集・変換や、超低エネルギー消費のエレクトロニクスの実現に資する研究開発を推進しました。また、気候変動予測先端研究プログラムにおいて、スーパー

コンピュータ「地球シミュレータ」等を活用して、気候モデルの開発等を通じた、気候変動メカニズムの解明や全ての気候変動対策の基盤となる高精度な気候予測データの創出などの研究開発を推進しました。また、気候予測データや地球観測データ等の地球環境データを蓄積・統合・解析・提供する「データ統合・解析システム（DIAS）」を活用し、地球環境データを利活用した気候変動、防災等の課題解決に貢献する研究開発を実施しました。加えて、大学の力を結集した、地域の脱炭素化加速のための基盤研究開発において、人文学・社会科学から自然科学までの幅広い知見を活用し、大学等と地域が連携して地域のカーボンニュートラルを推進するためのツール等に係る分野横断的な研究開発等を推進しました。あわせて、「カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション」を通じて、各大学等による情報共有やプロジェクト創出を促進しました。

経済産業省では、省エネルギー、再生可能エネルギー、原子力、分離回収したCO₂を地中へ貯留するCCSやCO₂を資源として有効利用するCCU/カーボンリサイクルに関わる技術開発を実施しました。

国土交通省では、2050年ネット・ゼロの実現に向けて、運輸部門におけるCO₂排出量の約4割を占めるトラック・バスに関して、産学官連携の下、重量車の電動化技術及び水素、合成燃料を始めとするカーボンニュートラル燃料における内燃機関分野等の開発促進の強化を図るための調査研究を実施しました。

(ア) 統合的な研究開発の推進

第6期「科学技術・イノベーション基本計画」では、我が国が目指す社会として、Society 5.0を具体化し、「国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会」、「一人ひとりの多様な幸せ（well-being）が実現できる社会」の実現を掲げています。その実現に向けて、本計画では、経済・社会が大きく変化し、国内、そして地球規模の様々な課題が顕在化する中で、2030年を見据えて、[1] デジタルを前提とした社会構造改革（我が国の社会を再設計し、地球規模課題の解決を世界に先駆けて達成し、国民の安全・安心を確保することで、国民一人ひとりが多様な幸せを得られるようにする）、[2] 研究力の抜本的強化（多様性や卓越性を持った「知」を創出し続ける、世界最高水準の研究力を取り戻す）、[3] 新たな社会を支える人材育成（日本全体をSociety 5.0へと転換するため、多様な幸せを追求し、課題に立ち向かう人材を育成する）の三つを大目標として定め、科学技術・イノベーション政策を推進することとしています。

2025年6月に閣議決定した「統合イノベーション戦略2025」においても、重点的に取り組むべき事項の一つとして「地球規模課題の克服に向けた社会変革と非連続なイノベーションの推進」を掲げ、第6期「科学技術・イノベーション基本計画」における目標である、「我が国の温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロとし、世界のカーボンニュートラルを牽引するとともに、循環経済への移行を進めることで、気候変動をはじめとする環境問題の克服に貢献し、SDGsを踏まえた持続可能性が確保される。」ことを踏まえ、関係府省庁、産学官が連携して研究開発から社会実装まで一貫した取組の具体化を図り推進していくこととしました。

内閣府では、2023年度から開始した戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第3期のエネルギー・環境関連の課題として採択した「スマートエネルギーマネジメントシステムの構築」及び「サーキュラーエコノミーシステムの構築」の推進を図りました。前者は、再生可能エネルギーを主力エネルギー源とするため、従来の一つの建物や一つの地域における電力マネジメントの枠を超えて、熱・水素・合成燃料なども包含するエネルギーマネジメントシステムを構築して次世代の社会インフラを確立することを目指し、後者は、素材・製品開発といった動脈産業とリサイクルを担う静脈産業が連携して素材、製品、回収、分別、リサイクルの各プレイヤーが循環に配慮した取組を通じてプラスチックの循環経済（サーキュラーエコノミー）バリューチェーンを構築することを目指すもので、両者とも社会実装に向けた研究開発を行うものです。

環境省では、「第六次環境基本計画」に基づき、今後5年程度の間で取り組むべき環境研究・技術開

発の重点課題やその効果的な推進方策を提示するものとして、「環境研究・環境技術開発の推進戦略」（2024年8月環境大臣決定）を策定し、研究開発を推進しています。

総務省や国立研究開発法人情報通信研究機構等では、電波や光を利用した地球環境のリモートセンシング技術や、環境負荷増加を抑制しつつ飛躍的に情報通信ネットワーク設備の大容量化を可能にするフォトニックネットワーク技術等の研究開発を実施しました。

農林水産省では、農林水産分野における気候変動の影響評価、脱炭素や温暖化に適応する技術の実用化等の環境に配慮した研究開発について推進しました。さらに、これらの研究開発等に必要な生物遺伝資源の収集・保存や特性評価等を推進しました。また、福島国際研究教育機構（F-REI）では、遠隔監視・デジタルマップ等を活用し、複数台のロボット農機を同時運用する自動走行システムの開発・実証を進めるとともに、土壌環境と植物栄養の相互作用や土壌の物質循環の仕組みの解明を通じ、低環境負荷・低コスト農業の実現に資する研究開発を推進しました。さらに、森林・林業の再生を図るため、放射性物質対策に資する森林施業等の実証等を行うとともに、木材製品等に係る放射性物質の調査・分析及び木材製品等の検査体制の整備を支援しました。

経済産業省では、生産プロセスの低コスト化や省エネ化の実現を目指し、植物機能や微生物機能を活用して工業原料や高機能タンパク質等の高付加価値物質を生産する高度モノづくり技術の開発及びバイオものづくりの製造基盤技術の確立に向けた実証事業を実施しました。

国土交通省では、地球温暖化対策にも配慮しつつ、地域の実情に見合った最適なヒートアイランド対策の実施に向けて、様々な対策の複合的な効果を評価できるシミュレーション技術の運用や、地球温暖化対策に資するCO₂の吸収量算定手法の開発等を実施しました。低炭素・循環型社会の構築に向け、下水道革新的技術実証事業（B-DASH）等による下水汚泥の有効利用技術等の実証と普及を推進しました。

（2）環境研究・技術開発の効果的な推進方策

ア 各主体の連携による研究技術開発の推進

2025年12月、第16回気候中立社会実現のための戦略研究ネットワーク（LCS-RNet）年次会合を開催しました。世界適応ネットワーク（GAN）の地域ネットワークの一つである、アジア太平洋適応ネットワーク（APAN）を他の国際機関等との連携により支援しました。2025年10月には、アジア太平洋地域で最大規模の適応関連の国際会議であるアジア太平洋気候変動適応フォーラム（APANフォーラム）を開催しました。また、気候変動、生物多様性など各分野横断型研究に関する国際共同研究及び能力強化プロジェクトを実施する、アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）を支援し、アジア太平洋地域内の途上国を中心とする研究者及び政策決定者の能力向上に大きく貢献しました。

エネルギー・環境分野のイノベーションにより気候変動問題の解決を図るため、世界の学界・産業界・政府関係者間の議論と協力を促進する国際的なプラットフォーム「Innovation for Cool Earth Forum（ICEF）」の第12回年次総会を2025年10月に開催しました。

CO₂大幅削減に向けた非連続なイノベーション創出を目的とした、G20の研究機関のリーダーによる「Research and Development 20 for Clean Energy Technologies（RD20）」の第7回会合を2025年10月に開催しました。

イ 環境技術普及のための取組の推進

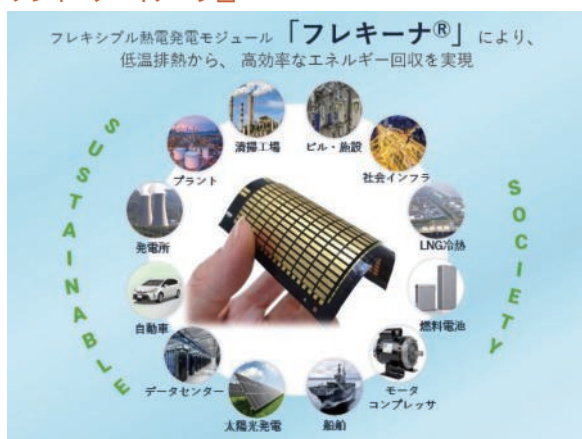
先進的な環境技術の普及を図る環境技術実証事業では、気候変動対策技術領域、資源循環技術領域などを対象とし、対象技術の環境保全効果等を第三者が実証し、結果の公表等を実施しました。また、環境スタートアップ企業のロールモデルの創出に寄与し、環境分野でのビジネスの創出及びイノベーションの促進に向けて、成長ステージに応じた、研究開発・事業化支援、優れた環境スタートアップ企業の表彰を実施しました。



環境省では将来有望な環境スタートアップへの表彰等による、新たなロールモデルの創出や事業機会の拡大の支援を目的として、2020年度より環境スタートアップ大賞を実施しています。

2024年度に環境スタートアップ大臣賞を受賞したEサーモジェンテックは、低温排熱から効率よく電力を回収できるフレキシブル熱電発電モジュール及び、それを使った発電ユニットを提供しています。工場や発電所等におけるIoT用、省エネ用の自立電源として広く利用が期待されており、省エネへの多大な貢献や、日本発の技術として国際的に普及できる可能性が高く評価されました。

フレキナー イメージ図



資料：Eサーモジェンテック

ウ 成果の分かりやすい発信と市民参画

環境研究総合推進費及び地球環境保全等試験研究費に係る研究成果については、学術論文、研究成果発表会・シンポジウム等を通じて公開し、関係行政機関、研究機関、民間企業、民間団体等へ成果の普及を図りました。また、環境研究総合推進費ウェブサイトにおいて、研究成果やその評価結果等を公開しました。

地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業については、成果報告会を通じた情報発信などを行いました。

エ 研究開発における評価の充実

環境省では、環境研究総合推進費において終了した課題を対象に追跡評価を行いました。

オ デジタル・プラットフォーム構築等によるグローバルな環境ビジネスにおける優位性の確立

データを基盤とするプラットフォームビジネスについては、データの質と量とその価値や競争優位性に直結し得ることから、環境ビジネスにおいても製造・輸送等のサプライチェーンの各段階で生まれる価値あるデータを最大限に活用するため、企業や業種の垣根を越えて国内の関係者がデータを連携し、流通させる仕組みを構築しました。

「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」（EEGS）においては報告義務のない中堅・中小企業が排出量算定・公表を容易にできる環境を整備しました。

さらに、取引先企業と連携した削減目標・計画の策定や脱炭素設備投資の推進に当たり、業界団体におけるScope3算定ルールの共通化等に向けたモデル支援を実施しました。そして、利用者のニーズに対応し、事業者の市場アクセスや消費者の便益向上に貢献しました。

また、我が国からも拠出してきた自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）のデータファシリティの立ち上げに向けた取組については、日本の企業や研究機関等も参画したパイロットプログラムの結果も踏まえ、2025年11月に自然関連のデータバリューチェーンの改善に向けた勧告がまとまりました。また、特にASEAN諸国における原材料調達地の現地調査や衛星データ等を活用し、サプライチェーンの透明性を確保する技術の研究開発を行いました。

カ 国際的な枠組みへの貢献・国際標準化（知的財産戦略）

我が国が強みを有する環境技術の活用・普及等のため、国際的な枠組みへの貢献や多国間・二国間協

力等を通じて、環境課題に関する国際連携を推進しました。環境技術に関連する国際標準化や国際的なルール形成については、「第六次環境基本計画」において、環境分野の新たな国際ルールづくりを我が国が主導できるよう国際標準化を推進することとされました。また、2025年6月3日に知的財産戦略本部で決定された「新たな国際標準戦略」においても、国際社会にとって重要であり、かつ、国際標準が主要な課題解決策となる17の重要領域の中から、対応の緊要性を踏まえて選定された8つの「戦略領域」の一つとして「環境・エネルギー」が挙げられました。これらを踏まえ、環境省では、内閣府のシステム改革型標準活用加速化支援事業（BRIDGE）も活用しながら、気候変動、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブに関する環境ルール形成の取組を推進しました。

2 官民における監視・観測等の効果的な実施

(1) 地球環境に関する監視・観測

監視・観測については、国連環境計画（UNEP）における地球環境モニタリングシステム（GEMS）、世界気象機関（WMO）における全球大気監視計画（GAW計画）、全球気候観測システム（GCOS）、全球海洋観測システム（GOOS）等の国際的な計画に参加して実施しました。さらに、「全球地球観測システム（GEOSS）」を推進するための国際的な枠組みである地球観測に関する政府間会合（GEO）に参画し、執行委員会のメンバー国を務めています。また、気象庁は、GCOSの地上観測網の推進のため、世界各国からの地上気候観測データの入電状況や品質を監視するGCOS地上観測網監視センター（GSNMC）業務や、アジア地域の気候観測データの改善を図るためのWMO関連の業務を、各国気象機関と連携して推進しました。

気象庁は、WMOの地区気候センター（RCC）を運営し、アジア太平洋地域の気象機関に対し基礎資料となる気候情報やウェブベースの気候解析ツールを引き続き提供しました。さらに、域内各国の気候情報の高度化に向けた取組と人材育成に協力しました。

温室効果ガス等の観測・監視に関し、WMO温室効果ガス世界資料センターとして全世界の温室効果ガスのデータ収集・管理・提供業務を、WMO品質保証科学センターとしてアジア・南西太平洋地域における観測データの品質向上に関する業務を、さらにWMO全球大気監視校正センターとしてメタン等の観測基準（準器）の維持を図る業務を引き続き実施しました。超長基線電波干渉法（VLBI）や全球測位衛星システム（GNSS）を用いた国際観測に参画し、地球規模の地殻変動等の観測・研究を推進しました。

東アジア地域における残留性有機汚染物質（POPs）の汚染実態把握のため、これら地域の国々と連携して大気中のPOPsについて環境モニタリングを実施しました。また、水俣条約の有効性の評価にも資する水銀モニタリングに関し、現地の既存地域ネットワーク等と連携してアジア太平洋地域及びアフリカ地域の国を中心に技術研修を開催し、地域ネットワークの強化に取り組みました。

大気における気候変動の観測について、気象庁はWMOの枠組みで地上及び高層の気象観測や地上放射観測を継続的に実施するとともに、GCOSの地上及び高層や地上放射の気候観測ネットワークの運用に貢献しています。

さらに、世界の地上気候観測データの円滑な国際交換を推進するため、WMOの計画に沿って各国の気象局と連携し、地上気候観測データの入電数向上、品質改善等のための業務を実施しています。

温室効果ガスなど大気環境の観測については、国立研究開発法人国立環境研究所及び気象庁が、温室効果ガスの測定を行いました。国立研究開発法人国立環境研究所では、波照間島、落石岬、富士山等における温室効果ガス等の高精度モニタリングのほか、アジア太平洋を含むグローバルなスケールで民間航空機・民間船舶を利用し大気中及び海洋表層における温室効果ガス等の測定を行うとともに、陸域生態系における炭素収支の推定を行いました。これら観測に対応する国際的な標準ガス等精度管理活動にも参加しました。また、気候変動による影響把握の一環として、サンゴや高山植生のモニタリングを行いました。気象庁では、GAW計画の一環として、温室効果ガス、クロロフルオロカーボン（CFC）

等オゾン層破壊物質、オゾン層、有害紫外線及び大気混濁度等の定常観測を東京都南鳥島等で行っています。また、日本周辺海域及び北西太平洋海域における洋上大気・海水中のCO₂等の定期観測を実施しています。これらの観測データについては、定期的に公表しています。また、黄砂及び有害紫外線に関する情報を発表しています。

海洋における観測については、海洋地球研究船「みらい」等の船舶や観測機器等を用いて、海洋の熱循環、物質循環、生態系等を解明するための研究、観測技術開発を推進しました。また、国際協力の下、自動昇降型観測フロート約4,200個による全球高度海洋監視システムを構築する「アルゴ (Argo) 計画」にハード・ソフトの両面で貢献し、計画を推進しました。南極地域観測については、「南極地域観測第X期6か年計画」(2022~2027年度)に基づき、南極氷床融解メカニズムと物質循環の実態解明など、南極地域における調査・観測等を実施しています。また、宇宙天気予報、気象予報、全球測位衛星システム (GNSS) などの我々の日常生活に不可欠な情報の基礎データとなる観測を日々継続し、公開しています。また、北極域に関しては、「北極域研究強化プロジェクト (ArCS III)」(2025~2029年度)において、国立極地研究所を代表機関、JAMSTECと北海道大学を副代表機関とする共同運用体制の下、北極域を観測する研究船や、これまでのプロジェクトで整備された国際連携拠点、北極域シミュレーションシステム及び北極域データアーカイブシステム (ADS) などの研究基盤を駆使し、北極域の環境変化の実態把握とプロセスの解明、その影響についての定量的な予測と対応策等の検討を進めています。ADSでは、観測データに基づく高精度な海水予測を、北極海航路の安全運航に不可欠な情報として作成・提供しています。さらに、将来の北極域研究をリードする人材の育成を行うとともに、人文・社会・自然科学の垣根を越えた分野横断的な総合知の創出に資する取組を実施しています。特に、ArCS IIIでは次世代の北極域研究を担う若手研究者の育成にも積極的に取り組んでいます。アジアで初めて北極科学委員会 (IASC) の若手キャリアフェローシップ (Early Career Fellowship) に採択されたほか、海外研究機関との国際共同研究も進展しており、若手研究者が活躍する機会は着実に広がっています。さらに、建造中の北極域研究船「みらいII」の就航後の国際研究プラットフォームとしての活用に向けた取組を進めました。

GPS装置を備えた検潮所において、精密型水位計により、地球温暖化に伴う海面水位上昇の監視を行い、海面水位監視情報の提供業務を継続しました。また、国内の影響・リスク評価研究や地球温暖化対策の基礎資料として、温暖化に伴う気候の変化に関する予測情報を「日本の気候変動2025—大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書—」によって提供しており、情報の高度化のため、大気の運動等を更に精緻化させた詳細な気候の変化の予測計算を実施しています。

衛星による地球環境観測については、全球降水観測 (GPM) 計画主衛星搭載の我が国の二周波降水レーダ (DPR) や水循環変動観測衛星「しずく」(GCOM-W) 搭載の高性能マイクロ波放射計2 (AMSR2)、気候変動観測衛星「しきさい」(GCOM-C) 搭載の多波長光学放射計 (SGLI) から取得された観測データを提供し、気候変動や水循環の解明等の研究に貢献しました。また、DPRの後継ミッションである降水レーダ衛星 (PMM) について、NASAが計画している国際協力ミッション (FALCON) への参画を前提に開発に着手しました。さらに、環境省、国立研究開発法人国立環境研究所及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の共同プロジェクトである温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT) や後継機である「いぶき2号」(GOSAT-2) の観測データの解析を進め、主たる温室効果ガスの全球の濃度分布、月別・地域別の吸収・排出量の推定結果等の一般提供を行いました。さらに、インドや、日本の支援を受けたモンゴルは、GOSAT 観測データを利用した排出推計結果をパリ協定に基づく国連への報告書に掲載しました。加えて、2025年6月、温室効果ガス観測精度を飛躍的に向上させるとともに、「しずく」の後継となる高性能マイクロ波放射計3 (AMSR3) を搭載した、3号機に当たる温室効果ガス・水循環観測技術衛星「いぶきGW」(GOSAT-GW) の打上げに成功し、同年10月には初期機能確認を終了し、定常運用へ移行しました。GOSAT-GWでは、GOSATから続く地球全大気のCO₂とCH₄の継続モニタリングを実施しています。さらに、新たな取組として、大規模排出源の監視や、排出量推計技術によるパリ協定に基づく各国の温室効果ガスインベントリ報告の透

明性の確保、同技術の国際標準化の取組を進めています。また、GOSAT-GW 観測データを、これまで利用されることのなかった民間セクターで利用することにより、排出削減への貢献を目指します。

また、「今後の環境省におけるスペースデブリ問題に関する取組について（中間取りまとめ）」を2020年10月に公表し、GOSATシリーズスペースデブリ化防止対策の検討に着手しました。

2025年11月のCOP30において、企業・国際機関によるGOSATシリーズのデータ活用や、国による排出量算定への活用を国際的に拡大することに関するセミナーを実施するとともに、長期間の全球データを立体的に可視化したモニタを展示するなど、観測成果を国際的に発信しました。

また、観測データ、気候変動予測、気候変動影響評価等の気候変動リスク関連情報等を体系的に整理し、分かりやすい形で提供することを目的とし、2016年に構築された気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）において、気候変動の予測等の情報を充実させました。

2025年1月に、文部科学省の地球観測推進部会において取りまとめられた、「今後10年の我が国の地球観測の実施方針」等を踏まえ、地球温暖化の原因物質や直接的な影響を的確に把握する包括的な観測態勢を整備するため、地球環境保全等試験研究費において、2025年度は「民間航空機を利用した大都市から全球までの温室効果ガス監視体制の構築」等の研究を継続しています。

（2）技術の精度向上等

環境測定分析機関（自治体、民間機関）の測定分析精度の維持・向上を図るため、環境汚染物質を調査試料として、「環境測定分析統一精度管理調査」を実施するとともに、最新の技術動向等を踏まえて公定法を含む分析方法等の見直しを実施し、2025年4月に告示改正しました。

3 技術開発などに際しての環境配慮等

新しい技術の開発や利用に伴う環境への影響のおそれが見られる場合や、科学的知見の充実に伴って、環境に対する新たなリスクが明らかになった場合には、予防的取組の観点から必要な配慮がなされるよう適切な施策を実施する必要があります。「第六次環境基本計画」に基づき、上記の観点を踏まえつつ、各種の研究開発を実施しました。

第4節 国際的取組に係る施策

1 地球環境保全等に関する国際協力の推進

（1）質の高い環境インフラの普及

ア 環境インフラの海外展開

我が国の環境インフラの海外展開については、気候変動等の地球規模課題の深刻化、国際秩序の不安定化、グローバルサウス諸国の台頭といった構造変化を背景に、インフラ分野全体で官民連携による国際展開の強化が必要となっています。「インフラシステム海外展開戦略2030」（令和6年12月24日 経協インフラ戦略会議決定）では、こうした情勢の変化を踏まえつつ、相手国との共創を通じて我が国企業の「稼ぐ力」向上や国際競争力の強化を目指す方向性が掲げられています。これを受け、2025年8月には「環境インフラ海外展開基本戦略（令和7年版）」を策定し、[1] 制度的基盤構築 [2] 国際環境インフラ市場の形成 [3] 互惠的パートナーシップの強化の三つの戦略の柱を通じて世界の脱炭素・環境改善への貢献と我が国の環境産業の持続的成長を目指す新たなビジョンを提示しました。

2021年6月には、二国間クレジット制度（JCM）を通じた環境インフラの海外展開を一層強力に促進するため、「脱炭素インフライニシアティブ」を策定しました（資金の多様化による加速化を通じて、

官民連携で事業規模最大1兆円程度)。2025年2月に改定された「地球温暖化対策計画」では、JCMについて、「官民連携で2030年度までの累積で、1億t-CO₂程度、2040年度までの累積で、2億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量の確保を目標とする」ことが定められています。さらに、環境インフラの海外展開を積極的に取り組む民間企業等の活動を後押しする枠組みとして、2020年9月に環境インフラ海外展開プラットフォーム(JPRSI)を立ち上げました。本プラットフォームには659の団体(2026年3月時点)が会員として参加しています。JPRSIでは、セミナー・メールマガジン等を通じた現地情報へのアクセス支援、日本企業が有する環境技術等の会員情報の海外発信、タスクフォース・相談窓口の運営等を通じた個別案件形成・受注獲得支援を行いました。また、2021年度から2025年度まで、再エネ水素の国際的なサプライチェーン構築を促進するため、再エネが豊富な第三国と協力し、再エネ由来水素の製造、島嶼国等への輸送・利活用の実証事業を実施しました。また、2023年度には、これまでJCMを通じた事業化の実績のない先進的な技術導入を目的とした実証事業を新たに開始しました。

脱炭素社会に向けて効果的な技術・政策を定量的に検討するために、国立環境研究所等が開発した、GHG排出量の予測や対策、影響を評価するための統合評価モデル「アジア太平洋統合評価モデル(AIM)」を用いたシナリオ作成支援や人材育成を行いました。2025年度は昨年度に引き続きラオス及びバングラデシュにおける次期NDC(国が決定する貢献)の策定支援を行い、脱炭素社会構築に向けた政策支援を行いました。また、「アジアでの透明性支援イニシアティブ(SITA)」を立ち上げ、隔年透明性報告書(BTR)作成や国家インベントリ構築に関するアジアへの支援を行いました。

また、気候変動適応及び損失と損害に対する支援として、COP27で「気候変動の悪影響に伴う損失と損害支援パッケージ」を公表しています。環境省は、2023年6月に早期警戒システム(EWS)導入促進に係る国際貢献に関する官民連携協議会を設置しました。2026年2月時点で60社以上のスタートアップを含む民間企業の参画を得ており、アジア太平洋地域における日本のEWS導入に取り組んでいます。

さらに、環境省では、「脱炭素、経済成長、エネルギー安全保障の同時実現」及び「多様な道筋によるネット・ゼロ実現」との「アジア・ゼロエミッション共同体」(AZEC)原則の下でAZECの取組に貢献しています。具体的には、2024年10月にラオス・ビエンチャンで開催された第2回アジア・ゼロエミッション共同体(AZEC)首脳会合において採択された「今後10年のためのアクションプラン」に基づき、[1]我が国の算定報告公表制度の実績を活かしたサプライチェーン全体のGHG排出量の可視化に向けたルール形成の支援、[2]脱炭素が評価される市場の創出に向けた、二国間クレジット制度(JCM)を基盤とした質の高い炭素市場の推進、[3]レゴックナンカ廃棄物発電事業等の廃棄物発電プロジェクトを推進しています。

イ 技術協力

国際協力機構(JICA)を通じた研修員の受入れ、専門家の派遣、技術協力プロジェクト等、我が国の技術・知識・経験を活かし、開発途上国の人材育成や、課題解決能力の向上を図りました。

例えば、課題別研修「パリ協定下の「国が決定する貢献」前進に向けた能力強化」等、地球環境保全に資する講義等の協力を行いました。

(2) 地域/国際機関との連携・協力

地球環境問題に対処するため、[1]国際機関の活動への支援、[2]条約・議定書の国際交渉への積極的参加、[3]諸外国との協力、[4]開発途上地域への支援を積極的に行っています。

ア 多数国間の枠組みによる連携

(ア) 国連や国際機関を通じた取組

- 地球環境問題の対処における相乗効果(シナジー)拡大・SDGsの統合的達成等に向けた取組

我が国は、地球環境問題の対処におけるシナジー拡大に関する国際議論や実施促進において世界を

リードしています。2024年3月の第6回国連環境総会（UNEA6）において我が国は、「シナジー・協力・連携の国際環境条約及び他の関連環境文書の国内実施における促進に関する決議」（以下UNEA6シナジー決議）を提案し、採択されました。同決議に基づきUNEPが実施した能力開発ワークショップや優良事例集の作成・公表の支援等を通じ、各国の多国間環境条約の実施における相乗効果の促進に貢献しました。また、COP30等でのイベント開催や関係国との会談の機会等を通じ、シナジー拡大の重要性や我が国による関連する取組を国際社会に発信しました。

さらに、我が国は、2025年8月に開催された「第6回アジア太平洋地域大臣及び環境当局フォーラム」においてUNEA6シナジー決議の後継決議の構想を発表しました。その後、我が国とパナマとの共同提案として、UNEPに後継決議である「シナジー・協力・連携の国際環境条約及び他の関連環境文書の国内実施における促進」を提出し、同年12月に開催されたUNEA7で採択されました（以下「UNEA7シナジー決議」（UNEP/EA.7/Res.5）という。）。

また、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の実施状況を世界的にレビューする場として毎年閣僚級で開催されている持続可能な開発のためのハイレベル政治フォーラム（HLPF）が、2025年7月に開催されました。同フォーラムにおいて我が国は、SDGs達成に向け日本が先頭に立ってシナジーの重要性を世界に発信していくこと、及び、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）やアジア開発銀行（ADB）、国連環境計画（UNEP）、地球環境戦略研究機関（IGES）等と連携し、アジア太平洋地域各国のシナジー促進に関する優良事例を「アジア太平洋シナジーレポート」（後述）として取りまとめ、2026年のHLPF等の場で世界に発信していく考えを表明しました。

事例



第7回国連環境総会（UNEA7）で採択されたシナジー決議について

UNEA7シナジー決議は、2023年のUNEA6で日本が提案し採択されたUNEA6シナジー決議の内容を踏まえつつ、様々な主体との協力を通じて、国レベルや地方レベルでシナジーを実現するための取組を更に進めるよう、加盟国、国連地域経済社会委員会などの地域協力機関やUNEP事務局長に対して働きかけるものです。この決議の実施を通じて、グローバルからローカルまであらゆるレベルで、多様なステークホルダーが連携し、シナジーを発揮しながら地球規模課題に取り組むことが期待されています。また、こうした取組が、SDGsの達成を後押しすることにつながります。

事例



アジア太平洋シナジーレポート シナジーの現場実装に向けて

世界人口の60%以上が暮らすアジア太平洋地域では、2030年までのSDGsの達成が危ぶまれ、特に環境関連の目標で大きな遅れが見られます。この厳しい状況に対処するためには、アジア太平洋地域の自然的・社会的条件を踏まえつつ、気候変動・生物多様性の損失・汚染という「3つの世界的危機」に対する取組間のシナジーを高めていかなければなりません。このシナジーの概念を、多様な主体が現場に落とし込み、行動に移していくには、モデルとなる事例が必要です。環境省は、ESCAP、ADB、UNEP、IGES等と連携し、優良事例とそこからの学びを取りまとめた「アジア太平洋シナジーレポート」の作成を進めています。

本レポートでは、アジア太平洋地域で実際に進められている、気候変動対策と健康改善を同時に進める取組や、自然再生と食料・水資源管理を一体的に行う仕組みの構築、資源循環による汚染防止、都市計画の統合による複数課題の同時解決といった、シナジー型の実践事例を整理する予定です。これらの経験から、各国が政策や投資をより分野横断的に進めるために必要なポイントを抽出し、地域として共有すべき方向性をまとめることとしています。今後、本レポートで示したシナジー促進のための行動を、国連アジア太平洋経済社会委員会の閣僚級会合の閣僚宣言や、次期4か年の地域行動計画に反映させ、各国でのシナジーの発揮に向けた地域の指針とすることを目指しています。

○ UNEPにおける取組

我が国は、UNEPの環境基金に対して継続的に資金を拠出するとともに、我が国の環境分野での多くの経験と豊富な知見を活かし、多大な貢献を行っています。2025年10月にはUNEPアンダーセン事務局長が来日し、我が国とUNEPが定期的に開催している日・UNEP政策対話を開催し、日本とUNEPの協力や幅広い環境問題について意見交換を行いました。また、大阪に事務所を置くUNEP国際環境技術センター（UNEP/IETC）に対しても、継続的に財政的な支援を実施するとともに、UNEP/IETC及び国内外の様々なステークホルダーと連携するために設置されたコラボレーティングセンターが実施する開発途上国等への環境上適正な技術の移転に関する支援、環境保全技術に関する情報の収集・整備・発信、廃棄物管理に関するグローバル・パートナーシップ等への協力を行いました。さらに、関係府市等と協力して、同センターの円滑な業務の遂行を支援しました。また、UNEP/IETCは、2019年度から民間企業の協力も得て、持続可能な社会を目指す新たな取組である「UNEPサステナビリティアクション」の展開を開始しており、環境省としても支援しています。

UNEPが気候変動適応の知見共有を図るために構築した、アジア太平洋地域の適応ネットワークであるAPANへの拠出金等により、脆弱性削減に向けたパートナーシップの強化、能力強化活動を支援しました。UNEPは、その活動の一環として、2025年10月に、アジア太平洋地域で最大規模の適応関連の国際会議であるアジア太平洋気候変動適応フォーラム（APANフォーラム）をタイ・バンコクで開催しました。9回目となった今次フォーラムでは、「変革的適応」をテーマに、政府、国際機関、研究機関、NGO、民間企業等の多様な関係者700名以上が、それぞれの知見や経験を基に議論しました。

○ 経済協力開発機構（OECD）における取組

OECDは経済・社会分野において、調査、分析や政策提言を行う「世界最大のシンクタンク」であり、環境分野においても質の高いスタンダードを形成し、先進的課題のルールづくりを先取りしています。我が国は、2010年より環境政策委員会のビューローを務めており、同委員会や関連作業部会の活動に積極的に参加しています。OECD加盟60周年にあたる2024年の5月に開催されたOECD閣僚理事会では議長国を務め、岸田文雄内閣総理大臣（当時）が議長国基調演説を行い、議論を主導するなど、いわゆる「環境外交」における我が国の国際的なプレゼンスにも貢献しています。また、2024年には、環境政策委員会の下で我が国の環境政策の取組状況に対する4度目の環境保全成果レビューが進められ、同年12月の環境保全成果作業部会におけるOECD加盟各国による審査を経て、審査結果が承認され、その報告書が、2025年3月にOECDより公表されました。報告書では、気候変動、生物多様性、資源循環等の政策の状況について幅広く分析・提言がなされ、また、我が国の地域脱炭素の取組について評価を得ました。

さらに、相互に関係する気候変動、生物多様性の損失及び汚染の課題に相乗効果を発揮し、対処する上での都市の持つ可能性をテーマにしたバーチャルパビリオンをOECDが主催し、我が国が支援しました。また、2025年11月26日にOECDが公表した「OECD環境アウトルック」に対して、内容面及び資金面の双方で貢献した結果、我が国におけるシナジー促進に関する経験等が盛り込まれました。同アウトルックでは、政策分野間における重要な相乗効果とトレードオフを明らかにするとともに、より一貫性のある分野横断的な行動に向けた実践的な手段を提案しつつ、各国政府に政策の整合性を強化し、より効果的な環境戦略を実現するための、明確で実行可能なロードマップを提供しました。

○ 国際再生可能エネルギー機関（IRENA）における取組

我が国は、IRENAの諸活動に積極的に参加しており、設立当初から2019年まで連続して理事国を務めた後、21年から23年及び26年にも理事国を務めています。具体的には、IRENAに対して分担金及び任意拠出金を拠出するとともに、特に島嶼国における再生可能エネルギー普及の観点から、2026年2月には、IRENA及びGCFとの共催により小島嶼開発途上国（SIDS）における脱炭素・環境フォーラムをパラオで開催しました。

○ アジア開発銀行（ADB）及び欧州復興開発銀行（EBRD）における取組

我が国では、ADBと2014年6月に環境協力に関する覚書（LOI）に署名しており、毎年、環境政策対話を実施しているほか、JCM日本基金（JFJCM）に拠出を行い、ADBと連携して二国間クレジット制度（JCM）の案件形成や適応・廃棄物分野における連携強化を進めています。また、2026年3月に、EBRDとの間で設立されたJCMに関する基金への拠出を行い、気候変動等における協力関係を強化するための取組に着手しました。

○ アフリカ開発会議（TICAD）における取組

2025年8月に第9回アフリカ開発会議（TICAD9）が横浜市において開催されました。成果文書である「TICAD9横浜宣言」において、アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）の下で新たに設置された基金を通じたものを含む効果的な廃棄物管理に関して、その実施についての緊急性が記載されました。環境省は、ACCP第4回全体会合、廃棄物管理のための事業形成促進ファンド設立、気候に対して強靱で脱炭素なアフリカに向けたパートナーシップに関するセミナー、アフリカ・クリーン・エア・プログラム（ACAP）に係るイベントやブース展示を行うとともに、国際機関やアフリカ諸国とのバイ会談を通じて環境課題や今後の協力について意見交換を行いました。また、アフリカ開発銀行（AfDB）との間での環境保全分野等における協力に関する覚書（SOI）の署名を行いました。

（イ）アジア太平洋地域における取組

○ 日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）

2025年9月に第26回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM26）が中国・煙台において開催されました。TEMM26では、日中韓三カ国の大臣により「環境協力に係る日中韓三カ国共同行動計画（2026-2030年）」及び共同コミュニケが採択されるとともに、各国とのバイ会談を通じて環境課題について意見交換を行い、こうした課題に協力して取り組んでいくことを確認しました。

○ 日ASEAN環境気候変動閣僚級対話（AJMDEC）

2025年9月、マレーシアにおいて、第3回日ASEAN環境気候変動閣僚級対話が開催されました。本対話では、共同声明が採択され、日ASEAN環境気候変動閣僚級対話（AJMDEC）を今後は継続的に開催とすることが確認されました。また、2023年に気候変動・汚染・生物多様性損失という三つの危機に対処していくために取りまとめられた「日ASEAN気候環境戦略プログラム（SPACE）」を改訂し、日ASEANの環境気候変動分野における協力を更に深めていくことが合意されました。SPACEに基づく主要な協力として、特に、気候変動の透明性については、我が国が設立した透明性パートナーシップ（PaSTI）に基づき、ASEAN加盟国における企業等の温室効果ガス排出量の透明性向上の制度構築に向けた技術的助言や、透明性向上に係るインセンティブに関する調査や発信等を実施しました。過年度から引き続きベトナムやフィリピンに対して制度構築支援を実施するとともに、2025年度からマレーシアと新たな協力を開始し、日本の知見の共有や、制度構築支援を実施しました。

汚染については、2025年9月に行われた日ASEAN環境気候変動閣僚級対話において、2023年に合意した「電気・電子機器廃棄物（e-waste）及び重要鉱物に関する日ASEAN資源循環パートナーシップ」（ARCPEC）の対象範囲を拡充し、新たにバッテリーを含む使用済自動車（ELV）を支援対象とする、「電気・電子機器廃棄物（e-waste）、使用済自動車（ELV）及び重要鉱物に関する資源循環パートナーシップ（ARCPEEC）」に合意いたしました。

また、第2回グローバル・ストックテイク（GST）に向け、ASEANと日本でネット・ゼロと経済成長の同時実現に向けたレポートの作成と発信を目指して、COP30において閣僚級でキックオフイベントを実施しました。

また、海洋プラスチックごみに関しては、上述のSPACEにおいて採択した「プラスチック汚染に関する日ASEAN協力アクション・アジェンダ」の下、2019年に東アジア・アセアン経済研究センター

(ERIA) 内に設立された海洋プラスチックごみ地域ナレッジ・センター (RKC-MPD) を通じた情報発信・政策提言や、ASEAN 諸国の行政官・研究者を対象とする、環境中プラスチックの採取・分析等モニタリングの技術移転や関連する施策情報の共有を目的とする訪日研修を実施しました（同研修は2016年から継続）。

○ アジア太平洋シナジーレポートについて

気候変動、生物多様性の損失及び汚染という地球が直面する三つの世界的危機に対処しSDGsの達成に貢献するためには、取組間のシナジーを発揮させ、それぞれの地域の自然的社会的条件に応じたアプローチが重要です。この考え方を現場実装するため、我が国は、ESCAP、ADB、UNEP等と連携し、「アジア太平洋シナジーレポート」の作成作業を進めています。2025年2月に開催された「第12回持続可能な開発に関するアジア太平洋フォーラム (APFSD)」にて作成、公表に向けた構想を発表し、取組を始動しました。同年7月にはマニラで第1回専門家会合を開催、2026年2月の第13回APFSDでは関連イベント、第2回専門家会合も開催し、レポートの内容の取りまとめを行いました。

(ウ) アジア太平洋地域における分野別の協力

気候変動については第1章第1節8、資源循環・3Rについては第3章第6節2、污水处理については第3章第6節3、水分野については第4章第2節6、大気については第4章第5節5を参照。

イ 二国間の枠組みによる連携

(ア) 先進国との連携

○ 米国

2022年9月、西村明宏環境大臣（当時）とマイケル・リーガン米国環境保護庁長官（当時）は、日米環境政策対話を行い、日米共通の重要課題である気候変動と脱炭素、海洋ごみと循環経済、化学物質管理、環境教育と若者の分野における日米の協力強化や連携について、意見交換を行い、本対話の成果として「日米環境政策対話共同声明」を発表しました。2025年10月、青山繁晴環境副大臣は、G7エネルギー・環境大臣会合に出席のため訪問したカナダで、リー・ゼルディン環境保護庁長官と会談し、環境分野における意見交換を行い、引き続き緊密に連携していくことを確認しました（写真6-4-1）。2026年3月、石原宏高環境大臣は、リー・ゼルディン環境保護庁長官と会談し、重要鉱物リサイクルでの連携をはじめ、日米における環境協力について意見交換を行うとともに、気候変動対策の重要性についての我が国の考え方を説明しました。

写真6-4-1

青山繁晴環境副大臣のリー・ゼルディン環境保護庁長官との会談の様子



資料：環境省

2025年7月に開催された日米豪印 (Quad) 外相会合において、「日米豪印重要鉱物イニシアティブ」を通じた、重要鉱物のサプライチェーンの確保と多様化、電気・電子機器廃棄物 (e-waste) に含まれる重要鉱物の回収と再加工などに関する協力強化に合意しました。また、本イニシアティブ設立に続き、環境省及び米国国務省は、大阪・関西万博米国パビリオンにて「ASEANのサプライチェーンにおける重要鉱物/e-waste リサイクルに関する日米共同セミナー」を共催しました。

○ EU

2021年5月に開催された、第27回日EU定期首脳協議にて立ち上げられた「日EUグリーン・アラ

イアンス」の下、日EUで、環境・気候変動分野における協力を進めています。2025年5月、浅尾慶一郎環境大臣（当時）は、ベルギーでウォプケ・フックストラ欧州委員と面会し、日EU間の気候分野での連携について意見交換を行いました。2025年6月、第20回日EU環境高級事務レベル会合をベルギーで実施し、生物多様性、循環経済等の重要課題について対話を行い、環境協力の強化の必要性等を確認しました。また、2025年9月、浅尾慶一郎環境大臣（当時）は、環境・強^{じん}かな水資源・競争力のある循環経済担当のジェシカ・ロズウォール欧州委員と会談し、環境分野における意見交換を行い、今後も緊密に連携していくことを確認しました。そして、同会談にて、日EUグリーン・アライアンスの更なる推進に向け、「日EU循環経済に関するワーキンググループ」を正式に立ち上げ、同日、実務者による1回目のワーキンググループを開催しました。本ワーキンググループを通じて、日EUの実務者間での対話を継続して行っており、使用済自動車規則案、廃棄物輸送規則、容器包装・容器包装廃棄物規則等について議論を行いました。2025年11月石原宏高環境大臣は、ブラジル・ベレンで開催されたCOP30の出席の際に、ウォプケ・フックストラ欧州委員とバイ会談を行い、気候変動分野での連携の重要性を確認しました。2026年3月、第3回日EU気候高級事務レベル会合をベルギーで実施し、気候変動分野における協力を強化していくことを確認しました。

○ カナダ

2025年10月、青山繁晴環境副大臣は、G7エネルギー・環境大臣会合に出席のため訪問したトロント（加）で、カナダのモリー・ジョンソン環境・気候変動副大臣と会談を行い、気候変動、シナジー推進、プラスチック対策等の重要課題について意見交換しました。

○ ニュージーランド

2025年11月、石原宏高環境大臣は、ブラジル・ベレンで開催されたCOP30の出席の際に、サイモン・ワッツ気候変動大臣とバイ会談を行い、排出量取引制度等に関して意見交換しました。

○ イギリス

2025年11月、石原宏高環境大臣は、ブラジル・ベレンで開催されたCOP30の出席の際に、エドワード・ミリバンドエネルギー安全保障・ネットゼロ担当大臣とバイ会談を行い、気候変動等に関して意見交換を行いました。

○ オーストラリア

2025年11月、石原宏高環境大臣は、ブラジル・ベレンで開催されたCOP30の出席の際に、クリス・ボーウェン気候変動・エネルギー環境大臣とバイ会談を行い、気候変動対策や、取組間のシナジー拡大等に関して意見交換を行いました。

○ 韓国

2025年4月、韓国・ソウルにおいて、第22回日韓環境保護協力合同委員会が開催され、日韓間の環境協力、気候変動、海洋ごみ対策などのグローバルな環境問題に関する協力等の課題について意見交換を行い、これらの分野で日韓両国が緊密に連携していくことを確認しました。また、2025年9月、浅尾慶一郎環境大臣（当時）は、TEMM26の出席の際に金星煥^{キム・ソンファン}環境部長官と会談し、気候変動、ヒアリ対策を含む生物多様性、プラスチック汚染等における意見交換を行い、引き続き緊密に連携していくことを確認しました。

(イ) 開発途上国との連携

〈アジア〉

○ 中国

環境ビジネス市場に係る情報提供や官公庁との関係構築、中国企業との連携促進等を支援するため、日中友好環境保全センターが設立した国家生態環境科学技術成果実用化総合サービスプラットフォーム（CEETT）を介して、中国における日本企業と中国企業とのビジネスマッチングを進める体制を整備してきました。また、中国政府・関係機関の若手職員を対象に環境及び防災意識の啓発を図ることなどを目的に外務省の「日中植林・植樹国際連帯事業」を活用して、2024年1月下旬から2月上旬及び同年10月下旬から11月上旬にかけて日本に招聘するとともに、中国政府も日本政府・関係機関の若手職員を2024年6月下旬及び2025年10月下旬から11月上旬にかけて中国に招聘するなど、日中両国の環境分野業務従事者の若手職員が相互に交流する事業を行っています。2025年9月、浅尾慶一郎環境大臣（当時）は、TEM26の出席の際に黄潤秋生態環境部長と会談し、気候変動、ヒアリ対策を含む生物多様性、プラスチック汚染等における意見交換を行い、引き続き緊密に連携していくことを確認しました。

海洋プラスチックごみについては、2024年10月に第17回日中高級事務レベル海洋協議において合意された、第6回日中海洋ごみ協力専門家対話プラットフォーム会合及び第6回日中海洋ごみワークショップを2025年7月に日本主催で開催しました。両国の行政官及び専門家出席の下、プラスチックの環境中への流出源・経路・分布、海洋ごみのモニタリングに向けた革新的な手法と科学技術、国及び地域における海洋ごみ対策、普及啓発・教育・市民参加の取組等について議論を行い、協力を継続していくことで一致しました。

○ インドネシア

2022年8月に環境林業省との間で環境協力に関する協力覚書に署名し、また、海事・投資調整省との間で、日インドネシア包括環境協力パッケージに合意・署名し、インドネシアが重視する優先課題に関して、脱炭素移行、生物多様性保全、循環経済の同時推進を目指した包括的な協力を進め、官民投資の促進を図っています（具体的な活動内容は、[1] 持続可能な廃棄物及び海プラごみ管理、及び、[2] 持続可能なマングローブ管理）。2024年4月に環境林業省と開催した技術対話では協力の進捗状況を確認し、今後の進展に向けた協議を行うとともに、2024年8月には協力覚書を更新しました。さらに、気候変動分野の協力として、2024年10月に署名された日・インドネシア間のJCM及びインドネシアの温室効果ガス排出削減認証制度に関する両国環境省間の相互承認取決めにに基づき、パリ協定第6条に沿って協力を実施し、新たな事業計画を承認しました。

また、2017年の日尼首脳会談を契機に、環境省、JICA、IFCが共同で西ジャワ州レゴックナンカ廃棄物発電PPP事業の案件形成を支援しています。環境省では制度構築（焼却灰規制等）支援を行い、2023年7月に日本企業を含む国際コンソーシアムが落札者に選定され、2024年6月に西ジャワ州とコンソーシアムとの間で契約署名が行われました。今後、電力購入契約締結、工事着工が期待されています。

○ インド

2018年10月にインド環境・森林・気候変動省と環境分野における包括的な協力覚書への署名が行われ、2023年1月には「日・インド環境ウィーク」が開催されるなど、官民における二国間環境協力を推進しています。インドとの環境分野における協力を継続的に推し進めるため、2025年8月には環境分野における包括的な協力覚書が更新されたほか、二国間クレジット制度（JCM）の構築に関する協力覚書への署名が行われました。

○ モンゴル

2011年にモンゴル自然環境観光省と環境協力に関する協力覚書に署名し、それ以降同覚書を更新し

てきました。2025年6月にはモンゴル環境・気候変動省と4度目となる同覚書の更新を行うとともに、16回目となる日本・モンゴル環境政策対話を開催し、気候変動対策、大気汚染対策、生物多様性等について議論を行い、各分野における今後の協力の方向性を協議しました。特に、温室効果ガス観測技術衛星（GOSAT）の観測データの活用については、モンゴルが国連に提出した第2回隔年更新報告書（BUR2）の中で、衛星観測データを用いてCO₂排出量を推計しており、その結果は、モンゴルによる報告値と非常に高い精度で一致していたことから、更なる協力としてGOSATを用いた国別排出量推定手法の国際標準化に向けて、引き続き協力していくことで一致しました。

○ フィリピン

2023年12月、フィリピン環境天然資源省と「環境保護分野における協力覚書」に署名し、廃棄物管理から協力範囲を広げ、気候変動やプラスチック汚染、生物多様性といった分野を始めとする包括的な環境協力を進めていくことに合意しました。2025年1月には「第2回日本・フィリピン環境ウィーク」を開催しました。さらに、海洋プラスチックごみについては、モニタリングに関する技術協力として、訪日研修を行いました。加えて、水田から排出されるメタン削減に資する水管理技術とJCMとを組み合わせるための具体的手法（方法論）をフィリピンと共同で開発し、現地でプロジェクトが進められています。2025年11月には、日・フィリピン間の二国間クレジット制度（JCM）の第2回合同委員会を開催し、改訂されたJCMに係る規則及びガイドライン類と同時に、REDD+及び植林・再植林に関するガイドラインが採択されたことに加え、新たに提案されたプロジェクトの事業概要書（Project Idea Note：PIN）や、既存22件のプロジェクトのPIN手続の免除、プロジェクト登録などが決議されました。また、廃棄物分野においては2025年10月には、フィリピン環境天然資源省と開催している廃棄物分野における合同調整委員会（第2回）を実施しました。

○ シンガポール

2014年3月にシンガポール環境庁との間で環境協力に関する同意書を締結して以降、2017年6月にはシンガポール環境水資源省との間で「環境協力に関する協力覚書」に署名しました。2024年9月には同覚書に基づき第8回日本・シンガポール環境政策対話をシンガポールで開催するなど、協力を深めてきました。2025年9月には浅尾慶一郎環境大臣（当時）がグレース・フー・シンガポール天然資源・持続可能性大臣と会談し、緊密に連携していくことを確認しました。

○ タイ

2018年5月にタイ王国天然資源環境省と署名した「環境協力に関する協力覚書」について、2024年7月に協力強化を目的として覚書を更新するとともに、第4回日本・タイ環境政策対話や環境技術・サービスに関する日本・タイのビジネス連携を促進することを目的とした「日本・タイ環境ビジネスマッチングセミナー」を開催しました。また、2022年4月に環境省環境再生・資源循環局とタイ王国工業省工業局（DIW）で署名した産業廃棄物管理に関する協力覚書に基づき、産業廃棄物の適正管理に関する知見の共有等を進めるとともに、2022年8月に環境省環境再生・資源循環局とタイ王国内務省地方自治振興局（DLA）で署名した都市廃棄物管理に関する協力覚書に基づき、一般廃棄物の適正管理に関する知見の共有等を進めたほか、廃棄物管理に係るオンライン研修を実施し、タイ政府のキャパビル向上に貢献しました。さらに、2024年7月の二国間クレジット制度（JCM）に関する協力覚書の更新及び同年9月の第6回合同委員会における新たなガイドライン類等の採択を踏まえ、新規のJCM事業についてはタイ国内制度であるPremium T-VERの下で申請が開始されています。2025年10月には、日・タイJCMの第7回合同委員会を開催し、1事業からのJCMクレジット発行量を決定しました。合同委員会でのクレジット発行量の決定及びタイ政府によるタイ国登録簿に発行されたクレジットの国際移転の承認を受け、日本政府は、同年11月、JCMにおいて初となる、パリ協定第6条に沿ったクレジットである「国際的に移転される緩和成果（internationally transferred mitigation

outcomes : ITMOs)」として、日本国JCM 登録簿に日本政府が保有するクレジットを発行しました。さらに、海洋プラスチックごみについては、モニタリングに関する技術協力として、訪日研修を行いました。

○ ベトナム

ベトナム天然資源環境省と2013年12月に「環境分野に関する協力覚書」に署名し、以来同国と緊密な協力関係を築いています。2024年1月にハノイにて第8回日本・ベトナム環境政策対話を開催するとともに、同覚書を再更新しました。また同月には、ベトナムの2050年までのカーボンニュートラル目標の実現のため、2021年11月に両大臣により署名された「2050年までのカーボンニュートラルに向けた気候変動に関する共同協力計画」に基づく第3回合同作業部会を開催し、本共同協力計画に基づく気候変動分野などの協力を議論しました。また、海洋プラスチックごみについては、これまで、2019年度以来、研究者及び政府担当者の人材育成のための研修を行い、2020年度には海洋ごみモニタリングの分野における協力に関する基本合意書に署名していたところですが、同合意書の終期に伴い、協力を更に進展させるため、2023年8月、ベトナム天然資源環境省との間で、海洋ごみの管理等に関する協力に係る基本合意書に署名しました。これも踏まえ、2025年度にも継続して、ベトナム周辺で海洋ごみ共同パイロットモニタリング調査・研究の実施、モニタリングや処理を含む、海洋ごみ（廃棄物）管理に関する人材育成研修の実施、海洋ごみ（廃棄物）管理に関する知見共有を行いました。また、第5回日越政策対話（2018年）において設置が合意された廃棄物管理に関する合同委員会では、ベトナムにおける廃棄物管理や3R、公衆衛生の向上等を目的に、廃棄物処理基準やガイドライン等の制度設計支援、廃棄物発電の案件形成、重点取組自治体への支援等を促進したほか、廃棄物管理に係る研修を実施し、ベトナム政府のキャパビル向上に貢献しました。

○ マレーシア

2025年10月に、クアラルンプールにてマレーシア天然資源・環境持続可能性省とともに、テーマ別セミナー、ビジネスピッチ、ブース展示といった一連のイベントを一体的に開催する「日本・マレーシア環境ウィーク」を開催しました。小林史明環境副大臣（当時）、ダト・ドクター・チン マレーシア天然資源・環境持続可能性省次官、マイムナ クアラルンプール市長らが参加し、両国間の環境分野でのビジネス機会創出に向けた議論が行われました。また、マレーシア天然資源・環境持続可能性省のジョハリ・アブドゥル・ガニ担当大臣と小林史明環境副大臣（当時）との会談を開催し、両国間における環境課題の解決に向けた政策討議を行いました。

○ ラオス

2025年9月、気候変動や公害防止等に関する両国の協力を進めるため、ラオス農業環境省と環境協力に関する覚書の署名を行いました。

○ モルディブ

2025年12月には、日・モルディブ間の二国間クレジット制度（JCM）の第5回合同委員会を開催し、1事業からのJCMクレジット発行量を決定しました。合同委員会でのクレジット発行量の決定及びモルディブ政府によるモルディブ国登録簿に発行されたクレジットの国際移転の承認を受け、日本政府は、同月、JCMにおいて2番目となる、パリ協定に沿ったクレジットである「国際的に移転される緩和成果（internationally transferred mitigation outcomes : ITMOs）」として、日本国JCM 登録簿に日本政府が保有するクレジットを発行しました。

〈中東〉

○ UAE

2022年11月にアラブ首長国連邦気候変動・環境省と署名した「日本国環境省とアラブ首長国連邦気候変動・環境省との間の環境協力に関する協力覚書」に基づき、2023年9月、「日・UAE政策共有会」をオンラインで開催し、循環型経済、グリーンファイナンス、大気環境政策についての取組を紹介するとともに、今後の協力に向け意見交換を行いました。

○ オマーン

2025年5月、気候変動や廃棄物等に関する両国の協力を推し進めるため、オマーン国環境庁と環境協力に関する協力覚書の署名を行いました。

〈ラテンアメリカ〉

○ ブラジル

2024年11月、浅尾慶一郎環境大臣（当時）は、COP29に出席するため訪問したアゼルバイジャン・バクーで、マリナ・シルヴァ環境気候変動大臣と会談し、環境・気候分野における意見交換を行い、緊密に連携していくことを確認しました。

2025年3月、浅尾慶一郎環境大臣（当時）はシルヴァ環境気候変動大臣と会談を行うとともに、「日本国環境省とブラジル連邦共和国環境気候変動省との間の環境分野の協力覚書」に署名を行いました。

2025年11月には、石原宏高環境大臣がブラジル・ベレンにおいて、「日本国環境省とブラジル連邦共和国環境気候変動省との間の意向表明書」（LOI）に署名を行い、後日シルヴァ環境気候変動大臣も署名を行いました。

〈東ヨーロッパ〉

○ ウクライナ

2022年11月、環境省とウクライナ環境保全天然資源環境省との間で環境保全分野の協力に関する覚書に署名しました。また、環境省はJICAが進めているがれき処理支援に対する協力を行っています。2024年2月、二国間クレジット制度（JCM）の構築に関する協力覚書の署名が行われました。

〈アフリカ〉

○ タンザニア

2025年5月、二国間クレジット制度（JCM）の構築に関する協力覚書の署名が行われました。これに続き、同年9月、第1回合同委員会を開催し、JCMの実施に係る規則及びガイドライン類を採択するとともに、JCMを含む気候変動政策の動向及びパリ協定第6条に関する取組について情報交換を行いました。

〈中央アジア〉

○ カザフスタン

2023年2月に学校法人中央大学はカザフスタンとGOSATの協力覚書に署名し、環境省の支援の下、GOSATを活用した排出量推計に係る協力を実施しています。また、2025年12月に開催された首脳会談の機会を捉え、カザフスタン共和国エコロジー天然資源省と環境協力覚書に署名しました。

○ ウズベキスタン

2022年10月に学校法人中央大学はウズベキスタンとGOSATの協力覚書に署名し、環境省の支援の下、GOSATを活用した排出量推計に係る協力を実施しています。2022年12月に環境省とウズベキスタン共和国国家生態系・環境保護委員会との間で環境保護分野における協力覚書に署名し、2025

年1月及び3月に「日・ウズベキスタン政策共有会」を開催し、大気汚染、水質汚染、廃棄物管理、気候変動に関する情報交換を行いました。また、2025年12月に開催された首脳会談の機会を捉え、国家エコロジー気候変動委員会と廃棄物管理を含む環境協力に関する取決めに署名しました。

○ キルギス

2024年7月に学校法人中央大学はキルギスとGOSATの協力覚書に署名し、環境省の支援の下、GOSATを活用した排出量推計に係る協力を実施しています。

○ トルクメニスタン

2025年4月に学校法人中央大学はトルクメニスタンとGOSATの協力覚書に署名し、環境省の支援の下、GOSATを活用した排出量推計に係る協力を実施しています。

ウ 海外広報の推進

海外に向けた情報発信の充実を図るため、英語での報道発表、環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書の英語抄訳版等、海外広報資料の作成・配布や環境省ウェブサイト・SNS等を通じた海外広報を行いました。

エ 開発途上地域の環境の保全

我が国は政府開発援助（ODA）による開発協力を積極的に行っています。環境問題については、2023年6月に閣議決定した「開発協力大綱」において複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導を重点政策の一つとして位置付けるとともに、地球環境の保全は地球の未来に対する我々の責任であると認識し、生物多様性の主流化やプラスチック汚染対策を含む海洋環境・森林・水資源の保護等の自然環境保全の取組を強化していくことが明記されています。また、特に小島嶼開発途上国については、気候変動による海面上昇等、地球規模の環境問題への対応に関して、ニーズに即した支援を行っています。

(ア) 無償資金協力

居住環境改善（都市の廃棄物処理、上水道整備、地下水開発、洪水対策等）、地球温暖化対策（森林保全、クリーン・エネルギー導入）等の各分野において、無償資金協力を実施しています。

草の根・人間の安全保障無償資金協力についても貧困対策に関連した環境分野の案件を実施しています。

(イ) 有償資金協力

下水道整備、大気汚染対策、地球温暖化対策等の各分野において、有償資金協力（円借款・海外投融資）を実施しています。

(ウ) 国際機関を通じた協力

我が国は、UNEPの環境基金、UNEP/IETC技術協力信託基金等に対し拠出を行っています。また、我が国が主要拠出国及び出資国となっているUNDP、世界銀行、ADB、EBRD、国連工業開発機関（UNIDO）、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）等の国際機関も環境分野の取組を強化しており、これら各種国際機関を通じた協力も重要になっています。

(3) 多国間資金や民間資金の積極的活用

地球環境ファシリティ（GEF）は、開発途上国等が地球環境問題に取り組み、環境条約の実施を行うために、無償資金等を提供する多国間基金です。第8次GEF増資期間（2022年7月－2026年6月）の増資規模は53.3億ドルであり、このうち我が国からは総額6.38億ドルの拠出を行っています。我が

国はGEFのトップドナーとして、意思決定機関である評議会の場を通じ、GEFの活動・運営に係る決定に積極的に参画しています。

開発途上国の温室効果ガス削減（緩和）と気候変動の影響への対処（適応）を支援する緑の気候基金（GCF）については、初期拠出（2015年－2019年）の15億ドルと第1次増資（2020年－2023年）への15億ドルの拠出に続いて、第2次増資（2024年－2027年）については、2023年10月のハイレベル・プレッジング会合において、我が国から、第1次増資時と円貨で同規模の最大1,650億円の拠出表明を行い、2025年3月までに我が国を含む34か国・1地方政府が総額約105億ドルの拠出を表明しました。また、2025年12月までに134か国における336件の支援案件がGCF理事会で承認されました。我が国は基金への主要ドナー国の一つとして資金面での貢献に加え、GCF理事国として、支援案件の選定を含む基金の運営に積極的に貢献しています。また、我が国は、途上国の要請に基づき技術移転に関する能力開発やニーズの評価を支援する「気候技術センター・ネットワーク（CTCN）」に対して2024年度に約36.5万ドルを拠出し、積極的に貢献しました。加えて、ADBやEBRD、UNIDOと連携し、JCMプロジェクト形成に取り組みました。

（4）国際的な各主体間のネットワークの充実・強化

ア 地方公共団体間の連携

脱炭素社会形成に関するノウハウや経験を有する日本の地方公共団体等の協力の下、アジア等各国の都市との間で、都市間連携を活用し、脱炭素社会実現に向けて基盤制度の策定支援や、優れた脱炭素技術の普及支援を実施しました。2025年度は、北海道札幌市、神奈川県横浜市、富山県富山市、静岡県静岡市、京都府亀岡市、大阪府大阪市、大阪府堺市、兵庫県神戸市、島根県海士町、岡山県真庭市、愛媛県、福岡県北九州市、福岡県、鹿児島県大崎町、沖縄県浦添市による25件の取組を支援しました。

イ 市民レベルでの連携

独立行政法人環境再生保全機構が運営する地球環境基金では、プラットフォーム助成制度に基づいて、国内の環境NGO・NPOが国内又は開発途上地域において他のNGO・NPO等との横断的な協働・連携の下で実施する環境保全活動に対する支援を行いました。

（5）国際的な枠組みにおける主導的役割

2025年10月、カナダ・トロントで開催されたG7エネルギー・環境大臣会合では、「循環経済及び資源効率性トロント行動計画」及び「G7水コアリション作業計画」が採択されました。また、官民全てのレベルの関係者が、異常気象に対する予防・予測・準備・レジリエンス構築をすることの必要性等について議論されました。プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた建設的な関与を確認しました。

2025年6月のG7カナダスキス・サミットでは、山火事の発生及び悪影響の軽減において、自然を活用した解決策、早期警戒システムの活用的重要性を確認し、カナダスキス山火事憲章が採択されました。また、重要鉱物のリサイクル、循環経済等に焦点を当てた研究開発の促進的重要性を確認し、G7重要鉱物行動計画が採択されました。

2025年10月に南アフリカ・ケープタウンで開催されたG20環境・気候持続可能性大臣会合では、大気質及び環境に影響を及ぼす犯罪に関する閣僚宣言が採択されました。また、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」（KMGBF）の迅速な実施へのコミットメントや、最大限の野心を反映したNDCをCOP30前又は可能な限り早期に提出すること、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書を策定するための政府間交渉委員会（INC）の交渉妥結に向けて積極的かつ建設的に関与する決意等について議論されました。

さらに2025年11月のG20ヨハネスブルク・サミットにおいて、気候変動については、1.5℃の気温上昇による気候変動の影響は、2℃の気温上昇による影響と比べてはるかに小さいことを強調し、1.5℃

目標の達成のための努力を追求する決意を再確認しました。また、生物多様性については、G20各国の、KMGBFへのコミットメントを再確認し、2030年までに森林減少及び森林劣化を止め、反転させるための取組の重要性を強調しました。循環経済については、重要鉱物資源が繁栄と持続可能な開発の原動力となることを確保するための、「G20重要鉱物フレームワーク」を歓迎しました。

なお、宇宙空間のごみ（スペースデブリ）が、新たな国際的な課題となっており、国際社会が協力してスペースデブリ対策に取り組む必要があることから、我が国では、JAXAにおいて、2019年4月から、大型デブリの除去技術獲得及び民間による事業化を目指して、商業デブリ除去実証（CRD2）プロジェクトを進めています。

2022年に開催された国連環境総会において、海洋環境等におけるプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた政府間交渉委員会（INC：Intergovernmental Negotiating Committee）を立ち上げる決議が採択されて以降、国連では2022年から条約の策定に向けた交渉（INC）が開始されました。2024年までに5回の交渉会合が行われ、2025年8月には、スイスで6回目の交渉会合（INC5.2）が開催されましたが、各国で意見の隔たりが大きく、合意に至らず、交渉は継続されることになりました。我が国は、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の提唱国として、プラスチックの大量消費国・排出国を含む多くの国が参画する実効的かつ進歩的な条約を目指し、早期の交渉妥結に向け、引き続き積極的に議論に貢献していきます。

また、「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」に基づき報告された国・機関等の海洋プラスチックごみ対策を、2025年のG20議長国であった南アフリカが我が国支援の下、「第7次G20海洋プラスチックごみ対策報告書」として取りまとめました。第7次報告書では、23か国と9の国際機関・NGOの優良事例や課題が共有されました。

パリ協定第6条（市場メカニズム）の実施により、脱炭素市場や民間投資が活性化され、世界全体の温室効果ガスが更に削減されるとともに、経済成長にも寄与することが期待されている一方、パリ協定第6条を実施するための体制整備や知見の共有等が課題とされています。国際的な連携の下、6条ルールの理解促進や研修の実施等、各国の能力構築を支援するため、我が国は、2022年11月、COP27において「パリ協定6条実施パートナーシップ」（2025年12月時点において90か国、321機関が参加）を立ち上げ、各国の第6条実施に向けた支援を実施しています。今後も我が国が率先して、パートナーシップ参加国、国際機関等と連携しつつ、各国の第6条実施に向けた支援を加速し、パリ協定6条に沿った市場メカニズムを世界的に拡大し、世界の温室効果ガスの更なる削減に貢献していきます。

ASEAN加盟国とは、2023年に気候変動・汚染・生物多様性損失という三つの危機に対処していくために取りまとめられた「日ASEAN気候環境戦略プログラム（SPACE）」を通じて協力を推進しています。2025年9月、マレーシアにおいて開催された第3回日ASEAN環境気候変動閣僚級対話ではSPACEを改訂し、日ASEANの環境気候変動分野における協力を更に深めていくことが合意されました。

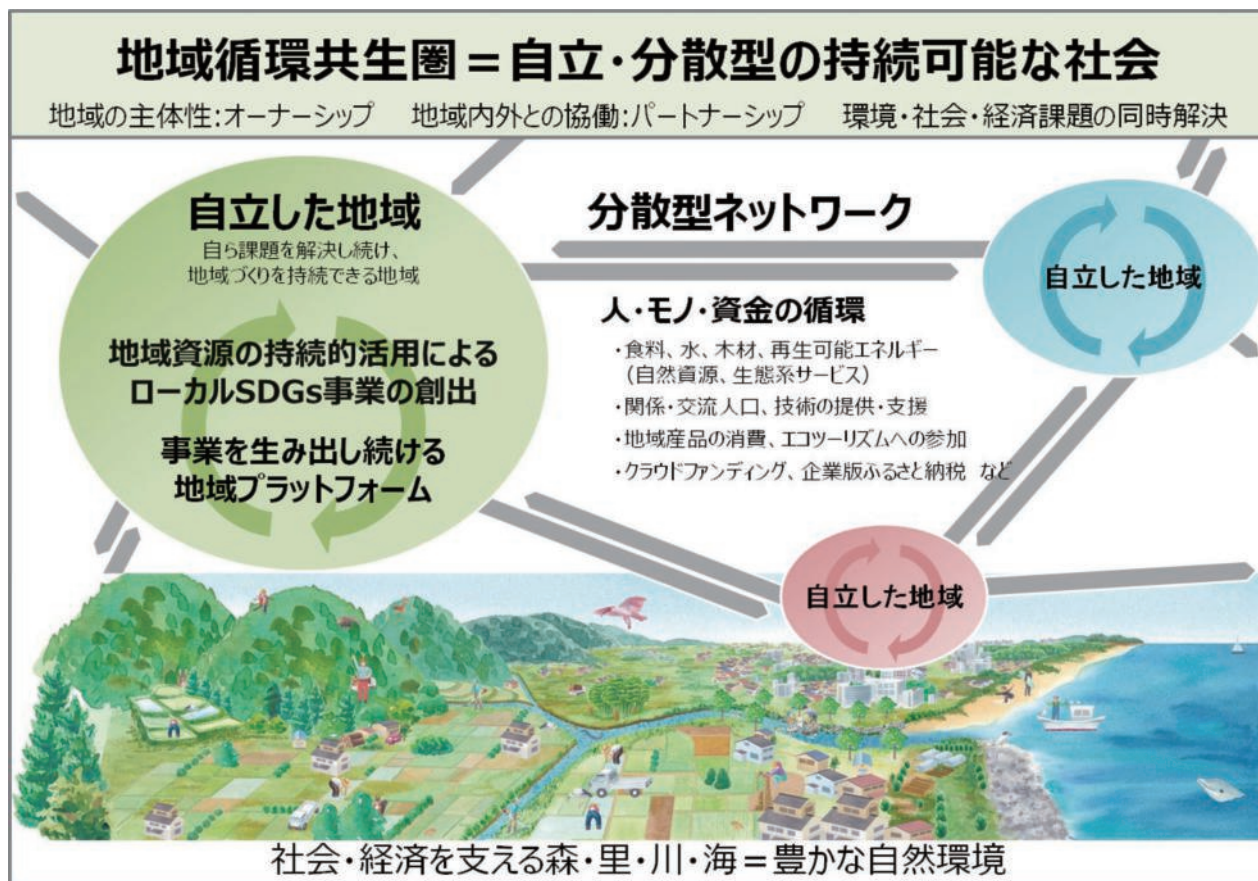
第5節 地域づくり・人づくりの推進

1 環境を軸とした地域づくりの推進

（1）地域循環共生圏構築の展開

地域循環共生圏は、自然資本をはじめとする地域資源を持続的に活用して環境・経済・社会を統合的に良くしていく事業（ローカルSDGs事業）を、地域が主体性を発揮して生み出し続けることで、地域課題を解決し続ける「自立した地域」を作るとともに、それぞれの地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方です（図6-5-1）。

図 6-5-1 地域循環共生圏の概念



資料：環境省

国全体で持続可能な社会を構築するためには、各々の地域が持続可能である必要があることから、各地域において、地域住民の「ウェルビーイング／高い生活の質」に向けて地域循環共生圏の実装を進め、「新たな成長」を実現していくことが重要です。地域循環共生圏の創造に向け、ローカルSDGs事業の創出と、それを生み出し続ける地域プラットフォームの構築を加速化するため、2024年度より地域循環共生圏づくりの中間支援の担い手を対象とした事業を実施し、延べ30地域を支援しました。また、脱炭素・循環経済・自然再興等の環境政策の強力な推進を背景に、地域の経済社会構造が大きく変化する地域において、地域循環共生圏の考え方にに基づき、その変化に伴う負の影響を最小限とし、環境を軸とした新規産業の創出等を通じて持続可能な社会への移行を目指す「地域トランジション」について、モデル地域での実証及び研究会での検討を行い、研究会中間取りまとめを発表しました。

さらに、2019年度より運用を開始している地域循環共生圏に係るポータルサイトでは、各実証地域の取組から得られた知見を紹介するとともに、地域の経済循環構造や環境・社会・経済面の客観指標を把握するためのツールの最新年版を公表しました。対面及びオンラインにて開催した「地域循環共生圏フォーラム2025」（主催：環境省）では、「地域に着目する企業・金融の実践と共創」と題し、持続可能な地域づくりを進める省庁、企業、金融機関等が実践を共有し、対面で300名、オンラインで500名程度が参加しました。同時に20以上の省庁・企業等によるブース展示も行われ、登壇者や出展者、参加者との双方向の活発な議論と交流の場となりました。また、オンラインにて開催した「地域循環共生圏セミナー2025」は、環境以外のテーマで地域づくりに取り組む実践者の取組を入口に地域循環共生圏について考える機会となり、全4回で延べ562名が参加しました。

さらに、市町村やコミュニティといった一定の広がりのある「地域」の中で、環境・社会・経済の課題を同時解決する、SDGsの視点を取り入れた事業・プロジェクトを数多く生み出していく「地域循環共生圏」と両輪で、一人一人、一社一社がSDGsの視点を取り入れた活動・取組を表彰する「グッドラ

イフアワード」を、2013年度から実施しています。国民一人一人が自らのライフスタイルを見直す契機とすることを目的として、企業、団体、個人等の幅広い主体による「環境と社会にいい暮らし」を支える地道で優れた取組を募集し、表彰するとともに、その取組を広く国民に対して情報発信しています。2025年度は、応募数224の取組の中から、最優秀賞1、優秀賞3、各部門賞6、計10の取組を環境大臣賞として表彰しました。

事例



中間支援を通した地域循環共生圏づくり

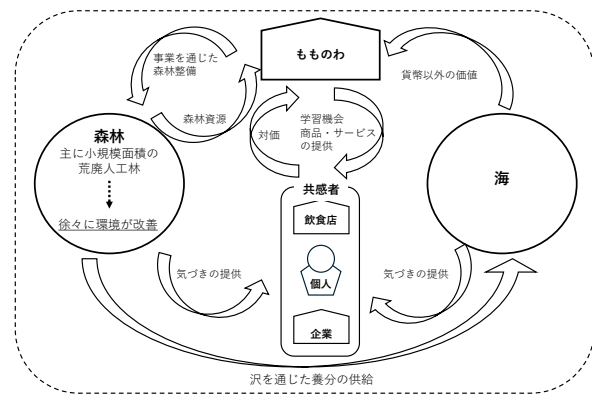
合同会社もものわは、宮城県石巻市・牡鹿半島を拠点として、「海に良い影響を与える林業」をテーマに、森林整備を通じて人命の安全確保と海洋環境の再生を同時に図る取組を進めています。荒廃した小規模人工林を主なフィールドとし、レスキュー隊員へのチェーンソー技術指導や、様々な切り口からの森林環境教育、未利用の林地残材の商品開発を行うことで、結果として間伐が促され、災害に強く生物相の豊かな森林の形成につながっています。このように、林業と他分野を掛け合わせながら、森・里・川・海のつながりを回復させるローカルSDGs事業により、第13回グッドライフアワード環境大臣賞 地域コミュニティ部門を受賞しました。

レスキュー隊員へのチェーンソー技術指導の様子



資料：合同会社もものわ

合同会社もものわ 事業モデル図



資料：合同会社もものわ

こうした取組に対して中間支援を行っている一般社団法人フィッシャーマン・ジャパンは、水産業や海洋環境を起点とした地域課題解決の知見を活かしつつ、企業の研修などで、合同会社もものわの取組を地域外に発信する機会を創出しています。また、研究機関や専門家との協働により科学的なエビデンスの蓄積を図る中で、海洋域へ良い影響を与えられる山林を目指す森林整備に向け、今後取り組むべき課題や解決に向けた方向性の洗い出し、先進事例の紹介や連携に向けた支援などを行っています。

(2) 地域脱炭素の加速化

2021年6月に策定された「地域脱炭素ロードマップ」に基づき、地方公共団体が主導する地域脱炭素の取組を推進しています。2025年2月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」においては、引き続き、地域脱炭素の取組に関わるあらゆる政策分野において、脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、必要な施策の実行に全力で取り組んでいくとともに、更なる施策を積極的に推進することが明記されました。また、今後の政策対応を強化し、地域脱炭素の全国展開のための基盤を強化・確固たるものとするため、環境省を始めとする関係府省が緊密に連携しつつ、2026年度以降2030年度までの5年間を新たに実行集中期間として位置付け、必要な施策の実行に取り組むこととしています。

地方創生に資する脱炭素化の先行的な取組を実施する「脱炭素先行地域」については、2025年度までに7回の募集により102地域を選定しました（図6-5-2）。また、全国で重点的に導入促進を図る屋

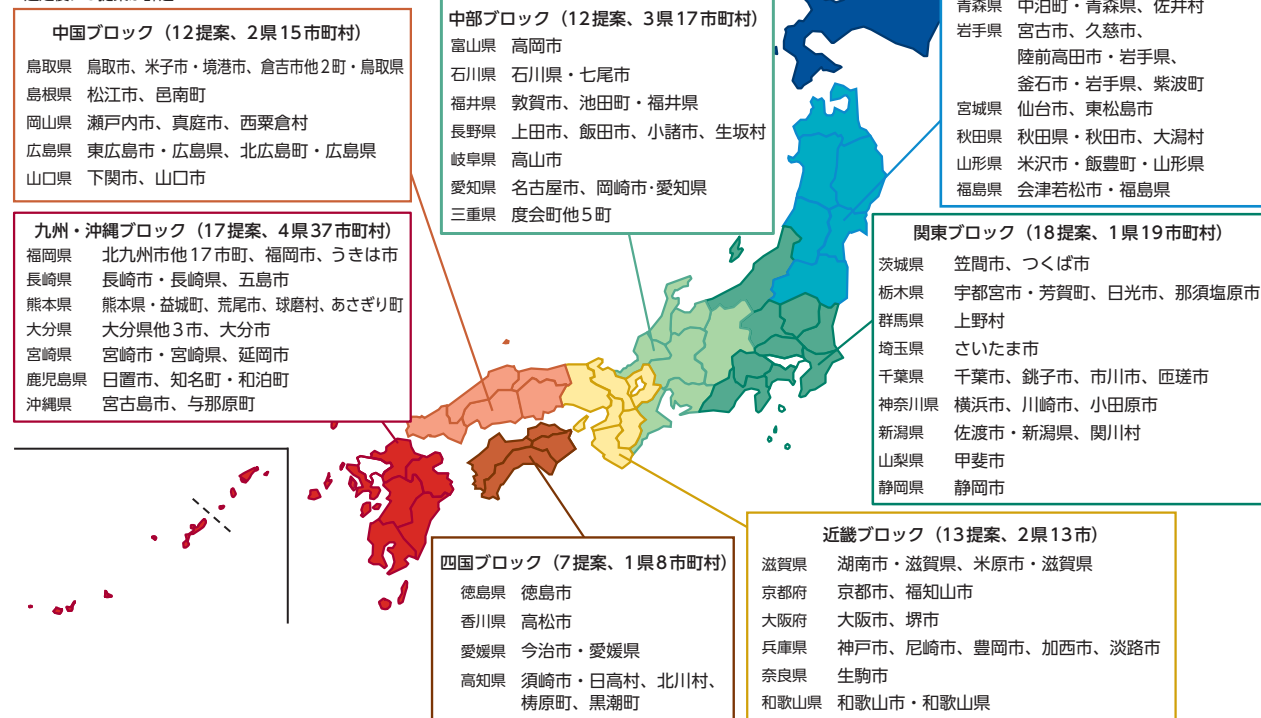
図6-5-2 脱炭素先行地域の選定状況（2026年3月末時点）

脱炭素先行地域

年度別選定提案数（共同で選定された市町村は1提案としてカウント、括弧内は応募提案数）

R4		R5		R6		R7	
第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	
26 (79)	20 (50)	16 (58)	12 (54)	9 (46)	7 (15)	12 (18)	

※選定後に3提案が辞退



資料：環境省

根置き太陽光発電^{ゼブ}・ZEH^{ゼッチ}、EV等の取組を地方公共団体が複数年度にわたり複合的に実施する「重点対策加速化事業」として、2025年度までに171の地方公共団体を採択し、脱炭素の基盤となる重点対策の加速化を支援しました。また、公共施設等の脱炭素化の取組を支援するため、2023年度に総務省において創設した「脱炭素化推進事業債」については、2030年度まで事業期間を延長するとともに、対象事業の拡充を行いました。

2025年度においては、地域における再生可能エネルギーの最大限の導入を促進するため、地方公共団体による脱炭素社会を見据えた計画の策定、再生可能エネルギー促進区域の設定に向けたゾーニング及び地域脱炭素化促進事業の案件形成等を補助する「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」や地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持すべき公共施設等に、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする再生可能エネルギー設備等の導入を支援する「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」等を実施しました。さらに、「脱炭素化支援機構」による地域資源を活用した脱炭素プロジェクト等への資金供給、その他グリーンボンド発行・投資の促進等を行いました。

加えて、地方自治体の職員等に対する、再生可能エネルギー導入等の脱炭素実現のメリットや手法等についての理解を深めるための研修を行ったほか、地方公共団体と企業のネットワークを構築するためのマッチングイベントの開催、地方公共団体への「脱炭素まちづくりアドバイザー」の派遣を行いました。

地域に貢献する脱炭素事業の構築に向けては、事業可能性調査を含む地域脱炭素の計画づくり支援や、衛星情報など最新のデジタル技術も活用したREPOSとEADASの拡充・連携強化、自治体排出量カルテ・地域経済循環分析等の情報ツールの整備・拡充を行うなど、事業の構築を情報・技術面から支

援しました。

国の積極支援に当たっては、国の地方支分部局（地方農政局、森林管理局、経済産業局、地方整備局、地方運輸局、地方環境事務所等）が水平連携し、各地域の強み・課題・ニーズを丁寧に吸い上げて機動的に支援を実施しました。こうした関係府省庁との連携も通じた脱炭素先行地域づくりについて、地方公共団体が身近に相談できる窓口体制を確保し、相談対応や案件の進捗状況を地方支分部局間で共有しながら連携して対応しました。

事例



能登半島地震を踏まえた災害レジリエンス強化・被災地の復興加速を軸とした脱炭素先行地域づくり（石川県）

「脱炭素先行地域」に選定された石川県では、能登半島地震での被災の経験を踏まえ、災害レジリエンス強化と被災地復興の加速に重点を置いた取組を進めています。のと里山空港や金沢港エリア、能登の道の駅といった、災害時に「人命救助」「物資供給」「広域避難」を担う陸海空の基幹インフラに対して太陽光発電・蓄電池・EV充電設備等を設置することで、県単位での広域防災体制の強化を実現していきます。また、能登半島の観光拠点である和倉温泉では、地域関係者が中心となって高温の源泉を活用した未利用温泉熱有効活用システムを導入し、サステナブルな温泉地としてブランディングすることで、再建途上にある旅館の経営支援と和倉温泉の復興加速を実現します。

のと里山空港



資料：石川県

和倉温泉



資料：石川県

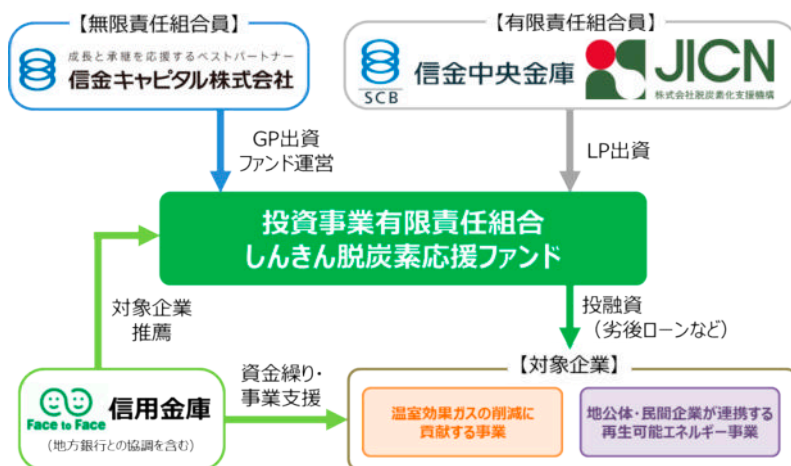
事例



「投資事業有限責任組合しんきん脱炭素応援ファンド」について

官民の出資を受けて設立されている脱炭素化支援機構（JICN）では、信金中央金庫及び信金キャピタルと連携して設立した「投資事業有限責任組合しんきん脱炭素応援ファンド」に対して出資を行っています。本ファンドは、信用金庫のネットワークを活用した案件発掘、専門的なアドバイスの提供、信用金庫が出資・融資等で関与する脱炭素化に資する事業に対してメザニンファイナンスを中心とした資金支援を実施しており、本ファンドを通じて脱炭素関連事業を支援することで、信用金庫が深いつながりを持つ地方公共団体や地元企業等における脱炭素関連事業の取組が拡大することが期待されます。本ファンドからは、例えば、2024年2月に岡山県瀬戸内市等の出資により設立された地域新電力会社である「瀬戸内市民電力」に対して投資を行っており、市内の公共施設や民家に太陽光発電設備を設置し、発電した電気を地域内に供給するなどの取組を行うことで、地域の脱炭素化を進めるなどの事例が既に生まれています。

しんきん脱炭素応援ファンドスキーム図



資料：信金中央金庫

2 多様な主体の参加による国土管理の推進

(1) 多様な主体による国土の管理と継承の考え方に基づく取組

ア 多様な主体による森林整備の促進

国、地方公共団体、森林所有者等の役割を明確化しつつ、地域が主導的役割を発揮でき、現場で使いやすく実効性の高い森林計画制度の定着を図りました。なお、自然的・社会的条件が悪く林業に適さない森林については、公的主体による森林整備を推進しました。多様な主体による森林づくり活動の促進に向け、企業・NPO・森林所有者等のネットワーク化等による連携・強化を推進しました。

イ 環境保全型農業の推進

第2章第6節1(1)を参照。

(2) 国土管理の理念を浸透させるための意識啓発と参画の促進

国土から得られる豊かな恵みを将来の世代へと受け継いでいくための多様な主体による国土の国民的経営の実践に向けた普及や検討として、市町村管理構想・地域管理構想の全国展開などに取り組んでいます。

ア 森林づくり等への参画の促進

森林づくり活動のフィールドや情報の提供等を通じて多様な主体による国民参加の森林づくりを促進するとともに、森林空間を活用して健康、観光、教育など多様な分野で体験プログラムを提供する「森林サービス産業」の創出・推進、地域の森林資源の循環利用を通じた森林の適切な整備・保全につながる「木づかい運動」等を推進しました。

イ 公園緑地等における意識啓発

都市における公園や緑地は、都市のオープンスペースとして、良好な都市環境の保全、防災、自然豊かなレクリエーションの場、良好な都市景観の形成など様々な機能を有しており、都市の住民が健康で文化的な生活をする上で不可欠な基盤です。

こうした都市における公園や緑地の機能と重要性を踏まえつつ、人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市を実現し、緑地の質・量両面での確保に向けた都市緑

地行政を全国的に一層推進するため、2024年11月に都市緑地法等の一部を改正する法律（令和6年法律第40号）が施行され、必要な施策を総合的に講じました。

3 持続可能な地域づくりのための地域資源の活用と地域間の交流等の促進

(1) 地域資源の活用と環境負荷の少ない社会資本の整備・維持管理

ア 地域資源の保全・活用と地域間の交流等の促進

緑地の保全及び緑化の推進について、国が定める「緑の基本方針」や地方公共団体が定める「緑の広域計画」、「緑の基本計画」等に基づく地域の各主体の取組を支援しました。

イ 地域資源の保全・活用の促進のための基盤整備

資源循環分野については、第3章第4節を参照。

ウ 森林資源の活用と人材育成

中大規模建築物等の木造化、住宅や公共建築物等への地域材の利活用、木質バイオマスの活用等による環境負荷の少ないまちづくりを推進しました。

人材育成に関しては、地域の森林・林業を牽引する森林総合監理士（フォレスター）、持続的な経営プランを立て、循環型林業を目指し実践する森林経営プランナー、施業集約化に向けた合意形成を図る森林施業プランナー、伐採や再造林、路網作設等を適切に行える現場技能者を育成しました。

エ 災害に強い森林づくりの推進

東日本大震災で被災した海岸防災林の復旧・再生、豪雨や地震等により被災した荒廃山地の復旧・予防対策、流木による被害を防止・軽減するための効果的な治山対策など、災害に強い森林づくりの推進により、地域の自然環境等を活用した生活環境の保全や社会資本の維持に貢献しました。

オ 景観保全

景観の保全に関しては、自然公園法（昭和32年法律第161号）によって優れた自然の風景地を保護しているほか、景観法（平成16年法律第110号）に基づき、2025年3月末時点で675団体において景観計画が定められています。また、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき、2026年3月末時点で重要文化的景観として74地域が選定されています。

カ 歴史的環境の保全・活用

2025年度中に史跡名勝天然記念物の新指定15件、特別史跡名勝天然記念物の新指定2件を行うとともに、2025年度は2都市の歴史的風致維持向上計画を新規認定し、文化財の保護と一体となった歴史的風致の維持及び向上のための取組を行いました。

(2) 地方環境事務所における取組

地域の行政・専門家・住民や各省庁の地方支分部局等と協働しながら、地域における脱炭素の取組支援、資源循環政策の推進、気候変動適応等の環境対策、生物多様性の保全、国立公園の保護と利用の推進、自然環境保全のための施設整備、希少種・野生鳥獣・外来種等の野生生物の保護管理、また東日本大震災からの被災地の復興・再生について、地域の実情に応じた環境保全施策を展開しました。

(1) あらゆる年齢階層に対するあらゆる場・機会を通じた環境教育及びESDの推進

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号。以下「環境教育等促進法」という。）及び「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」（2024年5月変更閣議決定）に基づき、環境教育のための人材認定等事業の登録制度（環境教育等促進法第11条第1項）、環境教育等支援団体の指定制度（同法第10条の2第1項）、体験の機会の場の認定制度（同法第20条）の運用等を通じ、環境教育等の指導者等の育成や体験学習の場の確保等に努めました。

また、発達段階に応じ、学校、家庭、職場、地域等のあらゆる場において自発的な環境教育等の取組が促進されるよう、環境省では、文部科学省と連携し、学校や地域において質の高い環境教育・ESDを実践・推進するリーダーとなる人材を育成することを目的とする「教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修」として、教職員を主な対象とし、教科横断的にホール・スクールで環境教育・ESDを推進するための研修をオンラインや全国各地で開催したほか、指導案や参考事例など、学校や地域での環境教育や環境保全活動に役立つ情報を、ウェブサイト（環境学習ステーション）にて提供しました。

さらに、2023年度から環境教育やESDに取り組む方の負担軽減、ネットワーク化、取組支援を目的に「環境教育・ESD実践動画100選」として、学校教育又は社会教育における幼少期～高校生を対象とした環境教育やESDに関連する実践取組の短編動画の優良事例を発信する取組を始め、2025年度には26件の動画を選定、公表しました。

加えて、「体験の機会の場」研究機構との間で締結された環境教育等促進法に基づく協定（同法第21条の4第1項）の趣旨を踏まえ、同機構と連携して、2025年日本国際博覧会において、若年層を対象としたプレゼンテーションコンクールやパネルディスカッションを内容とする「Green Blue Education Forum 2025」を実施するなど、体験の機会の場の利用及び認定促進に向けた取組を進めました。

文部科学省では、環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備に対し、関係省庁と連携してエコスクールパイロットモデル事業を実施し、1997年度から2016年度までに1,663校認定しました。2017年度からは「エコスクール・プラス」に改称し、エコスクールとして整備する学校を2025年度までに345校認定しました。

ESDについては、「持続可能な開発のための教育：SDGs実現に向けて（ESD for 2030）」という2020年から2030年までの新たな国際的実施枠組みが2019年11月に第40回ユネスコ総会で採択され、同年12月には第74回国連総会で承認されました。「ESD for 2030」の理念を踏まえ、関係省庁が連携し、2021年5月、「第2期ESD国内実施計画」を策定し、同日に「ESD推進の手引」も更新しました。また、学習指導要領では、小・中・高等学校の各段階において、児童生徒が「持続可能な社会の創り手」となることが期待されることを明記しており、引き続き、ESDの提唱国として、持続可能な社会の創り手を育成するESDを推進していきます。

文部科学省では、ユネスコスクール（ユネスコ憲章に示されたユネスコの理想を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校であり、ユネスコが認定する学校）をESDの推進拠点として位置付けています。ユネスコスクール全国大会及び地方連絡会・地方セミナーの開催等を通じて、ESDの実践例の共有や議論等を行いESDの活動の振興を図るほか、調査研究委託事業を通じて、持続可能な社会の創り手育成の推進につながる教員養成、カリキュラム作成及び多様なステークホルダーとの協働による人材育成に取り組んでいます。

さらに、ESD活動に取り組む様々な主体が参画・連携する地域活動の拠点を形成し、地域が必要とする取組支援や情報・経験を共有できるよう、環境省、文部科学省、関係団体等が連携して、ESD活動支援センター及び地方ESD活動支援センター（全国8か所）を活用したESDに関する情報収集・発信、地域間の連携・ネットワークの構築に努めるとともに、気候変動を切り口としたテーマ別の学び合

いプロジェクトを実施しました。このほか、国連大学が実施する世界各地でのESDの地域拠点（RCE）の認定、アジア太平洋地域における高等教育機関のネットワーク（ProsPER.Net）構築等の事業を支援しました。

また、日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）における三カ国共同のプロジェクトとして、日中韓環境ユースフォーラム（TEMMユースフォーラム）において、環境教育推進のための意見交換を行いました。

（2）持続可能な地域づくりに向けた対話を通じた協働取組の推進

環境カウンセラー登録制度の活用により、事業者、市民、民間団体等による環境保全活動等を促進しました。

独立行政法人環境再生保全機構が運営する地球環境基金では、国内外の民間団体が行う環境保全活動に対する助成やセミナー開催等により、それぞれの活動を振興するための事業を行いました。このうち、2025年度の助成については、392件の助成要望に対し、161件、総額約5.7億円の助成決定が行われました。

環境省、独立行政法人環境再生保全機構、国連大学サステナビリティ高等研究所の共催により、環境活動を行う全国の高校生に対し、相互交流や実践発表の機会を提供する「全国ユース環境活動発表大会（全国大会）」を2026年2月に開催し、優秀校に対して環境大臣賞等を授与しました。

持続可能な地域づくりのための中間支援機能を発揮する拠点として「環境パートナーシップオフィス（EPO）」を全国8か所に展開しています。各地方環境事務所と各地元のNGO・NPOが協働で運営、環境情報の受発信といった静的なセンター機能だけでなく、地域の環境課題解決への伴走等といった動的な役割を担いました。EPOの結節点として、各EPOの成果の取りまとめや相互参照、ブロックを超えた横展開等、全国EPOネットワーク事業を「地球環境パートナーシッププラザ（GEOC）」が行いました。また、GEOCは環境省・国連大学との協働事業として時機に見合った国際情報の発信やシンポジウムの開催等を行いました。

環境教育等促進法に基づく体験の機会の場等の各種認定の状況等を環境省ウェブサイトにおいて発信しました。

事業者、市民、民間団体等のあらゆる主体のパートナーシップによる取組を支援するための情報をGEOC及びEPOを拠点としてウェブサイトやメールマガジンを通じて、収集、発信しました。

また、団体が実施する環境保全活動を支援するデータベース「環境らしんばん」により、イベント情報等の広報のための発信支援を行いました。

環境調査研修所においては、国及び地方公共団体等の職員を対象に、行政研修、分析研修及び職員研修の各種研修を実施しています。

2025年度には、2024年度に引き続き、合宿制の集合研修を実施するとともに、集合形式とオンライン形式を組み合わせるなどの研修手法も活用し、行政研修12コース（12回）（日中韓三カ国合同環境研修の協同実施を含む）、分析研修9コース（11回）及び職員研修8コース（8回）の合計29コース（31回）を実施しました。加えて、分析研修等の研修内容に関連する支援教材の動画配信を視聴登録者に対して行いました。2025年度の研修修了者は、1,354名となりました。修了者の研修区分別数は、行政研修（職員研修含む）が1,186名、分析研修が168名でした。所属機関別の修了者の割合は、国が41.2%、地方公共団体が57.7%、独立行政法人等が1.1%となっています。

1 EBPM推進のための環境情報の整備

各施策において見える化に取り組んでいるものや、各主体が利用可能な形への整備に取り組んでいる環境情報等を「環境省における統計情報・データ等一覧」として取りまとめ、また、環境に関するデータの利活用を推進するため、基礎的データを収集・整理した「環境統計集」を最新のデータに更新し、それぞれ環境省ウェブサイトで公開しています。

2 利用者ニーズに応じた情報の提供

行政データ連携の推進、行政保有データの100%オープン化を効率的・効果的に進め、環境情報に関するオープンデータの取組の強化を図るため、環境省が保有するデータの全体像を把握し、相互連携・オープン化するデータの優先付けを行った上で、必要な情報システム・体制を確保し、データの標準化や品質向上を組織全体で図るなどのデータマネジメントを推進することを目的とした「環境省データマネジメントポリシー」を、2021年3月に策定しました。それに基づいて、デジタル庁が整備したオープンデータポータルである「e-Govデータポータル」へのデータの掲載等を促進するための方針を整備しました。

環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書の内容を広く普及するため、全国4か所で「白書を読む会」をオンラインで開催しました。

統計、研究、モニタリング等に基づく環境の情報を視覚的に分かりやすく提供するために、地理情報システム（GIS）を用いた図表の整備を行い、加えて環境問題に対する知識を国民が得るための情報源として、環境研究や環境技術に関する解説等の整備を進め、これらの成果を「環境展望台」で提供しました。

港湾など海域における環境情報を、より多様な主体間で広く共有するため、環境情報データベースの運用を行いました。また、沿岸海域環境保全情報の提供を行うとともに、関係府省・機関が収集した、衛星情報を含め広範な海洋情報を集約・共有する「海洋状況表示システム（海しる）」について、掲載情報の充実、機能の拡充を行いました。

自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト1000等の成果に関する情報を「生物多様性情報システム（J-IBIS）」において、Web-GISによる提供情報も含めて整備・拡充するとともに、全国の国立公園等のライブ画像を配信する「インターネット自然研究所」においては、全国各地の様々な自然情報を安定的に継続して提供できるよう、ライブカメラの更新などの取組を進めました。また、「いきものログ」を通じて、全国の生物多様性データの収集と提供を広く行いました。

国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターにおいて、サンゴ礁の保全に必要な情報の収集・公開等を行いました。

3 利用可能な最良の客観的な証拠に基づく政策立案の実施

各種事業、規制、租税特別措置等の政策の立案に当たり、その時点で得られる最良の客観的な証拠を踏まえた政策評価を行いました。環境情報の整備や提供に当たっては証拠としての質（エビデンスレベル）に留意し実施しました（第6章第6節1及び2を参照）。また、「予防的な取組方法」の考え方に基づいて政策を立案しました（第6章第1節3を参照）。

1 環境影響評価制度の在り方に関する検討

(1) 改正環境影響評価法の成立

環境影響評価法（平成9年法律第81号）は、前回の法改正から10年が経過したことから、前回の改正法の附則に定める施行状況の検討を行いました。

2024年10月、今後の環境影響評価制度全体の在り方に対する結論を得るため、中央環境審議会に諮問がなされました。「風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会」及び「環境影響評価制度小委員会」における審議を経て、2025年3月、「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について（二次答申）」と「今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）」が取りまとめられ、工作物の建替事業に係る配慮書手続の見直しや、環境影響評価図書の制度的な継続公開などの必要性が示されました。この結論を踏まえ、「環境影響評価法の一部を改正する法律案」を第217回国会に提出し、2025年6月に成立・公布されました。

(2) 海洋再生エネ整備法の成立

再生可能エネルギーのうち、風力発電については、今後も更なる導入拡大が期待されている一方で、地域によっては、環境影響等への懸念が高まっている状況にあります。こうした状況に鑑み、2023年9月、環境大臣から中央環境審議会に対し、風力発電に係る環境影響評価の在り方について諮問がなされました。

その後、「中央環境審議会風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会」における審議を経て、2024年3月、「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について（一次答申）」が取りまとめられ、まずは、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）に基づき実施される洋上風力発電事業に関し、より適正に環境配慮を確保する観点から、国が海洋環境等に関する調査を行った上で促進区域等を指定するとともに、これに相当する事業者の環境影響評価手続の一部を適用除外とする仕組みの必要性などが示されました。この結論を踏まえ、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を第217回国会に提出し、2025年6月に成立・公布されました。加えて、国が行うこととなった海洋環境等に関する調査の実施に向け、同年7月に大臣官房地域政策課洋上風力環境調査室を設置し、新制度に関する具体的な運用等の検討を進めました。

2 質の高い適切な環境影響評価制度の施行に資する取組の展開

(1) 環境影響評価法の対象事業に係る環境影響審査の実施

環境影響評価法では、道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、埋立て・干拓、土地区画整理事業等の開発事業のうち、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価の手続の実施を義務付けています。環境影響評価法に基づき、2026年3月末までに計922件の事業について手続が実施されました。このうち、2025年度においては、新たに24件の手続が開始され、また、19件の評価書手続が完了し、環境配慮の確保が図られました。

近年、特に審査件数の多い風力発電所については、環境影響の程度は事業規模よりも立地に依拠する特徴があり、陸上の風力発電所に係る立地選定において適正な配慮がなされていないと判断される事業に対しては、事業計画の見直し等の厳しい環境大臣意見を述べました。洋上の風力発電所については、これまで国内における導入実績が少なく、運転開始後の環境影響に係る知見が十分に得られていないことから、最新の知見、専門家の助言等を踏まえ、適切に事後調査を実施し、必要に応じて追加的な環境

保全措置を適切に講ずることなどを求める環境大臣意見を述べました。太陽光発電所については、ゴルフ場跡地等の既に開発済みの土地で行われる事業に対して、水生生物への影響を回避又は低減することや廃棄物等の適正な処理を求めた環境大臣意見を述べました。

火力発電所については、国内外の情勢を踏まえ、温室効果ガス排出削減の取組の道筋が1.5℃目標と整合する形で描けない場合には、事業の休廃止も含めあらゆる選択肢を勘案して検討するよう求めるなど、厳しい環境大臣意見を述べました。

(2) 環境影響評価のための環境情報基盤の整備

洋上風力発電事業の環境影響に係る不確実性に対応する観点から、経済産業省と環境省が共同事務局となり、事業者が実施するモニタリングの具体的な手法等について取りまとめた「洋上風力発電所の環境影響に係るモニタリングガイドライン」を2025年9月に公表しました。また、環境影響評価に活用できる地域の環境基礎情報を収録した「環境アセスメントデータベース“EADAS（イーダス）”」において、情報の拡充や更新を行い公開しました。

第8節 環境保健対策

1 リスクコミュニケーションを通じた放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策

(1) 福島県における健康管理

国は、福島県の住民の方々の中長期的な健康管理を可能とするため、福島県が2011年度に創設した福島県民健康管理基金に交付金を拠出するなどして福島県を財政的、技術的に支援しており、福島県は、同基金を活用し、2011年6月から県民健康調査等を実施しています。具体的には、福島県の全県民を対象とした外部被ばく線量を推計する基本調査、甲状腺検査、健康診査、こころの健康度・生活習慣に関する調査を実施しています。また、「妊産婦に関する調査」も実施してきたところ、2022年度をもって調査を終え、調査結果を踏まえた情報発信や相談対応の支援を引き続き実施しています。このほか、ホールボディ・カウンタによる内部被ばく線量の検査や、市町村に補助金を交付し、個人線量計による測定等も実施しています。「甲状腺検査」について、福島県「県民健康調査」検討委員会甲状腺検査評価部会では、「先行検査から検査5回目までにおいて、甲状腺がんと放射線被ばくの間の関連があるとは認められなかった」とまとめています。（甲状腺検査は対象者が20歳を超えるまでは2年ごと、25歳以降は5年ごとに実施しており、先行検査から本格検査（検査5回目）は2022年度までに実施された検査です。）

なお、東京電力福島第一原子力発電所の事故後の健康影響について、原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）は、「放射線被ばくが直接の原因となるような将来的な健康影響は見られそうにない」と評価しています。

(2) 国による健康管理・健康不安対策

環境省では、2015年2月に公表した「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議の中間取りまとめを踏まえた環境省における当面の施策の方向性」及び2025年6月に閣議決定された「〔第2期復興・創生期間〕以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」に基づき、[1] 事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進、[2] 福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握、[3] 福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実、[4] リスクコミュニケーション事業の継続・充実、[5] 放射線の健康影響に関する情報発信に取り組んで

います。

[1] 事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進

大気拡散シミュレーションや住民の行動データ、ホールボディ・カウンタ等による実測値等、被ばく線量に影響する様々なデータを活用し、事故後の住民の被ばく線量をより精緻に評価する研究事業を実施しています。

[2] 福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握

福島県及び福島近隣県における、がん及びがん以外の疾患の罹患動向を把握するために、人口動態統計やがん登録等の統計情報を活用し、地域ごとに、循環器疾患を含む各疾病の罹患率及び死亡率の変化等进行分析する研究事業を実施しています。

[3] 福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実

福島県は、県民健康調査「甲状腺検査」の結果、引き続き医療が必要になった方に対して、治療にかかる経済的負担を支援するとともに、診療情報を活用させていただくことで「甲状腺検査」の充実を図る「甲状腺検査サポート事業」に取り組んでおり、国は、この取組を支援しています。このほか、国として甲状腺検査の結果、詳細な検査（二次検査）が必要になった方へのこころのケアの充実や、また県内検査者の育成や県外検査実施機関の拡充に向け、医療機関への研修会等を開催しています。

[4] リスクコミュニケーション事業の継続・充実

環境省では、2014年度から福島県いわき市に「放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター」を開設し、避難指示が出された12市町村を中心に、住民を支える相談員や自治体職員等の活動を科学的・技術的な面から組織的かつ継続的な支援を実施していくため、研修会や意見交換会等の開催等を行っています。

そのほか、希望する住民には、個人線量計を配布して外部被ばく線量を測定してもらい、またホールボディ・カウンタによって内部被ばく線量を測定することにより、住民に自らの被ばく線量を把握してもらうとともに、専門家から測定結果や放射線の健康影響に関する説明を行うことにより、不安軽減へつなげています。

一方、福島県外の企業や学校、地域住民の方を対象に、放射線への不安軽減やリテラシーの向上のため、放射線の知識や健康影響のリスクコミュニケーションに関するセミナーや講演活動等を実施しています。

[5] 放射線の健康影響に関する情報発信

環境省は、放射線の健康影響に関する風評・偏見・差別の払拭を目指した情報発信活動を行っています。2021年度からは、活動をより強化し、「ぐるぐるプロジェクト」として、全国での放射線の健康影響に関するセミナーの開催や、学んだ内容を踏まえた訴求表現自体を公募するコンテストの実施など、新たな情報発信に取り組んでいます。さらに、2024年度からは、福島県在住の若者で構成する「ふくしまメッセンジャーズ」を結成し、「福島は今」を伝えながら直接コミュニケーションを行うことで、放射線の健康影響に関する理解の促進につなげています（写真6-8-1）。

写真6-8-1 ふくしまメッセンジャーズの活動例
（こども霞が関見学デーにて）



資料：環境省

(1) 被害者の補償・救済

ア 大気汚染の影響による呼吸器系疾患

(ア) 既被認定者に対する補償給付等

我が国では、昭和30年代以降の高度経済成長により、工業化が進んだ都市を中心に大気汚染の激化が進み、四日市ぜんそくを始めとして、大気汚染の影響による呼吸器系疾患の健康被害が全国で発生しました。これらの健康被害者に対して迅速に補償等を行うため、1973年、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「公害健康被害補償法」という。）に基づく公害健康被害補償制度が開始されました。

公害健康被害補償法のうち、自動車重量税の収入見込額の一部相当額を独立行政法人環境再生保全機構に交付する旨を定めた法附則（法附則第9条）については、2018年度以降も当分の間、自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を同機構に交付することができるよう措置する、公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第11号）が2018年3月に公布されました。

2025年度は、同制度に基づき、被認定者に対し、[1] 認定更新、[2] 補償給付（療養の給付及び療養費、障害補償費、遺族補償費、遺族補償一時金、療養手当、葬祭料）、[3] 公害保健福祉事業（リハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業、家庭における療養に必要な用具の支給に関する事業、家庭における療養の指導に関する事業、インフルエンザ予防接種費用助成事業、禁煙治療費用助成事業、新型コロナワクチン接種費用助成事業）等を実施しました。2025年12月末時点の被認定者数は25,679人です。なお、1988年3月をもって第一種地域の指定が解除されたため、旧第一種地域では新たな患者の認定は行われていません。

(イ) 公害健康被害予防事業の実施

独立行政法人環境再生保全機構により、以下の公害健康被害予防事業が実施されました。

- [1] 大気汚染による健康影響に関する総合的研究、局地的な大気汚染対策に関する調査等を実施しました。また、ぜん息等の予防・回復等のためのパンフレットの作成、講演会の実施及びぜん息の専門医による電話相談事業を行いました。さらに、地方公共団体の公害健康被害予防事業従事者に対する研修を行いました。
- [2] 地方公共団体に対して助成金を交付し、旧第一種地域等を対象として、ぜん息等に関する健康相談、幼児を対象とする健康診査、ぜん息患者等を対象とした機能訓練等を推進しました。

イ 水俣病

(ア) 水俣病被害の救済

○ 水俣病の認定

水俣病は、熊本県水俣湾周辺において1956年5月に、新潟県阿賀野川流域において1965年5月に公式に確認されたものであり、四肢末端の感覚障害、運動失調、求心性視野狭窄、中枢性聴力障害を主要症候とする神経系疾患です。それぞれチッソ株式会社、昭和電工株式会社の工場から排出されたメチル水銀化合物が魚介類に蓄積し、それを経口摂取することによって起こった神経系疾患であることが1968年に政府の統一見解として発表されました。

水俣病の認定は、公害健康被害補償法に基づき行われており、2026年1月末までの被認定者数は、3,001人（熊本県1,791人、鹿児島県493人、新潟県717人）で、このうち生存者は、290人（熊本県160人、鹿児島県46人、新潟県84人）となっています。

○ 1995年の政治解決

公害健康被害補償法及び1992年から開始した水俣病総合対策医療事業（一定の症状が認められる者

に療養手帳を交付し、医療費の自己負担分等を支給する事業）による対応が行われたものの、水俣病をめぐる紛争と混乱が続いていたため、1995年9月当時の与党三党により、最終的かつ全面的な解決に向けた解決策が取りまとめられました。

これを踏まえ、原因企業から一時金を支給するとともに、水俣病総合対策医療事業において、医療手帳（療養手帳を名称変更）を交付しました。また、医療手帳の対象とならない方であっても、一定の神経症状を有する方に対して保健手帳を交付し、医療費の自己負担分等の支給を行っています。

これにより、関西訴訟を除いた国家賠償請求訴訟については、原告が訴えを取り下げました。一方、関西訴訟については、2004年10月に最高裁判所判決が出され、国及び熊本県には、水俣病の発生拡大を防止しなかった責任があるとして、賠償を命じた大阪高等裁判所判決が是認されました。

○ 関西訴訟最高裁判所判決を受けた各施策の推進

政府は、2006年に水俣病公式確認から50年という節目を迎えるに当たり、1995年の政治解決や関西訴訟最高裁判所判決も踏まえ、2005年4月に「今後の水俣病対策について」を発表し、これに基づき以下の施策を行っています。

- [1] 水俣病総合対策医療事業について、高齢化の進展等を踏まえた拡充を図り、また、保健手帳については、交付申請の受付を2005年10月に再開（2010年7月受付終了）。
- [2] 2006年9月に発足した水俣病発生地域環境福祉推進室等を活用して、胎児性患者を始めとする水俣病被害者に対する社会活動支援、地域の再生・振興等の地域づくりの対策への取組。

○ 水俣病被害者救済特措法

2004年の関西訴訟最高裁判所判決後、公害健康被害補償法の認定申請の増加及び新たな国賠訴訟が6件提起されました。

このような事態を受け、自民党、公明党、民主党の三党の合意により、2009年7月に水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年法律第81号。以下「水俣病被害者救済特措法」という。）が成立し、公布・施行されました。その後、2010年4月に水俣病被害者救済特措法の救済措置の方針（以下「救済措置の方針」という。）を閣議決定しました。この救済措置の方針に基づき、一定の要件を満たす方に対して関係事業者から一時金を支給するとともに、水俣病総合対策医療事業により、水俣病被害者手帳を交付し、医療費の自己負担分や療養手当等の支給を行っています。また、これに該当しなかった方であっても、一定の感覚障害を有すると認められる方に対して、水俣病被害者手帳を交付し、医療費の自己負担分等の支給を行っています。

水俣病被害者救済特措法に基づく救済措置には6万4,836人が申請し、判定結果は3県合計で、一時金等対象該当者は3万2,249人、療養費対象該当者は6,071人となりました（2018年1月判定終了）（表6-8-1）。また、裁判で争っている団体の一部とは和解協議を行い、2010年3月には熊本地方裁判

表6-8-1 公害健康被害補償法の被認定者数等（水俣病関係）

	熊本県	鹿児島県	新潟県	合計
公害健康被害補償法の現状（令和8年1月現在）	1,791	493	717	3,001
平成7年政治解決に係る判定結果	8,834	2,706	834	12,374
（内、医療手帳該当）	7,992	2,361	799	11,152
（内、保健手帳該当）	842	345	35	1,222
水俣病被害者救済特措法に基づく救済措置に係る判定結果	22,816	13,545	1,959	38,320
（内、一時金等対象該当者数）	19,306	11,127	1,816	32,249
（内、療養費対象該当者数）	3,510	2,418	143	6,071

資料：環境省

所から提示された所見を原告及び被告双方が受け入れ、和解の基本的合意が成立しました。これと同様に新潟地方裁判所、大阪地方裁判所、東京地方裁判所でも和解の基本的合意が成立し、これを踏まえて、和解に向けた手続が進められ、2011年3月に各裁判所において、和解が成立しました。

なお、認定患者の方々への補償責任を確実に果たしつつ、水俣病被害者救済特措法や和解に基づく一時金の支払いを行うため、2010年7月に同法に基づいて、チッソ株式会社を特定事業者指定し、同年12月にはチッソ株式会社の事業再編計画を認可しました。

(イ) 水俣病対策をめぐる現状

公害健康被害補償法に基づく水俣病の認定に関する2013年4月の最高裁判所判決を受けて発出した、総合的検討の在り方を具体化する通知に沿って、現在、関係県・市の認定審査会において審査がなされています。

こうした健康被害の補償や救済に加えて、高齢化が進む胎児性患者とその家族の方など、皆さんが安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、生活の支援や相談体制の強化等の医療・福祉の充実や、慰霊の行事や環境学習等を通じて地域のきずなを修復する再生・融和（もやい直し）、環境に配慮したまちづくりを進めながら地域の活性化を図る地域振興、手法の開発を含めた健康に係る調査研究にも取り組んでいます。

(ウ) 普及啓発及び国際貢献

毎年、公害問題の原点、日本の環境行政の原点ともなった水俣病の教訓を伝えるため、教職員や学生等を対象にセミナーを開催するとともに、開発途上国を中心とした国々の行政担当者を招いて研修を行っています。

ウ イタイイタイ病

富山県神通川流域におけるイタイイタイ病は、1955年10月に原因不明の奇病として学会に報告され、1968年5月、厚生省（当時）が、「イタイイタイ病はカドミウムの慢性中毒によりまず腎臓障害を生じ、次いで骨軟化症を来し、これに妊娠、授乳、内分泌の変調、老化及び栄養としてのカルシウム等の不足等が誘引となって生じたもので、慢性中毒の原因物質としてのカドミウムは、三井金属鉱業神岡鉱業所の排水以外は見当たらない」とする見解を発表しました。イタイイタイ病の認定は、公害健康被害補償法に基づき行われており、2025年12月末時点の公害健康被害補償法の現存被認定者数は0人（認定された者の総数は201人）となりました。富山県は将来イタイイタイ病に発展する可能性を否定できない者を要観察者として経過を観察することとしています。2025年12月末時点で要観察者は0人となっています。

エ 慢性砒素中毒症

宮崎県土呂久地区及び島根県笹ヶ谷地区における慢性砒素中毒症については、2025年12月末時点の公害健康被害補償法の現存被認定者数は、土呂久地区で41人（認定された者の総数223人）、笹ヶ谷地区で0人（認定された者の総数21人）となっています。

オ 石綿健康被害

石綿を原因とする中皮腫及び肺がん等の健康被害は、[1] ばく露から30～40年と長い期間を経て発症することや、石綿そのものが当時広範かつ大量に使用されていたことから、どこでばく露したかの特定が困難なこと、[2] 予後が悪く、多くの方が発症後1～2年で亡くなること、[3] 現在発症している方が石綿にばく露したと想定される30～40年前には、重篤な疾患を発症するかもしれないことが一般に知られておらず、自らには非がないにもかかわらず、何の補償も受けられないままに亡くなる方がいることなどの特殊性に鑑み、健康被害を受けた方及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置

を講ずることにより、健康被害の迅速な救済を図る、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）が2006年2月に成立・公布されました。救済給付に係る申請等については、2024年度末時点で2万6,939件を受け付け、うち2万370件が認定、4,567件が不認定、2,002件が取下げ又は審議中とされています。

また、2023年6月に取りまとめられた中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会の報告書を踏まえ、石綿健康被害救済制度の運用に必要な調査や更なる制度周知等の措置を講じています。

(2) 被害等の予防

ア 環境保健施策基礎調査等

(ア) 大気汚染による呼吸器症状に係る調査研究

地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずるため、大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査（以下「環境保健サーベイランス調査」という。）を1996年から継続して実施しています（2023年度の対象は全国34地域の3歳児、全国35地域の6歳児）。また、2020年度の環境保健サーベイランス調査より、局地的大気汚染濃度を考慮した解析結果を新たに公表（2024年度～）しました。これまでの調査結果では、大気汚染物質濃度とぜん息の有症率が常に有意な正の関連性を示すような状況にはなく、大気汚染によると思われるぜん息有症率の増加を示す地域は見られませんでした。今後も調査を継続し、大気汚染とぜん息の関連性について、注意深く観察していきます。

そのほか、独立行政法人環境再生保全機構においても、大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究を行いました。

(イ) 環境要因による健康影響に関する調査研究

[1] 花粉症対策には、発生源対策、飛散対策、発症・曝露対策の総合的な推進が不可欠なことから、2023年5月の花粉症に関する関係閣僚会議で決定された「花粉症対策の全体像」に基づき、関係省庁が協力して対策に取り組んでいます。

また、紫外線、黄砂、電磁界等についても、マニュアル等を用いて、その他の環境要因による健康影響について普及啓発に努めています。

[2] ヒートアイランド現象が大都市を中心に生じており、気温30℃を超える時間数が増加しています。近年、猛暑による熱中症も増加傾向にあり、暑熱環境の改善について社会的な要請が高まっています。

このことから、暑さ指数（WBGT：湿球黒球温度）等の熱中症予防情報の提供を実施するとともに、人工排熱の低減、地表面被覆の改善、都市形態の改善、ライフスタイルの改善、人の健康への影響等を軽減する適応策の推進を柱とするヒートアイランド対策の推進に取り組んでいます。

イ 重金属等の健康影響に関する総合研究

メチル水銀が人の健康に与える影響に関する調査の手法を開発するに当たり、必要となる課題を推進することを目的とした研究及びその推進に当たり有用な基礎的知見を得ることを目的とした研究を行い、最新の知見の収集に取り組みました。

イタイイタイ病の発症の仕組み及びカドミウムの健康影響については、なお未解明な事項もあるため、基礎医学的な研究や富山県神通川流域の住民を対象とした調査研究等を実施し、その究明に努めました。

ウ 石綿ばく露者の健康管理に関する調査等

石綿関連所見や疾患の読影体制整備及びばく露の程度に応じた石綿ばく露者の健康管理の在り方について検討を行うため、協力の得られた自治体における既存検診を活用した石綿関連所見・疾患の読影精

度管理や有所見者を対象とした追加的な画像検査を実施し、疾患の早期発見の可能性を検証するとともに、今後の石綿ばく露者の健康管理の在り方について取りまとめました。また、石綿関連疾患に係る医学的所見の解析調査及び諸外国の制度に関する調査等を行いました。

第9節 公害紛争処理等及び環境犯罪対策

1 公害紛争処理等

(1) 公害紛争処理

公害紛争については、公害等調整委員会及び都道府県に置かれている都道府県公害審査会等が公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）の定めるところにより処理することとされています。公害紛争処理手続には、あっせん、調停、仲裁及び裁定の4つがあります。

公害等調整委員会は、裁定を専属的に行うほか、重大事件（水俣病やイタイイタイ病のような事件）、広域処理事件（航空機騒音や新幹線騒音）等について、あっせん、調停及び仲裁を行い、都道府県公害審査会等は、それ以外の紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行っています。

ア 公害等調整委員会に係属した事件

2025年度中に公害等調整委員会が受け付けた公害紛争事件は26件で、これに前年から繰り越された36件を加えた計62件（責任裁定事件28件、原因裁定事件30件、調停事件0件、義務履行勧告事件4件）が2025年度中に係属しました。このうち2025年度中に終結した事件は26件で、残り36件が2026年度に繰り越されました。

終結した主な事件としては、「羽島市における工場からの粉じんによる健康被害責任裁定申請事件」があります。この事件は、建材等製造販売会社（被申請人）の操業する工場の近隣に所在した就業先である作業所において、紋紙作成等の業務に従事していた者が、工場から飛散したアスベスト粉じんにより、悪性胸膜中皮腫に罹患し死亡するに至ったとして、その者の相続人である岐阜県羽島市の申請人らが、被申請人に対して損害賠償を求めたものです。公害等調整委員会は、本件について、直ちに裁定委員会を設け、3回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、2025年9月、当該業務に従事していた者の悪性胸膜中皮腫の罹患と被申請人工場からのアスベスト粉じんの飛散との間の因果関係を認め、本件申請をおおむね認容する裁定を行い、本事件は終結しました。

イ 都道府県公害審査会等に係属した事件

2025年度中に都道府県の公害審査会等が受け付けた公害紛争事件は41件で、これに前年から繰り越された44件を加えた計85件が2025年度中に係属しました。このうち2025年度中に終結した事件は37件でした。

ウ 公害紛争処理に関する連絡協議

公害紛争処理制度の利用の促進を図るため、都道府県・市区町村、裁判所及び弁護士会に向けて制度周知のための広報を行いました。また、公害紛争処理連絡協議会、公害紛争処理関係ブロック会議等を開催し、都道府県公害審査会等との相互の情報交換、連絡協議に努めました。

(2) 公害苦情処理

ア 公害苦情処理制度

公害紛争処理法においては、地方公共団体は、関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処

理に努めるものと規定され、公害等調整委員会は、地方公共団体の長に対し、公害に関する苦情の処理状況について報告を求めるとともに、地方公共団体が行う公害苦情の適切な処理のための指導及び情報の提供を行っています。

イ 公害苦情の受付状況

2024年度に全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口で受け付けた苦情件数は6万6,931件で、前年度に比べ2,222件減少しました（対前年度比3.2%減）。

このうち、典型7公害（環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項において定義されている「大気汚染」「水質汚濁」「土壌汚染」「騒音」「振動」「地盤沈下」及び「悪臭」）の苦情件数は4万7,622件で、前年度に比べ悪臭が587件減少するなど、全体でも1,347件減少しました（対前年度比2.8%減）。

また、典型7公害以外の苦情件数は1万9,309件で、前年度に比べ廃棄物投棄が372件減少するなど、全体でも875件減少しました（対前年度比4.3%減）。

ウ 公害苦情の処理状況

2024年度の典型7公害の直接処理件数（苦情が解消したと認められる状況に至るまで地方公共団体において措置を講じた件数）4万2,899件のうち、2万7,343件（63.7%）が、苦情を受け付けた地方公共団体により、1週間以内に処理されました。

エ 公害苦情処理に関する指導等

地方公共団体が行う公害苦情の処理に関する指導等を行うため、公害苦情の処理に当たる地方公共団体の担当者を対象とした公害苦情相談員等ブロック会議等を実施しました。

2 環境犯罪対策

(1) 環境事犯の取締り

環境事犯について、特に産業廃棄物の不法投棄事犯等、国民生活を脅かす悪質な事犯に重点を置いた取締りを推進しました。2025年中の環境事犯の検挙事件数は5,290事件（2024年中は5,443事件）でした。

(2) 廃棄物事犯の取締り

2025年中の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）違反に係る廃棄物事犯の検挙事件数は4,578事件（2024年中は4,719事件）でした。このうち不法投棄事犯が50.4%（2024年中は51.4%）、また、産業廃棄物事犯が13.9%（2024年中は13.5%）を占めています。

(3) 水質汚濁事犯の取締り

2025年中の水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）違反に係る水質汚濁事犯の検挙事件数は1事件でした（2024年中はありませんでした）。

(4) 検察庁における環境関係法令違反事件の受理・処理状況

2025年中における主な罪名別環境関係法令違反事件の通常受理人員は、廃棄物処理法違反（5,978人）が最も多く、次いで、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反（311人）となっています。処理人員は、起訴が3,338人、不起訴が3,255人であり、起訴率は約50.6%です。起訴人員のうち公判請求は184人、略式命令請求は3,154人です。

令和8年度	環境の保全に関する施策
令和8年度	循環型社会の形成に関する施策
令和8年度	生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策

この文書の記載事項については、数量、金額等は概数によるものがあるほか、国会において審議中の内容もあることから、今後変更される場合もあることに注意して下さい。

第1章 地球環境の保全

第1節 地球温暖化対策

1 研究の推進、監視・観測体制の強化による科学的知見の充実

気候変動問題の解決には、最新の科学的知見に基づいて対策を実施することが必要不可欠です。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の各種報告書が提供する科学的知見は、世界全体の気候変動対策に大きく貢献しています。この活動を拠出金等により支援するとともに、国内の科学者の研究を支援することにより、我が国の科学的知見を同報告書に反映させていきます。

また、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」（GOSAT）、その後継機となる「いぶき2号」（GOSAT-2）や、温室効果ガス・水循環観測技術衛星「いぶきGW」（GOSAT-GW）による全球の温室効果ガス濃度の継続的な観測を行うとともに、後継機の検討を進めます。加えて、水循環変動観測衛星「しずく」（GCOM-W）、気候変動観測衛星「しきさい」（GCOM-C）等を活用した気候変動に伴う地球環境変化の衛星観測を行います。さらに、航空機・船舶・地上観測等による観測・監視、観測データの蓄積・利活用、気候変動予測、影響評価、調査研究の推進等により気候変動に係る科学的知見を充実させます。加えて、パリ協定に基づき各国が作成・公表する温室効果ガスインベントリ報告と、独立性の高いGOSAT観測データに基づく排出量推計値とを比較し、各国排出量報告の透明性の確保を目指すとともに、排出量推計技術の国際標準化の取組を進めていきます。

2 持続可能な社会を目指した脱炭素社会の姿の提示

1.5℃目標の実現に向けた我が国の取組として、地球温暖化対策計画に基づき、2030年度、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ46%、60%、73%削減することを目指します。この野心的な目標の実現に向けては、徹底した省エネルギーの推進、環境への適正配慮や地域との共生を大前提とした再生可能エネルギーの導入促進を含む、再生可能エネルギーや原子力などの脱炭素電源の最大限の導入・利用、公共部門や地域の脱炭素化、脱炭素型ライフスタイルへの転換等の需要家側の取組など、あらゆる分野で、でき得る限りの取組を進めます。この際、既に利用可能な技術・設備の導入拡大を加速しつつ、現状の制度や技術にとらわれず、創造的に対策の検討、導入及び実施を進めます。2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路を弛ま^{たゆ}ず着実に歩いていくことにより、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させ、排出削減と経済成長の同時実現に資する地球温暖化対策を推進していきます。

3 グリーントランスフォーメーション（GX）の実現に向けて

エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の三つの同時実現を目指す、「グリーントランスフォーメーション」（GX）の実現に向けて、2025年5月に改正された脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和5年法律第32号）及び同法に基づく「GX2040ビジョン」を踏まえ、GX産業構造の実現に向けたGX戦略地域制度の実施や、2026年度から本格稼働した排出量取引制度の運用を

着実に実施するとともに、分野別投資戦略を通じた重点分野でのGX投資を促進するなど、我が国のGXを加速していきます。

4 エネルギー起源CO₂の排出削減対策

経済の発展や質の高い国民生活の実現、地域の活性化、自然との共生を図りながら温室効果ガスの排出削減等を推進すべく、徹底した省エネルギーの推進、環境への適正配慮や地域との共生を大前提とした再生可能エネルギーの導入促進を含む、再生可能エネルギーや原子力などの脱炭素電源の最大限導入・利用、地域の脱炭素化、技術開発の一層の加速化や社会実装、脱炭素型ライフスタイルへの転換等を実行します。

(1) 脱炭素でレジリエントかつ快適な地域・くらしの創造

「地域脱炭素ロードマップ」、「地球温暖化対策計画」等に基づき、脱炭素先行地域づくり、重点対策加速化事業を推進するとともに、地域の基盤構築のための積極支援を行います。具体的な施策については、第6章第5節1(2)を参照。

「デコ活」について、2023年度策定の「くらしの10年ロードマップ」に基づき、官民連携で国民の「新しい豊かな暮らし」に向けた脱炭素型製品・サービス等の大規模な需要創出と、行動変容・ライフスタイル転換を持続的かつ強力に促していきます。

脱炭素社会を実現するため、再生可能エネルギーの主力化を着実に進めることが必要です。再生可能エネルギーの最大限の導入に向け、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づく地域脱炭素化促進事業制度等も活用しながら、地域と共生し、環境に配慮した再生可能エネルギーを推進していきます。また、公共施設での再生可能エネルギーの率先導入や、ペロブスカイト太陽電池を含む自家消費型太陽光発電設備の導入、エネルギーの面的利用の拡大、窓・壁等と一体となった太陽光発電設備の導入、エネルギーの地産地消を目指す地域における浮体式洋上風力発電の導入に向けた計画策定支援等、様々な取組を通してCO₂排出削減対策を進めていきます。

一度建設されると長期にわたりCO₂の排出に影響を与える住宅・建築物分野の脱炭素化を着実に推進するため、ZEH・ZEB及びこれらを上回る水準の省エネルギー性能を有する住宅・建築物の普及を図ります。また、更なる住宅のゼロ・エネルギー化を進める観点から、ZEHの定義を見直したところであり、今後この普及を図ります。加えて、国内に多数存在する省エネルギー性能の低い住宅・建築物の脱炭素改修を加速するとともに、省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進や、家庭・ビル・工場のエネルギーマネジメントシステム（HEMS／BEMS／FEMS）の活用や省エネルギー診断等による徹底的なエネルギー管理の実施を図ります。あわせて、ZEBを新築する際に、建設から解体に至るまでの建築物ライフサイクルを通じて排出されるCO₂等（ライフサイクルカーボン）を算定しその削減を目指す取組や低炭素型建材を活用する取組を促進します。

省エネトップランナー制度により、機械器具・建材等の省エネルギー性能の更なる向上を図ります。

電力部門においては、2050年ネット・ゼロに向けて、脱炭素電源を最大限活用することに加え、火力発電については、火力全体で安定供給に必要な発電容量（kW）を維持・確保しつつ、非効率な石炭火力を中心に発電量（kWh）を減らしていきます。具体的には、トランジション手段としてのLNG火力の確保や、水素・アンモニア、二酸化炭素回収・有効利用・貯留（CCUS）等を活用した火力の脱炭素化等を進めていきます。加えて、非効率な石炭火力のフェードアウトを促進します。

(2) バリューチェーン・サプライチェーン全体の脱炭素移行の促進

バリューチェーン全体で民間投資も活用した脱炭素経営の実践、地域・くらしを支える物流・交通、資源循環などサプライチェーン全体の脱炭素移行を促進します。

「経団連カーボンニュートラル行動計画」の着実な実施と評価・検証による産業界における自主的取組を推進していきます。

工場や事業場に対してもDXシステムを用いた省CO₂化の促進、省CO₂効果の高い設備等の導入への支援や、Scope3削減に取り組む企業が主導し、企業間で連携した取組への支援を行うことで企業の脱炭素化を進めていきます。

脱炭素社会の実現には自社のみならず、バリューチェーン全体の削減取組が重要であり、この取組を進めることは企業の競争力強化につながります。このため、バリューチェーンにおける温室効果ガス排出量算定の環境整備、算定及び削減に向けた支援等を進めます。

(3) 地域・くらしの脱炭素化の基盤となる先導技術実証と情報基盤等整備

CO₂排出削減技術の高効率化や低コスト化等のための技術的な課題を解決し、優れたCO₂排出削減技術を生み出し、実社会に普及させていくことで、将来的な地球温暖化対策の強化につなげることが重要です。このため、民間の自主的な取組だけでは十分に進まないCO₂排出削減効果の高い技術の開発・実証を進めます。

革新的な省CO₂実現に向けて、窒化ガリウム（GaN）やセルロースナノファイバー（CNF）を用いた製品の社会実装・普及展開の加速化を目指した技術開発・実証を実施します。

廃プラスチックやバイオマス（未利用の稲わら等）といった地域資源の活用・循環と大幅なCO₂削減を実現する、革新的で省資源な触媒技術等に係る技術開発・実証を実施します。

次世代エネルギーの社会実装に向け、地域資源を活用して製造した水素を地域で使う地産地消型のサプライチェーンを構築する実証を実施します。

CCUS／カーボンリサイクルの早期社会実装に向け、地域でのCCU事業形成の支援やCCUサプライチェーンを構築する事業モデルの実証、人工光合成の社会実装ロードマップを踏まえた取組方策の検討を行います。また、CO₂貯留ポテンシャルが高い浮体式洋上圧入CCS技術や安全・適正なCCS事業に必要なモニタリング技術の確立に向けた検討・実証を実施します。

(4) モビリティの脱炭素化

電動車の導入や車載用蓄電池のリユース、充電・水素充てん設備の整備を促進するなどの取組を進めます。特に燃料電池商用車の導入促進を図る重点地域においては、水素充てん設備に対し集中的に支援を行います。また、2024年12月に策定した「道路分野の脱炭素化政策集Ver.1.0」や、2025年4月に改正された道路法（昭和27年法律第180号）等を踏まえ、再生可能エネルギーの活用、安全・安心な歩行空間や自転車等通行空間の整備等による自動車交通量の減少等を通じたCO₂排出量の削減、ダブル連結トラックの利用環境の整備や自動物流道路の実現に向けた検討等による低炭素な物流への転換、第六次環境基本計画が指摘していることを踏まえ、いわゆる誘発・転換交通が発生する可能性があることを認識しつつ、渋滞対策等の推進のほか、LEDの道路照明への導入、電動建機の活用、低炭素な材料の導入促進による道路のライフサイクル全体の低炭素化など、道路管理者共働の下で脱炭素の取組を進めます。さらに、ゼロエミッション船等の開発・生産基盤構築・導入、水素燃料電池鉄道車両等の導入推進等、モビリティ全般について次世代技術の開発や性能向上を促しながら普及を促進していきます。港湾については、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素・アンモニア等の受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポート（CNP）の形成を推進します。航空分野については、持続可能な航空燃料（SAF）の導入促進、管制の高度化等による運航の改善、航空機環境新技術の導入、空港の再エネの導入等を推進していきます。

また、相対的に低炭素な輸送モードの利活用を促進するため、鉄道を始めとする公共交通の利用促進や、貨物輸送のモーダルシフトの促進に取り組みます。

5 エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガスの排出削減対策

非エネルギー起源CO₂、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、代替フロン等の排出削減については、廃棄物処理や低GWP（地球温暖化係数）化製品の普及等の個別施策を推進します。フロン類については、モントリオール議定書キガリ改正も踏まえ、上流から下流までのライフサイクルにわたる包括的な対策により、排出抑制を推進します。

6 森林等の吸収源対策、バイオマス等の活用

森林等の吸収源対策として、再造林等の森林施業の適切な実施、成長等に優れた特定苗木の生産拡大、木造住宅における横架材など国産材比率の低い分野での国産材の利用促進、都市等における非住宅・中高層建築物等の木造化・木質化の促進等、森林資源の循環利用の確立を図るとともに、農地等の適切な管理、都市緑化等を推進します。

また、これらの対策を着実に実施するため、林地残材、稲わら等のバイオマスを燃料やエネルギーとして活用するなど、農山漁村の活性化と一体的に推進します。

さらに、ブルーカーボンを活用した取組については、CO₂の吸収・固定、海洋環境や漁業資源の保全、観光、地域経済の発展など、多面的価値を活かしながら推進し、ブルーカーボン生態系（マングローブ林、塩性湿地・干潟、海草藻場・海藻藻場）の保全・再生・創出に向けた取組を推進します。また、CO₂吸収源としての期待が大きい沖合のブルーカーボンについても、海藻を生産・育成することで、温室効果ガスを吸収し、深海に貯留・固定し、吸収量として算定・評価する取組の可能性を、IPCCにおける「国家温室効果ガスインベントリのための二酸化炭素除去（CDR）技術・炭素回収利用及び貯留（CCUS）に関する『2027年IPCC方法論報告書』（追加ガイダンス）」の検討状況等を踏まえつつ、関係省庁連携や官民連携による推進体制を構築し、検討していきます。

7 国際的な地球温暖化対策への貢献

COP30の結果を踏まえ、世界の進む道筋が1.5℃目標と整合的となるよう、我が国として最大限貢献していきます。

具体的には、相手国との協働に基づき、我が国の強みである技術力を活かして、戦略策定・制度構築・人材育成等脱炭素が評価される市場の創出に向けて更なる環境整備を進めるとともに、パリ協定に沿って実施する二国間クレジット制度（JCM）等を農業等も含む幅広いセクターに活用して環境性能の高い技術・製品等のビジネス主導による国際展開を促進し、世界の排出削減と持続可能な発展に最大限貢献していきます。また、ASEANなどを中心に、脱炭素政策形成支援を実施します。さらに、大気汚染物質や水質汚濁物質と温室効果ガスの両面にシナジー効果をもたらすJCM、都市間連携事業等を活用して、途上国等の脱炭素化に向けた取組に協力していきます。

土地利用変化による温室効果ガスの排出量は、世界の総排出量の2割を占め、その排出を削減することが地球温暖化対策を進める上で重要な課題となっていることから、特に途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減等（REDD+）や植林を積極的に推進し、森林分野における排出の削減及び吸収の確保に貢献します。適応分野においても各国の適応活動の促進のため、アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム（AP-PLAT）において科学的情報・知見の基盤整備や支援ツールの整備、能力強化・人材育成等を実施し、その活動を広報していきます。

8 横断的施策

我が国の産業競争力の強みであるバリューチェーン（VC）を構成する中堅・中小企業の脱炭素化を

推進するため、各地域の自治体、金融機関、経済団体等が連携して地域ぐるみで支援する体制を構築し、地域ごとに多様性のある事業者ニーズを踏まえ伴走的な支援を推進します。その結果得られた成果の横展開を図り、「知る」「測る」「減らす」の3ステップに沿った取組を促進します。

地球温暖化対策推進法に定める温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度については、「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」(EEGS)の活用により、利便性の高い形で情報提供を行うことで、情報の活用可能性向上を図るとともに、算定方法等について、制度の見直しの検討をします。さらに、排出量情報に加えて、バリューチェーン全体での温室効果ガス排出量の削減取組等に関する情報の積極的な報告を促し、報告情報の活用可能性向上を図ります。

消費者が脱炭素の実現に貢献する製品やサービスを選択できるようにするため、業界及び地域単位での製品・サービスのカーボンフットプリント(CFP)の算定・表示に向けた取組を一層推進します。さらに、付加価値に転換する観点から、CFPを算定・表示した製品に加えて排出削減量に着目した指標(削減貢献量・削減実績量等)等も活用したGX製品の提供も有効な取組と考えられます。脱炭素価値を有する製品・サービスの価値が消費者に認知され、調達・購入に繋がるよう、価値の見える化に関する検討を行っていきます。「デコ活」においては、気候変動への適応と緩和の一体的な情報発信と行動変容を促すためのコミュニケーションを強化することで、国民一人ひとりの気候変動対策に対する意識の醸成や実践を促進します。また、生活者による様々な脱炭素に資する行動のCO₂排出削減効果データベースの活用を通じ、脱炭素に資する行動の社会実装に取り組むプロジェクト「The POSITIVE ACTION Initiative」の取組も引き続き進めていきます。

地球温暖化対策推進法に基づき、温室効果ガスの排出削減等のために事業者が講ずべき措置を取りまとめた温室効果ガス排出削減等指針について、技術の進歩やその他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じた対策メニューの拡充を検討するとともに、その利便性の向上や周知を図ることで、活用を促進します。

J-クレジット制度については、国内の多様な主体による省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの活用、水稻作の水管理等による排出削減対策及び適切な森林管理や工学的プロセスによるネガティブエミッション技術等による吸収源対策を引き続き積極的に推進していくため、制度の更なる活性化を図ります。

9 公的機関における取組

(1) 政府実行計画

政府は、2025年2月に閣議決定した「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)」に基づき、2013年度を基準として、政府全体の温室効果ガス排出量を2030年度までに50%、2035年度までに65%、2040年度までに79%削減することを目標とし、太陽光発電の最大限の導入、庁舎等における省エネの徹底、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー等の脱炭素電源由来の電力調達、フロン類の排出抑制、GX製品の調達等の取組を率先実行していきます。

(2) 地方公共団体実行計画

地球温暖化対策推進法に基づき、全ての地方公共団体は、自らの事務・事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等に関する地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定が義務付けられています。また、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画として、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市(以下「都道府県等」という。)は、地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定が義務付けられているとともに、都道府県等以外の市町村においても同計画の策定に努めることとされています。具体的な取組の方向性については、第6章第5節1(2)を参照。

第2節 気候変動の影響への適応の推進

極端な大雨や猛暑等、国内外で顕在化しつつある気候変動の影響に対処するため、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけでなく、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対処し、被害を回避・軽減する「適応」の取組を進める必要性が高まっています。気候変動の影響は、農業・林業・水産業、水環境、水資源、自然生態系、自然災害、健康等の様々な面で生じる可能性があり、全体で整合のとれた取組を推進することが重要となっています。

このため、気候変動適応法（平成30年法律第50号）及び気候変動適応計画（以下「適応計画」という。）に基づき、科学的知見の充実及び気候変動影響の評価、政府の関係府省庁が実施する施策への気候変動適応の組み込み、国際協力等を推進します。とりわけ、熱中症対策については、熱中症対策実行計画に基づき、関係府省庁と連携して熱中症対策関連施策を推進するとともに、地方公共団体や民間団体等を通じた国民への熱中症対策の普及等に取り組めます。気候変動の影響を最も受けやすい産業の一つである農林水産業では、令和8年度において、令和7年度に公表した気候変動影響評価報告書や令和8年度年央に取りまとめる予定の「みどり加速化GXプラン」を踏まえて、適応計画や農林水産省気候変動適応計画の改定に向けて取り組めます。これらの計画に基づき、高温等の影響を回避・軽減する適応技術や高温耐性品種の開発・導入、適応策の農業現場への普及指導など幅広い対策を進めていきます。

また、気候変動影響や適応に関する様々な知見を収集・整理・分析し、地方公共団体、事業者、国民等の各主体に気候変動影響や適応策に関する情報提供等を行うことにより、地方公共団体の適応計画の充実や、各主体の適応の取組を支援していきます。さらに、気候変動の影響に特に脆弱な途上国^{ぜい}に対して、我が国の知見や技術を活用し、気候変動影響評価及び適応策の推進に係る支援や人材育成、科学的な情報基盤の整備等を行うことにより、途上国の適応の取組の推進に貢献していきます。2023年6月に設置した早期警戒システム導入促進に係る国際貢献に関する官民連携協議会には2026年2月時点で60社以上のスタートアップ含む民間企業の参画を得ており、今後、アジア太平洋地域における日本のEWS導入を強化して取り組めます。

上記の施策を関係者が連携しながら効果的に推進できるよう、適応の充実・強化を図っていくための仕組みづくりを進めていきます。

第3節 オゾン層保護対策等

フロン類については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に基づく上流から下流までのライフサイクルにわたる包括的な対策に加え、脱フロン化に向けた政策支援により、排出抑制を推進します。

また、特定物質等の規制、観測・監視の情報の公表については、特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号）に基づき、オゾン層破壊物質や代替フロンの生産規制及び貿易規制を行うとともに、オゾン層等の観測成果及び監視状況を毎年公表します。

第2章

生物多様性の保全及び 持続可能な利用に関する取組

第1節 生物多様性の主流化に向けた取組の強化

1 多様な主体の参画

国内のあらゆる主体の参画と連携を促進し、生物多様性の保全とその持続可能な利用の確保に取り組むため、多様な主体で構成される「2030生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）」を通じた各主体間のパートナーシップによる取組を進めます。

生物多様性基本法（平成20年法律第58号）に基づく生物多様性地域戦略について、地域の実情に即した適切な目標や指標や地域の各主体が連携した具体的な施策等を盛り込みつつ、多くの地方公共団体で策定されるよう、技術的支援等の方策を講じます。

2 ネイチャーポジティブ経済の実現

2024年に関係省庁で策定した「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」及び2025年7月に策定した同戦略ロードマップに基づき、「情報開示促進及びネイチャーファイナンスの拡大による企業のネイチャーポジティブ経営の実践」、「ネイチャーポジティブな地域づくりを通じた企業と地域の価値向上」、「国際ルールメイキング等への積極的関与による企業の国際競争力強化」を進めます。例えば、従来に引き続き、ネイチャーポジティブ経営推進プラットフォームを含むビジネスマッチングの機会の確保・拡充、G7ネイチャーポジティブ経済アライアンスを活用した国内企業の生物多様性の取組の国際発信等を行うとともに、投融資や調達等におけるネイチャーポジティブ実践に関するガイドライン（仮称）を策定・公表します。加えて、生物多様性の価値評価手法（メトリクスや基盤データ）の具体的検討について、自然共生サイトにおける価値評価手法の試行も含め、国立環境研究所と連携して取り組み、引き続き検討を進めます。さらに、生物多様性に配慮した製品やサービスの選択に関する行動変容に向け、ネイチャーポジティブな消費行動の促進策の検討と情報発信を図ります。

3 自然とのふれあいの推進

こどもの自然体験活動の推進、「みどりの月間」等における自然とのふれあい関連行事の全国的な実施や各種表彰の実施、情報の提供、自然公園指導員及びパークボランティアの人材の活用、由緒ある沿革と都市の貴重な自然環境を有する国民公園等の庭園としての質や施設の利便性を高めるための整備運営、都市公園・海辺等の身近な場所における環境教育・自然体験活動等に取り組めます。

2026年3月に取りまとめた「国立公園満喫プロジェクト2026年以降の取組方針」に基づき、国立公園満喫プロジェクトの取組を全35公園において更に進め、受入環境の整備（利用拠点の滞在環境の上質化や多言語解説の充実、ビジターセンターや登山道等の再整備等）、質の高いツアー・アクティビティの充実やガイド等の人材育成支援、利用者負担の仕組みづくり、国立公園オフィシャルパートナー等の企業との連携強化、聞き書き集「国立公園ものがたり」の制作、国内外へのプロモーション等の取組を推進します。あわせて、オーバーツーリズム未然防止対策、サステナブルツーリズム、アドベン

チャーターリズム、ロングトレイルに関する取組の推進を図ります。

また、国立公園における滞在体験の魅力向上に向けて、「先端モデル事業」を実施している十和田八幡平（十和田湖地域）、中部山岳（南部地域）、大山隠岐（大山蒜山地域）、やんばるの4つの国立公園において、引き続き地域の関係者等と連携し、民間提案を取り入れつつ、事業推進体制の構築や利用拠点におけるマスタープランの策定、民間事業者の誘致に向けた公募等の取組を進めます。あわせて、この事業で得た知見を踏まえ、2031年までに全国の国立公園において、地域の理解と環境保全を前提に民間活用による魅力向上の取組を進めます。

このように、国立公園の優れた自然を守ることに加え、適正な利用を推進することにより、地域を活性化し、更なる保全につなげていく「保護と利用の好循環」を実現するため、関係省庁や地方公共団体、観光関係者を始めとする企業、団体など、幅広い関係者との協働の下、取組を進めていきます。

また、貴重な自然資源である温泉の保護管理、適正利用及び温泉地の活性化を図ります。

第2節 生物多様性保全と持続可能な利用の観点から見た国土の保全管理

1 生態系ネットワークの形成

生物の生息・生育空間のまとまりとして核となる地域（コアエリア）及び、その緩衝地域（バッファゾーン）を適切に配置・保全するとともに、これらを生態的な回廊（コリドー）で有機的につなぐことにより、生態系ネットワーク（エコロジカルネットワーク）の形成に努めます。生態系ネットワークの形成に当たっては、流域圏など地形的なまとまりや、国境を越えて移動する、渡り鳥等の生物の生息環境の地球規模での生態学的連結性も考慮し、保護地域やOECMも活用しながら、様々なスケールで森・里・川・海を連続した空間として積極的に保全・再生を図りつつ、鳥獣被害対策にも留意した取組を関係機関が横断的に連携して総合的に進めます。

2 重要地域の保全

各重要地域について、保全対象に応じて十分な規模、範囲、連結性を考慮した適切な配置、規制内容、管理水準、相互の連携等を考慮しながら、関係機関が連携・協力して、その保全に向けた総合的な取組を進めます。

(1) 自然環境保全地域等

自然環境保全地域等（原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、沖合海底自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域）については、引き続き行為規制や現状把握等を行うとともに、新たな地域指定を含む生物多様性の保全上必要な対策を検討・実施します。

(2) 自然公園

自然公園（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）については、国立・国定公園の新規指定・拡張を始めとする公園計画等の見直しを進めつつ、公園計画に基づく行為規制や利用のための施設整備等を行います。また、国立公園満喫プロジェクトの全国展開及び滞在体験の魅力向上など、国立公園の保護と利用の好循環により、優れた自然を守り、地域活性化を図るための取組を推進します。さらに、令和6年能登半島地震により被災した能登半島国定公園内の利用施設を始めとする自然公園等施設の復旧を支援します。

(3) 鳥獣保護区

鳥獣保護区内の鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備し、これらを通じて地域の生物多様性の保全に貢献します。また、鳥獣保護区内の特に必要な地域を特別保護地区に指定し、鳥獣の生息環境の確保（鳥獣の健全な生息環境の確保に必要な地域の生物多様性の維持回復や向上を含む。）を図ります。

(4) 生息地等保護区

国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域を生息地等保護区に指定し、生息環境の把握及び維持管理、施設整備、普及啓発を行い、必要に応じ、立入り制限地区を設け、種の特性に応じた保護の方針を定めてその保存を図ります。

(5) 天然記念物

行為規制等の各種制度とともに現況把握等の実施により、計画的な指定を進めるとともに、適正な保全に努めます。

(6) 国有林野における保護林及び緑の回廊

原生的な天然林や希少な野生生物が生育・生息する「保護林」や、これらを中心としたネットワークを形成し、野生生物の移動経路となる「緑の回廊」において、モニタリング調査等を行いながら、適切な保護・管理を推進します。

(7) 保安林

「全国森林計画」（2023年10月閣議決定）に基づき、保安林の配備を計画的に推進するとともに、その適切な管理・保全に取り組みます。

(8) 特別緑地保全地区・近郊緑地特別保全地区等

多様な主体による良好な緑地管理がなされるよう、管理協定制度和都市緑化支援機構制度等の適正な緑地管理を推進するための制度の活用を図ります。

(9) ラムサール条約湿地

湿地の保全と賢明な利用（ワイズユース）及びそのための普及啓発を図るとともに、国際的に重要な湿地の基準を満たし、ラムサール条約湿地への登録によって保全等が円滑に推進されと考えられる湿地について、地域のニーズ及び民間等の取組も踏まえて登録を推進します。また、条約湿地の質をより向上させていく観点から、これまでに登録された湿地について最新状況を把握し、ラムサール情報票（RIS）の更新を行います。

(10) 世界自然遺産

世界遺産条約に基づき登録された5地域（白神山地・屋久島・知床・小笠原諸島・奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島）において、科学的知見に基づく順応的な保全管理を推進することにより、全人類共通の資産である世界自然遺産の顕著な普遍的価値を将来にわたって保護するとともに、持続可能な利活用を推進し、地域活性化に貢献します。

(11) 生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）

国立公園等の管理を通じて、登録されたユネスコエコパークの適切な保全管理を推進するとともに、地元協議会への参画を通じて、持続可能な地域づくりを支援します。また、新規登録を目指す地方公共団体に対する情報提供、助言等を行います。

(12) ジオパーク

国立公園と重複するジオパークにおいて、地形・地質の多様性等の保全活用を図るとともに、ジオツアーや環境教育のプログラムづくり等について、地方公共団体等のジオパークを推進する機関と連携して進めます。

(13) 世界農業遺産・日本農業遺産

世界農業遺産及び日本農業遺産に認定された地域の農林水産業システムの維持・保全等に係る活動を推進するとともに、本制度や認定地域に対する国民の認知度を向上させるための情報発信に取り組みます。

3 自然再生

河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林等、生物多様性の保全上重要な役割を果たす自然環境について、自然再生推進法（平成14年法律第148号）の枠組みを活用し、多様な主体が参加し、科学的知見に基づき、長期的な視点で進められる自然再生事業を推進します。また、防災・減災等の自然環境の持つ機能に着目し、地域づくりにも資する自然環境の保全・再生や、地域住民等が行う「小さな自然再生」を始めとする全国各地における自然環境の保全・再生の推進を図ります。

4 里地里山の保全活用

里地里山等に広がる二次的自然環境の保全と持続的利用を将来にわたって進めていくため、人の生活・生産活動と地域の生物多様性を一体的かつ総合的に捉え、民間保全活動とも連携しつつ、持続的な管理を行う取組を推進します。「生物多様性保全上重要な里地里山」（重要里地里山）等においては、里地里山の資源を活用した環境的課題と社会経済的課題の解決に向けた取組など、里地里山の保全・活用に資する先進的・効果的な活動の支援等を行います。

5 都市の生物多様性の確保

(1) 都市公園の整備

都市における生物多様性を確保し、また、自然とのふれあいを確保する観点から、都市公園の整備等を計画的に推進します。

(2) 地方公共団体における生物多様性に配慮した都市づくりの支援

都市と生物多様性に関する国際自治体会議等に関する動向及び決議「準国家政府、都市及びその他地方公共団体の行動計画」の内容等を踏まえつつ、都市のインフラ整備等に生物多様性への配慮を組み込むことなど、地方公共団体における生物多様性に配慮した都市づくりの取組を促進するため、「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」の普及を図るほか、「都市の生物多様性指標」に基づき、都市における生物多様性保全の取組の進捗状況を地方公共団体が把握・評価し、将来の施策立案等に活用されるよう普及を図ります。

6 30by30目標の達成に向けた取組

30by30目標について、「生物多様性国家戦略2023-2030」の附属書として位置付けられている30by30ロードマップに基づき、本目標の達成に向けた取組を推進します。また、2026年度には30by30ロードマップの中間評価を行います。各施策の進捗状況を確認し、目標達成に向けて更に取組

を推進します。

(1) 保護地域の拡張と管理の質の向上

我が国では、2025年8月時点で、陸地の約20.8%、海洋の約13.3%が生物多様性の観点からの保護地域に指定されていますが、30by30目標を達成するため、引き続き、国立公園等の拡張により現状からの上乗せを目指していきます。国立・国定公園については、2022年の「国立・国定公園総点検事業」のフォローアップにおいて選定した全国14か所の国立・国定公園の新規指定・大規模拡張候補地のうち、拡張等がまだ行われていないものについて基礎情報の収集整理を継続するとともに、自然環境や社会条件等の詳細調査及び関係機関との具体的な調整を実施し、2030年までに順次国立・国定公園区域に指定・編入することを目指します。また、2030年までに国立・国定公園の再検討や点検作業を強化し、必要に応じて周辺エリアの国立・国定公園への編入や地種区分の格上げを進めていきます。加えて、特に景観・利用の観点からも重要で生物多様性の保全にも寄与する沿岸域において、国立公園の海域公園地区の面積を2030年までに倍増させることを目指します。さらに、広範な関係者と連携しつつ、国立公園満喫プロジェクト等により対象となる自然の保護と利用の好循環を形成するとともに、自然再生、希少種保全、外来種対策、鳥獣保護管理を始めとした保護管理施策や管理体制の充実を図ります。

(2) 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の設定・管理

30by30目標は、主にOECMの設定により達成を目指すこととしています。このため、まずは、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域（企業緑地、里地里山、都市の緑地、藻場・干潟等）について、2025年4月1日に施行した地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和6年法律第18号。以下「地域生物多様性増進法」という。）に基づく「自然共生サイト」としての認定を進めます。認定された区域のうち、豊かな生物多様性を維持する活動が行われている場所については、既存の保護地域との重複を除いてOECM国際データベースに登録することで、30by30目標の達成に貢献します。また、国の制度等に基づき管理されている森林、河川、港湾、都市の緑地、海域等についても、関係省庁が連携し、OECMに該当する可能性のある地域を検討します。

7 民間等による場所に紐付いた活動の促進

ネイチャーポジティブの実現のためには、生物多様性が豊かな場所を維持する活動に加え、管理放棄地等において生物多様性を回復又は創出する活動も含めて、民間等による自主的な活動を更に促進することが必要です。そのため、2025年4月1日に施行した地域生物多様性増進法に基づき、回復又は創出する活動についても自然共生サイトの認定を進めるとともに、活動の自走化・拡大に向けた支援を行います。

8 生物多様性の状況の「見える化」

生物多様性の重要性や保全活動の効果を国土全体で「見える化」する「生物多様性見える化システム」の運用を継続し、引き続き30by30目標の達成や生態系ネットワークの形成等を促進します。

9 生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）等の自然を活用した解決策（NbS）の推進

生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）等、自然の有する多機能性を活かすことで、複数の社会課題の同時解決を目指す考え方である「自然を活用した解決策（NbS）」について、地方公共団体や民間事業者等による実践を促進する目的で、NbSの具体的な進め方や事例を取りまとめた手引き等を作

第3節 海洋における生物多様性の保全

我が国がこれまでに抽出した生物多様性の観点から重要度の高い海域も踏まえ、科学的知見に基づく海洋保護区の適切な設定と管理の充実を進めます。30by30目標について、海域では約17%の追加的な保全が必要であり、関係省庁が連携し、持続可能な産業活動が結果として生物多様性の保全に貢献している海域をOECMとすることを検討します。

第4節 野生生物の適切な保護管理と外来種対策の強化等

1 絶滅のおそれのある種の保全

我が国に生息・生育する野生生物の絶滅のおそれを的確に把握するため、2025年に引き続き、未公表の各分類群について第5次レッドリストの公表を進めます。

その上で、絶滅危惧種のうち、「希少野生動植物種保存基本方針」における選定基準に照らし、その必要があると認められる種については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づく国内希少野生動植物種に指定し、その捕獲や譲渡し等を規制するほか、生息地等保護区の指定や、個体の繁殖の促進や生息地等の整備・保全等が必要と認められる種について保護増殖事業を実施します。事業の実施に当たっては生息域内保全を基本としつつ、動植物園等と連携しながら生息域外保全や野生復帰の取組を進めます。また、絶滅のおそれの高い種や個体群について、生殖細胞や種子等の保存を進め、絶滅危惧種の絶滅リスクの低減と遺伝資源の確保に努めます。さらに、定量的な目標設定の下、生息・生育状況の改善を図り、事業を完了する事例を創出することなどにより、効果的な保全を推進します。さらに、国際的に協力して種の保存を図るため、ワシントン条約及び二国間渡り鳥等保護条約等に基づいて指定した国際希少野生動植物種の流通管理を徹底します。

さらに、2025年10月に設置した「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の在り方検討会」において、今後の種の保存法の具体的な在り方の検討を進め、2026年夏頃をめどに報告書を取りまとめる予定です。

2 野生鳥獣の保護管理

(1) 感染症等への対応

野生鳥獣に高病原性鳥インフルエンザ等の感染症が発生した場合や、油汚染事故による被害が発生した場合に備えて、サーベイランス、情報収集、人材育成等を行います。

(2) 鳥獣被害対策

近年、我が国においては、ニホンジカやイノシシ等の野生鳥獣が全国的に分布を拡大し、希少な高山植物の食害など生態系被害、生活環境被害、農林水産業被害が深刻化しています。ニホンジカ・イノシシについては、2028年度までに2011年度比で個体数を半減する目標の達成に向け、引き続き捕獲強化の取組を進めます。また、クマ被害対策等に関する関係閣僚会議において2025年11月に決定され

た「クマ被害対策パッケージ」や2026年3月に決定された「クマ被害対策ロードマップ」に基づき、人の生活圏からクマを排除するとともに、周辺地域において捕獲等を強化することで、増えすぎたクマの個体数の削減・管理の徹底を図り、人とクマのすみ分けを実現します。具体的には、人の日常生活圏への出没による人身被害の発生が継続していることから、地方自治体へのクマの被害対策防止に必要な資機材整備、専門人材や高度な捕獲技術を持つ事業者やガバメントハンター等を含む捕獲技術者確保等のための財政支援、技術的支援を進めます。また、クマ対策の担い手の育成、統一的な手法による個体数推計、生息環境管理等を進めます。さらに、鳥獣による被害の防除、鳥獣の広域的な管理やジビエ利用拡大等に取り組みます。

3 外来種対策

外来種対策については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づき、特定外来生物を指定し、輸入、飼養等の規制を行うとともに、侵入初期の特定外来生物や生物多様性の保全上重要な地域での防除を行います。また、地方公共団体が行う防除等対策事業に対し、交付金で支援を行うほか、国際協力の推進、ビジネスセクターを含む多様な主体の外来種対策への参画促進、適正な飼養等の確保のための普及啓発など総合的な外来種対策を推進します。2025年10月に行われた特定外来生物等専門家会合の結果を踏まえ、オヤニラミ属等魚類5種類の特定外来生物の新規指定を進めます。ヒアリ類に関しては、水際対策に万全を期すため、ヒアリ探知犬を始めとする新たな対策技術の実証も進めます。また、企業による外来種対策の実施を促進するためのガイドランスを作成します。さらに、「生態系被害防止外来種リスト」の改定を行います。

4 遺伝子組換え生物対策

遺伝子組換え生物については、環境中で使用する場合の生物多様性への影響について事前に的確な評価を行うとともに、生物多様性への影響の監視を進めます。

5 動物の愛護及び適正な管理

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号）及び愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号）に基づき、動物の虐待防止や適正な飼養の促進等の動物愛護に係る施策及び動物による人への危害や迷惑の防止等の動物の適正な管理に係る施策を総合的に進めます。

第5節 持続可能な利用

1 環境と調和のとれた食料システムの確立

農林水産業は、人間の生存に必要な食料や生活資材等を供給する必要不可欠な活動である一方、我が国では、昔から農林水産業の営みが、身近な自然環境を形成し、多様な生物種の生育・生息に重要な役割を果たしてきました。今後、安全な食料や木材等の安定供給への期待に応えつつ、環境と調和のとれた持続可能な食料システムの構築とそれを支える農山漁村の活性化が必要です。そのため、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるために、2021年5月に策定された「みどりの食料システム戦略」やその実現に向けて2022年7月に施行された環境と調和のとれた食料

システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づき温室効果ガス削減や化学肥料・化学農薬の使用低減等の環境負荷低減の取組を促進します。

さらに、農林水産省の全ての補助事業等において、環境負荷低減の取組の要件化を、2027年度から本格実施することとしています（愛称「みどりチェック」）。このため、本格実施を見据え、補助事業等の申請時及び報告時における取組の実施状況に関するチェックシートの提出を、試行的に実施しているところです。また、みどりチェックの取組よりも、更に進んだ環境負荷低減を図る持続的な生産体系の取組に対し、みどりの食料システム法の認定を受けた農業者を対象として、収量の不安定化等の導入リスク等に応じた支援を行う新たな環境直接支払交付金を2027年度を目標に創設することを検討しています。

また、食料・農業・農村基本計画に基づき、2030年までをめどに集中的に推進すべき取組として、食料・農林水産業のGXへの投資の呼び込みや食料生産を脅かす気候変動への適応等を盛り込む「みどり加速化GXプラン」の策定に向けて検討を進めます。加えて、持続可能な森林経営等を積極的に進めるとともに、生態系に配慮した再生可能エネルギー等の利用を促進します。さらに、農業生産現場において、環境保全に配慮した農業生産工程管理（GAP）の普及・推進を図るとともに、農業者が有機農業に積極的に取り組むことができるよう環境整備を図ります。

食料・農林水産業における持続可能な生産・消費を後押しするため、消費者庁、農林水産省、環境省の3省庁連携の下、官民協働のプラットフォームである「あふの環2030プロジェクト～食と農林水産業のサステナビリティを考える～」において、参加メンバーが一斉に情報発信を実施するサステナウィークやメンバー間で情報交換を行う交流会等を実施します。

「みどりの食料システム戦略」に基づき、農産物の生産段階における温室効果ガス削減や生物多様性保全に貢献する取組を評価し、星の数で分かりやすくラベル表示する「見える化」を推進します。また、温室効果ガスの削減・吸収量をクレジットとして国が認証し、民間資金を呼びこむ、J-クレジット制度の農林水産分野での活用を促進します。

こうした取組を通じて、「みどりの食料システム戦略」を強力に推進します。

我が国における「みどりの食料システム戦略」に基づく取組は、気象条件や農業生産構造の類似するアジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとなり得るものであり、2023年10月の日ASEAN農林大臣会合において採択され、2025年10月に改定された「日ASEANみどり協力プラン」に基づき、ASEAN各国のニーズに応じながら、我が国のイノベーションを活かした協力プロジェクトを推進します。また、ミドリ・インフィニティに基づき、二国間クレジット制度（JCM）を始め、具体的な脱炭素プロジェクト案件形成に向け、「みどり脱炭素海外展開コンソーシアム」等の場で、我が国企業と国内外のパートナーとのマッチングや農業JCMの拡大を推進します。

2 エコツーリズムの推進

エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号）及び2025年度に見直しを行ったエコツーリズム推進基本方針に基づき、自然資源の保全活用により持続的な地域振興に取り組む地域への支援、国内外への戦略的な情報発信、科学的評価方法に関する調査、他の施策との連携等を推進します。

3 遺伝資源へのアクセスと利益配分

2017年8月に我が国が締結した名古屋議定書の国内措置である「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」の適正な運用により、同議定書の適切な実施に努めます。

1 生物多様性の保全に関する世界目標の達成に向けた貢献

2022年12月に採択された、生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）」の達成に積極的に貢献します。そのため、我が国における取組を発信するほか、拠出を行っている生物多様性日本基金やGBF基金等を通じて、途上国におけるGBFの達成に向けた各種取組の実施や能力養成等を支援します。

2 生物多様性及び生態系サービスに関する科学と政策のインターフェースの強化

生物多様性に関する科学と政策のつながりを強化し、効果的・効率的に生物多様性の保全を図るため、「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）」の活動を積極的に支援します。特に、アセスメント報告書執筆作業やIPBES運営への日本人専門家の参画等を促進、支援するとともに、2024年3月に公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）に設置された「IPBESシナリオ・モデルタスクフォース」の技術支援機関の活動を支援します。また、IPBESの成果を踏まえて研究や対策等の取組が促進されるよう、公表されたIPBESアセスメント報告書などのIPBESの成果を発信する取組を行います。

加えて、生物多様性に関する全球規模の情報基盤である海洋生物多様性情報システム（OBIS）や地球規模生物多様性情報機構（GBIF）へのデータ提供に貢献します。

3 二次的自然環境における生物多様性の保全と持続可能な利用・管理の促進

二次的自然環境における生物多様性の保全と持続可能な利用を国際的に促進するため、SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ（IPSI）の活動への支援等により、SATOYAMAイニシアティブを推進します。

4 アジア保護地域パートナーシップの推進

アジアにおける保護地域の管理水準の向上に向けて、保護地域の関係者がワークショップの開催等を通じて情報共有を図る枠組みである「アジア保護地域パートナーシップ」を推進します。

5 森林の保全と持続可能な森林経営及び木材利用の推進

世界における持続可能な森林経営に向けた取組を推進するため、国連森林フォーラム（UNFF）、モントリオールプロセス等の国際対話への積極的な参画、国連食糧農業機関（FAO）、国際熱帯木材機関（ITTO）等の国際機関を通じた協力、国際協力機構（JICA）、緑の気候基金（GCF）等を通じた技術・資金協力等により、多国間、地域間、二国間の多様な枠組みの活動を支援します。また、脱炭素社会の実現に資する持続可能な木材利用の促進についても、FAOやITTO等の国際機関の活動を支援します。

6 砂漠化対策の推進

砂漠化対処条約（UNCCD）に関する国際的動向を踏まえつつ、同条約への科学技術面からの貢献

を念頭に、砂漠化対処に資する技術の活用に関する調査等をモンゴルにおいて進めるとともに、二国間協力等の国際協力の推進に努めます。また、2026年8月にモンゴルにおいて開催予定のUNCCD第17回締約国会議（COP17）において、これまでの二国間協力等の取組について発信を行うなど、条約の実施に貢献します。

7 南極地域の環境の保護

南極地域の環境保護を図るため、引き続き南極地域での観測、観光等に対する確認制度等を運用し、普及啓発を行うなど、環境保護に関する南極条約議定書（1998年発効）及びその国内担保法である南極地域の環境の保護に関する法律（平成9年法律第61号）の適正な施行を推進します。また、環境保護に関する南極条約議定書附属書VI（2005年採択）の締結に向け、主宰者が実施する南極地域活動により環境上の緊急事態が生じた場合における当該主宰者の対応措置の実施を義務付けるとともに、対応措置をとらない主宰者に対し費用負担責任を課すこと等を盛り込んだ「南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案」を2026年4月に閣議決定し、第221回国会に提出しました。さらに、2026年5月に、第48回南極条約協議国会議（ATCM48）を広島市で開催するにあたり、南極における国際協力を一層強化する機会とするべく、関係省庁及び自治体をはじめとする関係者間の連携により、準備を進めます。

8 サンゴ礁の保全

国際的なサンゴ礁生態系保全のパートナーシップである国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）に参画するとともに、地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク（GCRMN）において、東アジア地域におけるサンゴ礁生態系のモニタリングデータの解析を各国と協力して進めます。

9 東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）の活動推進

渡り性水鳥とその重要な生息地を保全するための国際的な枠組みである東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）について、国内の34か所のネットワーク参加地における普及啓発、調査研究、研修、情報交換等の取組に加えて、フライウェイに位置する各国の関係省庁、国際機関、NGO等の様々な主体と連携・協力を促進します。

10 生物多様性関連諸条約の実施

ワシントン条約に基づく絶滅のおそれのある野生動植物の保全と持続可能な利用、ラムサール条約に基づく国際的に重要な湿地の保全及び賢明な利用（ワイズユース）、二国間渡り鳥等保護条約や協定を通じた渡り鳥等の保全、生物多様性条約に基づく生物多様性の保全と持続可能な利用、及び同条約カルタヘナ議定書に基づく遺伝子組換え生物等の使用等の規制を通じた生物多様性への影響の防止、同じく名古屋議定書に基づく遺伝資源の適正な取得と利益配分、国連公海等生物多様性協定（BBNJ協定）の詳細規定に係る交渉への参画等の国際的取組を推進します。

1 自然環境データの整備・提供

ネイチャーポジティブ実現に向けて、生物多様性データを迅速に収集し、民間企業を含めた多様な主体が活用できるような形式で公開することへのニーズが高まっています。このため、自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）やモニタリングサイト1000等の調査・モニタリングを着実に継続するとともに、迅速な情報へのニーズに対応するため、リモートセンシング技術の積極的活用により衛星植生図を5年間で全国整備します。また、調査データの標準化を進め、オープンデータとして公開するとともに、大学や地方・民間の調査研究機関、博物館等とのネットワークを通じた情報の共有等により、自然環境データの活用促進を図ります。

2 放射線による野生動植物への影響の把握

東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射線による自然生態系への影響を把握するため、野生動植物の試料採取及び放射能濃度の測定等による調査を実施します。また、調査研究報告会の開催等を通じて、関連した調査を行っている他の研究機関や専門家等との情報共有を図ります。

3 生物多様性及び生態系サービスの総合評価

「生物多様性及び生態系サービスに関する総合評価2028（JBO4：Japan Biodiversity Outlook 4）に向けた中間提言」の内容を国民に分かりやすく伝えていくとともに、2028年に策定予定のJBO4に向け、本中間提言で明らかとなったデータギャップ等の課題への対応や最新の科学的知見等による評価を推進します。

第1節

循環型社会形成に向けた循環経済への移行による
持続可能な地域と社会づくり

循環経済への移行は、資源確保や資源制約への対応や、国際的な産業競争力の強化に加え、経済安全保障への貢献にも資するものです。これを踏まえ、バリューチェーン全体における資源効率性及び循環性の向上等に効果的な循環経済アプローチを推進することによって循環型社会の形成を促進します。循環経済への移行に当たっては、各主体にとっては短期的に経済合理的ではない取組の実施が必要となる場合もあるため、各主体の取組が円滑に進み、社会的に評価されるようになる方向で政策を進めます。

循環経済への移行を推進することは、温室効果ガスの排出削減を通じたネット・ゼロの実現や廃棄物の削減・汚染の防止、自然資本への負荷軽減等を通じたネイチャーポジティブの実現といった環境的側面のほか、経済・社会的側面を含めた持続可能な社会の実現に貢献するものです。よって、それぞれの取組間の関係性を踏まえ、最大限トレードオフを回避しつつ、相乗効果が出るような統合的な政策を進めます。

循環経済への移行を推進することにより、例えば、地域課題の解決や地場産業の振興にも貢献し得るものであり、持続可能な地域づくりや地方創生の実現にもつなげるとともに、こうした持続可能な地域を基礎として成り立つ社会、すなわち脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会が同時実現した持続可能な社会の実現につながります。

第2節

資源循環のための事業者間連携による
ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

循環経済への移行には、資源確保段階、生産段階、流通段階、使用段階、廃棄・再資源化段階のライフサイクルの各段階を最適化し、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環を実施する必要があるとあり、製造業・小売業等の動脈産業における取組と廃棄物処理・リサイクル業などの静脈産業における取組が有機的に連携する動静脈連携が重要です。これを踏まえて国内外の資源循環を加速し、我が国の状況に応じて中長期的にレジリエントな資源循環市場の創出を支援するための施策を進めます。

製造業・小売業等の動脈側においては、事業者による環境配慮設計の推進、持続可能な調達、リデュース、リユース、バイオマスの活用、再生材利用、自主回収等の取組を強化するための施策を進めます。また、リユースの深掘りとして、製品の適切な長期利用を促進する観点から、シェアリング、サブスクリプション等のサービス化、リペア・メンテナンス、二次流通仲介等の製品の適切な長期利用を促進する「CEコマース」のビジネスを育成するための施策を進めます。

また、資源循環産業においては、不適正な処理が行われるスクラップヤードは不適正な輸出の温床になっているとの指摘があることから、環境対策が不十分なスクラップヤードを規制することにより、これにつながる商流を断ち、公正な競争環境の整備につなげていきます。さらに、国内における再資源化の推進、循環資源の回収量拡大、高度なリサイクルの事業性確保、再生材の需要の創出に向けた取組等

を同時並行的に進めるため、再資源化等拠点構築・ネットワーク形成等に対する投資の促進に向けた多角的な経済的支援スキームの構築を図ります。また、企業や地域における先進的な事例を踏まえ、動脈産業との連携の取組を全国に広げていくための施策を進めます。動静脈連携により資源循環を促進するに当たっては、製品の安全性の確保、有害物質のリスク管理、不法投棄・不適正処理の防止等の観点にも留意し、各主体による適正な取組を推進します。

そして、循環資源の分別・収集・利用等に関して、消費者や住民との対話等を通じた、またこれらを活かした前向きで主体的な意識変革や環境価値の可視化等を通じた行動変容、具体的取組につなげるための施策を進めます。

環境への負荷や廃棄物の発生量、脱炭素への貢献といった観点から、ライフサイクル全体で徹底的な資源循環を考慮すべきプラスチック・廃油、食品廃棄物等を含むバイオマス、金属、土石・建設材料等の素材や建築物、自動車、小型家電・家電、繊維製品、太陽光発電設備等を含む地球温暖化対策等により普及した製品について、第五次循環型社会形成推進基本計画（2024年8月閣議決定）で今後の方向性等を示しました。「プラスチック再生利用量倍増」、「2030年時点、燃料使用量の10%をSAFに置き換え」、「金属リサイクル原料の処理量倍増」、「レアメタルを含むe-scrapのリサイクル処理量を2030年に約50万トン（2020年比5割増）に増加」、「家庭から廃棄される衣類の量を2030年度までに2020年度比25%削減」、「紙おむつの再生利用等の実施・検討を行った自治体の総数を150自治体」等の目標に向けて具体的な施策を進めます。

太陽光パネルのリサイクルについては、環境省及び経済産業省において、新たな法制度案を検討し、2026年4月に「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案」を閣議決定し、第221回国会に提出しました。また、リサイクル費用低減に向けた技術開発や、リサイクル設備の導入等への支援を行います。

経済的側面からは、循環産業を始めとする循環経済関連ビジネスを成長のエンジンとし、産業競争力を高めながら、循環経済への移行に向けた取組を持続的なものとし、かつ主流化していくことが不可欠の要素となります。成長戦略フォローアップ工程表（2021年6月閣議決定）や第五次循環型社会形成推進基本計画等も踏まえ、2030年までに循環経済関連ビジネスの市場規模を80兆円以上にするという目標に向け、グリーントランスフォーメーション（GX）への投資を活用した施策も含め、循環経済への移行の推進に関する施策を進めます。

動静脈連携を促進するための資源循環情報の把握や、電子マニフェストなど各種デジタル技術を活用した情報基盤整備に関する施策を進めます。

また、拡大生産者責任の適用、事業者による自主的な行動の促進、経済的インセンティブの活用、情報的措置、公共調達、ビジネスとのパートナーシップ等のポリシーミックスの適用について進めます。

第3節 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現

1 地域の循環システムづくり

人口減少・少子高齢化の進む状況下においても資源生産性の高い循環型社会を構築していくためには、循環資源を各地域・各資源に応じた最適な規模で循環させることや、地域の再生可能資源を継続的に地域で活用すること、地域のストックを適切に維持管理し、できるだけ長く賢く使っていくことにより資源投入量や廃棄物発生量を抑えた持続可能で活気のあるまちづくりを進めていくことが重要です。地域においても脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の統合を図るための施策を進めます。

具体的には、食料システムにおける食品ロス削減や食品リサイクル等による資源を最大限活用するための取組、使用済製品等のリユース、有機廃棄物（生ごみ・し尿・浄化槽汚泥・下水汚泥）や未利用資

源等のバイオマスの肥料やエネルギーとしての循環利用、木材の利用拡大やプラスチックや金属資源等の資源循環、使用済紙おむつの再生利用等の取組を進めるとともに、みどりの食料システム戦略に基づく堆肥等の地域資源の活用を通じて環境と調和のとれた持続可能な農林水産業を地域産業として確立させることで、地域コミュニティの再生、雇用の創出、地場産業の振興や高齢化への対応、生態系保全等地域課題の解決や地方創生の実現につなげるための施策を進めます。

2 循環システムづくりを支える広域的取組

各地域における徹底的な資源循環や脱炭素、地域コミュニティづくり等の多様な目的を促進するため、分散型の資源回収拠点ステーションやそれに対応した施設の整備等の地域社会において資源循環基盤となる取組の構築に向けた施策や、生活系ごみ処理の有料化の検討・実施や廃棄物処理の広域化・集約的な処理、地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術を導入する取組等を地域で実践するための施策を進めます。循環資源に関する物流ネットワークの拠点となる物流機能や、高度なリサイクル技術を有する産業の集積を有する港湾を「循環経済拠点港湾（サーキュラーエコノミーポート）」として選定し、港湾を核とする物流システムの構築等による広域的な資源循環を促進します。

3 廃棄物により汚染された地域環境の再生

マイクロプラスチックを含む海洋・河川等環境中に流出したごみに関して、実態把握や発生抑制対策、回収・処理等を進めるための施策を進めます（継続して行っている海洋ごみ具体策については、第4章第4節1を参照）。

生活環境保全上の支障等がある廃棄物の不法投棄等について支障の除去等を進めるとともに、未然防止や拡大防止の施策を進めます。

第4節

資源循環・廃棄物管理基盤の強^{じん}靱化と着実な適正処理・環境再生の実行

1 技術開発、情報基盤、各主体間連携、人材育成の強化

ライフサイクル全体での徹底した資源循環を図るために、使用済製品等の解体・破碎・選別等のリサイクルの高度化、バイオマスの活用、再生材利用促進、急速に普及が進む新製品・新素材についての3R確立、環境負荷の見える化等、地域及び社会全体への循環経済関連の新たなビジネスモデル普及等に向けて必要な技術開発、トレーサビリティ確保や効率性向上の観点からのデジタル技術やロボティクス等の最新技術の徹底活用を行うことにより資源循環・廃棄物管理基盤の強^{じん}靱化と資源循環分野の脱炭素化を両立する施策を進めます。

地域において資源循環を担う幅広い分野の総合的な人材の育成・確保、様々な場での教育や主体間の連携を促進するための施策を進めます。

「サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ」の活用や、資源循環自治体フォーラムの開催により、各地域の事業者、自治体、大学機関、市民の連携を促進します。地域で資源循環のネットワーク形成を主導できる中核人材を育成するとともに、モデル地域を創出するなど、地域特性を生かした循環型の取組の創出と実装の加速を支援します。さらに、ESG投資が拡大する中で、我が国の資源循環に率先して取り組む企業が投資家等から適切に評価され、企業価値の向上と産業競争力の強化につながるということが重要であることから、循環経済に関する積極的な情報開示や投資家等との建設的な

対話に関する取組を後押しする施策を進めます。

加えて、マイクロプラスチックを含む海洋等環境中に流出したごみに関して、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた政府間交渉委員会（INC）等の国際的な動向を踏まえ、国際連携を推進するとともに、モニタリング手法の調和や影響評価等の科学的知見の集積を進めるための施策を進めます。

また、SIP第3期「サーキュラーエコノミーシステムの構築」において、動脈産業と静脈産業が連携して各プレイヤーが循環に配慮した取組を通じてプラスチックのサーキュラーエコノミーバリューチェーンを構築することを目指し、社会実装に向けた研究開発を行います。

2 災害廃棄物処理体制の構築及び着実な処理

平時から災害時における生活ごみやし尿に加え、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に実施するため、国、地方公共団体、研究・専門機関、民間事業者等の人的支援や広域処理の連携を促進するなど、引き続き、地方公共団体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルで重層的に廃棄物処理システムの強^{じん}靱化を進めるとともに、現行制度の施行状況等に関する点検結果を踏まえ、廃棄物処理制度小委員会における答申にて示された専門支援機能（機関）の規定整備等も含め、災害廃棄物対策の充実・強化に向けた対応を進めています。

また、災害発生時の支援・受援体制を迅速に確保できるよう、実効性のある災害廃棄物処理計画の策定及び改定を促進するための施策を進めます。

また、環境省においては、中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度小委員会での審議も踏まえ、新たな法制度案を検討し、2026年4月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案」を閣議決定し、第221回国会に提出しました。

3 適正処理の更なる推進

有害廃棄物対策や化学物質管理も含め、廃棄物の適正処理は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から厳然として不可欠であり、今後も循環経済への移行に向けた取組を進めるに当たって大前提となるものです。資源循環及び廃棄物処理の原則としては、まずは3R＋Renewable（バイオマスの活用、再生材利用等）を徹底し、これを徹底した後になお残る廃棄物の適正な処理を確保するという優先順位で取り組みます。また、これらの資源循環の促進に当たっては、製品の安全性の確保、有害物質のリスク管理、不法投棄・不適正処理の防止等の観点にも留意し、各主体による適正な取組を推進します。

さらに、廃棄物の不適正処理への対応強化、不法投棄の撲滅に向けた施策、アスベスト、POPs廃棄物、水銀廃棄物等の有害廃棄物対策を着実に進めるための施策を進め、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物については、期限内の確実かつ適正な処理を推進するための施策を進めます。

また、JESCO事業の終了等を踏まえ、処分期限の見直し等を内容とする「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案」を2026年4月に閣議決定し、第221回国会に提出しました。

4 東日本大震災からの環境再生

東日本大震災の被災地の環境再生のため、特定帰還居住区域については、帰還意向のある住民が帰還できるよう、2020年代をかけて、除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を進めます。また、放射性物質により汚染された廃棄物の適正処理に向けた取組を着実に進めるとともに、除去土壌等の最終処分に向けた復興再生利用等については、地方公共団体等の関係者と連携しつつ、関係省庁等の

連携強化等により取組を進めます。

また、福島復興に、自然復興、炭素中立、循環経済等の環境施策でも貢献し、産業創成や地域創生など地元ニーズに応えながら未来志向の取組を推進します。

第5節 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

1 国際的な循環政策形成及び国内外一体的な循環政策の推進

G7、G20、OECD、国連環境総会（UNEA）、ISO等の循環経済に関する国際的な政策形成の場において、日本が資源循環に関する議論、交渉や、合意形成等をリードし、国内における経験や知見に基づき、積極的に新しいイニシアティブや協力枠組み等を提案します。また、2023年のG7で合意した循環経済・資源効率性原則（CEREP）に基づき、国際機関や民間企業等とも連携し、製品等の競争力に関連するバリューチェーンの資源循環性（廃棄物も含む）に係る指標・モニタリング及び企業価値等に関連する企業レベルでの指標や情報開示に必要なインフラを整備します。特に、COP30のジャパン・パビリオンにて公表した、企業レベルでの循環性の開示を含む枠組みである「グローバル循環プロトコル（GCP）」の改善等の国際的なルールづくりに引き続き貢献し、グローバルスタンダードとするルール形成を進めます。

2 適正な国際資源循環体制の構築

ASEAN・OECD各国など海外で発生した重要鉱物資源を含む金属資源（e-scrap等）について、日本の環境技術の先進性を活かした適正なリサイクルを増加させ、サプライチェーンで再利用する国際金属資源循環体制を構築するための施策を進めます。ASEANについては、日ASEAN特別首脳会議の実施計画及び「電気・電子機器廃棄物（e-waste）、ELV及び重要鉱物に関する日ASEAN資源循環パートナーシップ（ARCPEEC）」、「日ASEANサーキュラーエコノミーイニシアティブ（AJCEI）」等に基づき、ASEANにおけるe-waste関連法令の整備や実施・モニタリング、行政及び現地企業の能力開発、現地及び本邦企業の連携の促進等の協力を行います。

不法輸出入対策について、関係省庁、関係国・関係国際機関との連携を一層進め、取締りの実効性を確保するための施策を進めます。世界全体の効率的な資源循環のため、円滑な輸出入の促進に関する国際的な議論を進めていきます。またリサイクルハブとしての日本への輸入を更に円滑にすべく、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）の認定制度の更なる促進及びバーゼル条約の下での事前通告・同意回答手続の電子化に向けた検討を進めていきます。各国との関係性を更に強化し、違法輸出への水際対処能力の向上を図ることが必要です。

3 我が国の循環産業の国際展開の推進と途上国の循環インフラ整備の促進

ASEAN、「グローバル・サウス」と呼ばれる国・地域等の途上国で、プラスチック汚染を含む環境汚染や健康被害を防止するため、関係省庁や関係国とも連携しながら、日本の優れた廃棄物処理やリサイクル等に関する制度構築・技術導入・人材育成等をパッケージで展開し、環境上適正な廃棄物管理及びインフラ整備を推進するための施策を進めます。

また、下水道、浄化槽等について、集合処理と個別処理のそれぞれの長所を活かしたバランスの取れた包括的な污水处理サービスの国際展開を図るための施策を進めます。

さらに、我が国が主導する国際的なプラットフォームを活用し、アジア及びアフリカの途上国におけ

る循環経済移行や処分場からのメタンの排出削減を含む廃棄物管理プロジェクト形成を促進し、我が国の優位性のある廃棄物管理等の需要拡大を図り、循環産業の国際展開・循環インフラ輸出につなげるための施策を進めます。

第6節 原子力災害からの環境再生の推進

1 放射性物質に汚染された土壌等の除染等の措置等

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質によって汚染された廃棄物及び除染等の措置に伴い発生した土壌等については、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）及び同法に基づく基本方針等に基づき、引き続き、適正かつ安全に処理を進めていきます。

福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を福島県外で最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設の整備や、中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入を推進します。

福島県外において除染等の措置に伴い発生した土壌等については、適正かつ安全な処分の実施とそれまでの適切な保管の継続が確保されるよう、市町村等に対する技術的、財政的支援を行い、着実に処理を進めていきます。

2 福島県外最終処分に向けた取組

中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成15年法律第44号）において、中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることとされています。2045年3月までの県外最終処分の実現に向け、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議において、2025年5月に決定された基本方針や、2025年8月に決定されたロードマップに基づき、復興再生土の利用における政府の率先した先行事例の創出や、県外最終処分に向けた検討、国民の皆様への理解醸成等の取組を、政府一丸となって着実に進めていきます。

3 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

福島県においては、引き続き、特定廃棄物の減容化や埋立処分事業を進めていきます。福島県外の指定廃棄物については、引き続き、技術的、財政的支援を行い適正な保管を確保するとともに、各県の実情に応じて、放射性物質汚染対処特措法施行規則第14条の2の規定に基づき、指定廃棄物の指定取消しの仕組みも活用して処理を進めていきます。

4 帰還困難区域の復興・再生に向けた取組

特定復興再生拠点区域外については、2020年代をかけて、帰還意向のある住民の方々が全員帰還できるよう創設された特定帰還居住区域制度に基づき、除染やインフラ整備などの避難指示解除に向けた取組を引き続き進めていきます。

5 放射性物質による環境汚染対策についての検討

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第60号）において放射性物質に係る適用除外規定の削除が行われなかった廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の取扱いについて、放射性物質汚染対処特措法の施行状況の点検結果も踏まえて検討します。

第4章

水環境、土壌環境、海洋環境、 大気環境の保全・再生に関する取組

第1節 健全な水循環の維持・回復

2014年に施行された水循環基本法（平成26年法律第16号）に基づき、良好な水循環の維持・回復に取り組むため、良好な水循環・水環境の保全活動の普及啓発を実施します。

また、2024年8月に閣議決定した「水循環基本計画」に基づき、健全な水循環の維持・回復のため、代替性・多重性等による安定した水供給の確保、施設等再編や官民連携による上下水道一体での最適で持続可能な上下水道への再構築、2050年カーボンニュートラル等に向けた地球温暖化対策の推進、健全な水循環に向けた流域総合水管理の展開等の取組を推進していきます。

第2節 水環境の保全

1 環境基準等の設定、排水管理の実施等

2016年に環境基準項目として導入された底層溶存酸素量について、国が類型指定を行った水域におけるこれまでの測定結果や達成率の状況を踏まえ、目標とする達成率及び達成期間を設定します。また、伊勢湾における全窒素及び全りん的环境基準の水域類型の指定について、引き続き見直しに係る検討を進めます。また、水質のみならず生物や景観など多面的な水環境モニタリングの在り方を検討するとともに、全国水生生物調査など子供や一般市民が参加する水辺での環境調査・活動を推進します。また、良好な環境の創出に向け、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会水環境制度小委員会において、今後の水環境に関する制度の在り方に関する検討を行っていきます。さらに、水系感染症を引き起こす原虫やウイルス等の病原体に関する知見の集積に努め、大腸菌数の衛生指標としての有効性や大腸菌数以外の指標についても検討を行います。薬剤耐性菌に関する水環境中等における存在状況及び健康影響等に関する基礎情報が不足していることから、これらの情報の収集を進めます。環境中の化学物質等に係る最新の知見や化学物質管理に係る検討を踏まえ、水生生物の保全に関わる環境基準や人の健康の保護に関する環境基準等の追加や見直しについても検討を行います。

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）等に基づき、国及び都道府県等は、公共用水域及び地下水の水質について、放射性物質を含め、引き続き常時監視を行います。

水質環境基準等の達成、維持を図るため、工場・事業場排水、生活排水、市街地・農地等の非特定汚染源からの排水等の発生形態に応じ、水質汚濁防止法等に基づく排水規制、水質総量削減、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬の使用規制、下水道、農業集落排水施設及び浄化槽等の生活排水処理施設の整備等の汚濁負荷対策を推進します。また、各業種の排水実態等を適切に把握しつつ、特に経過措置として一部の業種に対して期限付きで設定されている暫定排水基準については、随時必要な見直しを行います。また、必要に応じて適正な支援策を講じます。

2 地下水・地盤環境

地下水の水質については、有機塩素化合物等の有害物質による汚染が引き続き確認されていることから、水質汚濁防止法に基づく有害物質の地下浸透規制や、有害物質を貯蔵する施設の構造等に関する基準の順守及び定期点検等により、地下水汚染の未然防止の取組を進めます。また、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染対策について、地域における取組支援の事例等を地方公共団体に提供するなど、負荷低減対策の促進方策に関する検討を進めます。

また、地盤沈下等の地下水位の低下による障害を防ぐため、地下水採取の抑制のための施策を推進します。一方で、地中や地下水の温度は年間を通じてほぼ一定であり、高効率な空調等に利用可能であることから、脱炭素に貢献する再生可能エネルギー熱としての地中熱・地下水熱利用の促進を図ります。特に、建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和37年法律第100号）に関して、地下水採取規制に係る技術的基準の見直しを検討します。

さらに、2021年6月の水循環基本法及び2022年6月の水循環基本計画の一部改正により、「地下水の適正な保全及び利用」等が追加された趣旨を踏まえ、流域全体を通じて、地下水・地盤環境の保全上健全な水循環の確保に向けた取組を推進します。加えて、湧水保全・利用による災害への対応強化についても検討を行います。

3 水道の水質・衛生

水道水質基準に適合する安全な水道水を国民に供給するため、最新の科学的知見に基づき、水道水質基準等の設定・見直しを、引き続き着実に実施します。

また、水道水の水質及び衛生管理に当たっては、環境省がこれまで培ってきた一般環境中の水質の保全に関する科学的知見や専門的な能力を活かし、水道の水源から蛇口の水まで一体的なリスク管理を進めます。特に、PFASについては、水道水の要検討項目に位置付けられた8物質について、実態把握等の取組を進めます。また、自然災害や事故に起因する水道水源等の汚染に係るリスク管理に当たっては、事例・科学的知見の収集を行い、水質事故等を想定した水道水質の安全対策の強化について検討します。

4 湖沼

湖沼については、湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）に基づく湖沼水質保全計画が策定されている11の指定湖沼について、同計画に基づき、各種規制措置のほか、下水道及び浄化槽の整備、その他の事業を総合的・計画的に推進します。

琵琶湖については、琵琶湖の保全及び再生に関する法律（平成27年法律第75号）に基づく「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」等を踏まえ、水質の保全及び改善や外来動植物対策等の各種施策を、関係機関と連携して推進します。

また、気候変動の影響や生態系の変化を踏まえ、従来の湖沼水質保全の考え方における流入負荷を減らして湖内の水質を改善するという考え方に加え、物質循環を円滑にすることで水産資源を保全し、水質の保全との両立を図るという考え方の下、気候変動の影響や物質循環の予測、底層溶存酸素量の低下、植物プランクトンの異常増殖等の課題についての知見の充実や対策の検討を行うとともに、地域における取組の支援を進めていきます。

5 閉鎖性海域

東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海に適用されている水質総量削減制度については、「第10次総量削減の在

り方について（答申）」を踏まえて、よりきめ細かな海域の状況に応じた水環境管理の検討を進めていきます。また、瀬戸内海においては、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「瀬戸内法」という。）による取組を推進し、改正瀬戸内法施行（2022年4月）後5年をめどに実施されるフォローアップに向け、生物多様性・生物生産性の確保に対する栄養塩類管理の効果等について情報収集・調査・研究を進め、より適切な改善対策へとつなげていきます。

さらに、浄化機能、生物多様性の確保及び炭素固定機能の観点から、自然海岸、ブルーインフラ（藻場・干潟等及び生物共生型港湾構造物）等の、適切な保全・再生・創出を促進するための事業や、それらを通じたブルーカーボンに係る取組等を推進します。具体的には、港湾工事等で発生する浚渫土砂等を有効活用した覆砂等による底質環境の改善、貧酸素水塊が発生する原因の一つである深掘跡について埋め戻し等の対策、失われた生態系の機能を補完する生物共生型港湾構造物の導入など健全な生態系の保全・再生・創出に向けた取組を推進します。その際、「今後の里海づくりのあり方に関する提言」を踏まえた里海づくりの考え方を取り入れつつ、流域全体を視野に入れて、官民で連携した総合的施策を推進します。

また、有明海及び八代海等については、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）に基づく再生に係る評価及び再生のための施策を推進します。

6 アジアにおける水環境保全の推進

日本が段階的に水環境を改善してきた法制度や人材育成、技術等の知見を活かし、アジア地域13か国の水環境管理に携わる行政官のネットワークであるアジア水環境パートナーシップ（WEPA）により、アジア各国との連携強化・情報共有の促進、各国の要請に基づく水環境改善プログラム（アクションプログラム）支援等を実施し、水環境ガバナンスの強化を目指します。さらに、それらの情報を国際会議等の場で発信し、世界の水環境改善に貢献すべく国際協力を進めていきます。

また、アジア水環境改善モデル事業による民間企業の海外展開の支援等により、アジアにおける途上国の水環境改善と日本の優れた技術の海外展開促進を図ります。

第3節 土壌環境の保全

土壌汚染に関する適切なリスク管理を推進し、人の健康への影響を防止するため、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づき、土壌汚染の適切な調査や対策を推進します。また同法について、2024年7月に中央環境審議会水・土壌・農薬部会土壌制度小委員会を設置し、点検・見直しを進めているところであり、必要に応じて新たな措置を検討します。ダイオキシン類による土壌汚染については、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）、農用地の土壌汚染については、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）に基づき、必要な対策を推進します。

第4節 海洋環境の保全

1 海洋ごみ対策

海洋ごみやプラスチック汚染に関する国際的な合意や野心の下、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）その他の関係法令等によるプラスチック製品の設計から廃棄

物の処理に至るまでのライフサイクル全般にわたる包括的な資源循環体制の強化等とともに、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号）等に基づき、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進します。具体的には、マイクロプラスチックを含む海洋・河川等環境中に流出したごみに関する量・分布等の実態把握（これらデータを活用した日本におけるプラスチックごみの海洋への流出総量や内訳（流出量インベントリ）の推計含む）や、マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみによる生物・生態系への影響に関する科学的知見の集積を行っていきます。地方公共団体等が行う海洋ごみの回収・処理（大規模な自然災害等により大量に発生する海岸漂着物等の処理を含む）や発生抑制対策への財政支援、地方公共団体・企業・漁業者・住民等の地域内の多様な主体の連携及び瀬戸内海での広域連携、広報活動等を通じた普及啓発等を実施します。また、海洋環境整備船を活用した漂流ごみ回収の取組を実施します。さらに、外国由来の海洋ごみへの対応も含めた国際連携として、海洋表層マイクロプラスチック等のモニタリング手法の調和（リモートセンシング技術を活用した海洋ごみモニタリング含む）、データを収集・一元化するデータベースの利用促進や、アジア地域等においてプラスチックを含む海洋ごみの実態把握や発生抑制に関する協力を進めます。

2 海洋汚染の防止等

ロンドン条約1996年議定書等の国際海事機関（IMO）の海洋環境に係る条約等を国内担保する、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）に基づき、廃棄物等の海洋投入処分等に係る許可制度の適切な運用、有害水バラスト処理設備等の審査、未査定液体物質の査定及び排出油等の防除体制の整備等を適切に実施します。また、船舶事故等で発生する流出油による海洋汚染の拡散防止等を図るため、関係機関と連携し、大型^{しゅんせつ}浚渫兼油回収船を活用するなど、流出油の回収を実施します。さらに、我が国周辺海域における海洋環境データ及び科学的知見の集積、北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）等への参画等を通じた国際的な連携・協力体制の構築等を推進します。二酸化炭素回収・貯留（CCS）については、2030年代初頭から民間事業者によるCCS事業の実施が見込まれることを踏まえ、海底下CCSが海洋環境の保全と調和する形で適切に実施されるよう、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）の全面施行に当たって下位法令の運用、ならびにガイドライン等の整備を進めます。

3 海洋環境に関するモニタリング・調査研究の推進

我が国周辺海域の底質及び生体濃度等を調査する海洋環境モニタリング調査や、東日本大震災への対応としての放射性物質等の環境モニタリング調査、海水温上昇や海洋酸性化等の海洋環境や海洋生態系に対する影響の把握等を行います。

第5節 大気環境の保全

1 窒素酸化物・光化学オキシダント・PM_{2.5}等に係る対策

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）等に基づく固定発生源対策及び移動発生源対策を適切に実施するとともに、令和7年12月に策定した「微小粒子状物質・光化学オキシダント対策ワーキングプラン」に基づき、微小粒子状物質の環境基準の再評価、濃度低減に向けた新たな対策の検討等を行い、科学的知見を基にした各種施策を着実に推進します。

なお、光化学オキシダントとPM_{2.5}の削減対策は、人の健康の保護に加え、オゾンやブラックカーボン（BC）といった短寿命気候汚染物質（SLCPs）の削減による気候変動対策にも効果的な場合があることから、最適な対策の検討及び総合的な取組を進めます。

(1) ばい煙に係る固定発生源対策

大気汚染防止法に基づく排出規制の状況及び科学的知見や排出抑制技術の開発・普及の状況等を踏まえて、経済的及び技術的考慮を払いつつ、追加的な排出抑制策の可能性を検討します。

(2) 移動発生源対策

電動車等のよりクリーンな自動車への代替を促進するほか、「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第十五次答申）」（2024年9月中央環境審議会）を踏まえた国内の自動車の走行実態や国際基準への調和等を考慮した自動車排出ガスの許容限度（自動車単体排出ガス規制）の見直しに向けた検討や「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について（答申）」（2022年4月中央環境審議会）を踏まえた検討を進めるなど、大気環境の更なる改善に向けた取組を継続していきます。

(3) VOC対策

光化学オキシダントの前駆物質である、VOCの排出実態の把握を進めることなどにより、大気汚染防止法による規制と事業者による自主的取組のベストミックスによる、実効性のあるVOC排出抑制対策を引き続き進めます。

(4) 監視・観測、調査研究

大気汚染の状況を全国的な視野で把握するとともに、大気保全施策の推進等に必要な基礎資料を得るため、大気汚染防止法に基づき、国及び都道府県等では常時監視を行っています。引き続き、リアルタイムに収集したデータ（速報値）を「大気汚染物質広域監視システム（そらまめくん）」により、国民に分かりやすく情報提供していきます。その他、越境大気汚染の長期的な影響を把握することを目的としたモニタリングや、放射性物質や環境放射線に関するモニタリングを引き続き実施します。

放射性物質モニタリングについては、より強靱で機動的な環境放射線モニタリングシステムを構築するべく、迅速かつきめ細かい原子力災害対応を実現するための機動的なモニタリングや、複合災害時に機能維持するための強靱で多様な手段を備えたモニタリング、モニタリングの省人化・コスト削減・DX化の実現に資する、最新の技術・知見を取り入れた取組を推進します。加えて、AI活用など新規技術・知見の緊急時モニタリングへの取込みについて調査・検討を行うとともに、全国展開に向けた取組を推進します。

2 多様な有害物質による健康影響の防止

(1) 石綿飛散防止対策

石綿含有建材が使用されている建築物その他工作物の解体等工事については、大気汚染防止法の適切な運用による飛散防止対策の徹底はもとより、解体等工事の発注者、受注者等の関係者に対し、それぞれの役割に応じた適切な取組に関する普及啓発を進めます。また、建築物その他工作物の解体等工事における事前調査を行う建築物石綿含有建材調査者や工作物石綿事前調査者を十分に確保するとともにその育成を進めます。さらに、災害に備え地方公共団体による建築物その他工作物における石綿使用状況の把握、データベースとしての整理、関係部署との共有体制の構築といった取組が進められるよう、地方公共団体への技術的支援を行います。

石綿による大気汚染の状況を把握するため、大気中の石綿の濃度測定を実施するとともに、大気汚染防止法の施行状況を勘案しつつ必要な対策を検討します。

(2) 水銀大気排出対策

水銀に関する水俣条約を踏まえて改正された大気汚染防止法に基づく水銀大気排出規制について、いわゆる5年後見直しを踏まえ改正された省令の内容も含め、着実に実施します。また、自主的取組の実施が求められる要排出抑制施設のフォローアップを引き続き行います。

(3) 有害大気汚染物質対策等

大気汚染防止法に基づく有害大気汚染物質対策を引き続き適切に実施し、排出削減を図るとともに、新たな情報の収集に努め、必要に応じて更なる対策について検討します。とりわけ、酸化エチレンについては地方公共団体等と連携して事業者による排出抑制対策を推進します。さらに、POPs等の化学物質も含め、有害大気汚染物質の健康影響、大気中濃度、抑制技術等に係る知見を引き続き収集し、環境目標値の設定・再評価や健康被害の未然防止に効果的な対策の在り方について検討します。

また、事業者における排出抑制に向けた自主的取組の推進や地方公共団体における効率的なモニタリングを実施します。

3 地域の生活環境保全に関する取組

(1) 騒音・振動対策

ア 自動車、新幹線鉄道、航空機等の騒音・振動対策

自動車の電動化に伴うタイヤ騒音増加への影響等を含む国内の自動車の走行実態や国際基準への調和等を考慮した自動車単体騒音に係る許容限度（自動車単体騒音規制）の見直しについて検討を進めます。また、車両の低騒音化、道路構造対策、交通流対策等の対策や、住宅の防音工事等のばく露側対策に加え、状況把握や測定の精度向上、測定結果の情報提供等により、騒音・振動問題の未然防止を図ります。

イ 工場・事業場及び建設作業の騒音・振動対策

騒音・振動対策について、最新の知見の収集・分析等を行います。また、従来の規制的手法による対策に加え、最新の技術動向等を踏まえ、情報的手法及び自主的取組手法を活用した発生源側の取組を促進します。

ウ 低周波音その他の対策

従来の環境基準や規制を必ずしも適用できない新しい騒音問題について対策を検討するために必要な科学的知見を集積します。風力発電施設や省エネ型温热水器等から発生する騒音・低周波音については、その発生・伝搬状況や周辺住民の健康影響との因果関係、わずらわしさを感じさせやすいと言われている純音性成分や風力発電施設が大型化した場合の影響や累積的な影響等、未解明な部分について引き続き調査を進めます。

(2) 悪臭対策

悪臭対策について、知見の収集を行い、技術動向等を踏まえた測定方法の見直しを検討するとともに、地方公共団体等への技術的支援を進めます。

(3) ^{ひかりがい}光害対策等

屋外照明等の不適切かつ配慮に欠けた使用による悪影響（^{ひかりがい}光害）への対策について、^{ひかりがい}光害対策ガイドライン等を活用し、良好な光環境の形成に向け、普及啓発を図ります。また、星空観察の推進を図り、より一層大気環境保全に関心を深められるよう取組を推進します。

4 アジアにおける大気汚染対策

アジア地域における大気汚染の改善に向け、様々な二国間・多国間協力を通じて大気汚染対策を推進します。

(1) 二国間協力

大気汚染と温室効果ガスの両方を抑制し、健康と気候の両面でのシナジー効果をもたらす支援により、我が国の技術導入の提案、実施、評価及び普及拡大等と対象国の環境改善に寄与します。

(2) 日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）の下での協力

日中韓三カ国間の大気汚染に関する政策対話、モンゴルを含む「3＋X」による黄砂に関する共同研究等を推進し、三カ国の政策や技術の向上を図ります。

(3) 多国間協力

国連環境計画（UNEP）、クリーン・エア・アジア（CAA）等と連携した大気汚染対策と気候変動対策のコベネフィットの推進や、大気汚染物質全般に対象を拡大した東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）、アジアEST地域フォーラム、大気汚染物質や水質汚濁物質と温室効果ガスの両面でのシナジー効果をもたらすJCM等の国際的な枠組み等を活用し、我が国の知見・経験の共有、技術移転、能力開発等の国際協力を推進します。

第6節 媒体横断的な対策

持続可能な窒素管理に関する行動計画に基づき、水・大気環境の保全・管理と、脱炭素、資源循環、自然共生との統合的アプローチにより、社会や地域に貢献する取組を推進します。具体的には、適正な施肥、堆肥や下水汚泥資源等の肥料の利用の拡大、家畜排せつ物や下水汚泥資源のエネルギー利用等により、環境基準の超過が継続する地下水の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素や、水道水源にもなる湖沼等の富栄養化への対処を進めます。また、今後拡大が見込まれる燃料、水素キャリア等の用途でのアンモニア等の開発・利用に当たり、窒素酸化物（NO_x）の排出量を増加させない技術の活用等、NO_xや一酸化二窒素（N₂O）の排出を回避します。さらに、省エネ効果もある下水処理場の能動的運転管理等により、「きれいで豊かな海」に向けた適切な栄養塩管理等を進めます。また、我が国におけるインベントリの精緻化や科学的知見の集約を進めるとともに、我が国の知見を窒素の消費量の増加が著しいアジア地域の途上国等にも展開することなどにより、国際的な窒素管理にも貢献していきます。

第7節 良好な環境の創出

水源から里海の藻場・干潟等を含む、良好な水環境等の保全・創出・活用や健全な水循環に資する活動及び良好な環境の活用による持続可能・リジェネラティブな観光地域づくり等を対象に、地域の優良活動創出・モデル構築等に取り組み、国民のウェルビーイングや地域の魅力と活力を向上させて、望ましい水環境・水循環等を実現します。

また、水辺の環境活動プラットフォームの運営により、良好な水環境等の保全・創出・活用に関する行政・企業・団体の取組等の情報共有や、関係者のつながりを促していきます。

1 デジタル技術の活用等による環境管理

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月18日閣議決定）に基づき、環境管理法令に係る行政手続のオンライン化を進め、国民・事業者の利便性向上を図ります。また、環境管理分野における測定・点検等に係る規制について、2021年12月にデジタル臨時行政調査会により策定されたデジタル原則に則り、リアルタイムモニタリング等、環境管理分野における人の介在を見直します。

2 分析技術の開発や精度管理

環境測定分析機関（自治体、民間機関）の測定分析精度の維持・向上を図るとともに、最新の技術動向等を踏まえて公定法を含む分析方法等の見直しを検討します。

3 災害対応

自然災害等に起因する、水質汚濁や大気汚染等に係る事故の発生時には、水質汚濁防止法や大気汚染防止法等に基づき、自治体と連携した迅速な状況把握及び事故時の措置の徹底を行います。水道水質の安全対策の強化や災害時における石綿飛散防止対策の強化の観点から、必要な対策を講じます。また、地方公共団体における化学物質に係る災害・事故対応マニュアル策定を引き続き支援します。

第5章

包括的な化学物質対策に関する取組

化学物質のライフサイクル全体を通じた環境リスクの最小化を目指すため、2023年9月に採択された「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」において合意された戦略的目的に沿って、2025年4月に策定したGFC国内実施計画に基づき、国際的な観点に立った環境分野の化学物質管理を推進します。

第1節

ライフサイクル全体を通じた化学物質管理のための法的枠組み、制度的メカニズム及び能力構築

GFCの戦略目標Aでは、ライフサイクル全体を通じた化学物質管理のための法的枠組み、制度的メカニズム及び能力構築に取り組むことが掲げられています。この目標の達成のため、化学物質の製造から使用、循環利用、廃棄に至るライフサイクル全体を通じた環境リスクの最小化に向け、関係する法的枠組みや制度的メカニズムの構築に努めます。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化学物質審査規制法」という。）に基づく一般化学物質等のスクリーニング評価及び優先評価化学物質のリスク評価を引き続き円滑に実施するとともに、関係省の合同審議会において、進捗状況の確認及び進行管理を適切に行います。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号。以下「化学物質排出把握管理促進法」という。）に基づく化学物質排出移動量届出制度（PRTR制度）及び安全データシート制度（SDS制度）については、最新の科学的知見や国内外の動向を踏まえた見直し及び適切な運用を通じて、事業者による化学物質の自主的管理の改善を促進し、環境の保全上の支障の未然防止を図ります。

水銀に関する水俣条約に関して、国内では水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成27年法律第42号）に基づく措置を講じるとともに、条約の決議や法施行後5年を経て実施した法施行状況点検結果を踏まえた見直しを行います。また、途上国支援等を通じて条約の実施に貢献します。

農薬については、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づき、生活環境動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録基準の設定等を適切に実施します。また、既登録農薬の再評価について、円滑に評価を行うための事前相談に対応しつつ、国内使用量が多い農薬から優先的に、評価を進めます。加えて、「生活環境動植物に係る長期的な農薬ばく露の影響に関する評価について（答申）」を踏まえて、長期ばく露による影響を対象としたリスク評価の導入を進めます。さらに、生態リスクが高いと考えられる農薬の河川水モニタリングを着実に進めます。

非意図的に生成されるダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に基づく対策を引き続き適切に推進します。

事故等に関し、有害物質の排出・流出等により環境汚染等が生じないように、有害物質に関する情報共有、排出・流出時の監視・拡散防止等を的確に行うための各種施策を推進します。

1 包括的なデータ・情報の共有促進、生成・公開及び教育、研修、意識啓発

GFCの戦略目標Bでは、情報に基づいた意思決定と行動を可能にするため、化学物質に関する包括的で十分なデータ・情報が作成され、利用可能な形でアクセスできることが掲げられています。これを受けて、我が国においても、上流から下流まで及び再生段階を含めたライフサイクル全体を通じた素材・製品中の化学物質に関する情報の共有の更なる促進や、化学物質の製造や化学物質の移動・排出データ、及び化学物質の人の生体試料中濃度、ばく露源、生物相や環境のモニタリングデータの収集・利用しやすい形での公開に努めます。

具体的には、製品の製造等を行う事業者のサプライチェーンの製品含有化学物質に関する情報伝達は、現在、chemSHERPAやIMDSなどのツールを用いて企業間で行われていますが、正確かつ迅速な製品含有化学物質の把握に加え、部品リユース・リサイクル材情報などの資源循環情報も取り入れた新たな情報伝達基盤であるCMP（Chemical and circular Management Platform, 製品含有化学物質・資源循環情報プラットフォーム）の構築が官民協調で進んでいます。また、資源循環を促進するために、廃棄物処理や再生材の製造等を行う事業者も含めて製品含有化学物質や再生材情報を伝達する基盤であるRMP（Recycle Management Platform）の構築に向けた取組も進んでいます。さらに、製品含有化学物質管理に関する業界のガイダンス文書の活用促進など、ソフト面から、企業や業界による製品含有化学物質管理の向上を促していきます。

加えて、PRTR制度により得られる排出・移動量等のデータを、正確性や信頼性を確保しながら引き続き公表することなどにより、リスク評価等への活用を進め、それらの情報や環境モニタリングで得られたデータを活用することなどにより、災害時の被害の防止に係る平時からの備えを図ります。

さらには、国連GHS文書の改訂に係る情報の把握に努めつつ、GHS未分類の、または情報の更新が必要な化学物質について、引き続き環境有害性等の情報の収集を行った上で、民間が独自に保有する化学物質の危険有害性情報を活用し、関係府省と連携を取りつつGHS分類を実施します。

上記を含めたリスクコミュニケーションを促進し、意見交換を通じて意思疎通・意識啓発を図り、より合理的にリスクを管理し削減します。また、化学物質アドバイザーを活用した人材育成支援等にも取り組めます。

2 リスク評価、廃棄物管理の指針、最良の慣行、標準化ツールの整備等

同じく目標Bの達成に向け、多様な主体による適切な化学物質管理が可能となるよう、化学物質対策に関する知見の集積のための取組として、特にリスク評価の効率化・高度化や未解明の問題の調査研究等の一層の推進を図り、環境リスクの詳細な把握とその低減につなげます。あわせて、化学物質に関する安全性や持続可能性、安全な代替品、化学物質や廃棄物のリスク削減の社会的なメリットに関する教育、研修、意識啓発プログラムの策定・実施を促進します。さらに、GHSの利用を引き続き促進します。

具体的な取組として、化学物質審査規制法では一般化学物質等を対象にスクリーニング評価を行い、その知見及びその製造・輸入等の状況からみて、リスクがないとは言えない化学物質を絞り込んで優先評価化学物質に指定した上で段階的に詳細なリスク評価を進め、相当広範な地域において被害を生ずるおそれがあると認められるものを第二種特定化学物質に指定し、所要の処置を講じます。

加えて、化学物質に関する環境中の実態を考慮しつつ、ものの燃焼や化学物質の環境中での分解等に伴い非意図的に生成される物質、環境への排出経路や人へのばく露経路が明らかでない物質等について、人の健康や環境への影響が懸念される物質群の絞り込みを行い、文献情報、モニタリング結果等を

用いた初期的なリスク評価を実施し、その結果を発信します。

これらのリスク評価の結果に基づき、ライフサイクルの各段階でのリスク管理方法について整合性を確保し、必要に応じてそれらの見直しを検討します。特に、リサイクル及び廃棄段階において、循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、資源循環と化学物質管理の両立、拡大生産者責任の徹底、製品製造段階からの環境配慮設計の更なる推進を図ります。

加えて、WDSの普及等の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）での対応と連携し、廃棄物の処理委託時に提供される情報を活用することなどにより、処理過程における事故の未然防止及び廃棄物の適正な処理を推進します。

3 バク露モニタリング

同じく目標Bの達成に向け、化学物質の人の生体試料中濃度、ばく露源、生物相や環境のモニタリングデータの収集・利用しやすい形での公開に努めるとともに、各種モニタリング等の効率的な利用を図ります。

さらには、地方公共団体の環境研究所も含めた研究機関等における化学物質対策に関する環境研究を推進するとともに、各種モニタリング等の環境に関係する調査の着実かつ効率的な実施並びに蓄積された調査データの体系的な整理及び管理を推進します。

化学物質関連施策を講じる上で必要となる各種環境調査・モニタリング等について、各施策の課題、分析法等の調査技術の向上を図りつつ、適宜、調査手法への反映や集積した調査結果の体系的整理等を行いながら、引き続き着実に実施します。

また、化学物質の人へのばく露量モニタリング調査においては、人への化学物質の平均的なばく露の状況を把握するために、対象規模を拡大した血液等の生体試料中の化学物質濃度調査を引き続き実施します。

以上の項目で紹介した、ライフサイクル全体を通じた化学物質に関する情報や、リスク評価、モニタリングデータ等、データを通じた多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学术界等）間でのリスクコミュニケーションを促進します。

4 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）の推進

環境中の化学物質等の環境要因が子どもの健康に与える影響を解明することにより、適切なリスク管理体制を構築し、安全・安心な子育て環境の実現を目指します。約10万組の親子を対象とした大規模かつ長期の出生コホート調査を着実に推進し、質問票等による追跡調査、生体試料の採取等のための学童期検査、抽出した約5,000人の子どもの対象とした詳細調査及び生体試料の化学分析を継続します。また、遺伝子解析を更に推進し、得られた成果を国内外に発信し、社会還元等を進めます。

第3節 懸念課題への対応

GFCの戦略目標Cでは、懸念課題の特定、優先化、対応を順次進めていくことが掲げられています。この目標達成に向けた取組の一環として、人の健康の保護の観点から、その目標値や基準、管理の在り方等に関し国際的にも様々な科学的な議論が行われ、社会的に関心が高まっているPFASについては、引き続きエコチル調査において健康影響に関する知見を集めるとともに、化学物質の人へのばく露量モニタリング調査を引き続き着実に進めるとともに、環境モニタリングも実施します。得られた成果は必要に応じて関係省庁及び地方自治体等に周知・共有し、化学物質管理施策につなげられるよう連携を行

います。

化学物質の内分泌かく乱作用については、EXTEND2022の下で、用いるべき試験法を完成させ、確立された新しい試験法を用いた試験・評価に乗り出すことも含め試験・評価の加速化を図ります。

欧米で研究が進む新たな評価手法（NAMs）について、我が国においても研究開発を推進し、各法令・制度における適切な活用方策を検討します。また、QSAR、トキシコゲノミクス等の新たな評価手法の開発・活用については、海外で検討が進んでいる有害性発現経路（AOP）も含め、OECDにおける取組に積極的に参加し、またその成果を活用しつつ、我が国においても、これら評価手法の開発・活用に向けた検討を引き続き精力的に推進します。

複数化学物質の影響評価（いわゆる「複合影響評価」）について、物質の構造の類似性や作用機序の同一性に着目しつつ、知見の収集及び試行的評価の実施を進め、環境行政として化学物質の複合影響評価を行う上でのガイダンスを作成します。複合影響評価の推進に向けて、これらの知見を既存のリスク評価体系に提供します。

ナノマテリアルについては、OECD等の取組を踏まえ、アドバンスドマテリアル等の新たな懸念物質群も含め、知見の充実に努めます。

環境中に存在する医薬品等（PPCPs）については、環境中の生物に及ぼす影響に着目して生態毒性及び存在状況に関する知見を充実し、環境リスク評価を進めます。

薬剤耐性（AMR）に関して、ワンヘルスの観点からG7札幌 気候・エネルギー環境大臣会合（2023年）の共同コミュニケにおいて知見の空白を埋める努力を続けることが明記されたことなどを踏まえ、環境中における抗微生物剤の残留状況に関する基礎情報の収集、人の健康及び環境中の生物に及ぼす影響に着目した調査を推進します。

プラスチック添加剤等の化学物質による汚染については、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた政府間交渉委員会（INC）等の議論の動向を注視し、適宜適切に対応します。

第4節

製品のバリューチェーンにおいて、より安全な代替品と革新的で持続可能な解決策の整備を通じた環境リスクの予防・最小化

GFCの戦略目標Dでは、製品のバリューチェーンにおいて、より安全な代替品と革新的で持続可能な解決策を整備することにより、人の健康と環境への利益を最大化し、リスクを予防するか最小化することが掲げられています。このため、民間部門において、民間企業におけるサステナブル・ケミストリーと資源効率性の進展に向けた取組や投資を推進し、財務管理やビジネスモデルへの適正管理の実施戦略等の統合及び国際的報告基準等の適用への取組が国際的に進められると期待されるところ、その観点から、製造から廃棄までのプロセスを通じた化学物質の管理を目指して、環境配慮設計の促進、より環境に配慮した化学物質への代替促進、グリーン・サステナブルケミストリーの取組支援、リスク評価支援（循環利用時を含む曝露評価基盤の整備等）、化学物質排出把握管理促進法に基づく自主管理支援、市中に存在する在庫の適切な管理等を進め、関係する各主体の取組との連携の更なる向上を図ります。

我が国では従来から、個々の企業における法令遵守と自主的取組を基に化学物質管理が行われてきました。近年、ESG投資等、機関投資家が企業の環境面への配慮を重要な投資判断の一つとして捉える動きが主流化しつつあり、化学物質管理においても先進的な取組を行う企業が適正に評価されるよう、評価指標の設定等、企業がよりよい方向性を目指すインセンティブとなるような枠組みの構築を進めます。

GFCの戦略目標Eでは、化学物質管理に関連する全ての意思決定プロセスへの統合等を通じて実施を強化するため、国の策定する各種計画等において化学物質と廃棄物の適正な管理を主流化すること、パートナーシップやネットワークを強化し、適正管理に必要な資金の特定・動員、資金ギャップの特定、キャパシティビルディングの促進、適正管理に関する費用を内部化することが掲げられています。これを受けて、国民、事業者、行政等の関係者が化学物質のリスクと便益に係る正確な情報を共有しつつ意思疎通を図ります。具体的には、「化学物質と環境に関する政策対話」等を通じたパートナーシップ、あらゆる主体への人材育成及び環境教育、化学物質と環境リスクに関する理解力の向上に向けた各主体の取組及び主体間連携等を推進します。

新興国等における化学物質管理の強化や、国際的な化学物質管理の協調に向けて、我が国の化学物質管理に関する経験等の共有を含めた対応を引き続き推進していきます。

特に、アジア地域においては、化学物質による環境汚染や健康被害の防止を図るため、各種のモニタリングネットワークや日中韓化学物質管理政策対話を活用した化学物質対策能力向上支援等の様々な枠組みにより、我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信、国際共同作業、技術支援等を行い、化学物質の適正管理の推進、そのための制度・手法の調和及び協力体制の構築を進めます。

有効性評価等、水銀に関する水俣条約の実施を水銀対策先進国として積極的にリードし、我が国が持つ技術や知見を活用しつつ国際機関とも連携し、途上国を始めとする各国の条約実施に貢献します。また、化学物質、廃棄物及び汚染に関する新たな政府間科学・政策パネル（ISP-CWP）では、パネルの適正な運用と、化学物質管理等について優れた知見を有する我が国の科学者の積極的な参加促進により引き続き貢献していきます。さらには、子供の健康への化学物質の影響の解明に係る国際協力を推進します。

また、「生物多様性国家戦略 2023-2030」で掲げる化学物質や農薬等による汚染の削減に貢献するため、国内の化学物質管理及び生物多様性に関する有識者等で構成する検討会において取りまとめた「ネイチャーポジティブ推進のための化学物質管理アクションプラン Ver.1.0」（2026年3月 環境省）に基づく取組を推進していきます。

第6節

負の遺産への対応等

PCB廃棄物については、環境省として、一日も早く処理を完了させるため、引き続き保管事業者等に対する普及啓発活動等を推進するとともに、環境省、都道府県市、経済産業省を始めとする関係省庁、事業者団体等の関係機関の更なる連携を図ります。加えて、低濃度PCBは令和9年3月末に処理期限を迎えるため、期限内処理に向けて関係機関と連携して取り組みつつ、適正処理体制の確保に努めます。

また、2003年6月の閣議了解及び2003年12月の閣議決定を踏まえ、旧軍毒ガス弾等による被害の未然防止を図るための環境調査等を、関係省庁が連携して、地方公共団体の協力の下、着実に実施します。また、環境省に設置した毒ガス情報センターにおいて、継続的に情報収集し、集約した情報や一般的な留意事項の周知を図ります。

第6章

各種施策の基盤となる施策及び 国際的取組に係る施策

第1節 政府の総合的な取組

1 環境基本計画

第六次環境基本計画（2024年5月閣議決定）の着実な実行を確保するため、2025年度において中央環境審議会は、重点戦略、個別分野の重点的施策等について、関係府省からのヒアリングの実施等により個別施策の進捗状況を点検することとしています。

2 環境保全経費

政府の予算のうち環境保全に関係する予算について、環境省において見積り方針の調整を図り、環境保全経費として取りまとめます。

第2節 グリーンな経済システムの構築

1 企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化

グリーンな経済システムを構築していくためには、企業戦略における環境配慮の主流化を後押ししていくことが必要です。具体的には、環境経営の促進、サービサイジング、シェアリングエコノミー等新たなビジネス形態の把握・促進、環境デュー・ディリジェンスの推進、グリーン購入・環境配慮契約の推進、環境配慮型製品・サービスの国際展開を行います。

2 金融を通じたグリーンな経済システムの構築

環境・経済・社会が共に発展し、持続可能な経済成長を遂げるためには、長期的な投資環境を整備し、ESG金融を含むサステナブルファイナンスを促進していくことが重要です。このため、投資家を始めとする関係者に対しESG情報等の理解を促すとともに、企業価値の向上に向けて環境情報の開示に取り組む企業の拡大及び企業が開示する情報の質の向上を図ります。

具体的には、環境情報と企業価値に関する関連性に対する投資家の理解の向上や、金融機関が本業を通して環境等に配慮する旨をうたう「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」に対する支援等に取り組めます。

また、「TCFDコンソーシアム」を「GXフューチャー・コンソーシアム」へと改組し、企業の効果的な情報開示を基盤とした円滑なGX分野への資金供給の実現に向けた議論を支援していきます。また、こうした議論は産業界と金融界のトップを集めたGGX Finance Summitの継続的な開催を通じて世界に発信していきます。また、金融・投資分野の各業界トップと国が連携し、ESG金融に関する意識と

取組を高めていくための議論を行い、行動する場として「ESG金融ハイレベル・パネル」を定期的に開催するとともに、ESG金融に関する幅広い関係者を表彰する我が国初の大臣賞である「ESGファイナンス・アワード・ジャパン」を引き続き開催します。

さらに、脱炭素化支援機構によるリスクマネーの供給や脱炭素成長型経済構造移行推進機構（GX推進機構）を通じた債務保証・出資等の金融支援を通じて民間投資の拡大を図るとともに、脱炭素機器のリース料の補助によるESGリースの促進、バリューチェーンの脱炭素化や地域の脱炭素化に資する融資に対する利子補給等により、再生可能エネルギー事業創出や省エネ設備導入に向けた取組を支援します。

あわせて、グリーンボンド等の調達に要する費用に対する補助及び資金調達促進に向けた積極的な支援の実施や、国内におけるグリーンファイナンスの実施状況等のESG金融に関する情報の一元的な発信（グリーンファイナンスポータル）、ガイドラインの内容充実化等の市場基盤整備等による資金調達・投資の促進、地域金融機関のESG金融への取組支援等を引き続き実施していきます。加えて、GX・金融コンソーシアム「Team Sapporo-Hokkaido」の枠組みに基づく取組を推進します。

以上により、金融を通じて環境への配慮や環境プロジェクトの推進に適切なインセンティブを与え、金融のグリーン化を進めます。

3 グリーンな経済システムの基盤となる税制

脱炭素や循環経済、自然再興に資する環境関連税制等のグリーン化を推進することは、企業や国民一人一人を含む多様な主体の行動に環境配慮を織り込み、環境保全のための行動を一層促進することにつながることをもって、グリーンな経済システムの基盤を構築する重要な施策です。こうした環境関連税制等による環境効果等について、諸外国の状況を含め、総合的・体系的に調査・分析を行い、引き続き税制全体のグリーン化を推進します。

地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例については、その税収を活用して、エネルギー起源CO₂排出抑制の諸施策を着実に実施します。

第3節 技術開発、調査研究、監視・観測等の充実等

1 科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装の施策

(1) 統合的な環境研究・技術開発の推進

脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築や、安全確保に資する研究開発等を実施します。加えて、国際的なニーズである環境収容力や国内や地域での需要側の暮らしのニーズを把握した上で、将来及び現在の国民の本質的なニーズを踏まえたイノベーションの創出を目指し、環境・経済・社会の統合的な向上の具体化、ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブの各分野及び複数領域に関連する統合的な研究・技術開発や、安全・安心等に資する研究・技術開発、また、自然科学のみならず人文・社会科学も含めた総合知の活用には資する研究・技術開発を実施します。

その際、特に以下のような研究・技術開発に重点的に取り組み、その成果を社会に適用します。

ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブを目指す中長期の社会像がどうあるべきかを不断に追究するため、環境と経済・社会の観点を踏まえた、統合的政策研究を推進します。

また、ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブに係る複数の課題に同時に取り組むWin-Win型の技術開発や、複数の課題の同時解決の実現を妨げるような課題間のトレードオフを解決するための技術開発等、複数の領域にまたがる課題及び全領域に共通する課題も、コスト縮減や、研究開発

成果の爆発的な社会への普及の観点から、重点を置いて推進します。また、AI、IoT等のデジタル技術、量子等の先端的な科学技術、先端材料技術やモニタリング技術、DX関連技術、経済安全保障に資する技術、分野横断的に必要とされる要素技術等については、技術自体を発展させるとともに、個別の研究開発への活用を積極的に促進します。

(2) 環境研究・技術開発の効果的な推進方策

研究開発を確実に効果的に実施するため、以下の方策に沿った取組を実施します。

ア 各主体の連携による研究技術開発の推進

技術パッケージや経済社会システムの全体最適化を図っていくため、複数の研究技術開発領域にまたがるような研究開発を進めていくだけでなく、一領域の個別の研究開発についても、常に国内外の他の研究開発の動向を把握し、その研究開発がどのように社会に反映されるかを意識する必要があります。

このため、研究開発の各主体については、産学官、府省間、国と地方等の更なる連携や、同種のみならず異種の学問領域や業界・業種の間での連携等を推進し、また、アジア太平洋等との連携・国際的な枠組みづくりにも取り組みます。その際、国や地方公共団体は、関係研究機関を含め、自ら研究開発を行うだけでなく、研究機関の連携支援や、環境技術開発に取り組む民間企業や大学等の研究機関にインセンティブを与えるような研究開発支援を充実させます。

イ 環境技術普及のための取組の推進

研究開発の成果である優れた環境技術を社会実証・実装し、普及させていくために、新たな規制や規制緩和、経済的手法、自主的取組手法、特区の活用、シームレスな環境スタートアップ等の支援・表彰によるイノベーションの促進等、あらゆる政策手法を組み合わせ、環境負荷による社会的コスト（外部不経済）の内部化や、予防的見地から資源制約・環境制約等の将来的なリスクへの対応を促すことにより、現在及び将来の国民の本質的なニーズに基づいた研究開発を進めるとともに、環境技術に対する需要をも喚起します。また、技術評価の導入や信用の付与等、技術のシーズをひろい上げ、個別の技術の普及を支援するような取組を実施します。

ウ 成果の分かりやすい発信と市民参画

研究開発の成果が分かりやすくオープンに提供されることは、政策決定に関わる関係者にとって、環境問題の解決に資する政策形成の基礎となります。そのためには、「なぜその研究が必要だったのか」、「その成果がどうだったのか」、「どのように環境問題の解決に資するのか」に遡って分かりやすい情報発信を実施します。また、研究成果について、ウェブサイト、シンポジウム、広報誌、見学会等を積極的に活用しつつ、広く国民に発信したり関係者と対話したりすることを通じて成果の理解促進を更に強化し、市民の環境政策への参画や持続可能なライフスタイルの実現に向けた意識変革・行動変容を実現します。

エ 研究開発における評価の充実

研究開発における評価においては、PDCAサイクルを確立し、政策、施策等の達成目標、計画、実施体制等を明確に設定した上で、その推進を図るとともに、研究開発の進捗状況や研究成果がどれだけ政策・施策に反映されたかについて、事前、中間、事後そして追跡評価等の適切な組合せを通じて適時、適切にフォローアップを行い、実績を踏まえた計画・政策等の見直しや資源配分、さらには新たな政策等の企画立案を行っていきます。

オ デジタル・プラットフォーム構築等によるグローバルな環境ビジネスにおける優位性の確立

データを基盤とするプラットフォームビジネスについては、データの質と量がその価値や競争優位性

に直結し得ることから、環境ビジネスにおいても製造・輸送等のサプライチェーンの各段階で生まれる価値あるデータを最大限に活用するため、企業や業種の垣根を越えて国内の関係者がデータを連携し、流通させる仕組みを構築します。そして、Scope3算定ルールの共通化等に向けたモデル支援の他業界展開に加えて、事業者・投資家・金融機関のニーズ等も踏まえつつ、排出量情報プラットフォームの在り方を検討するとともに、「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」(EEGS)の利用価値を向上するための方策や機能拡充等について引き続き検討を行います。

また、TNFDデータファシリティの立ち上げに向けて進めた共同研究を踏まえ、特に日本企業がTNFDの枠組みに沿った開示を通じたネイチャーポジティブ経営を進めるための施策を行うとともに、日本企業のサプライチェーンによる環境負荷の評価・開示のための技術的支援も進めます。さらに、国立環境研究所では、今後ますます加速するデータの大規模化、データ流通の活性化、データ駆動型研究の進展に伴い必要となる環境情報基盤整備を確立します。データから付加価値を創り出すための人材育成・ソフトウェア開発も行い、外部による環境研究・環境データ利用を支援・促進します。これらの取組により、環境データを学術利用に限らず、社会に幅広く流通させることで、国民の行動変容にまでつなげていきます。

カ 国際的な枠組みへの貢献・国際標準化（知的財産戦略）

我が国が強みを有する環境技術の活用・普及等のため、国際的な枠組みへの貢献や多国間・二国間協力等を通じて、環境課題に関する国際連携を推進します。

環境技術に関連する国際標準化や国際的なルール形成の推進のためには、諸外国との協調が不可欠であり、科学的知見やデータの共有や政策対話等を通じて相手国・組織に応じた戦略的な連携や協力を行うとともに、途上国を始めとする各国の環境関連の条約の実施に貢献します。また、第六次環境基本計画や環境研究・環境技術開発の推進戦略（2024年8月環境大臣決定）、新たな国際標準戦略（2025年6月知的財産戦略本部決定）に基づき、環境分野の新たな国際ルールづくりを我が国が主導できるよう、各領域におけるより詳細な国際標準戦略の策定・実行、適切なモニタリング・フォローアップの実施、国際標準活動を担う人材育成等、関係省庁と連携しながら国際標準化を推進します。

2 官民における監視・観測等の効果的な実施

監視・観測等については、個別法等に基づき、着実な実施を図ります。また、広域的・全球的な監視・観測等については、国際的な連携を図りながら実施します。このため、監視・観測等に係る科学技術の高度化に努めるとともに、実施体制の整備を行います。また、民間における調査・測定等の適正実施、信頼性向上のため、情報提供の充実や技術士（環境部門等）等の資格制度の活用等を進めます。

3 技術開発などに際しての環境配慮等

新しい技術の開発や利用に伴う環境への影響のおそれが予見される場合には、環境に及ぼす影響について、技術開発の段階から十分検討し、未然防止の観点から必要な配慮がなされるよう、適切な施策を実施します。また、科学的知見の充実に伴って、環境に対する新たなリスクが明らかになった場合には、科学的根拠が不十分または不確実な場合においても、その時点で利用可能な最良の科学的知見に基づいて、未然防止原則や予防的取組の観点から必要な配慮がなされるよう、適切な施策を実施します。

1 地球環境保全等に関する国際協力の推進

(1) 質の高い環境インフラの普及

「インフラシステム海外展開戦略2030」並びに「環境インフラ海外展開基本戦略（令和7年版）」に基づき、質の高い環境インフラの海外展開を進め、グローバルサウス諸国の環境改善及び気候変動対策を促進するとともに、我が国の経済成長にも貢献します。

また、環境インフラ海外展開プラットフォーム（JPRSI）を活用し、環境インフラのトータルソリューションを官民連携で海外に提供するとともに、脱炭素社会実現のための都市間連携に係る取組や二国間クレジット制度（JCM）を通じて、環境インフラの海外展開を一層強力に促進します。

さらに、海外での案件においても適切な環境配慮がなされるよう、我が国の環境影響評価に関する知見を活かした諸外国への協力支援によって、環境問題が改善に向かうよう努めます。

(2) 地域／国際機関との連携・協力

相手国・組織に応じた戦略的な連携や協力を行います。具体的には、各国と政策対話等を通じた連携・協力を深化させるとともに、G7、G20、ASEAN、太平洋島嶼国、中央アジア、南アジア、アフリカ諸国等の気候変動・環境対策の各分野及びその統合的な実施において我が国からの貢献を行い、これらの国々、地域とのパートナーシップ強化にもつなげます。

さらに、日ASEAN友好協力50周年を契機として発足した「日ASEAN気候環境戦略プログラム（SPACE）」を始め、日中韓、ASEAN、東アジア首脳会議（EAS）等の地域間枠組に基づく環境大臣会合に積極的に貢献するとともに、国連環境計画（UNEP）、経済協力開発機構（OECD）、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）、生物多様性条約（CBD）、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）、アジア開発銀行（ADB）、アフリカ開発銀行（AfDB）、欧州復興開発銀行（EBRD）、国連工業開発機関（UNIDO）、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）、国際連合経済社会局（UNDESA）、アジア太平洋経済社会委員会（UNESCAP）等の国際機関等との連携を進めます。特に、ASEAN諸国に対して、脱炭素政策形成支援を行うとともに、第2回グローバル・ストックテイク（GST）に向けた協力を進めます。また、我が国が提案し2025年12月のUNEA7において採択されたUNEA7シナジー決議の実施を主導します。この一環として、アジア太平洋地域のシナジーに関する優良事例やキーメッセージを「アジア太平洋シナジーレポート」としてESCAP、ADB、UNEP等と連携し取りまとめ、公表します。

(3) 多国間資金や民間資金の積極的活用

多国間資金については、特に、緑の気候基金（GCF）及び地球環境ファシリティ（GEF）に対する貢献を行うほか、JCMプロジェクト形成のためのADBやEBRD、UNIDOに対する拠出金を活用して、優れた脱炭素技術の普及支援を行います。また、民間資金の動員を拡大するため、国際開発金融機関等との連携強化や企業の透明性の向上など環境インフラやプロジェクトの投資促進に向けた取組を支援します。

(4) 国際的な各主体間のネットワークの充実・強化

ア 自治体間の連携

我が国の自治体が国際的に行う自治体間連携の取組を支援し、自治体間の相互学習を通じた能力開発を促します。また、日本の自治体が有する経験・ノウハウを活用し、都市レベルでの脱炭素社会の構築に向けた制度構築支援や、JCMによる排出削減プロジェクトにつながる取組を支援します。

イ 市民レベルでの連携

持続可能な社会を形成していくためには、国や企業だけではなくNGO・NPOを含む市民社会とのパートナーシップの構築が重要です。このため、市民社会が有する情報・知見を共有し発信するような取組や、NGO・NPO等の実施する環境保全活動に対する支援を引き続き実施します。

(5) 国際的な枠組みにおける主導的役割

JCMを含め、パリ協定第6条に沿った市場メカニズムによる「質の高い炭素市場」を構築するため、「パリ協定6条実施パートナーシップ」を通じ、パリ協定第6条を実施するための各国の理解や体制の構築を促進するとともに、COP30での議論を踏まえて、世界の温室効果ガス排出の更なる削減に貢献します。

G20大阪サミットでの「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の共有、G7広島サミットでの2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心の合意を主導した我が国として、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた政府間交渉委員会（INC）等の国際交渉において主導的な役割を果たしていきます。

このほか、有効性評価等、水銀に関する水俣条約の実施を水銀対策先進国として積極的にリードし、我が国が持つ技術や知見を活用しつつ国際機関とも連携して、途上国を始めとする各国の条約実施に貢献するとともに、「化学物質、廃棄物及び汚染に関する政府間科学・政策パネル（ISP-CWP）」の活動の本格化に向けて、合意形成への貢献を行います。

第5節 地域づくり・人づくりの推進

1 環境を軸とした地域づくりの推進

(1) 地域循環共生圏構築の展開

自立・分散型社会の実現のためには、地域が主体性を発揮して、自らの強みである自然資本を活かし、魅力ある地域づくりを進めること、すなわち地域循環共生圏の創造が重要です。

このため、環境・社会・経済的側面を統合的に向上する事業や取組（ローカルSDGs事業）の創出と、それを生み出し続ける地域プラットフォームの構築に向け、地域プラットフォームの運営主体に対する中間支援の担い手の創出を図るとともに、そのノウハウを横展開するための取りまとめを行います。また、環境政策の推進を背景として地域の経済社会構造が大きく変化する地域を対象に、地域循環共生圏の考え方にに基づき、その変化に伴う負の影響を最小限とし、環境を軸とした新規産業の創出等を通じて持続可能な社会に移行を目指す「地域トランジション」について、2025年度に公表した中間とりまとめの内容を踏まえ、地域の主体的な取組を支援します。さらに、各地における優れた取組を表彰・発信することで、より多くの地域が地域循環共生圏創造に取り組むよう働きかけるとともに、全国各地で地域循環共生圏の創造に取り組む自治体や民間団体等に対し、取組段階や地域に応じた支援を提供する基盤を構築します。また、地域循環共生圏の創造に向けて重要となる、地域の経済循環構造や環境・社会・経済の客観指標を把握するツールについて、利便性向上のための改良や研修の充実を行います。

(2) 地域脱炭素の加速化

脱炭素先行地域や重点対策加速化事業での取組を引き続き支援します。また、2026年度よりGX戦略地域に向けた脱炭素電源等の整備への支援を実施し、自治体に取り組む脱炭素の取組をより一層後押ししていきます。さらに、「デコ活」や市民参加型の政策形成支援等により、地域全体の住民・企業の

取組の連携を促進します。

また、企業・住民が主体となった資源循環の高度化を通じた循環経済への移行、コンパクト・プラス・ネットワークの取組、「みどりの食料システム戦略」に基づく食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立等の取組を更に加速します。

こうした脱炭素先行地域等の取組の全国展開に当たっては、都道府県、地域金融機関、地域エネルギー会社、脱炭素化支援機構等と連携し、得られた成果の横展開を図ります。とりわけ、都道府県については、関係部局が連携し、政府による財政支援や地方財政措置も活用しながら、公営企業を含む再生可能エネルギー導入、地域の中核企業の脱炭素化支援、都市計画・交通分野の脱炭素化等を加速することが期待されます。

さらに、地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアルや地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（LAPSS）の活用による計画策定及び再生可能エネルギー設備等の整備を推進するなど、地方公共団体の事務・事業の脱炭素化の取組が効果的に進むよう支援します。また、今後ますます激甚化が予想される災害やこれによる停電の発生も念頭に置きながら、地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業等により、地域防災計画に災害時の避難施設等として位置付けられた公共施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持すべき公共施設に、平時の温室効果ガス排出削減に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。加えて、地方公共団体において地域脱炭素の実現を担う中核人材を育成するための研修や人的支援、企業とのネットワーキング等について、関係機関や専門家、企業等と連携しつつ、より実践的な内容となるよう充実させつつ実施します。

地域に貢献する脱炭素事業の構築に向けては、事業可能性調査を含む地域脱炭素の計画づくり支援や、衛星情報など最新のデジタル技術も活用したREPOSとEADASの拡充・連携強化、自治体排出量カルテ・地域経済循環分析等の情報ツールの整備・拡充を行うなど、事業の構築を情報・技術面から支援します。

こうした脱炭素による持続可能な地域づくりを支えるため、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく地方公共団体実行計画制度の下で地方公共団体が段階的に取組を強化するとともに、2024年6月に成立し2025年4月に施行された改正法も踏まえつつ、国は今後も、地方公共団体における再生可能エネルギーの導入計画策定とともに促進事業形成に向けた事業者の支援を行い、地域共生型再エネ導入を推進していきます。

また、これらの取組を強力に進めるため、地方環境事務所の地方局化を踏まえ、地域の脱炭素化のための支援体制についても強化を図るとともに、国の地方支分部局と地方自治体との連携を強化します。

2 多様な主体の参加による国土管理の推進

（1）多様な主体による国土の管理と継承の考え方に基づく取組

国土形成計画その他の国土計画に関する法律に基づく計画を踏まえ、持続可能で自然と共生した国土管理に向けて、環境負荷を減らすのみならず、生物多様性等も保全されるような施策を進めていきます。例えば、生物多様性の保全や回復のための民間活動の促進、森林、農地、都市の緑地・水辺、河川、海等を有機的につなぐ広域的な生態系ネットワークの形成、森林の適切な整備・保全、集約型都市構造の実現、環境的に持続可能な交通システムの構築、生活排水処理施設や廃棄物処理施設を始めとする環境保全のためのインフラの維持・管理の促進、脱炭素化に向けた対応及び気候変動適応等に取り組めます。

特に、管理の担い手不足が懸念される農山漁村においては、持続的な農林水産業等の確立に向け、鳥獣被害対策、農地・森林・漁場の適切な整備・保全を図りつつ、経営規模の拡大や効率的な生産・加工・流通体制の整備、多様な地域資源を活用して付加価値を創出する取組、人材育成等の必要な環境整

備、環境保全型農業の取組等を進めるとともに、森林、農地等における土地所有者等、NPO、事業者、コミュニティ等多様な主体に対して、環境負荷を減らすのみならず、生物多様性等も保全されるような国土管理への参画を促します。

ア 多様な主体による森林整備の促進

国、地方公共団体、森林所有者等の役割を明確化しつつ、地域が主導的役割を発揮でき、現場で使いやすく実効性の高い森林計画制度の定着を図り、適切な森林施業を確保します。なお、自然的・社会的条件が悪く林業に適さない場所に位置する森林については、公的主体による森林整備を推進します。さらに、多様な主体による森林づくり活動の促進に向け、企業等と森林をつなぐ手法の整理や人材育成を推進します。

イ 環境保全型農業の推進

環境保全型農業を推進するため、土づくりや化学的に合成された肥料及び農薬の使用低減に資する技術、効率的、効果的な施肥や防除方法を普及するなどの取組を進めます。

(2) 国土管理の理念を浸透させるための意識啓発と参画の促進

国民全体が国土管理について自発的に考え、実践する社会を構築するため、持続可能な開発のための教育（ESD）の理念に基づいた環境教育等の教育を促進し、国民、事業者、NPO、民間団体等における持続可能な社会づくりに向けた教育と実践の機会を充実させます。

また、地域住民やNPO、企業など多様な主体による国土管理への参画を促し、市町村管理構想・地域管理構想の全国展開等による、人口減少下に適応した国土利用・管理の推進、地域活動の体験機会の提供のみならず、多様な主体間の情報共有のための環境整備、各主体の活動を支援する中間組織の育成等、環境の整備等を行います。

ア 森林づくり等への参画の促進

森林づくり活動のフィールドや技術等の提供等を通じて多様な主体による国民参加の森林づくりを促進するとともに、健康・観光・教育等の多様な分野で森林空間を活用して新たな雇用と収入機会を生み出す「森林サービス産業」や企業による森林づくり活動など、人と森林の関係を深めるとともに、林業と相まって森林所有者に利益を生み出し、豊かな森林づくりにつなげる「森業」や、地域の森林資源の活用や森林の適切な整備・保全につながる「木づかい運動」等を推進します。

イ 公園緑地等における意識啓発

公園緑地等において緑地の保全及び緑化に関する普及啓発の取組を展開します。

3 持続可能な地域づくりのための地域資源の活用と地域間の交流等の促進

(1) 地域資源の活用と環境負荷の少ない社会資本の整備・維持管理

地方公共団体、事業者や地域住民が連携・協働して、地域の特性を的確に把握し、それを踏まえながら、地域に存在する資源を持続的に保全、活用する取組を促進します。また、こうした取組を通じ、地域のグリーンイノベーションを加速化し、環境の保全管理による新たな産業の創出や都市の再生、地域の活性化も進めます。

ア 地域資源の保全・活用と地域間の交流等の促進

社会活動の基盤であるエネルギーの確保については、東日本大震災を経て自立・分散型エネルギーシステムの有効性が認識されたことを踏まえ、モデル事業の実施等を通じて、地域に賦存する再生可能エ

エネルギーの活用、資源の循環利用を進めます。なお、これらの再生可能エネルギーの導入に当たっては、景観や生態系、温泉等の自然資本への影響を回避・低減した上で、地域における円滑な合意形成が必要となるため、科学的データの収集・調査等を通じた地域共生型の資源・エネルギーの活用を推進します。

都市基盤や交通ネットワーク、住宅を含む社会資本のストックについては、高い環境性能等を備えた良質なストックの形成を図るとともに、長期にわたって活用できるよう適切な維持・更新を推進します。緑地の保全及び緑化の推進について、国が定める「緑の基本方針」や地方公共団体が定める「緑の広域計画」、「緑の基本計画」等に基づく地域の各主体の取組を支援していきます。

また、農山漁村が有する食料供給や国土保全の機能を損なわないような適切な土地・資源利用を確保しながら地域活性化につながる再生可能エネルギーの導入を推進するほか、持続可能な森林経営、木質バイオマス等の森林資源の多様な利活用、農業者や地域住民が共同で農地・農業用水等の資源の保全管理を行う取組を支援します。

さらに、地域の文化・歴史や森林、景観など農林水産物をはじめとする多様な地域資源も活用し、農林漁業者はもちろん、地元の企業等も含めた多様な主体の参画による付加価値の創出やエコツーリズム等、地域の文化、自然とふれあい、保全・活用する機会を増やすための取組を進めるとともに、都市と農山漁村等、地域間での交流や広域的なネットワークづくりも促進していきます。

イ 地域資源の保全・活用の促進のための基盤整備

これらの施策を推進するため、情報提供、制度整備、人材育成等の基盤整備にも取り組んでいきます。情報提供に関しては、多様な受け手のニーズに応じた技術情報、先進事例情報、地域情報等を分析・提供し、他省庁とも連携し、取組の展開を図ります。制度整備に関しては、地域の計画策定促進のための基盤整備により、地域内の各主体に期待される役割の明確化、主体間の連携強化を推進するとともに、持続可能な地域づくりへの取組に伴って発生する制度的な課題の解決を図ります。また、地域の脱炭素化事業への投融資を促進するため、脱炭素化支援機構によるリスクマネーの供給を通じて民間投資の拡大を図るとともに、グリーンボンド等を活用した資金調達・投資の促進等を引き続き行っていきます。人材育成に関しては、学校や社会におけるESDの理念に基づいた環境教育等の教育を通じて、持続可能な地域づくりに対する地域社会の意識の向上を図ります。また、NPO等の組織基盤の強化を図るとともに、地域づくりの政策立案の場への地域の専門家の登用、NPO等の参画促進、地域の大学など研究機関との連携強化等により、実行力ある担い手の確保を促進します。

ウ 森林資源の活用と人材育成

中大規模建築物等の木造化、住宅や公共建築物等への地域材の利活用、木質バイオマスの活用等による環境負荷の少ないまちづくりを推進します。また、地域の森林・林業を牽引する森林総合監理士（フォレストー）、持続的な経営プランを立て、循環型林業を目指し実践する森林経営プランナー、施業集約化に向けた合意形成を図る森林施業プランナー、伐採や再造林、路網作設等を適切に行える現場技能者を育成します。

エ 災害に強い森林づくりの推進

豪雨や地震等により被災した荒廃山地の復旧・予防対策や海岸防災林等の整備強化による津波・風害の防備など、災害に強い森林づくりの推進により、地域の自然環境等を活用した生活環境の保全や社会資本の維持に貢献します。

オ 景観保全

景観に関する規制誘導策等の各種制度の連携・活用や、各種の施設整備の機会等の活用により、各地域の特性に応じ、自然環境との調和に配慮した良好な景観の保全や、個性豊かな景観形成を推進しま

す。

カ 歴史的環境の保全・活用

古都保存、史跡名勝天然記念物、重要文化的景観、風致地区、歴史的風致維持向上計画等の各種制度を活用し、歴史的なまちなみや自然環境と一体をなしている歴史的環境の保全・活用を図ります。

(2) 地方環境事務所における取組

地域の行政・専門家・住民や各省庁の地方支分部局等と協働しながら、地域における脱炭素の取組支援、資源循環政策の推進、気候変動適応等の環境対策、生物多様性の保全、国立公園の保護と利用の推進、自然環境保全のための施設整備、希少種・野生鳥獣・外来種等の野生生物の保護管理、また東日本大震災からの被災地の復興・再生について、地域の実情に応じた環境保全施策の展開に努めます。

4 環境教育・ESD 及び協働取組の推進

(1) あらゆる年齢階層に対するあらゆる場・機会を通じた環境教育及びESDの推進

持続可能な社会づくりの担い手育成は、全ての大人や子供に対して、あらゆる場において、個人の変容と社会や組織の変革を連動的に支え促すことを目的に推進することが重要です。このため、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）及び同法に基づく環境教育等基本方針（2024年5月変更閣議決定）のほか、「我が国における『持続可能な開発のための教育（ESD）』に関する実施計画（第2期ESD国内実施計画）」（2021年5月決定）等を踏まえ、環境教育及びESDを推進します。

学校においては、学習指導要領等に基づき、持続可能な社会の創り手として必要な資質・能力等を育成するため、環境教育等の取組を推進します。また、ユネスコスクールによるネットワークを活用した交流等の促進や、学校施設が環境教育の教材としても活用されるよう、環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備を推進します。さらに、学校全体として、発達段階に応じて教科等横断的な実践が可能となるよう、関係省庁が連携して、教員等に対する研修や教材等の提供等に取り組みます。加えて、家庭、地域、職場等においては、関係府省が連携して、自然体験活動その他の多様な体験活動への参加の機会の拡充を図ります。

環境教育の推進に当たっては、体験活動を通じた学びに加え、ICTの活用、多様な主体同士の対話や協働を通じた学びの充実を図ります。また、「体験の機会の場」等を通じた質の高い環境学習拠点の充実や幅広い場での環境教育の推進を図るほか、研修の機会の提供等を通じて自発的な取組を促進していくとともに、ウェブサイト等により優良事例を積極的に発信します。

また、これらの取組を推進するために、ESD活動支援センター等の中間支援機能の充実を図り、その活用を促進します。

このほか、国連大学が実施する世界各地でのESDの地域拠点（RCE）の認定、アジア太平洋地域における高等教育機関のネットワーク（ProSPER.Net）構築、また、国連大学大学院学位プログラム「パリ協定専攻」におけるカリキュラムの開発・実施への支援を通して、引き続き、ESDの提唱国として、持続可能な社会の創り手を育成するESDを推進していきます。

(2) 持続可能な地域づくりに向けた対話を通じた協働取組の推進

多様な主体の参加によるパートナーシップを前提とした効果的な協働取組を通じて主体同士が学び合うことにより、地域コミュニティの対応力や課題解決力を高めていくことが可能です。すなわち、パートナーシップの充実・強化は、人づくり、地域づくりにも資するものであり、持続可能な地域づくりのためには、住民、民間団体、事業者、行政等による対話を通じた協働取組が重要です。

このため、地球環境パートナーシッププラザや地方環境パートナーシップオフィスを拠点とし、先進

事例の紹介や各主体間の連携促進のための意見交換会の開催のほか、民間団体等の政策形成機能の強化や、自立した地域づくりへの伴走支援等に努め、世代や立場、分野を超えた環境教育や協働取組の促進を行います。また、これらの組織で培った中間支援機能に関する豊富な知見や経験を、地域等で中間支援組織となり得る様々な組織・団体に共有することを促すことにより、地域等の特性に合った協働取組を通じた地域づくり、人づくりを促進します。

第6節 環境情報の整備と提供・広報の充実

1 EBPM推進のための環境情報の整備

政府（国、地方公共団体等）、市場（企業等）、国民（市民社会、地域コミュニティを含む。）の共進化には、環境情報の充実、公開が基盤となります。このため、企業の経営や活動に関する環境情報（例：気候変動や自然関連の財務情報、サプライチェーン全体でのGHG排出量）や、地域計画・国土利用に関する環境情報（例：再生可能エネルギー導入ポテンシャル・生態系情報）等について、見える化し、各主体が利用可能な形に整備します。また、これらの環境情報に加え、環境関連の統計情報については、「統計改革推進会議最終取りまとめ」（2017年5月統計改革推進会議決定）及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」（2023年3月閣議決定）等に基づき、客観的な証拠に基づく政策の立案（EBPM）に資するよう、環境行政の政策立案に必要な統計データ等の着実な整備を進めるとともに、統計ユーザー等にとってアクセスしやすく、利便性の高いものとなるよう、ユーザー視点に立った統計データの改善・充実を進めます。

2 利用者ニーズに応じた情報の提供

国、地方公共団体、事業者等が保有する官民データの相互の利活用を促進するため、「オープンデータ基本指針」（2017年5月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定 2024年7月改正）等に基づき、環境情報に関するオープンデータの取組を強化します。また、各主体のパートナーシップを充実・強化し、市民の環境政策への参画や持続可能なライフスタイルへの転換等を促進するため、情報の信頼性や正確性を確保しつつ、SNSやAI等のデジタル技術を活用しながら、いつでも、どこでも、分かりやすい形で環境情報を入手できるよう、利用者のニーズに応じて適時に利用できる情報の提供を進めます。加えて、「デコ活」による脱炭素型の製品・サービスに関する情報提供等を通じ、消費者の行動変容を促します。

3 利用可能な最良の客観的な証拠に基づく政策立案の実施

政策立案の根拠としては、ランダム化比較試験等の頑健な効果検証の手法により得られた、因果関係の確からしい科学的知見等の客観的な証拠を参照することが望まれます。上記の環境情報の整備や提供に当たっては、証拠としての質（エビデンスレベル）に留意することとします。一方で、常に質の高い証拠が得られるとは限らないため、そのような場合においては、根拠が得られた諸条件や内的及び外的妥当性等に留意しつつ、その時点で得られる最良の客観的な証拠（Best Available Evidence）を踏まえるとともに、「予防的な取組方法」の考え方に基づいて政策を立案します。

1 環境影響評価制度の在り方に関する検討

建替事業を対象とした環境影響評価手続の見直しと環境影響評価図書の継続公開に関する規定の新設等が盛り込まれ、2025年6月に成立・公布された環境影響評価法の一部を改正する法律（令和7年法律第73号）の施行に向け、建替事業の要件や具体的な運用等の技術的な事項の整理・検討を行います。

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）に基づき実施される洋上風力発電事業に係るより適正な環境配慮の確保を可能とするため、2025年6月に成立・公布された海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第59号）を踏まえ、新制度に関する具体的な運用等を進めます。

2 質の高い適切な環境影響評価制度の施行に資する取組の展開

環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づき、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について適切な審査の実施を通じた環境保全上の配慮の徹底を図ります。また、地方公共団体の環境影響評価条例と連携することで、環境影響評価法の適正な施行を行います。さらに、環境影響評価の実効性を確保するため、報告書手続等を活用し、環境大臣意見を述べた事業等について適切なフォローアップを行います。

環境影響評価の信頼性の確保や質の向上に資することを目的として、引き続き、調査・予測等に係る技術手法の情報収集・普及や必要な人材育成に取り組むとともに、国・地方公共団体等の環境影響評価事例や制度等の情報収集・提供を行います。また、「環境アセスメントデータベース“EADAS（イーダス）”」を通じた地域の環境情報の提供等に取り組みます。

第8節 環境保健対策

1 リスクコミュニケーションを通じた放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策

原子力災害に起因した放射線に関する健康管理・健康上の不安のケアについては、被ばく線量の把握・評価、放射線の健康影響調査研究、福島県の県民健康調査とその対象者の支援及び放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターによる支援等の取組を継続して実施するとともに、放射線の健康影響に関する誤解から生じる差別をなくすための情報発信を積極的に行います。

2 健康被害の補償・救済及び予防

(1) 被害者の補償・救済

ア 公害健康被害補償

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）に基づき、汚染者負担の原則を踏まえつつ、被認定者に対する補償給付や公害保健福祉事業を安定的に行い、その迅速かつ公正な救済を図ります。

イ 水俣病対策の推進

水俣病対策については、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年法律第81号）等を踏まえ、全ての被害者の方々や地域の方々が安心して暮らしていけるよう、関係地方公共団体等と協力して、補償や医療・福祉対策、地域の再生・融和等を進めていきます。

ウ 石綿健康被害の救済

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）に基づき、石綿による健康被害に係る被害者等の迅速な救済を図ります。また、2023年6月に取りまとめられた中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会の報告書を踏まえ、石綿健康被害救済制度の運用に必要な調査や更なる制度周知等の措置を講じていきます。

(2) 被害等の予防

大気汚染による健康被害の未然防止を図るため、大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査を実施します。また、独立行政法人環境再生保全機構に設けられた基金により、調査研究等の公害健康被害予防事業を実施します。

環境を経由した健康影響を防止・軽減するため、花粉症、熱中症、黄砂、電磁界、紫外線等について、予防方法等の情報提供及び普及啓発を実施します。

熱中症対策については、「熱中症環境保健マニュアル」等、熱中症対策に関する各種ガイドライン、普及啓発資料の作成・周知、熱中症予防情報サイト等による各種情報発信を通じて、地方公共団体、事業者、国民の熱中症予防行動の促進・強化に取り組みます。

花粉症については、2023年5月の花粉症に関する関係閣僚会議で決定された「花粉症対策の全体像」に基づき、政府一体で取組を進めます。

第9節 公害紛争処理等及び環境犯罪対策

1 公害紛争処理等

(1) 公害紛争処理

近年の公害紛争の多様化・増加に鑑み、公害に係る紛争の一層の迅速かつ適正な解決に努めるため、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づき、あっせん、調停、仲裁及び裁定を適切に実施します。

(2) 公害苦情処理

住民の生活環境を保全し、将来の公害紛争を未然に防止するため、公害紛争処理法に基づく地方公共団体の公害苦情処理が適切に運営されるよう、適切な処理のための指導や情報提供を行います。

2 環境犯罪対策

産業廃棄物の不法投棄を始めとする環境犯罪に対する適切な取締りに努めるとともに、社会情勢の変化に応じて法令の見直しを図るほか、環境犯罪を事前に抑止するための施策を推進します。

